

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

令和 7 年 2 月 2 8 日 開 議

令和 7 年 3 月 2 4 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 1 号）

令和 7 年 2 月 2 8 日 金曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月28日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
3 番 中 平 麻 衣
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 5 番 利 根 健 二
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 小 松 紀 夫

欠席の議員

8 番 小 松 孝

1 0 番 比 与 森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長 依 光 晃一郎
副 市 長 村 上 真 祥
総 務 課 長 竹 崎 澄 人
企 画 財 政 課 長 黍 原 美貴子
定 住 推 進 課 長 小 松 伯 聖
防 災 対 策 課 長 中 川 英 斉
税 務 収 納 課 長 猪 野 高 廣
高 齢 介 護 課 長 中 山 繁 美
福 祉 事 務 所 長 野 邑 裕 永
市 民 保 険 課 長 萩 野 貴 子
健 康 推 進 課 長 宗 石 こずゑ

建 設 課 長 野 村 文 紀
農 林 課 長 川 島 進
商 工 観 光 課 長 門 脇 正 人
環 境 課 長 依 光 伸 枝
管 財 課 長 三 谷 恵 司
ふれあい交流センター所長 原 美和子
会計管理者兼会計課長 明 石 清 美
《香北支所》
支 所 長 石 元 幸 司
《物部支所》
支 所 長 片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者 宮 地 憲 一
教 育 次 長 中 山 泰 仁

教 育 振 興 課 長 一 圓 まどか
生涯学習振興課長 小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和 田 雅 充

上 下 水 道 局 長 西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 今 井 沙 織
議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

議案第	6 号	令和 7 年度香美市一般会計予算
議案第	7 号	令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第	8 号	令和 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第	9 号	令和 7 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第	10 号	令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	11 号	令和 7 年度香美市水道事業会計予算
議案第	12 号	令和 7 年度香美市簡易水道事業会計予算
議案第	13 号	令和 7 年度香美市下水道事業会計予算
議案第	14 号	令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号）
議案第	15 号	令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 12 号）
議案第	16 号	令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 6 号）
議案第	17 号	令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
議案第	18 号	令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第	19 号	香美市手話言語条例の制定について
議案第	20 号	香美市動物愛護基金条例の制定について
議案第	21 号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	22 号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	23 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	24 号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	25 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	26 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	27 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	28 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	29 号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關す

		る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第	34号	市有財産の無償貸付けについて
議案第	35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
議案第	36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
議案第	37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
議案第	38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第	39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について
議案第	40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第	41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
議案第	42号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
同意第	2号	農業委員会委員の任命について
同意第	3号	農業委員会委員の任命について
同意第	4号	農業委員会委員の任命について
同意第	5号	農業委員会委員の任命について
同意第	6号	農業委員会委員の任命について
同意第	7号	農業委員会委員の任命について
同意第	8号	農業委員会委員の任命について
同意第	9号	農業委員会委員の任命について
同意第	10号	農業委員会委員の任命について
同意第	11号	農業委員会委員の任命について
同意第	12号	農業委員会委員の任命について
同意第	13号	農業委員会委員の任命について
同意第	14号	農業委員会委員の任命について
同意第	15号	農業委員会委員の任命について
同意第	16号	農業委員会委員の任命について
同意第	17号	農業委員会委員の任命について
同意第	18号	農業委員会委員の任命について
同意第	19号	農業委員会委員の任命について

同意第 20 号 農業委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 日目 日程第 1 号)

令和 7 年 2 月 28 日 (金) 午前 9 時開議

日程第 1 審議期間の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 報告第 2 号 香美市国民保護計画の変更について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第 4 議案第 6 号 令和 7 年度香美市一般会計予算

日程第 5 議案第 7 号 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算

日程第 6 議案第 8 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算

日程第 7 議案第 9 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 予算

日程第 8 議案第 10 号 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 11 号 令和 7 年度香美市水道事業会計予算

日程第 10 議案第 12 号 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計予算

日程第 11 議案第 13 号 令和 7 年度香美市下水道事業会計予算

日程第 12 議案第 14 号 令和 6 年度香美市一般会計補正予算 (第 11 号)

日程第 13 議案第 15 号 令和 6 年度香美市一般会計補正予算 (第 12 号)

日程第 14 議案第 16 号 令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 6 号)

日程第 15 議案第 17 号 令和 6 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)

日程第 16 議案第 18 号 令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 17 議案第 19 号 香美市手話言語条例の制定について

日程第 18 議案第 20 号 香美市動物愛護基金条例の制定について

日程第19	議案第	21号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	22号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	23号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第32	議案第	34号	市有財産の無償貸付けについて
日程第33	議案第	35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第34	議案第	36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第35	議案第	37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第36	議案第	38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第37	議案第	39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について
日程第38	議案第	40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第39	議案第	41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第40	議案第	42号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第41	同意第	2号	農業委員会委員の任命について

日程第42	同意第	3号	農業委員会委員の任命について
日程第43	同意第	4号	農業委員会委員の任命について
日程第44	同意第	5号	農業委員会委員の任命について
日程第45	同意第	6号	農業委員会委員の任命について
日程第46	同意第	7号	農業委員会委員の任命について
日程第47	同意第	8号	農業委員会委員の任命について
日程第48	同意第	9号	農業委員会委員の任命について
日程第49	同意第	10号	農業委員会委員の任命について
日程第50	同意第	11号	農業委員会委員の任命について
日程第51	同意第	12号	農業委員会委員の任命について
日程第52	同意第	13号	農業委員会委員の任命について
日程第53	同意第	14号	農業委員会委員の任命について
日程第54	同意第	15号	農業委員会委員の任命について
日程第55	同意第	16号	農業委員会委員の任命について
日程第56	同意第	17号	農業委員会委員の任命について
日程第57	同意第	18号	農業委員会委員の任命について
日程第58	同意第	19号	農業委員会委員の任命について
日程第59	同意第	20号	農業委員会委員の任命について

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、村田珠美君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

厳しい寒さが続いておりましたが、ここ数日は暖かさを増してまいりました。三寒四温を繰り返しながら、春は間近までやってきております。議員各位、執行部の皆様には、年度末を控え何かと御多忙の折、令和7年3月定例会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年秋の衆議院議員総選挙で与党が少数となりました。令和7年度予算案の国会審議などで野党の協力を得ようと、年収の壁の引上げについて3党協議で譲歩を重ねてきましたけれども、協議は暗礁に乗り上げたようでございます。しかしながら、一方で、他の野党との協議の中で、高校授業料無償化や社会保険料の負担軽減策などで合意いたしました。このことによりまして、少数与党政権にとって前半国会の最大関門でございました令和7年度予算案は、修正され、成立するめどが立ったようでございますが、今後も、少数与党による厳しい政権運営が続くことが予想されます。

ところで、本市におきましては、連続テレビ小説「あんぱん」の放送を目前に控え、高揚感と緊張感の日々を迎えております。渋滞対策、駐車場の確保、飲食の充実、トイレ不足の解消など、オーバーツーリズム対策が機能するのか、議会としても注視していかなければならないと考えております。

さて、本定例会議に市長から提出されている議案は、令和7年度香美市一般会計予算をはじめ、議案37件、同意19件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。なお、今定例会議から新たな議場システムが運用されますが、3月定例会議直前の運用開始となりましたことから、御迷惑をおかけすることがあるかもしれません。あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

結びに、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たり私の御挨拶といたします。

報告します。8番、小松孝君、10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、2月25日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんから協議結果報告書

が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から３月２４日までの２５日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から３月２４日までの２５日間と決定しました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしました予定表のとおりでございます。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、香美市議会会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、６番、森田雄介君、７番、村田珠美さんを指名いたします。両名はよろしく願いいたします。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、香美市国民保護計画の変更について、報告第２号の報告、また、地方自治法第１８０条の規定による専決処分事項について、報告第３号、報告第４号の報告がありました。

次に、監査委員から、財政援助団体等監査結果報告書、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第３、報告第２号、香美市国民保護計画の変更についてから、日程第４０、議案第４２号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてまで及び、日程第４２、同意第３号、農業委員会委員の任命についてから、日程第５９、同意第２０号、農業委員会委員の任命についてまで、以上５８件を一括議題とします。

行政の報告及び、報告第２号から議案第４２号まで及び、同意３号から同意第２０号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和６年香美市議会定例会３月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、教育長の不在問題についてです。

教育長の選任につきましては、香美市の教育委員４人の承諾を得てからの議会提案という慣例に従い、御承認を得るべく御説明を続けておりましたが、令和６年中の合意に至らなかったことから、市民の皆様へ御説明すべく、１月１９日に住民説明会を開催いたしました。説明会では、隠し事なく責任を持ってお答えしたいということで、録音、

録画、写真の撮影を自由といたしました。この説明会は、私が主催したものであり、開催について市役所は一切関わっておりませんが、内容について、この場で御報告させていただきたいと思います。

これまで、私は、市長と教育委員の皆様との確執が広く世に知られるのは、香美市のイメージダウンであり、今後の教育委員の皆様との意思疎通にもマイナスになると考え、表立っての批判は避けておりました。しかし、今回の説明会では、将来の香美市をよりよくすべく、教育委員会改革という言葉も使って、遠慮せずにお話をさせていただきました。

私は、これまで国や他県も含む多くの自治体の皆様方から、今回の問題についての御意見をお聞きする機会がありましたが、いただいたお声を踏まえて私なりに考えてみますに、香美市教育委員4人の皆様は、法改正以前の古い体質を引きずっていると思うに至っております。

平成27年4月に行われた国の法改正により、新たな教育委員会制度がスタートしました。この法改正は、平成23年に大津市においていじめにより生徒が自殺するという痛ましい事故があり、社会問題となったことが契機となっております。私なりに調べてみますと、市長部局が事故の原因究明を進めようとしたが、教育委員会の独立した組織体系により阻まれたという反省があり、閉鎖的かつ教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向があり、地域住民の意向を十分に反映していないことなどが課題とされ、法改正がなされたと解説されております。

私は、教育委員の皆様が、教育長は義務教育の経験者でなければならないという考え方に固執され、教育長は教育委員が決めるものという、まさに法改正以前の閉鎖的な考え方をいまだにお持ちなのであれば、ここで認識を改めていただく必要があると考えております。それが、私の言う教育委員会改革です。

そもそも、法改正で教育長の任期が3年になった理由は、市長が4年の任期中に1回は教育長を選任する機会を持てるようにという趣旨であり、市長部局と教育委員会が一体となって行政を運営することを求めています。教育委員の皆様方は、市長が教育長を選任するという仕組みに不満を持っておられるようですが、市長が自らの責任と判断によって教育長にふさわしい方を候補者として選び、議会の同意を得て選任することが、政治的な介入には当たらないことは自明です。昨年5月に私が教育長を新たに選任するに当たり、教育委員4人が連名で、選任の議案を提案する権限を持つ市長と、議案に同意する権限を持つ議会の長である議長に対して、教育長の選任について要望書を出されたことは、法の趣旨に反するものであり、私の説明会に参加された市民からは、教育委員の皆様方の要望書について不信感を持つという意見がありました。このように、教育委員の皆様が市民から不信を抱かれる状況は、香美市教育委員会にとってマイナスであり、この不信感を払拭するような努力をしていただきたいと思います。

もちろん、説明会の中では、私へのリコールを呼びかける意見が出るなど、厳しい御

意見も少なからずいただいております。しかし、リコールに反対し、私に賛同してくださる方がマイクを握ってくださるなど、全体としてみれば、私の考え方に御理解いただいた方が多いと感じております。そして、説明会に参加された方の多くが、教育委員の皆様がなぜ私の提案に反対しているのか、直接聞いてみたいとお話をされておりました。教育委員の皆様には、教育行政に住民の意見を反映するという本来の役割を改めて御認識いただき、早期に御要望にお応えいただけるようお願いいたします。教育委員の皆様が、教育委員の本来の目的である、広く地域住民の意向を反映していただくべく、住民の御意見を聞いていただいた後に改めて協議を再開させていただければ、おのずと早期の合意に至るのではと思っております。

市長と教育委員の皆様がしっかりと意思疎通をすることは、香美市のまちづくりを長い目で見たときに、とても重要であると私は考えております。保護者や住民の皆様方には引き続きの御心配をおかけしますが、解決に向けてもう少しお時間をいただければと思っております。

次に、香美市の将来について、私が今考えることとお話いたします。

香美市は、令和8年3月で合併20周年を迎えます。合併時に3万人を若干超えていた人口は、現在、2万5,000人を割り込み、少子高齢化が進行しております。特に、令和6年の出生数は83人となり、今後の市政運営を考えたときに、スピード感を持って人口減少対策に取り組まなければ、財政的な面でも厳しくなると考えております。10月には国勢調査がありますが、この調査は、国からの交付税に大きな影響を与えることから、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送というチャンスも生かし、4月からスタートする、引っ越し祝k a m i c a（カミカ）マネー付与事業の取組を効果的に行うなど、移住者を増やすための施策に取り組んでまいります。

併せて、今年12月5日にJR土佐山田駅が開業100周年を迎えます。JR四国によりまして記念事業も計画されており、アンパンマン列車が走り、アンパンマンバスの始発駅となっている土佐山田駅を、しっかりPRしてまいります。

次に、市政運営における3つのビジョンから、1つ目の「人づくり・人が輝く香美市」についてです。

2月15日に「よってたかって生涯学習フォーラム」が開催されました。今年もお天気に恵まれ、約3,800人の方々が集まりました。この事業は、新たな企画や効果的なPRにより来場者が増えたものと考えており、保育園・幼稚園児から、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人が一堂に会して実施する「探究のまち香美市」を体現した一大イベントに成長いたしました。また、昨年からスタートした「探究のまちk a m iプロジェクトアワード」において、7組の発表をお聞きしましたが、小学生グループ、中学生グループ、高校生グループ、そして、社会人と高校生の合同チーム、それぞれがすばらしい探究発表をしてくれました。この7組の発表者にはそれぞれ賞が贈られましたが、賞に優劣があるわけではありません。全ての発表者がすばらしい探求を行い、発

表してくれました。また、舞台発表を行ったグループだけではなく、多くの個人やチームの皆様が素晴らしい探究学習に取り組んで、ポスターセッションなどに御参加くださいました。「探究のまち香美市」というコンセプトの浸透を感じます。

私は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の見どころについて、やなせ先生が生涯学び続けられた姿を、ぜひ、見てほしいと、いろいろな場面でお話をさせていただいております。先生が人生を通じていろいろなお仕事にチャレンジされ、それぞれに成功を収められた背景には、生涯を貫く飽くなき探究心があったのだと私は考えております。

「探究のまち香美市」とは、日々の生活の中に学びを取り入れ、探究を楽しんでいる市民により日常生活を輝かせるまちづくりであり、子供たちだけではなく、大人も探究活動に取り組み、いろいろな世代が刺激を受け合いながら、人生を豊かにしていく取組だと考えております。行政としましては、市民が探究の成果を実際に行動に移す際には、提案型市民主役事業を活用いただくなど、市民のチャレンジを応援する市政に取り組んでまいります。

次に、2つ目の「絆づくり・多様な人と地域がつながる香美市」についてです。

私は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を機に、やなせ先生のことを多くの方々に改めて知っていただきたいと思っており、常々、やなせブームを起こしたいとお話をさせていただいております。そのために、やなせ先生が全国に残されたやなせキャラクターとの交流を深めたいと、私自身が計画して訪問活動を行っております。例えば、やなせ御夫妻が生活された新宿区には「新宿しんちゃん」というキャラクターがあり、区として大事に活用いただいております。昨年6月には、吉住新宿区長を御訪問させていただきました。また、「浦和うなこちゃん」を使ったまちづくりに取り組まれている、さいたま市の東京事務所や、「リンゴキッド」など多くのやなせキャラクターをお持ちのハウス食品グループ本社へ、昨年11月にお伺いさせていただきました。そして、今年に入ってから「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」を御活用いただいている法務省を訪問させていただき、鈴木馨祐法務大臣と杉浦人権擁護局長にも御挨拶をさせていただきました。今後とも、全国のやなせキャラクターを持つ自治体や企業とも連携しながら、やなせブームを起こすべく取組を進め、併せて、関係を深めた企業とのタイアップ企画や、香美市の知名度アップにつなげていきたいと考えております。

次に、3つ目の「夢づくり・新しい価値を創造する香美市」についてです。

この夢づくりについては、高知県の政策とも歩調を合わせ、香美市におけるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つについて、一步一步進めてまいります。

まず、デジタル化についてです。

香美市では、地域電子マネーk a m i c aを使い、地域経済の活性化に取り組んでおりますが、令和7年度は、新たにk a m i c aアプリにスタンプラリー機能を追加いたします。スタンプラリーの取組は、市民にとって、これまで行ったことのないお店を利用するきっかけとなり、香美市の魅力を再発見することにつながります。また、事業者

にとりまして、このスタンプラリー効果で、新たな顧客を獲得する機会や新規出店及び創業への意欲が高まるなど、香美市独自の新規事業支援策にもなります。ほかにも、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送というチャンスを生かすなど、いろいろなアイデアで香美市のデジタル化に取り組んでまいります。

次に、グリーン化についてです。

香美市は豊かな森林資源を持ち、2つの森林組合、県の森林技術センター、高知県立林業大学校、また、第29回全国植樹祭が行われた甫喜ヶ峰森林公園など、林業や山の恵みに関わる多くの施設があり、グリーン化に向けた施策を行う際には、全国的に見ても恵まれた環境だと考えております。市内の小・中・高等学校では、子供たちがSDGsに根差した環境学習や世界的な環境問題を探究のテーマとするなど、香美市の恵まれた環境を生かして学習してくれております。そこで、香美市では来年度から新たに、市民と一緒に森林整備を行うための「かみんぐ future つなぐ森公募事業」をスタートさせます。この取組は、自ら林業作業を行う方の安全防具や特殊伐採装具などの導入支援、また、自治会を対象とした里山周辺の森林整備への支援を重点的に行います。里山の森林整備は、水源涵養や土砂流出を防ぐ観点からも重要であり、よい景観が形成されると香美市の魅力向上という効果も生まれます。香美市民とともに香美市の自然環境をよくする取組に取り組んでまいります。

次に、グローバル化についてです。

人口減少が進む日本では、労働者不足を補うために外国人労働者を増やしてきており、香美市におきましても外国人住民が増加してきております。香美市役所においても、庁舎を訪れる外国人に対してサポート体制を充実できるよう検討しているところです。また、4月13日には大阪・関西万博が開幕しますが、日本を訪れる外国人観光客の増加が見込まれており、香美市におきましても、龍河洞などの観光地への外国語パンフレットや案内板の設置など、一定の対応を行ってきました。今後も、来ていただいた外国人観光客の皆様、リピーターになっていただけるよう取り組んでまいります。そして、外国人を含む地域住民同士が日本語の学習を通じて交流し、相互に理解を深めることで尊重し合える地域となることを目指して、「かみしにほんごサロン（仮称）」という取組をスタートさせます。そのために、香美市の方に日本語ボランティアになってもらうための養成講座を3月に開校いたします。これからの日本や香美市にとって決して避けられないグローバル化の流れを、むしろ追い風とすべく、香美市民の協力も得ながら香美市らしいグローバル化に取り組んでまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてです。

令和7年度は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」によりまして、香美市の認知度は全国的に上がると思います。実際に、香美市を紹介してくれているやなせ先生に関する書籍が新たに出版されてきており、今後も、NHK出版より発売される、連続テレ

ビ小説「あんぱん」公式本など、放送開始に向けてさらに増えるのではと思います。やなせ先生のふるさと香美市に注目が集まることは間違いありません。そこで、この認知度向上を経済の活性化につなげるべく、やなせ先生や香美市にゆかりのある商品開発、ふるさと納税や県外のアンテナショップを活用した販路拡大につきまして、検討を進めております。

また、野菜につきましても、やなせ先生が作ってくださった「高知の野菜11人きょうだい」を活用した取組を進めております。2月20日、21日には、JA高知県香美地区トップセールスということで、濱田香南市長とともに、東京・名古屋・大阪に行っていました。それぞれの地域に高知野菜を扱う卸売会社が集まった組織があり、今回は、関西土佐会の皆様の段取りで、梅田阪神百貨店と近商ストアでJA高知県香美地区を主体とした高知県フェアを開催していただきました。両市が産地であるニラ、香南市のピーマン、メロン、スイカ、県内産の文旦やトマトなどの販売、そして、「高知の野菜11人きょうだい」の中から「にらのニラコさん・ピーマンのピーくん・メロンのメロさん」のスタンディ、分かりやすく言えばキャラの看板ですが、魅力的な売場をつくっていただいております。併せて、県のどっぴり高知旅キャンペーン推進委員会が作ってくれた「高知の野菜11人きょうだい」のシールを、香美市のパンフレットとともに店頭販売の場で配らせていただきました。子供が喜んで受け取ってくれたことから、親子連れのお客様としっかりお話しさせていただくなど、高知野菜を効果的にPRできたと思っております。また、高知県フェアを行っていただいた近商ストアは、近鉄グループの会社で、大阪・奈良・京都に36店舗、2023年度580億円の売上げを誇る企業です。近商ストアの上田社長とゆっくりと意見交換させていただいたのですが、今後のフェア開催にも前向きでした。上田社長と昨年のトップセールスでもお会いしており、協力的にお話をさせていただいております。今後も、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送期間中に高知県大阪事務所にも御協力いただいて、野菜だけではなく香美市のお土産物も含めて関西圏での販路拡大に取り組んでまいります。

そしてもう一つ、令和7年度に行う経済活性化策としまして、楠目地区で計画しております産業団地の整備につきましても、県との連携を深め、雇用の場をつくるべく、具体化させてまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

健康長寿のためには、よくかんでよく食べることが重要であり、歯と口の健康を保つことについての啓発活動を続けています。また、虫歯予防とフレイル予防につなげようと、子供から高齢者まで、ライフステージに合わせた歯科保健事業に長年取り組んでおります。昨年11月には、この事業に歯科衛生士として長年取り組まれてきた西岡仁子さんが、個人として歯科保健功労者表彰を受賞されました。西岡さんの御受賞は、香美市にとりましてもこれまでの取組が認められた成果だと、本当にうれしく思っております。今後とも知識の普及啓発と虫歯予防の推進に取り組んでまいります。

次に、基本政策３つ目の教育の充実です。

全国的に保育士不足が言われており、香美市においても、人員確保につきましては苦しい状況が続いております。この状況を何とかしたいと、昨年、香美市で運営している６園の保育士にアンケート調査を行い、実態調査をさせていただきました。若手保育士が辞めてしまうことがここ数年続いておりますが、アンケート調査の結果も踏まえて私なりに考えたときに、働き方改革が必要であるのではないかと思います。そこで、私自身が直接お話をお聞きしようと、３０代、４０代、５０代、園長先生と、年代別に４回のヒアリング機会を設けました。それぞれの年代と話をしてみて、若い年代と園長先生の年代では考え方にギャップがあると感じました。保育の在り方は時代に合わせて変わらざるを得ないと思いますし、組織マネジメントと働き方改革について取り組んでもらいたいという結論に達しました。令和７年度は、その基盤として、ＩＣＴシステムを導入させていただきたいと思っております。ＩＣＴシステムで全てが解決するわけではありませんが、業務改善のきっかけになればと思っております。今後とも、保育士の皆様にとって働きやすい職場環境となるよう意見交換を続け、よりよい保育園を目指して取り組んでまいります。

次に、基本政策４つ目の市民を守る災害対策についてです。

令和６年は、お正月の能登半島地震に始まり、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、香美市におきましても地震への備えにつきまして改めて考える機会となりました。香美市役所の使命は、何よりも市民の生命と財産を守ることであり、地震から市民の命を守るべく、来年度は今年度以上に耐震改修を進められるよう、１００件分の予算を計上させていただきました。できるだけ早く耐震化率１００％が実現できるよう、啓発にも努めながら努力してまいります。

また、香美市における防災力の要は消防団であると思っております、順番に消防屯所も改修しているところですが、令和７年度は永野分団屯所を建て替えます。人口減少が進み、若手が少なくなっている現状ですが、地域の防災力維持のため、消防団員確保に向けても効果的なＰＲを検討するなど、できる限りの努力をしてまいります。

最後に、基本政策５つ目のインフラの充実と有効活用です。

いよいよ３月２９日に、ものべがわエリア観光博「ものべすと」が開幕いたします。この日に合わせてアンパンマンミュージアムがリニューアルオープンし、３月３１日にはＮＨＫ連続テレビ小説「あんぱん」の放送がスタートするということで、今後、香美市を訪れるお客様が爆発的に増えてくると考えます。特に、５月のゴールデンウィークは、多くのお客様が本市を訪れることが予想されるため、高知工科大学の交通計画の研究室に、渋滞の発生状況をシミュレーションしていただき、効果的な渋滞対策について検討したり、アンパンマンミュージアムのチケットを時間ごとの予約販売にして観光客の分散化に取り組むなど、一定の準備をしております。併せて、高知県中央東土木事務所には、アンパンマンミュージアム周辺の国道の舗装修繕や、横断歩道の更新、セ

ンターラインの引き直し、杉田から橋川野周辺にかけてのガードレール更新など、安全性向上のための工事を進めていただいております。また、県警にも渋滞対策のために信号のタイミングをきめ細かく調整していただくなど、御協力いただいております。オープニングとなる3月29日には、一般予約に先駆けて、アンパンマンミュージアムへ市内中学生以下の子供たちを特別内覧会に御招待するほか、観光博覧会「ものべすと」のイベントに向けて、多くのお客様が来てくださることと思います。29日の対応状況については、後日、分析、反省を行い、この結果を5月のゴールデンウィークの渋滞対策に生かすべく、臨時駐車場の運営やシャトルバスの効果的な利用など、継続的な改善に努めてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

香美市役所は駐車場が少なく、来庁される市民の皆様には御迷惑をおかけしてまいりました。また、会議室不足や南海トラフ地震に備えた整備など、新たな課題も生まれております。そこで、積年の課題を解決すべく、令和7年度には新西庁舎等の建設工事に着手します。この整備によりまして、市役所内の会議室不足が一定解消され、今後は、市民サービスを充実させるべく、業務改善や新たな課題の解決にも取り組んでまいります。また、新たなふれんどる一むに関しましても、子供たちが学びの楽しさに触れてもらえる機会を、これまで以上に充実させることができると考えております。

併せて、日曜市が開催されている南敷地の購入も昨年末に完了したことから、今後は、新たな計画づくりと建物の撤去を含めた整備に着手いたします。現状の日曜市の皆様には、4月からの当面は、市役所北側のひさし下で出店していただくことを予定しております。南敷地の整備が終わりましたら、日曜市の皆様だけではなく、新たな出店者も加われる形でスタートさせたいと思っております。これからも住民サービスを向上させるべく、市役所機能の充実に努めてまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

近年、中山間地域での鳥獣被害が増加し続けており、農産物の生産を諦めたという住民の悲痛な声まで届いております。いろいろな策を講じているところですが、やはり狩猟者を増やす取組が重要であると考えております。そこで、3月8日に日ノ御子河川公園キャンプ場にて、狩猟フェスタを開催いたします。本年度は、狩猟フォーラムへより多くの方に参加していただけるよう、リニューアルしての開催です。今回は、ジビエ料理の出店やアクセサリーの作成体験などの企画で、キャンプ場を会場に開催することから、楽しく狩猟の魅力について知っていただけるイベントになるのではないかと思います。また、くくりわなや箱わなの実演など、実践的な知識も学べるイベントです。今後も、中山間地域の生活を有害鳥獣から守るため、新たな狩猟者を増やすべく取り組んでまいります。

併せて、中山間地域での買物の機会を守るため、移動スーパーの支援として、車両の

更新費用も計上させていただいております。

また、昨年4月から設計、9月から改修工事を実施しておりました、奥物部ふるさと物産館が、自然豊かな奥物部湖を望む明るく開放的な施設として、4月にリニューアルオープンいたします。12月定例会議で議決いただきました、集落活動センター奥物部推進協議会が指定管理者に決定しており、レストランや体験メニューなど、物部町らしさを地域内外へアピールして、物部地域の活性化に努めていただけることになっております。ふるさと物産館のリニューアルも含め、今後も中山間地域の生活を守るためにいろいろな知恵を絞って努力してまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

本日、冒頭にもお話ししましたが、昨年生まれた赤ちゃんの数は、香美市全域で83人と過去最少であり、このことにつきましては、市役所としましても危機的な状況と考えております。そこで、新たに令和7年度から医療費無料を18歳までに年齢を引き上げ、そして、結婚時に御夫婦お一人ずつにkamicaマネーを5万円分付与いたします。また、4月2日以降に生まれた赤ちゃんで、3か月後も香美市に住んでくれていると、赤ちゃんにkamicaマネーを5万円分付与するという事業をスタートさせます。出生数にどれだけの効果があるかにつきましては正直未知数ではありますが、結婚や子育てに対して、香美市が応援していくという意気込みとして御理解いただければと思います。今後とも、財政的な制約はありますが、子育て支援策にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

やなせ先生は、ふるさと香北町を愛し、朴ノ木公園にお墓を造られ、御夫婦で眠られております。やなせ先生は、子供時代に香北町で遊んだ思い出が多くの作品に影響を与えたと語っており、そして、生涯忘れられなかったからこそ、多くの時間を過ごした東京ではなく、最終的にふるさとに戻られたのだと思います。香美市で育つ子供たちには、やなせ先生のように、子供時代によい思い出をたくさんつくってほしいと思います。そこで、子供たちに絶大な人気がある秦山公園のふわふわドームを、令和7年度に改修いたします。香美市内には小学生が遊ぶ場所が少ないとよく聞きますが、子供たちの体力づくりにもつながることから、庁内で話をしながら、安全に遊べる場所を増やすべく、検討していきたいと思っております。今後とも、子供たちにとっても楽しい香美市となるよう、努力してまいります。

このほか、スポーツの振興策として、社会体育施設の適切な修繕と、社会体育施設照明のLED化を進めています。利用者が少しでも快適に使えるよう、継続して維持管理を行ってまいります。

また、文化芸術の振興策として、香美市民の方が少しでも文化芸術に親しんでいただけるよう、令和7年3月29日から、やなせたかし記念館の入館料について、市民料金の設定をしております。多くの市民の方にやなせたかし記念館へ足を運んでいただき、

親しんでいただけたらと思います。

このほか、香美市立美術館についても、広く香美市民に親しんでいただくため、令和7年4月1日から、香美市民の入館料を無料といたしました。ぜひ、多くの市民の方々に来ていただいて、様々な文化に親しんでいただけたらと考えております。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

定住推進課からは、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、ふるさと納税についての2件。農林課からは、鳥獣対策事業について、木材住宅支援事業についての2件。農業委員会からは、農地法等による申請についての1件。建設課からは、工事関係について、治水対策についての2件。環境課からは、（仮称）嶺北香美ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書についての1件。教育振興課からは、姉妹都市交流事業についての1件。生涯学習振興課からは、成人式についての1件。消防課からは、令和6年の火災、救急及び救助出動件数について、新基準活動服の更新についての2件。詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。

次に、令和7年度一般会計予算の規模について御説明いたします。

本年度の歳入・歳出予算総額は216億6,000万円で、前年度予算総額203億9,400万円と比べて、12億6,600万円、6.2%の増となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比8.9%増、固定資産税が前年度比2.4%増、軽自動車税が前年度比0.3%減、たばこ税が前年度比0.2%減、入湯税が前年度比36.7%減等により、総額で27億5,143万7,000円、前年度比1億2,186万5,000円、4.6%の増、地方譲与税は前年度比11.6%の増、利子割交付金は前年度比27%の増、配当割交付金は前年度比63.4%の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比71.4%の増、法人事業税交付金は前年度比0.6%の増、地方消費税交付金は前年度比5.1%の増、ゴルフ場利用税交付金は前年度比1.6%の減、環境性能割交付金は前年度比14.9%の増となっています。

地方特例交付金は、個人住民税の定額減税に伴う減収補填の終了により2,159万5,000円、前年度比6,528万8,000円、75.1%減となっています。

普通交付税は、地方財政計画における物価高や人件費の増加を踏まえた対応などを考慮して64億円、前年度比5,000万円、0.8%増を計上しています。

繰入金につきましては、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金17億3,300万5,000円、前年度比2億6,118万7,000円、17.7%増、公債費の財源として普通交付税から控除される見込みの臨時財政対策債償還基金費相当額の減債基金繰入金4,574万3,000円、前年度比4,574万3,000円皆増等を計上し、基金繰入金の総額は19億9,592万4,000円、前年度比3億590万8,000円、18.1%増となっています。

市債については、庁舎建設事業や社会福祉事業等に伴う旧合併特例事業債12億

6,850万円、消防防災施設整備事業や児童福祉施設整備事業及び道路新設改良事業等に伴う過疎対策事業債11億4,160万円、過疎対策事業債（ソフト分）1億2,800万円、緊急防災・減災事業債1億8,760万円等により、総額で28億7,160万円、前年度比2億4,252万5,000円、9.2%増となっています。なお、交付税の振替財源としての臨時財政対策債は、国の制度創設以来、初めての新規発行額なしとなっております。前年度比1,657万5,000円皆減となっています。

歳出では、性質別に大別すると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が89億8,494万3,000円、前年度比3億370万7,000円、3.5%増、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）が41億2,879万円、前年度比5億6,607万円、15.89%増、その他の経費85億4,626万7,000円、前年度比3億9,622万3,000円、4.86%増となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が41.5%、投資的経費が19.1%、その他経費が39.4%となっています。

以上、令和7年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、本定例会議に提案します議案について説明いたします。

報告第2号は、香美市国民保護計画の変更についてです。

報告第3号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

報告第4号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第6号は、令和7年度香美市一般会計予算です。

議案第7号は、令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第8号は、令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第9号は、令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第10号は、令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第11号は、令和7年度香美市水道事業会計予算です。

議案第12号は、令和7年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第13号は、令和7年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第14号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第11号）です。

議案第15号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第12号）です。

議案第16号は、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）です。

議案第17号は、令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第18号は、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第 19 号は、香美市手話言語条例の制定についてです。

議案第 20 号は、香美市動物愛護基金条例の制定についてです。

議案第 21 号は、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 22 号は、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 23 号は、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 24 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 25 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号は、香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 31 号は、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 32 号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 33 号は、香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第 34 号は、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 35 号は、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてです。

議案第 36 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第 37 号は、小浜農産物直販直売所の指定管理者の指定についてです。

議案第 38 号は、高井多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 39 号は、中尾モノレールの指定管理者の指定についてです。

議案第 40 号は、大栃多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 41 号は、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 42 号は、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてです。

同意第 3 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 4 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 5 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 6 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 7 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 8 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 9 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 10 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 11 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 12 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 13 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 14 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 15 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 16 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 17 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 18 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 19 号は、農業委員会委員の任命についてです。

同意第 20 号は、農業委員会委員の任命についてです。

以上、令和 7 年度香美市一般会計予算など、報告 3 件、議案 37 件、同意 18 件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で、行政の報告及び、報告第 2 号から議案第 42 号まで、及び、同意第 3 号から同意第 20 号までの提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 2 号について質疑を行います。質疑はありますか。

12 番、笹岡優君。

○12 番（笹岡優君） 今回の改定に至った背景、なぜ改定したのか。それから、これを見ますと、全体 102 ページのうちの 56 ページの内容が、武力攻撃事態等への対処が前面になっているわけですね。ですから、この辺の背景等も含めて、どのセクションでこれをまとめたのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

この変更に至った経緯なんですけれども、資料もつけさせてもらっていますが、一番最後の 4 枚目のところに、変更の主な概要があります。変更の理由としましては、この 3 点に書いてありますとおりです。

それと、どこが主になってやったかという、防災対策課でやらせてもらいました。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この中を見たら、敵国とかを含めて書いていますね、言葉が。それから、船舶も入っています。これは国のマニュアルに沿ってつくったという認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） そのような認識でよろしいです。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほど市長の報告があったんですが、やなせたかしさんの戦争に対する哲学も含めて、それが全然反映されていません。なぜ、アンパンマンをつくったのか。相手と敵関係になってしまったら、お互いに対立と分断になっていきます。そして、中身を見たら分かりますとおり、災害のときの災害対策基本法が廃止されて、全部武力攻撃事態法に切り替わって、権限が市長から国に全部変わります。そのこともちゃんと理解してこれをつくったという認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 国の法律で規定されていますので、こういうつくりになっています。資料2ページ目に第3編がありまして、武力攻撃事態等への対処として図がありますけれども、国から県を通して市に情報が伝達されることによって、市は対策本部を立ち上げることになっています。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） いただいた国民保護計画の2ページに、市国民保護協議会に諮問の上と明記されていますけれども、ちょっと規約を見たのですが分からなかったの。委員定数を23人と書かれていたと思うんですけど、その構成メンバーはどんなふうになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） ちょっと手元に資料がないので、すぐにお答えできませんけれども、手続については、パブリックコメントとかもやりながら、最終的に変更計画を定めました。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 報告第3号についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 山崎議員、まだです。

○11番（山崎晃子君） すみません。

○議長（小松紀夫君） 報告第2号についての質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号についての質疑を終わります。

次に、報告第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 失礼いたしました。それでは、報告第3号についてお聞きいたします。

林道を走行中に道路のり面から落石がありと概要に記載がありますがけれども、落石の状況と対策はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。林道大栃線についてでございます。

林道のり面から落ちてきました石によりまして、走行中の車のフロントガラスが破損をしたということです。現場は、小さな石が幾つか落ちておるような状態であったということでございます。

この対策としては、落石注意の看板をかけまして注意喚起をしますとともに、地元の森林組合等に委託をしまして、年に二、三回程度の清掃を行っております。また、台風とか大雨の後にはパトロールをし、そこで落石等があった場合には対応をしておる状況でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、のり面に対して落石防止柵を張るとかまではしなくてもいいような状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

林道はなかなか延長も長くて、崩れたり、災害対応は当然随時行ってきておりますけれども、全面に対しまして落石防護柵を張っていくことは、現時点ではなかなか対応が難しいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） のり面からこけた石がフロントガラスに当たるというのは、なかなか考えにくいんですけれども、どういう経過なのか。それと車種は何なのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） こちらのり面が結構高くて、車のフロントガラスの高さよりも、のり面がちょっと高いような位置関係もございまして、のり面から落ちてきた石がフロントガラスに当たったものとなっております。

車種については、軽のバンでございます。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） ということは、ボディーとかいろんなところには傷がつかずに、フロントガラスに直撃したという認識でいいのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） それで結構です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。
- 以上で、報告第3号についての質疑を終わります。
- 次に、報告第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 事故の発生状況について、ちょっと確認をさせていただきます。
- 議案細部説明書の1ページには、市道において公用車を転回させるため後退した際、左前輪が量水器の上を通過したために蓋が壊れたとなっておりますけれども、これは、市道の上で転回したのではなく、相手方となる株式会社Aさんの私有地に侵入した際に破壊したという状況になるのか、お伺いします。
- 議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。
- 消防長（野口正一君） お答えいたします。
- 該当車両につきましては、消防本部の消防ポンプ自動車でございます。当日は、消火栓の点検中、次の消火栓に向かうときに私有地にバックで入って、左前輪で相手方の計量器を破損させてしまったということです。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 消防車両で重量が相当大きかったということで、ある程度納得はできるんですけれども、その私有地に入る必要性が本当にあったのか、判断を誤っていないかはいかがでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。
- 消防長（野口正一君） お答えいたします。
- おっしゃるとおり、私有地で転回する必要はなかったと消防本部では考えております。消防署長から、今後は、私有地での転回等につきまして、緊急時以外は厳禁ということを伝えております。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第４号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会協議結果報告書のとおり、議案第１４号及び、同意第２号から同意第２０号につきましては、本日、他の案件と分離し、香美市議会会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第１２、議案第１４号、令和６年度香美市一般会計補正予算（第１１号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） 議案書１０ページでお伺いいたします。

債務負担行為補正に児童クラブ指定管理料がありまして、これの変更ということですが、議案細部説明書１６３ページにございます、常勤の放課後支援員を２人以上配置した場合の補助基準の創設ということですが、増加基準と基準額を教えてください。

それと同時に、児童クラブ巡回支援事業とはどのような事業なのか、内容をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 常勤の放課後児童支援員を２人以上配置した場合、運営費等において、令和６年度から新たに上乗せ補助が創設されました。市内１０児童クラブにおいて、児童数や開所日数、開所時間によって基準額は異なりますが、従前の基準額より１児童クラブ当たり約２００万円が上乗せとなり、１０児童クラブ合計で約２，０００万円が増額となります。

また、児童クラブ巡回支援事業の内容につきましては、放課後児童クラブにおきまして、子供が安全・安心に過ごすことができ、子供の主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するための助言、指導等を行うため、巡回アドバイザーを配置するものです。主に主任クラスの職員配置を想定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

１２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） 同じページの債務負担行為の関係等で、美良布保育園建設事業について、現在の美良布保育園建設計画は今回減額ですので、断念するということになるのでしょうか。そして同時に、新たに建設用地を確保することになっていくのでしょうか。

また、この間の問題等で、市長部局を含めて、建設に責任のある体制を取ることが必要じゃないでしょうか。行政財産を造るわけですので、教育部局だけではなしに、市全体の持っている能力で総合的に検討してやっていくというプロジェクトチーム的な手だてがないと、これぐらい遅れた中で、市の総力を挙げてやるという点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 当事業につきましては、昨年6月定例会議で、建設費の増加、周辺住民との交渉不調等を理由に、事業実施について一旦立ち止まって考え直すべき、もしくは、新規の候補地を探すべきと、議会から御意見をいただきました。教育委員会といたしましては、いただいた御意見を重く受け止め、昨年6月以降、市長部局の関係各課と構成する庁内検討会議を開催するなどして、検討を重ねてまいりましたが、様々な課題を解決するめどはいまだに立っておりません。こうした状況下、当初、令和8年度を予定していた工事の完成時期を見込むことができなくなったことから、今回、債務負担行為の廃止を上程させていただいたところでございます。

なお、現時点では、現計画の見直しも含めまして、周辺住民との交渉も継続するとともに、新規の候補地につきましても、複数の箇所を念頭に置きながら検討を進めている段階でございます。今後の方針が固まり次第、議員の皆様、保護者や地域の皆様に御説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、美良布保育園の建設が遅れておることにつきましては、私にも責任があると考えておりまして、おわびを申し上げたいと思っております。

この計画は、私が市長になりましたときの計画であれば、令和7年4月から開園となっておりましたが、私が市長なりましてからいろんな問題があり、先ほど御指摘があったような、市長部局と教育委員会部局のコミュニケーション不足もあったと認識しておりまして、このままでは到底無理だということで、市長部局と教育委員会部局が一緒になって庁内検討会議を開催し、マネジメント面につきましては、まさに香美市役所を挙げてできる体制となっております。今回遅れた原因は土地交渉のところでありまして、ここは完全に想定外であったということです。

今後、この美良布保育園をどうするかにつきましては、先ほども御説明したとおり、香美市の今後の子供の数、出生数も含めて検討すべきではないかということもありまして、少し教育委員会とも話をしながら、どうするか結論は早期に立てなければならぬと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） もともとこの問題は議会でも指摘があったと思うのですが、振興計画、実施計画の中から、美良布保育園建設が前期に欠落したというか、抜けてし

まったんですよ。それは知っていますよね、当然。ですから、結局、用地交渉の問題、新しい保育園を建てるのに用地の問題が欠落してしまったと。もしそのときに、早い段階から今の振興計画に基づいて実施計画をちゃんと打たれておったら、大宮小学校の太陽光をやられたところを含めた、ああいうすごくいい場所が確保できちよった可能性があったわけです。ですから、全体的な市の方針が、先ほどコミュニケーションの話もあったのですが、やられていないこともありますので、ぜひ、コミュニケーション取っていただいて、早急な方向性をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） もう一つ、債務負担行為の関係で、県営楠目地区農地耕作条件改善事業負担金の中身を、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 令和6年6月の補正におきまして、県が実施する農地耕作条件改善事業、これは、田の暗渠排水整備事業ですけれども、これに対する市の負担金としまして、本年度に150万円と450万円の債務負担行為を追加しておりましたが、県の計画では暗渠排水の設置を3メートル間隔としていたところ、現地調査の結果、土の質がよく、7.5メートル間隔で施工可能なことが判明したとのことで、工期、工事費ともに縮小となり、本年度のみで事業終了するため、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 議案書15ページ、2款、1項、1目、18節、議案細部説明書では165ページになります。

人事交流職員負担金が計上されております。1人増になったとの説明もあるんですけども、増になった配属先における目的、そしてまたその期間を、出向したほうと受け入れたほうのそれぞれでお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

職員が相互に交流することで、職員の意識や姿勢、また、組織の活性化や人材育成につながるものと考えております。期間につきましては、出向、受入れともに、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際に配属された課とかは分かりますでしょうか。職員の向

上というのは分かるんですけども、もう少し具体的に、その担当課における目的とかはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 出向先につきましては、中央東福祉保健所です。受入先につきましては、健康推進課となっております。相互の交流につきましては、原課からの希望もございまして、保健師の交流になっています。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） 関連でお伺いします。

この人事は年度初めからされているということだったと思うのですが、ということであれば、もうお給料というのでしょうか、それは既に支払いが行われているはずなので、この時期、年度末に補正予算ですというのはどうもおかしいような気がするのですが、その点はいかがでしょう。

併せて、恐らく人事の方の元の給料差だと思うのですが、歳入と歳出が釣り合っていないのはなぜか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

給料につきましては、おっしゃいましたとおり、県職員につきましては高知県、本市の職員については香美市が、それぞれ予算から支払いをしております。今回予算計上しております負担金につきましては、年度末の実績確定後に県職分について負担金を支払って、逆に、本市職員分は歳入で負担金を受け入れることになっております。給料につきましては毎月支払いをしております。

この時期に計上となったことにつきましては、本来ですと、令和6年の早期に予算として補正計上すべきでしたけれども、この1組の交流人事につきましてはの予算計上が抜かっていたということで、今回計上させていただきました。申し訳ございませんでした。

そして、最後ですけれども、歳入と歳出の差につきましては、御質問にございましたとおり、職員の基本給関係の差となっております、本市へ出向してきている県職の方の基本給が高いということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 同じページの3款、2項、3目の1節、2節、7節にありますが、全ての会計年度任用職員の報酬組替えでお聞きいたします。議案細部説明書では166ページです。

なかなか職員の確保が難しいというお話が市長の報告にもありましたが、現状では会計年度任用職員で何とか賄っておるけれども、そもそものフルタイム職員の確保の方針

をお聞きしておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 安定した保育サービスを提供する上で、フルタイム会計年度任用職員を確保することは大変重要であると考えておりますので、今後も引き続き、保育園職員のネットワークを通じた潜在候補者の発掘や、ハローワークでの積極的な求人の展開、大学・専門学校への求人情報の提供を通じて、確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 同じ議案書15ページでお聞きいたします。

6の2の2の7節、報償費ですけれども、先ほど、市長からも鳥獣被害が増えているという報告があったかと思います。今回、頭数が伸びたということですが、何か特に理由があったのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 捕獲頭数が増加した理由についてですけれども、これまで銃猟のみで捕獲活動を行っていた狩猟者が、近年、わな猟も併せて行うようになった方もあることから、捕獲頭数の増加などが考えられます。

また、特に、イノシシの捕獲頭数増加につきましては、令和4年度に香北町で豚熱の陽性個体が捕獲されて以来、捕獲頭数は激減しておりましたが、本年度に入りまして相談件数、捕獲頭数ともに増加しております。これは、生息域の変化など、複数の要因が重なったことなどにより増加したものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。同意第2号から同意第20号まで、以上19件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

地方自治法第117条の規定により、有光収三君の退場を求めます。

（1番、有光収三君 退場）

○議長（小松紀夫君） 日程第41、同意第2号、農業委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第2号について、提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 同意第2号は、農業委員会委員の任命についてです。御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で、同意第2号についての提案理由の説明を終わります。

次に、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第2号を説明させていただきます。

同意第2号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町有瀬110番地1

氏 名 有光収三

生年月日 昭和48年6月9日

令和7年2月28日提出、香美市長 依光晃一郎

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

有光収三君の入場を許可します。

（1番、有光収三君 入場）

○議長（小松紀夫君） 日程第42、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから、日程第59、同意第20号、農業委員会委員の任命についてまで、以上18件を一括議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第3号から同意第20号まで、一括で説明させていただきます。

同意第 3 号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町神通寺 3 1 7 番地

氏 名 岡田修一

生年月日 昭和 34 年 10 月 23 日

同意第 4 号、

住 所 香美市物部町大栃 1 3 9 6 番地

氏 名 岡本博臣

生年月日 昭和 29 年 6 月 23 日

同意第 5 号、

住 所 香美市土佐山田町下ノ村 4 7 7 番地

氏 名 門脇義人

生年月日 昭和 41 年 6 月 28 日

同意第 6 号、

住 所 香美市土佐山田町西本町 3 丁目 1 番 3 2 号

氏 名 上島陽子

生年月日 昭和 46 年 11 月 3 日

同意第 7 号、

住 所 香美市香北町美良布 1 5 4 1 番地

氏 名 小松和啓

生年月日 昭和 27 年 9 月 16 日

同意第 8 号、

住 所 香美市物部町久保高井 1 6 8 番地

氏 名 竹平豊久

生年月日 昭和 24 年 1 月 26 日

同意第 9 号、

住 所 香美市香北町永野 2 7 6 番地

氏 名 竹村純吉

生年月日 昭和 23 年 5 月 2 日

同意第 10 号、

住 所 香美市土佐山田町 2 0 4 2 番地 2

氏 名 竹村雄介

生年月日 昭和 55 年 1 月 11 日

同意第 11 号、

住 所 香美市土佐山田町植 7 2 7 番地 1

氏 名 堤昭雄

生年月日 昭和 3 2 年 1 2 月 2 0 日

同意第 1 2 号、

住 所 香美市物部町大枋 1 1 2 8 番地 1 0

氏 名 西尾文彰

生年月日 昭和 4 5 年 5 月 3 0 日

同意第 1 3 号、

住 所 香美市土佐山田町 1 6 5 6 番地

氏 名 西村広幸

生年月日 昭和 3 2 年 7 月 2 9 日

同意第 1 4 号、

住 所 香美市土佐山田町佐野 8 6 2 番地 2

氏 名 藤原新市

生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 1 日

同意第 1 5 号、

住 所 香美市土佐山田町新改 2 1 5 番地 3

氏 名 三木克司

生年月日 昭和 3 4 年 1 0 月 2 0 日

同意第 1 6 号、

住 所 香美市香北町日ノ御子 3 6 7 番地 2

氏 名 三谷富重

生年月日 昭和 3 1 年 7 月 2 5 日

同意第 1 7 号、

住 所 香美市香北町中谷 3 0 9 番地イ

氏 名 村上千世

生年月日 昭和 4 9 年 9 月 1 0 日

同意第 1 8 号、

住 所 香美市香北町西川乙 2 3 4 7 番地 1

氏 名 宗石大輔

生年月日 昭和 5 6 年 7 月 2 8 日

同意第 1 9 号、

住 所 香美市土佐山田町杉田 4 5 3 番地

氏 名 森田良彦

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 8 日

同意第 2 0 号、

住 所 香美市物部町大栃 2 5 7 0 番地

氏 名 山内茂

生年月日 昭和 2 8 年 5 月 1 4 日

令和 7 年 2 月 2 8 日提出、香美市長 依光晃一郎

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第 3 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 4 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 5 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 6 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 7 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 7 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 8 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 8 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 9 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 9 号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、同意第 10 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 10 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 11 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 11 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 12 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 12 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 13 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 13 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 14 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 14 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 15 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 15 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 16 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第16号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第17号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第17号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第18号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第18号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第19号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第19号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第20号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第20号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月11日午前9時に開きます。

本日はこれで終了します。

(午前 10時34分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 1 1 日 火曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日火曜日（審議期間第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番 有 光 収 三
2 番 公 文 直 樹
3 番 中 平 麻 衣
4 番 西 村 剛 治
5 番 西 山 潤
6 番 森 田 雄 介
7 番 村 田 珠 美
8 番 小 松 孝
9 番 舟 谷 千 幸

1 1 番 山 崎 晃 子
1 2 番 笹 岡 優
1 3 番 濱 田 百合子
1 4 番 山 崎 龍太郎
1 5 番 利 根 健 二
1 6 番 山 本 芳 男
1 7 番 山 崎 眞 幹
1 8 番 小 松 紀 夫

欠席の議員

1 0 番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長 依 光 晃一郎
副 市 長 村 上 真 祥
総 務 課 長 竹 崎 澄 人
企画財政課長 黍 原 美貴子
定住推進課長 小 松 伯 聖
防災対策課長 中 川 英 斉
高齢介護課長 中 山 繁 美
市民保険課長 萩 野 貴 子
健康推進課長 宗 石 こずゑ

建 設 課 長 野 村 文 紀
農 林 課 長 川 島 進
商工観光課長 門 脇 正 人
環 境 課 長 依 光 伸 枝
《香北支所》
支 所 長 石 元 幸 司
《物部支所》
支 所 長 片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者 宮 地 憲 一
教 育 次 長 中 山 泰 仁

教育振興課長 一 圓 まどか
生涯学習振興課長 小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長 野 口 正 一

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生

議会事務局書記 今 井 沙 織

議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 2 日目 日程第 2 号)

令和 7 年 3 月 1 1 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

①	1 番	有 光 収 三
②	1 3 番	濱 田 百合子
③	1 1 番	山 崎 晃 子
④	1 5 番	利 根 健 二
⑤	7 番	村 田 珠 美
⑥	1 4 番	山 崎 龍太郎
⑦	5 番	西 山 潤
⑧	9 番	舟 谷 千 幸
⑨	1 2 番	笹 岡 優
⑩	1 7 番	山 崎 眞 幹
⑪	2 番	公 文 直 樹
⑫	4 番	西 村 剛 治
⑬	6 番	森 田 雄 介
⑭	3 番	中 平 麻 衣

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、村田珠美君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

初めに、執行部から提出議案の一部訂正の申出がっておりますので、訂正理由の説明を求めます。教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議案書の訂正を2か所お願いいたします。

まず、議案第29号の第1条になります。第1条の「香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年」の後ろに「香美市」の追加をお願いします。「（平成26年香美市条例第32号）」となります。

次に、第2条になります。「香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年」の後ろに、同じく「香美市」の追加をお願いします。「（平成26年香美市条例第33号）」となります。

なお、タブレットには訂正した物を掲載しております。お手数をおかけしますが、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申出のありました、議案第29号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 皆様、おはようございます。1番、自由民主クラブ、有光収三です。先ほど議長からも報告がありましたが、今日は14年前に東日本大震災が発生した日です。この震災により、かけがえのない多くの命が失われました。御家族、御親族を失われた方々のお気持ちを思うと、哀惜の念に堪えません。テレビから流れる気仙沼漁港の津波の様子に強い衝撃を受けたことを鮮明に記憶しております。今朝は、来るべき南海地震に対し中央圏域における本市の立ち位置、役割を改めて考えたことでした。

さて、それでは、通告に従い質問いたします。

厳しい寒さも随分緩み、一雨ごとに春が近づいてきているように感じます。それに伴い田畑の様子も茶色から緑色に変化してきており、改めて雑草の生命力やたくましさを

感じたことでした。昨日は、地区のこんぴらさんを掃除し、今年も大きな災害がなく、無事に作付できるよう、おまつりしました。農家にとって気ぜわしい時期になりましたが、ネギ、ニラ、ショウガ、ユズなど、香り高いまち香美市の特産品が無事に実ることを切に願うばかりです。

それでは、1つ目の質問、鳥獣被害対策についてです。

イノシシの豚熱被害が減少傾向になったことに伴い、個体数の増加が各地で叫ばれております。本市におきましても、令和7年3月定例会議補正予算に計上されているとおり、捕獲頭数に顕著な増加が見られております。農林業被害の軽減、生産意欲の向上を図るためにも、狩猟者の方々には、今後ますます期待が高まるところです。

令和6年度、令和7年2月末までにおける本市の新規狩猟者の人数は何人でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） おはようございます。お答えいたします。

狩猟者につきましては、高知県が許可を行っておりますので、県鳥獣対策室に確認をいたしましたところ、本市の令和7年2月末までの新規狩猟免許取得件数は、わな猟が19件、第1種銃猟1件の合計20件です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ちょっとここ数年の傾向として、人数的なことと言えば、件数はどんな感じなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 大体、横ばいのように記憶しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 大体横ばいで、一定確保できているというような捉えかと思えます。

それでは、②の質問に移ります。②は、地域おこし協力隊員の雇用状況等についてです。

令和6年9月定例会議において、鹿の捕獲個体の集荷及び食肉処理体制確立を目指して地域おこし協力隊員を募集し、新たな特産物としてPRしていくとの説明でした。鹿の捕獲数については、ここ数年変動がなく、食肉利用の拡大は、本市の地域資源として大きな可能性を秘めていると考えます。

地域おこし協力隊員の雇用状況と、令和7年度の事業展開及びその後の展望をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） お答えします。

地域おこし協力隊員の雇用状況につきましては、1人の応募があり、その方を2月1

日付で雇用しております。また、令和7年度の事業展開としましては、有害鳥獣対策の強化に加え、捕獲した個体を処理施設へ搬入する事業を計画しております。

この事業は、捕獲した個体の適正処理に関する狩猟者の負担軽減、食肉利用が可能な個体数の確保、香美市内の飲食店などでの利用拡大による食肉利用の促進を目的として、狩猟者を支援し、国・県の食肉利用ガイドラインに沿って、捕獲した個体を処理施設に搬入するものです。具体的な事業内容や事業開始時期などの詳細につきましては、今後、香美猟友会などの関係機関と協議してまいります。この事業で使用する冷凍車を、県補助事業を活用して購入することとしており、本格的な事業実施は令和7年10月以降になると考えております。

また、併せて、関係機関と連携した新たな特産品の創生に向けて、食材としての鹿肉等のPRに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 本格的な集荷の稼働時期が令和7年10月以降ということは、これは猟期にかかってくると思うので、一定、お肉としても意外といい肉が取れる見込みでいくのかと、集荷する場所というのは具体的にどちらを想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 集荷した処理施設は、楮佐古にある以前からの支援員が開業しております施設で処理するようになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 集荷して、いいお肉を提供していったら、商品開発にもつながっていくということだと思います。参考ですが、この間、産業建設常任委員会で視察に三豊市へ行きました。三豊市でも以前いろいろ、一次産業の掘り起こしを地域おこし協力隊員を雇用して行ったということで、パンフレットができていて、「みとよのみ®」というもので、こんな特産品を作りましたという紹介のパンフレットも、地域おこし協力隊の仕事の一つに入れたそうで、意外といいものができていますので、集荷していろいろやる、現場へ行くのもいいですが、こういった物を作成するようなこともメニューに入れていったら、また、ちょっと広がりができるんじゃないかと思っておりますので、また後でお渡しします。

それでは、③の質問に移ります。

狩猟者の確保が課題ということですが、狩猟者間で互いに協力し合い、新たな鳥獣被害対策を図る取組が本市でなされていますので、報告をさせていただきます。

香北町のある有害駆除班と高知県猟友会青年部が協議し、今年に入ってから3度、香北町内で合同狩猟を行っております。猟犬を連れた巻狩に県猟友会青年部有志が参加し、

協力し合って成果を上げたということです。大前提として、皆さんに知っておいていただきたいのは、これを実現できたのは、有害駆除班の他者を受け入れられる寛大な精神と優しさがあったからだということです。どこでもできる当たり前のことではないということを、強く訴えたいです。鳥獣被害から地域を守りたいという思いと、若手猟師に経験を積ませたいという優しさから、合同狩猟が実現しております。若い猟師が参加したら地元猟師も気合が入って、参加者も少し増えると笑いながら話してくれましたが、本気でこの先の鳥獣被害対策について考え、行動する姿勢に敬意を表したいと思います。

狩猟者を増やす取組が重要で、中山間地域の生活を有害鳥獣から守るため、新たな狩猟者を増やすという市長の３月定例会議提案説明は、狩猟者の確保が、中山間地域で暮らす者の生命と財産を守る重要な施策だと認識している表れだと解釈しております。

以前提案しました、ハンティングドローンを使った巻狩や広域交流を通した合同狩猟など、持続可能な鳥獣被害対策に対する支援について、市長にお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 有光議員からの新たな狩猟者を増やすための合同狩猟等のお話につきまして、有光議員が猟友会の皆様方をサポートしてくださっていることに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

有光議員の御紹介もありまして、香美市の猟友会から、先進地域である京都府南丹市でハンティングドローンという巻狩を実践しているところへ視察に行きたいというお話がありまして、検討しました。課題解決のための前向きな取組で、応援させていただきたいと思いますが、当初予算での予算計上は見送らせていただきました。理由は、視察内容をもう少し具体的にさせていただくことと、視察した内容を香美市で実現するためにはどういったことが必要か、市役所も一緒になって考えさせていただきたいということです。今後、猟友会の皆様と具体的な内容をお話しさせていただいて、補正予算などで対応させていただきたいと思います。

また、鳥獣被害の軽減を図るため、効率的に有害鳥獣を捕獲するための取組は進化を続けております。例えば、箱わなをどこに仕掛ければ効率的に捕獲できるかを知るために、出没センサーを設置して獣道を推測するシステムや、箱わなに鹿やイノシシが入ったことを知らせる通信システム、また、ドローンを使った調査など、いろいろなものが出てきております。

今後も、狩猟の省力化や被害減少に効果的な資機材の導入など、県補助事業の活用、費用対効果や継続性などを勘案し、新たな支援事業の導入を検討してまいります。

○議長（小松紀夫君） １番、有光収三君。

○１番（有光収三君） 私が相談を受けた方から出てきた話は、やっぱりどうしても合同狩猟のときには朝が早いこともあって、事前に１回、こちらの香北町内で少し宿泊といいますか、休んでおいてから行く、もしくは、朝早く来て、その晩はゆっくりして帰りたいということもあったりして、宿泊なんかのことでいろいろな協力いただければ、

非常に前向きに取り組めるなということもありましたし、もう一つ、結構切実なところでは、来ても何も取れなければ成果が全くないということになるので、不発のときにも何か手だてがあるように構築していければということもありまして、これは多分、香美市だけで考えることではない、ちょっと圏域のこともありますので。一応、香美市をモデルにして、いろんなことができたらすごい楽しいなと話しています。そんなことが前向きに話が進むようにしていきたいと思いますので、また、ぜひ、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。本市の農業振興について、お伺いいたします。

まず、①は、地域計画に関連した質問でございます。

10年後の農村維持を目指す地域計画の策定も順調に進んでいるということですが、同時に、本市の抱える課題も浮き彫りになってきたと思います。物部町は全域、土佐山田町は7地域、香北町は3地域に区切って、農業者等と意見交換をした結果、各地域ごとに抱える課題、また、共通の課題はどのようなことであったか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 全地域共通の課題としましては、老朽化、破損による通水障害などがあり、水路の改修が必要であるが、共同活動への参加者も減少傾向にあるため、地元の努力だけでは限界になりつつあるといったことや、農業者の高齢化、後継者が非農家、不在地主であることによる担い手の不足、遊休農地の発生などが挙げられました。

また、基盤整備を実施していない地域からは、農地への接道や通作のための農道が狭小であるなど、耕作条件が悪いといった課題が挙げられました。各地域の課題としましては、土佐山田町で基盤整備を実施した平地の地域からは、ニラやヤッコネギなどの施設栽培が盛んではあるが、規模拡大には限界があるので、将来、休耕地が多くなってきたときには農業者の確保が必要となる。また、香北町・物部町の地域からは、農業者のみならず町全体で高齢化が進み、山林に近いところから順に遊休農地が広がってきていることや、中山間集落協定のある地区では、実践活動により農地や水路などの農業施設保全・維持はできているものの、組織の高齢化や後継者不足により、活動の継続が困難になってきており、農地も自己保全が増えて有効利用ができていないなど、課題が挙げられました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） やはり、全ての作物を作るのに、この通水障害はなかなかどの地域も抱えていますので、ちょっと次の質問にもかかってくるところがあるのですが、今、米不足でいろいろとちまたでは騒いでおりますが、すぐにはなかなかまた農地に戻すというのも難しいこともあって、先ほど課長が言われた、自己保全がかなり増えてきたというのはちょっと問題だと思います。ただ、そこを何とか自己保全で一応維持して

いるというのは、まだ希望もありますので、またここは、何とかいろいろとしていかないかと思っています。

それでは、②に移ります。

②は、農道や水路の維持管理についてです。

令和7年度当初予算でも、農道や水路の改修工事費が計上されておりますが、①の質問でも分かりますように、市域の広い本市においては、地域ごとに実情が異なります。水田率の高い土佐山田・香北については、水路の維持管理の難しさがしばしば聞かれます。農業者の高齢化も重なり、今後、ますます作付困難な状況が予想され、栽培力の継承と併せて、地域の共同労働力「ゆい」の大切さを再認識していく必要があると思います。

農道・水路の維持・修繕で活用できる現行の補助制度と、その課題について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 昨年11月から本年1月まで開催しました地域計画案の説明会におきまして、農業施設に対する補助制度として、農業水路等長寿命化・防災減災事業、高知県こうち農業確立総合支援事業、農地耕作条件改善事業、地域活性化総合補助金の4つを紹介させていただきました。説明会に出席された農業者の皆様には、地域へ持ち帰って、地域の会合などの際に事業の実施について皆さんでお話いただき、要望がある場合は、7月までに連絡をいただくようお願いしたところでございます。

紹介した事業の課題としまして、説明会の際に、事業完了後の農地受け手の要件が、認定農業者などの一定規模・収入のある農業者に限られるため、その確保が困難であるとの意見がございました。また、事業に対する地元負担金につきましては、非農家の地主や不在地主の増加により、受益者負担に理解が得難いといった意見もございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 私もその意見交換会へ行ったときに思ったのが、県の基盤整備事業を使うにしても、どうしても先やりにすごい負担がかかって、いろんな地権者であったり耕作者に話をしていくというところに、ちょっと負担感を持っているのかなということもありましたので、そこは何とか、いろいろ私なんかも入って話を進めていかないと前に進まないなと思っておりますので、また、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

米の転作が対象となっておりました、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度から令和8年度に一度も水張りが行われない農地を交付対象水田としない方針が出されましたが、農林水産省は、補助金削減のルールを撤回する方向を示したようです。このいわゆる5年水張り問題で、補助対象者は混乱した経過があり、私もしばしば農業者から相談を受けましたが、情報が少なく、申し訳なく感じたことでした。

現段階で把握されている内容で構いませんので、この5年水張りルールの見直しについて、どのような状況か、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 水田活用の直接支払交付金における5年水張りルールにつきましては、現行では、令和4年度から令和8年度までに1か月以上水張りを行わない農地は、令和9年度以降に交付対象としないとされておりますが、新聞報道等でもあったように、令和7年度、令和8年度は、土壌改良資材の散布など、連作障害を避ける取組を条件に水張りを求めないこととし、令和9年度以降は、水張りそのものを求めないよう見直されるものと聞いております。

農政局高知県拠点に問合せをしましたところ、今後、農政局から県や市町村へ説明を行う予定とのことでしたので、情報提供があり次第、早急に農業者へ周知してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 農業者への周知は、農業再生協議会からしていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 農業再生協議会からさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） そこのところで何らかの抜けがないように、ぜひ、丁寧に説明をお願いしたいと思います。

転作自体は長い時間を経て今の形に落ち着いていますが、対象者への説明がなかなか十分に浸透しないところもありますので、いろいろ市としてもフォローをお願いしたいと思っております。

先日の県議会でも、農業振興部長から、未経験者であっても参入できるトライアル就農制度や企業版産地提案書の作成、県内外での企業誘致を強化するというような報告がされております。この波に、ぜひ、香美市も乗り遅れないように、県とも密に連携してPRしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 有光収三君の質問が終わりました。

次に、13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） おはようございます。13番、日本共産党の濱田百合子でございます。質問の前に、岩手県での大規模山林火災で被災されましたたくさんの方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。通告に従い、一問一答で行います。

最初に、エネルギー問題についての質問です。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法第12条に基づいて、およそ3年置きに閣議決定される法定計画です。この法の目的は、エネルギーの需要を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境保全に寄与するとともに、我が国及び世界の経済社会の持続的発展に貢献することとなっています。エネルギー利用は国民生活の基礎となることから、エネルギー基本計画は、地域住民にも中長期的に大きな影響をもたらすと思います。

順次、質問させていただきます。①です。

今日、3月11日は、先ほど議長からも報告がございましたけれども、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から14年目となりました。改めて、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

自然災害による大震災は、それ以後も続いております。幸いにも、原発事故の発生はございません。原発は人間が作り出したものであり、つくらなければ防げた災害ではないでしょうか。このことは最大の教訓として、エネルギー政策に生かすべきだと思います。

2月18日に政府が閣議決定した、第7次エネルギー基本計画では、2040年度のエネルギー需要見通しを発表いたしました。それによると、東京電力福島第一原発事故後に掲げてきた「原発依存度の低減」の文言を外し、「原発の最大限活用」とした原発推進政策となっています。福島原発事故の教訓が生かされていないのではないかと思います。この認識について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午前 9時26分 休憩）
（午前 9時27分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 反問をさせていただきます。

議員は先ほど、第7次エネルギー基本計画の御紹介で、東京電力福島第一原発事故後に掲げてきた「原発依存度の低減」の文言を外し、「原発の最大限活用」とした原発政策、福島原発事故の教訓が生かされていないとおっしゃられましたが、私が見た限り、そのような文言はありませんでしたので、どこに書かれていたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 私が購読しております「住民と自治」3月号に書かれておりました。その引用でございます。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、その文章を見たことがありませんが、当然、第7次

エネルギー基本計画を御自分で見ていただけたと思いますので、まず、原典に当たっていただくことが重要ではないかと思います。また、この件につきましては、濱田議員のいろんなこれまでの御質問でも、私としましては根拠のないような御質問もあったと思っておりますので、ぜひとも、その辺は原典に当たっていただきたいと強く要請させていただきます。

その上で、第7次エネルギー基本計画の17ページには、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要となるとありまして、国は、原子力発電所だけで電力を賄おうとしていないことを、まず、御指摘させていただきます。

福島原発事故の教訓につきましては、冒頭の6ページから9ページに書かれております。総論の最後の文章を読ませていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、前述した我が国を取り巻く情勢変化も踏まえ、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する。その上で、今後も原子力を活用し続ける上では、安全性の確保を最優先とし、「安全神話」に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかったという反省を一時たりとも忘れてはならないと書かれております。

以上から、議員の福島原発事故の教訓が生かされていないという御指摘は誤りであると考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 原発事故の教訓が生かされていないというのは、私どもの認識が誤りであると御指摘をいただきました。

しかし、その原発事故を経験したから、原発をなくす方向に行くというのが当時の政治決断ではなかったかと思うんです。それを、なくしていく、低減していくという中で、今回、新たに2040年に向けてエネルギー基本計画をつくったわけですので、最大限活用していく、もちろん再生可能エネルギーも両方使って、再生可能エネルギーを増やさなければならないという文言は、市長がおっしゃるようにございますけれども、原発をゼロにするという、まず、目標を掲げた上で、再生可能エネルギーを増やしていくと。目標としてはそれに向かっていくという認識が必要なのではないかと思っておりますけれども、再度、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 国の中で、議員もお話しのように、原発ゼロは世界的な潮流もあって、その方向で向かっていたと認識しております。ただ、現状で言いますと、原子力をやめた中で、今、火力が多いわけですが、CO₂を削減すること、あるいは、再生可能エネルギーでもなかなか賄えないということで、原発を低減していく方向に変わりはないと思いますが、今すぐに原子力を全てやめるということは、国として少しトーンが下がったと認識しております。

原発事故の教訓はしっかり持った上で、国として、適切なエネルギーのベストミックス

スを考えていると私は認識しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市長から、原発依存度の低減については、当初より少しトーンが下がったというお返事もございました。

それでは、②に移ります。

日本は断層がたくさんある地震列島です。能登半島地震では志賀原発が休止していましたが、稼働していたら、地震による被災と原発による被災の複合災害となっていたのではないのでしょうか。

原発のエネルギー需要の2023年度の実績が8.5%です。日本原子力産業協会の資料によりますと、今年1月時点で廃炉していない原発が33基、うち再稼働を申請している原発が25基、未申請の原発が8基です。既に今、14基が稼働しています。建設中の原発もあります。これら全てを含めても、原発依存度2割達成、この2割というのは2040年度の基本計画の目標ですけれども、2040年度の目標を2割程度にするためには、原発の再稼働、運転の延長、新增設をする必要があるのではないのでしょうか。この認識について、伺います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時34分 休憩）

（午前 9時34分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員は、原発や火力発電を今すぐやめて、再生可能エネルギーだけで電力を賄うべきとおっしゃられているのか、御認識をお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） エネルギー基本計画の目標ですので、今すぐに、今しているものがぱっとやまるとか、そういうものではないと思っておりまして、目標としましては、再生可能エネルギーで、日本は2050年のカーボンニュートラルに向けてゼロでいくんだと、再生可能エネルギー100%、原発ゼロでいくんだという方向が、まず、必要だという認識があるということが、先ほど述べたことも一緒ですけれども、火力発電については、今は幾つもの、四国内で8基でしたか稼働しておりますので、今あるものは使っていく必要があります。しかしながら、四国には伊方原発がありまして、伊方原発を、今、止めることができてないので、そちらが優先になります。あくまでも、再生可能エネルギーを増やすという目標に向かって日本は行くべきと思い、この質問を取り上げております。

○議長（小松紀夫君） 反問に対する回答がなされましたが、これで市長、よろしいですか。

(市長、依光晃一郎君、自席から「はい」と発言する)

○議長(小松紀夫君) それでは、時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 先ほど、反問に対してのお答えもありましたが、質問内容につきまして不確かなことがありましたので、私から補足させていただきたいと思います。

国は、第7次エネルギー基本計画で、現状の電力を発現するための燃料比率について記述しております。そこには、再生可能エネルギー22.9%、原子力8.5%、火力68.6%、計100%を、2040年度に、再生可能エネルギーを22.9%から4割ないし5割に、原子力を8.5%から2割程度に、そして、火力を68.6%から3割ないし4割に比率を変えようとしております。つまり、温室効果ガスの発生源となっている火力発電の燃料比率を下げるため、再生可能エネルギーと原子力の比率を高めようとしているのです。なお、少ない燃料で多くの電気を生み出す技術革新や、水素などの次世代エネルギーの開発により、現状で使っている燃料は17%ほど減らす計画ともなっております。

私としましては、このことに期待しておりまして、原子力発電所を増設しなくても済むような、省エネに関する新技術が生まれることを願っております。

○議長(小松紀夫君) 13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) 先ほど市長から御答弁をいただきましたけれども、私の質問で申し上げましたように、原発を8.5%から2割にするというのは、市長も同じことをおっしゃっていただきましたので、その認識はあると理解しております。

原発を増やすことに対しまして、2040年度になりますと、稼働40年を超える老朽原発が22基になります。そのうち、60年を超える老朽原発が4基に増えると指摘されています。2023年のGX脱炭素電源法の成立、グリーントランスフォーメーションでしょうか、これで長期施設管理計画が認可されておりますので、60年を超える運転がもう可能になっているんですね。そうしますと、原発事故の発生の可能性は、やはりますます増えていくということで、非常に危惧しています。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長(小松紀夫君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 安全対策につきましては、福島原子力発電所の事故以降、進んできていると思っておりますし、私自身も、四国電力の皆様方とも意見交換をさせていただいております。

当然、これまでのルールを変えることにつきましては、慎重になされていると思っておりますし、私としましては、安全性について、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしながら、また、そのことに関しましては、国も責任を持ってやっていただけるものと承知しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

気候変動を見れば、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出実質ゼロ社会にすることが求められています。しかし、同時に閣議決定しました地球温暖化対策計画は、2035年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で60%削減という低い目標となっています。産業革命前から気温上昇を1.5度以内に抑えるには、日本が基準とする2013年度比では、66%削減が必要になるのではないのでしょうか。国際枠組みパリ協定の達成は、この状況ではないと思いますが、認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりであると思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次に、④に移ります。

2040年の再生可能エネルギー需要見通しは50%程度となっています。通告の「火力発電」の部分をお願いしたいと思っております。原発を温存していることが。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時40分 休憩）

（午前 9時41分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 2040年の再生可能エネルギー需要見通しが50%程度となっています。原発を温存していることが低い再エネ発電となっているのではないのでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 原発を温存することで低い再エネ発電となっておりますが、原発をやめることによって、それが再エネに置き換わるのかは、ちょっと疑問があるところです。先ほど御紹介したように、現状では、再生可能エネルギーの比率は22.9%でありまして、議員がおっしゃられるようなことをやれば、住民生活に大きな影響を与えるため、現実的ではないと思っております。

また、火力発電は温存してもいいということですが、私は、火力発電は、やはり燃料を外国から輸入して、それを炊いてCO₂にするので、火力発電が続く限りは、議員は火力発電でもいいんだということかもしれないですけども、残せば、先ほどの前の質問と矛盾するような形で、国際的なCO₂削減には向かわないものと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○ 1 3 番（濱田百合子君） 私は、火力発電を地球温暖化防止のために削減する方向がベストだと感じております。ただ、④の質問に対しましては、温存していることが低い再エネ発電となっていると限定してしまっていますので、一概にそうは言えないのかなと思ったところでした。

今、地域広域の送電網が、再生可能エネルギーを50%という目標にしたときには、再エネ50%の制約を受けた送電網になるために、幾ら再生可能エネルギーのポテンシャル、もっと利用できるものがあっても、物的制約があるために導入が進まなくなるのではないかと思います。原発とか水力発電はなかなか止めることができにくいけれども、再エネとか火力というのは融通が利く部分があったので、火力をのけたこともございます。

日本の目標が、主要国のほかの国からすると、やはり15年から20年遅れているのではないかなという認識がございしますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 日本が遅れている原因は、やはり、火力発電所というのが大きいと思っておりますし、それを自然エネルギーに置き換えることがすぐにできるのであれば、それはやっただいいと思っております。

一方で、自然エネルギーの導入に関しましては、後ほど御質問もあると思いますが、やはり地域に負荷をかけることも事実ですので、そういった中で、総合的に考えることが必要であると思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○ 1 3 番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

四国電力2023年度電力需要データによれば、四国電力エリアで発電した電気の利用値は、四国内が68%、四国外が23%となっています。四国の電力は充足されている状況だと考えます。自然環境資源を壊してまで大規模発電を増やす必要があるのか、見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時45分 休憩）

（午前 9時47分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 四国電力は電力が余っておるのではないかとのお話もありましたが、現状では、火力発電所に大きく依存しております。議員は、温室効果ガス排出実質ゼロ社会を目指しての御質問をされていると思っておりますけれども、現状の火力に頼る四国の発電比率でよいと考えておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そうとは思っておりません。

○議長（小松紀夫君） 反問に対する回答がなされましたが、これで市長、よろしいですか。

（市長、依光晃一郎君、自席から「はい」と発言する）

○議長（小松紀夫君） それでは、時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私も、火力発電に頼ることはよくないと思っております。

そして、また、自然環境を壊すことについても反対をしております。一方で、物部川につきましては、水力発電施設であるダムが濁水の原因となっておりますことから、自然環境を元の姿に戻すという意味でダムを撤去する考え方もあると思いますが、私は、ダムを撤去して発電をやめることは考えておりません。

第7次エネルギー基本計画にあるように、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境への適合を図ることが重要であると私は考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

地域住民が参加し、地域の価値を向上させる環境保全と一体となった発電施設が求められると思いますが、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりであると思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 自然エネルギー市民の会の代表で元日本環境学会会長の和田武さんが、再エネ普及の担い手として最適なのは、市民、協同組合、中小企業、自治体など、地域のあらゆる主体だと述べられています。

今、福島県では、再エネで地域循環型の経済へと、地元の中小業者の方々が動いております。日本でも、太陽光発電住宅や市民協働再エネ発電が増えてきていると聞いております。

本市におきましても、例えば、小学校単位、また、自治会単位でのエネルギー循環システムをつくるために、小水力発電や公民館等の公共施設での太陽光発電などや蓄電もしながら、地域でエネルギーが循環する仕組みを、ぜひ、研究していってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 通告にございませんけど、構いませんか。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 当然、自然エネルギーを利用していくことは重要であると思っております。香美市におきましては、自然エネルギーが昔から利用されてきたまちであると思っておりますし、物部川のダムですとか、土地改良区がやっております小水

力発電がありますし、また、繁藤には太陽光発電もございます。風力発電も、今、問題にはなっておりますが、甫喜ヶ峰に公営企業局の風車があったこともありまして、自然エネルギーを生かしていくことが重要であると思っております。

一方で、その自然エネルギーの比率を国が求めているようなスピード感でやっていくことは、なかなか難しいこともありまして、現状では、火力、原子力、そして、自然エネルギーをベストミックスでやっていかなければ、いろんな意味で社会経済に影響を与えるものと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の2点目に移ります。（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業についての質問です。

この計画の風力発電機設置予定範囲は、剣山を主峰とする四国山地から西に連なる主稜線の延長上であり、京柱峠から南東に上がった三角点1,525メートルのピークから茂の森までの、南西約20キロメートルにわたる標高1,000メートル以上の主稜線となっています。予定範囲の全方位には、南大王川、日比原川、川ノ内川などの一級河川だけでなく、多くの二級河川、普通河川が流れ出し、予定範囲はこれらの水源地となっています。このような尾根筋に、高さ最大180メートル、風車の直径130メートル、1基4,300キロワットの風力発電機を36基、15万4,800キロワットにもなる巨大風力発電事業の計画となっています。地域の住民の方々からは、「保安林なのになぜ」という声や「再エネといっても山の尾根を壊してまでしてはいけない、とんでもないことになるのでは」と多くの不安の声をお聞きしています。大豊町と香北町の尾根筋を含む急峻な山林は、ほぼ全域が水源涵養保安林であり、一部土砂流出防備保安林にも指定されています。

以上、述べまして質問いたします。①です。

保安林の果たす役割と認識について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 保安林は、森林法に基づき、水源涵養、土砂の流出・崩壊、その他災害の防備、生活の安全・形成など、特定の公益目的を達成するために農林水産大臣や都道府県知事に指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を発揮させるため、伐採制限や転用の規制など、制限を課せられているものと認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

昨年12月20日、山嶺の森をまもるみんなの会から本市に要望書が提出されました。保安林の公益的機能を損なうことのないよう、水源涵養、保安林や土砂流出防備保安林の解除について、同意しないこと等を要望した内容でございました。このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども御答弁させていただきましたが、香美市の自然環境を守ること私の責任ですので、事業者に対しまして、環境への影響に十分配慮していただくよう、関係自治体の長として、知事に意見書を提出しております。

保安林解除につきましては、香美市として環境配慮に向けた企業の考え方や、それに対する専門家の御意見、そして、住民の御意見をお聞きし、総合的に判断して、保安林解除をするか、しないかの結論を出したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

1月7日の県環境影響評価技術審査会での石川慎吾委員、高知大学名誉教授の発言を引用いたします。「今回の事業実施想定区域には、保安林だけでなく、県が不適切と認識しているところが多数重なり合っている。これは抜本的に見直しされたほうがいい。専門の立場から言えば、最低限、植生自然度が高いところと特定植物群落は、方法書段階から全ての調査を放棄したほうがよい。植生自然度「9」というのは複層群落、「10」は単層群落、「10」より「9」のほうが低いわけではなく、どちらも最重要地域。高知県の中で、自然林は全体の2%に満たない。一つたりとも欠けては困る。ブナ林があって、生物多様性の保全、あるいは、水源の涵養という意味でも非常に重要な地域」と指摘されていました。先生の指摘された地域は、尾根筋の約東側半分の国有林のことではないかと思っております。この文章におきまして、本市としての認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 再生可能エネルギー施設の立地に当たっては、住環境への影響や土砂崩れなどの災害を回避するとともに、生物多様性の保全上、重要な地域をあらかじめ回避することが重要であると認識しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 課長がそのように認識しているということでございますので、この尾根筋を伐採し、巨大風力発電機をつけることについて御意見をされた石川先生の言葉に対して、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 委員としての御発言ですので、それに対しましてコメントすることではございませんが、委員の御発言のとおりであると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、3点目に移ります。紙の保険証の新規発行停止を受けてについてを質問いたします。

厚生労働省は、２月１９日、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録、つまり、マイナ保険証のことですけれども、解除申請数が１月分だけで１万３,２１２件になったことを明らかにしました。解除申請は昨年１０月２８日から始まっています。累計解除数が５万８,４２６件になります。国民の不信や不安があるのではないのでしょうか。

開業医らでつくる全国保険医団体連合会の調査では、約７割の医療機関が、マイナ保険証にトラブルがあったと回答し、うち、約９割の医療機関が、健康保険証の存続、廃止の延期を求めています。このような状況であっても、政府は、昨年１２月２日、紙の保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証への移行に踏み切りました。１２月のマイナ保険証の利用率は２５．４２％と低迷していました。全国保険医団体連合会は、健康保険証を残すことが圧倒的民意だと主張されています。

本市の状況をお聞きいたします。①です。

住民や医療機関、施設等からの相談や問合せなどはいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 移行した当初は、住民の方からの質問や問合せは増えておりましたが、医療機関や施設等からの質問等は特に増えていない様子でした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） そうしましたら、住民の方から、移行当時は増えていたということで、今年になってはどんな状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 特に、マイナ保険証についての質問等が増えている印象はありませんが、多い質問としては、やはり、マイナンバーカードを作っていないが、１２月２日から保険証が使えないと困るのでというような質問が多くありました。その際には、今の保険証が７月末まで使えますということと、来年度は、お持ちでない方には資格確認書を送りますよというような、今までどおり受診できる旨を丁寧に返答しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） ②です。

マイナ保険証の解除申請はありますか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国民健康保険の解除申請数は５件ありました。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） ③です。

マイナ保険証の申請は増えている傾向でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国保についてお答えします。

マイナ保険証の登録率は、4月に58.3%、12月に63.2%、3月に63.6%となっており、登録率が伸びておる様子です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 登録者は増えている傾向が分かりました。今、63.6%だと伺いました。

④に移ります。

昨年6月時点の滞納世帯が172世帯、そのうちの32世帯が資格証明書、うち高校生世代以下で1世帯は短期証が交付されていると、私の調べた結果ではそうになっておりましたが、しかし、今まで保険税滞納者に交付されていた短期被保険者証や資格証明書が廃止されております。そうしますと、この保険者証、短期被保険者証や資格証明書を交付されていた方々には、どのような対応が今なされていますか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 特別な事情がなく長期にわたる滞納がある方には、医療機関での窓口負担が10割に変更になりますが、変更の際には、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知によりお知らせし、被保険者の個々の事情に応じた対応と実態の把握を行うよう、相談いただけるような機会を持ち、納付につながるように努めております。こちらの対応は以前と変わりなくやっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そうしましたら、以前に資格証明書をもらっていた、長期になかなか税をお支払いできなかった方が、もし病院に行かなければならないときには10割負担になる。そういうことについてのお知らせというか、事前に十分な説明をして、少しでも納めていただくような努力を、引き続き続けているということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） では、その対象の方が医療機関にかかれなくて困ったとか、何かそういう相談事は今の時点ではないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 窓口で、例えば、医療機関にかかりたいのですがと御相談があった場合には、個別の事情など、あと体調等はもちろんです、お聞きして対応しております。ただ、もし、窓口に来られなくて、実際行きたかったんですが行けなかったというお話があるとすれば、それは一定、私どもも懸念するところですので、例えば、そのような状況があれば教えていただきたいですし、私どもも事前にお知らせ

の際には御相談くださいということに努めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

75歳以上の方には後期高齢者医療保険者証が届いていました。マイナ保険証を取得されていない方には、従来の保険証に代わる後期高齢者医療資格確認書が届くようになっています。対象の方が、印字が読みにくいし、薄れた感じでいかにも大事にされていない感じがすると、私に見せてくれました。また、その際に、幽霊のような印字で、高齢者は早くあの世に行ってくれと言わんばかりだと、連れ合いの方が大変怒っていらっしやいました。私も見ましたけれども、本当に見づらい、どう読んでいいかわからないような、名前の印字もそうでした。従来の保険証であれば、カラーの縁取りで印字もくっきり見えていました。この差に愕然としたのだと思います。

県の後期高齢者医療広域連合には、ぜひ、その辺りの改善も要望していただきたいと思いますし、本市としてできることがありましたら、その辺りの改善も要望したいですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 75歳以上の後期高齢者にお送りしている資格確認書の印字が、薄く、読みにくい状況で発行された物があり、大変御迷惑をおかけしたことがありました。印字の設定を見直し、直ちに修正しております。

また、資格確認書の台紙の色や地模様についても御意見をいただいておりますので、高知県後期高齢者医療広域連合と情報共有し、今後の改善に生かしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。4点目、安心して出産するためについてを御質問いたします。

1月28日、周産期医療体制について、県から出向いていただき、議員研修を行いました。高知県で出産できる分娩施設は9施設あります。本市は中央医療圏に属していますが、9月末で南国市のJA高知病院が分娩を休止したことで、本市に住む対象者の方々の不安は大変大きいと思います。本県の実情に合った周産期医療体制の実現を目指しているとのことでしたが、合併症がなく、妊娠経過に異常のないローリスク妊娠は、市町村対応ということでした。医療機関までの距離を考慮すると、出産時のリスクはできるだけ軽減し、安心して出産できる体制が必要だと思います。

そこで質問をいたします。①です。

高知県の昨年1年間の出生数は3,233人で、全国最少で、過去最低数となりました。本市でも、昨年1年間の出生数が83人と過去最少で、危機的な状況と市長からの報告もありました。本市の昨年10月から今日までの出生数と出産した施設を、里帰り

出産された方も含めて、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

昨年１０月以降の出生で３月１０日時点に出生届が出ている方が３１人です。内訳は、高知大学医学部附属病院が１６人、医療センターが１０人、そのほか、高知赤十字病院と国見産婦人科、国立高知病院、安芸総合病院で各１人ずつ生まれております。あと、里帰り先の県外医療機関で１人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） その中で救急搬送された方はいらっしゃったんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 私が把握するところではございません。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） ②に移ります。

県は、分娩待機に係る宿泊費や、分娩施設等までの移動に係る交通費を補助する仕組みをつくっています。本市も体制を整えていくのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えします。

国の妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設への交通費及び宿泊費支援事業については、現行の補助対象が、最寄りの分娩取扱い施設まで、おおむね６０分以上の移動時間を要するものとなっております。香美市では対象となる方がいない状況ですが、令和７年度から高知県独自で事業内容を拡充する予定とお聞きしておりますので、その事業に香美市としても期待しているところです。

○議長（小松紀夫君） １３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） 課長がおっしゃったように、最寄りの６０分ではなくて、令和７年度からは、自宅から実際に分娩を行う施設までおおむね６０分以上要するものと見ました。例えば、国立高知病院で１件出産されたとお聞きいたしましたけれども、国立高知病院となりましたら、香北町や物部町からは６０分以上かかると思いますし、ここで産みたいという方の願いをかなえてあげることは、すごく大事なことでと思いますので、ぜひ、上乘せの県の補助も有効に活用しまして、本市もプラスしまして、この制度を活用できるような検討をはいかがでしょうか。移住・定住にもつながるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 高知県の補助状況も注視しながら、香美市としても取組を検討していきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

南国市の消防署では、分娩施設以外での予期せぬ出産に対応する救急救命訓練が行われたとの記事が、2月8日の地元紙に掲載されておりました。それによりますと、同市では、昨年9月末、周産期医療の拠点病院の一つだったJA高知病院がお産の取扱いを休止、同本部は、今後は、院外出産の搬送や搬送中の出産増加もあり得ると、危機感を募らせていると記載されておりました。

このような取組に対しての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

消防本部では、早くから、出産から新生児の蘇生法に関する研修に取り組んでおります。平成28年度からは毎年、救急救命士が妊産婦救急救命基礎研修、BLSOと言いますが、これを受講しております。また、消防学校から毎年、分娩介助用の訓練人形をお借りし、BLSO修了者が中心となって、救急隊全員に一定時間、署内研修等を行っております。

なお、妊産婦に係る情報等につきましては、市長部局の担当課となる健康推進課と十分な情報共有ができていっていると思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 情報共有ができていっているということでございましたけれども、少し提案させていただきたいと思いますが、④に移ります。

岡山県高梁市は2015年1月から、また、新見市は昨年10月から、ママ・サポート119を創設しています。県内では、調べましたら土佐市も行っているということでございました。資料に、新見市の「にいみママ・サポート119」、そして、高梁市の「ママ・サポート119救急要請フローチャート」をつけております。高梁市は、制度創設から今年の1月末まで、約10年間で84件の救急搬送があったそうです。高梁市が始めたきっかけは、市内に分娩施設がなかったということで、倉敷市とかにも行かないといけなような状況もあって、ママ・サポート119を始めたということでございました。

消防長からは、妊婦さんの状況についての情報は共有しているとおっしゃっていただきましたけれども、このフローチャートのようにできればいいかなと思いますが、本市でもこのような取組ができないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えします。

家族などのサポートがなく、移動手段がないときには、救急に頼ることになります。妊婦さんとしても、安全なお産につなげ、不安の解消にもなると思われまますので、今後、

土佐市等から情報収集し、消防と連携して前向きに研究していきたいと考えております。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 前向きに考えていただくということで、うれしく思います。

香美市子育てガイドがあると思うんですけども、これは令和5年11月に作成とありました。この中の子育て世代包括支援センターすこやかやかのページもございまして、対象者が妊娠届を提出したときに母子手帳をお渡しすると思いますけれども、このときに、仮称ですけども、香美市ママ・サポート119のような、フローチャートをお渡しして、そして、また、そのときにお渡しできなかったとしても、出産までの間でそれに基づいて申請できるようなことをすれば、安心して出産につながっていくのではないかと思います。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 母子手帳をお渡しするときには、必ず保健師と面談をしておりますので、その際には、そういうチラシなどを、ぜひ、お渡ししたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、最後の質問5点目に移ります。香美市国民保護計画について質問いたします。

私は、この計画は、武力攻撃事態等における国や県に準じた香美市の国民保護計画だと認識しております。この計画の基本方針として、基本的人権の尊重、市民の権利・利益の迅速な救済、市民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、市民の協力、指定公共機関の自主性の尊重とその他の特別な配慮、高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施、国民保護措置に従事する者などの安全の確保、以上8点が基本方針として挙げられています。

以上、述べまして、質問させていただきます。（1）です。

この保護計画の29ページにございます、（5）国民保護に係るサイレンの住民への周知について伺います。訓練等の様々な機会を活用して、住民に十分な周知を図るとあります。その十分な周知の具体的な方法をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

国民保護に係る警報のサイレン音は、国民保護に関する総合的な情報提供サイト、国民保護ポータルサイトで公開されておりますが、複製・録音等により、みだりに吹鳴することは禁じられていますので、当該サイトで聞いてもらう必要があります。本市公式ホームページでは、国民保護ポータルサイトで公開されていることを案内し、ページへのリンクも貼っています。

今後は、広報誌に公開ページのURLやQRコードを掲載して、広く周知を図りたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 例えば、ポータルサイトにホームページから進み、また、広報でのQRコードとおっしゃいましたけれども、その情報が入手できない方については、どのような方法があるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 地域の自主防災会とかで、そういう音を聞かせることができると考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） では、自主防災会に参加したときに、この国民保護に係るサイレンはこんなサイレンが鳴りますよと知っていただくとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） そのような認識でよろしいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） （2）の質問に移ります。国民保護計画33ページをお願いいたします。

33ページの大きな2番に、訓練という項目がございます。その中の（1）市における訓練の実施とは、どういう訓練を予定しているのか、お伺いします。また、対処能力の向上を図るとは、具体的にどのようにしていくことか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 訓練の実施状況につきましては、対応能力の向上を目的に、直近では、令和3年度と本年度に、国と地方公共団体の協働による国民保護共同訓練が実施されています。令和3年度は、本県が、ある国の攻撃目標となり得るとの判断により、県民を他県に避難させるものでした。また、本年度については、本市集客施設において化学材テロが発生したと想定し、要避難地域内の住民等を安全に避難させるための避難実施要領の作成演習を行いました。

また、香美市では、地震や風水害などの自然災害を想定して、災害対策本部設置訓練、避難訓練、医療救護開設訓練を実施していますが、これらの訓練は、国民保護事案が発生した場合の対応と類似するものであることから、相互において生かされる内容であり、今後も、これらの訓練を実施、改善することで、対応能力の向上を図りたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） すみません。令和7年になって実施されたとお聞きしましたが、いつ、どのように、もう少し具体的にお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） これは、実際の人動くような訓練ではなくて、図上訓練ですけれども、避難させるために、こういった経路を使って、どこの避難所に避難させるかといった経路を考えたりとか、香美市の具体的な地図を見ながら訓練する、その作成をするという演習でありました。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） では、この訓練は図上訓練で、担当課内で行ったということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） そのとおり、香美市防災対策課の職員が実施しました。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。②になります。

訓練の形態及び項目になりますけれども、34ページにわたっての①から③は、庁舎内で担当課で行うものなのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 34ページの①にあります、市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練、それと、②の警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練については、庁舎内の訓練です。③の避難誘導訓練及び救護訓練については、庁舎内での図上訓練、庁舎外での実働訓練が考えられます。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ①から③について、今年度、実施予定はありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 国民保護計画の訓練ではないですけれども、先ほども言いましたけれども、風水害のための災害対策本部設置などは常にやっています。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

訓練に当たっての類似事項に、①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるとございますけれども、その辺り、例えば、どのようなことをしていくのか、行っている通常の防災訓練に、どのような訓練がまた追加されるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 先ほどの答弁にもありましたが、国民保護事案における避難や救援は、自然災害事案における避難や救助と類似するものです。例えば、住民の避難や炊き出しは、国民保護事案と自然災害事案の両方で実施が想定されているこ

とですので、学校や自主防災組織が実施している訓練が自然災害事案を想定したものであっても、国民保護事案においても、その経験等が活かされるので、そういった意味合いで、ここでは表現をさせてもらっています。

○議長（小松紀夫君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そのようなことで、一緒に、今の地域の自主防災訓練にプラスして行うということで、なかなかこの周知については、まだまだ認識が市民の中でできてないと思っております。自主防災組織が充実することで、また、訓練に参加する方が増えることで、充実するのかなと思いますけれども、実際、初めの基本方針の中にもありましたように、武力攻撃事態が起こらないように、武力を持たないといえますか、近隣諸国とは対話による平和的な行動計画を国が立案していただくことを、私は切に願っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、教育長人事を巡って、介護保険制度について、高額療養費制度について、JA物部給油所について、共生社会の実現を目指して、ふるさと納税についての6項目をお伺いいたします。

初めに、教育長人事を巡って、進展を願い、お伺いいたします。

①です。

教育長問題が進展しないまま新年度を迎えようとしています。前向きな話合いの下、教育長人事が円滑に進展することを願っていましたが、一致点を見いだすことができず、意見交換は終了になったと聞きました。大変残念なことです。不在状況の長期化は教育現場への影響が懸念され、保護者の方々の大きな不安につながっているのではないのでしょうか。今後に向けて早期の対応を求め、お伺いいたします。

市長は提案説明の中で、この件についてもう少し時間をいただきたいとの発言をされましたが、今後、どのように対応し、教育長人事については、いつ提案するお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長の人事議案につきましては、6月定例会議までに提案させていただきたいと思います。そして、そのために、教育委員の皆様方には、市民の声を聞いていただく機会と私との協議の場をつくっていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 6月定例会議までの間ということですかね、そしたら、早まることも考えられるかと思うんですけれども、これまでに住民の方々が大変心配の声を上げられておりますし、それから、早期の解決を願って、PTAや保護者から陳情も出されました。このことを市長はどのように受け止めているのでしょうか。もっと早く対応すべきではなかったのでしょうか。こういう方々の思い、どういうふうに対応されているのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、こういった事態になりましたことをおわび申し上げます。

教育長人事が否決されたのは昨年5月ですが、そこから、教育委員との協議の場が、月1回ペースであるとか、なかなか進展しなかったところが原因でありまして、そして、12月までに協議としてはもう決裂となってしまいました。やはり、教育委員の皆様方と市長部局は一体でなければならないという私の信念に基づきまして、しっかりと6月までに住民の皆様方の御意見も教育委員には聞いていただいて、その後に、もう一回協議をさせていただいて、合意点を見つけないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 教育委員会の教育委員とも協議をしてとお聞きいたしました。この市民の声というのは非常に重たいと私は思っております。なぜ、これまでの間に対応ができなかったのか、もう一度、心に刻んでいただきたいと思います。これは市長としてということで、そのことを申し上げまして、それでは、②の質問に移ります。

昨年、9月定例会議において、私の質問に対し、市長は、前回提案した方は選択肢として残している、全くの白紙ではない旨の答弁をされました。そして、その後の教育委員との意見交換においてもなかなか進展が見られなかったのは、このことが明らかになっていなかったからではないかと私は思います。前回提案した方は既に断っているとのことですが、いつ断られたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私は、前回提案させていただいた方に、改めて教育長をお

願いました事実はございません。誰から聞いたお話か、お聞かせいただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 複数の方からお聞きいたしましたけれども、お名前を出すことはできません。

○議長（小松紀夫君） 反問に対する回答がなされましたが、市長、これでよろしいですか。

（市長、依光晃一郎君、自席から「はい」と発言する）

○議長（小松紀夫君） それでは、時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど、誰かは言えないということではありますが、議会の場でございますので、やはり、住民の皆様方についても、しっかりとこの問題を知っていただくための質問であろうと思いますので、臆測としか私は言いようがないし、事実がない。私自身に教育長を任命する権限があつて、私は依頼していないので、それは事実と反することであり、事実と反することを議会で取り上げることはいかなものかと思います。

改めまして、答弁させていただきますと、まず、私は前回提案した方に、再度、教育長就任の依頼はしてございません。前回の否決はマスコミでも大きく報道され、御経歴に傷をつけてしまったと、私としましては大きな罪悪感があり、御本人の名誉回復のために、市民説明会でも提案した方に非はなかったことを強く御説明したところでございます。軽々しく再度御要請させていただくような話ではないことは、議員にも御理解していただけるものと思います。

議員のお話は、私がマスコミの皆様に対し、先ほどもお話がありましてとおり、もう一度お願いすることは諦めていないとお話をしてきたことや、御本人にも諦めておりませんので、教育委員と、教育長にふさわしい人物像につきまして合意が整う状況になりましたら、再度お願いするかもしれませんと、これは夏前くらいの話ではございますが、お話をさせていただいておったことから、どなたかが私を飛び越えて、御本人に直接意向をお聞きになったのかもしれませんが。人事のことは慎重に取り扱うべきものだと私は考えておりますので、もしもそのようなことがあったのだとすれば、非常に残念に思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、この間に教育委員とも協議をしてきたわけですので、そういった一連の経過について、教育長職務代理者にもお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 昨年の12月定例会議におきまして御答弁させていただきましたが、昨年10月から11月にかけて、小松議長の立会いの下、非公開で6回の話し合いを行いました。その間、市長は一貫して、5月に提案し、否決され

た方に固執しておられました。そうした中ですが、議会の御質問でございますので、あえて申し上げますと、議会に提案し、否決された方は、本当に教育長になることを望んでいるのかとの問いに対しまして、１１月１８日の５回目の会議の席上でございますが、市長からは、昨日、電話で確認した結果、その方は意欲を持っているというお返事ございました。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） ということは、この方にまだお願いしたいという思いがあったということですよね、そうなりますと、そこが多分原因となって進んでいないということになろうかと思えますけれども、そのことについて、ここをはっきりさせるために私はこの質問をしたわけです。ずっとそれが続いてきていることが分かりました。

それでは、このことについて教育次長にお伺いしたいと思いますけれども、こういう状況があっている中で、御本人にお会いされたのではないかと思うのですが、そのときのお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

今年２月１日でございますけれども、私と企画財政課長の２人で、前回候補になられた方とお会いいたしました。その席上で、教育長就任につきまして、機会があればどうされるかと御本人の御意向をお伺いしたところ、昨年８月の段階でお断りしておりますというお答えでございました。その後、１０月だったか１１月だったか、再度、重ねてその意思はないということを市長にお伝えしたと確認しました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 今、お話をお聞きしまして、市長が言われていることと非常に違うなと感じたわけです。ここをはっきりしていないから、先ほども言いましたように、なかなか話が進んでいっていないと私は思いました。ここをはっきりさせて、はっきりもう相手の方はお断りしているということでしたので、ここから進んでいっていないこの状況は、非常に今、私も聞いて、大変ショックを受けました。ここがもう既に分かっているのであれば、どんどん先に進んでいって、進展していたのではないかと感じたところです。これは大変大きな問題だと思いました。

それでは、２点目の質問に移ります。介護保険制度について、お伺いいたします。

介護保険制度がスタートして２５年になります。そして、団塊の世代全員が７５歳以上の後期高齢者になる節目の年です。女性を家庭内のケア労働から解放し、介護の社会化を果たした意義は大きく、今や介護保険制度は私たちの生活に欠かせない存在となりました。

しかし、３年ごとの介護報酬改定ではマイナス改定が続き、制度を維持するため、利用抑制と負担増を繰り返してきました。中でも、訪問介護の報酬は、昨年、さらに引き

下げられました。東京商工リサーチの調査によると、2024年の介護事業者の倒産は172件で、過去最多になり、休業・廃業・解散の件数は612件に上りました。特に、訪問介護の休業・廃業・解散は448件で、全体の7割を超えたそうです。この要因としては、慢性的な人手不足や物価高騰が挙げられます。人口規模の大きい団塊世代が後期高齢者となる2025年以降は、介護需要が増加すると見られますが、このままでは必要なサービスが受けられない介護難民が生じるおそれがあります。このことから、介護職員の確保と経営環境の改善が、差し迫った深刻な課題になっています。

そのことを申し上げ、質問に移ります。①です。

私は、訪問介護の報酬引下げ問題について、昨年の定例会議で、早急に訪問介護事業所の営業調査をすべきだと訴えました。答弁では、高齢者福祉計画等策定委員会において、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況報告を行っており、介護報酬引下げの影響についても調査を行うと聞いておりました。調査を実施されたと思いますが、その調査内容と結果をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の介護報酬改定が香美市の訪問介護事業所に与えた影響を調査するため、香美市訪問介護事業所令和6年度介護報酬改定後の影響調査を実施いたしまして、調査結果を、令和7年2月28日に開催いたしました、香美市第9期高齢者福祉計画等策定委員会において報告いたしました。

調査結果と内容につきましては、タブレットの資料を御覧いただきたいと思います。右下にあると思います。この調査結果の中で、調査の概要、調査結果で訪問介護事業所の規模と特徴を、7件の訪問介護事業所に出して、そのうち6件から回答が来ております。また、サービスの提供状況、収益・経営面の影響、報酬改定による影響等の結果をつけております。次のページに行ってくださいまして、まとめのところでございますが、主な課題として、収益の悪化、報酬単価の減少が収益減少の主因となっている、全体の半数以上の事業所が若干の減収、または、大きな減少を経験している。また、従業員への影響といたしましても、勤務条件や給与の悪化が顕著であり、特に、中小規模の事業所では、従業員のモチベーション低下、人員確保の課題が挙げられている。サービス提供体制の課題や長期的な影響予測として、経営の持続可能性、経営継続が困難となるおそれがある、また、人材不足の深刻化、サービスの質の低下などが挙げられております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この調査結果を見ますと、やはり介護報酬改定後の影響が出ていることが分かりました。

課題にもまとめられておりますので、この中でも、特に小規模事業所の経営継続は困難とも書かれておりまして、とても気になるところでございますけれども、この状況というのは、

サービスの質の低下、それからまた、今のところ休止とか閉鎖はないだろうと思いますけれども、今後、こういう状況が続いていきますと、中山間地域のサービス確保という問題にも関わってくるんじゃないかと思っております。

この報酬改定は2年後になりますが、今後もこうした影響調査等を実施するなどして、事業所の実態把握に努めていただきたいと思いますと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 今後、調査するかどうかにつきましては、また検討していきたいと思っております。前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、調査をする、聞き取りをすることは続けていただきたいと思えます。

それでは、②の質問に移ります。

訪問介護事業所は、報酬引下げに加えて、物価高騰や人材不足などで大変厳しい運営状況下にあります。特に、中山間地域でのサービスの提供や小規模事業所の運営は、採算が取れない状況だと聞きます。本市は、広大で急峻な地形の中にあります。利用者にとっても、サービスの提供を受けられなくなれば、その影響は計り知れないものになります。

先ほどの影響調査でも明らかになりました、本市の訪問介護の実態から、市として支援策を講じる必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

訪問介護事業所が厳しい運営状況にあることは認識しております。特に、中山間地域や小規模事業所の採算が取れない現状は深刻であり、利用者への影響も大きいと考えております。

本市としては、事業所への聞き取りを継続し、現場の声を的確に把握しながら、必要な施策を進めていきたいと考えております。また、県が行っております、訪問介護事業所への支援策についても、積極的に情報提供いたしまして、事業所が十分に活用できるよう支援していきたいと考えております。さらに、今回の調査結果を踏まえまして、令和7年度に高知県市長会を通じて、国に対し、介護報酬の引上げ、人材確保支援、地域特性に応じた財政支援等を要望する予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、実態を国に上げていただきたいと思います。土佐清水市では独自に支援をしていっているということで、この介護報酬改定で訪問介護の報酬が引き下げられたことを受けて、県の中山間地域介護サービス確保対策事業の補助率を独自に引き上げて、支援を行っています。このような取組も参考にしたい対応できない

か、再度お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

県では、来年度、この中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の拡充を検討しているということで、新たに移動時間 75 分以上について、加算率を 50 %に引き上げる予定とお聞きしております。これを踏まえて、本市も加算率の引上げを検討したいと考えております。

また、市単独の引上げにつきましては一般財源となりますので、財政的な面でも関係課と協議を重ねていきたいと思っております。まずは、国に対して、介護報酬の引上げや人材確保支援、地域特性に応じた財政支援を要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） 県が拡充するということですが、土佐清水市は 30 分以内のところだったかを、15 %から 25 %ということで、市独自の補助を掲げております。こうした事例もありますので、ぜひ、これ研究をしていただいて、県だけではなくて、市も独自にやはり応援する形で検討していただきたいと思います。

そのことについて、再度お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 先ほどお答えいたしました、まずは県も引上げをするということでございますので、それに準じて市も検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） それでは、次の③の質問に移ります。

介護職員の確保については、本市の介護現場でも大きな課題となっています。そのため、令和 4 年から介護人材確保支援事業助成金を創設し、支援を行ってきたところです。この事業は、介護職員初任者研修を修了し、かつ、香美市内に所在する訪問介護事業所で介護職員として、継続して 3 か月以上就労していることを条件に、当該介護職員を雇用する介護サービス事業者が負担した、介護職員初任者研修の受講に要する費用を助成するもので、1 人当たり上限 5 万円となっています。この事業の利用状況と事業効果について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

この事業を開始いたしました令和 4 年度に 1 事業所、山田圏内から 2 人の申請がございましたが、令和 5 年度、6 年度には申請がございました。今後、第 10 期計画策定の際には、本事業の見直しを検討する予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この質問を取り上げたのは、私もそれがとても気になっていまして、初年度の令和4年度はこれを利用するところがあったと、それで、令和5年度がゼロ、令和6年度もゼロという状況が続いていまして、これはどういうことなのかなと思ったんです。これが介護人材の確保につながっているのかと思ったので、第10期計画策定では考えるということですが、ぜひ、介護人材確保に向け有効な事業として見直していただきたいと思います。ほかのところも参考をお願いしたいと思いますが、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、この申請がない原因といたしまして、ちょっといろいろと分析もしたのですが、既に研修を受けて資格がある方が就職しているケースや、また、専門学校の新卒の方は既に介護福祉士の資格を持っており、研修の必要がないケースがあり、以前では、主婦や介護助手をしてからホームヘルパーを希望する方がいたと思われませんが、その方たちが少なくなっていることが要因ではないかと考えられます。

周知・啓発につきましては、今後も事業所へのPR、ホームページなどで行っていきたいと考えております。見直しにつきましては、先ほど述べましたが、第10期計画策定の際に、補助金の見直しも含め、他自治体の動向も見ながら調査研究をしたいと考えております。

また、高知県中央市町介護人材連絡協議会では、人材確保について情報共有をしております。他市町の新しい取組、高知介護カフェとかハラスメントのチラシを配布したりとか、いろいろ新しい取組もしておりますので、視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 介護人材の確保につながるように、再度検討をお願いしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

小規模多機能型居宅介護事業所の整備について、第8期介護保険事業計画でも位置づけられていましたが、これも応募者がありませんでした。令和6年度からの第9期介護保険事業計画でも整備する計画になっていますが、令和6年度も減額補正となっています。令和7年度も当初予算には計上されていますが、見通しについて、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和6年9月と12月に公募いたしましたが、応募がなく、整備できておりません。

令和7年度においても、引き続き公募する予定でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 公募しても手を挙げるところがないようですが、事業所として採算が取れるのかとか、また、ニーズはあるのかという状況も検討していかなければならないと思いますが、見通し的にはどうでしょうか。もしかして、もっと違うニーズがあるのかもしれないので、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えします。

香美市では、高齢化が進んでおりまして、単身独居や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。そのため、介護サービスの需要はさらに増加することが予想されます。特に、この小規模多機能型居宅介護は、通い・泊まり・訪問を組み合わせた柔軟なサービスを提供できるため、ニーズが高まる可能性が高いと考えております。

令和7年度も募集いたしますので、その際はホームページ等で周知・啓発をしていきたいと思っております。香美市内には2か所、小規模多機能型居宅介護が土佐山田町と香北町にございますが、もう1施設、やはり必要ではないかということで、令和7年度も募集したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、状況をまた見せていただきたいと思います。

次の質問に移ります。⑤です。

昨年 の 定例会議 の 中で、物部町堀田にあります小規模特別養護老人ホーム菰生郷について、既に事業は休止している、12月が指定介護保険事業者としての指定更新月となっており、更新するかどうかは検討中であると聞いていましたが、その後、何か変化などはありましたでしょうか、進捗状況と併せて、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム菰生郷につきましては、令和6年8月8日から事業を休止し、指定更新は行わないとして、令和6年12月1日に事業を廃止いたしました。現在、菰生郷の建物や地盤を調査中でありまして、本市としては、その結果を待って、今後の対応方針を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 廃止したとお聞きいたしました。物部町では、介護が必要になったときにはここを利用したいと考えていた方もおいでしましたので、大変、残念な結果となりました。これはもう、やむを得ない状況なのかなとは思いますが、団塊の世代

が高齢者となる中で、入所施設が減ることは少し気になりますけれども、そういう結果だとお聞きいたしました。

それでは、３点目の質問に移ります。高額療養費制度について、お伺いいたします。

①です。

高額療養費制度は、高額な治療を受けた際に、年収や年齢に応じて患者の自己負担が重くなり過ぎないように、１か月当たりの支払いを一定に抑える仕組みであり、医療のセーフティーネットの役割があります。この制度についての認識をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 山崎議員と同様の認識でございます。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 医療のセーフティーネットは、治療をされている方の心の支えになっていると思います。認識は同じと確認いたしました。

それでは、②の質問に移ります。

福岡厚生労働大臣は、高額療養費の受給者は年間７９５万人で、これは国民の１５人に１人の割合、また、４回以上受給している人は１５５万人で、８０人に１人の割合になると答弁しています。本市の利用状況について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国民健康保険の場合、世帯単位のため件数となりますが、令和５年度の利用件数は６，２５３件、うち多数該当分は１，１９６件です。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 香美市でも、この制度を利用している方がおいでということで、大変、この制度が必要であることが分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

昨年、厚生労働省と財務省の両省庁において、高額療養費制度の見直し議論が進められ、厚生労働省は自己負担の上限額を、２０２５年８月から２０２７年にかけて段階に引き上げる方針を打ち出しました。今回の案では、例えば、７０歳未満で平均的な年収区分の約３７０万円から７７０万円では、最大で約５万９，０００円増えて、約１３万９，０００円になります。この引上げに関し、全国がん患者団体連合会が実施したアンケートでは、がんや難病で治療を受けている方々から、休職し、今の上限額でもきつい、命を諦める患者が増えるなどの悲痛な声が多く寄せられていました。そして、国は、今月７日に高額療養費制度の自己負担上限額の引上げを見送ると表明しました。今年秋までに改めて方針を検討し、決定するとしています。がんにかかる割合は、今や国民の２人に１人と言われており、いつ病気になるか分かりません。高齢者から若者まで幅広い層に関わる問題ですが、この高額療養費の引上げによる影響について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在は、国において協議をしている状況であり、また、見送りを表明したとの報道もありましたことから、引上げの影響について見解を申し上げることは控えさせていただきますが、今後、制度が改正となった場合においては、事務の対応と併せて、被保険者からの質問や問合せにもしっかりと対応できるよう、情報収集と準備が必要と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 引上げがどういう形になるのか、今の段階では分からないということだと思います。しかし、引上げを中止する形になってはいないので、何らかの形で出てくるのではないかなと思うんですけれども、この高額療養費制度、今月5日の参院予算委員会に参考人として出席した全国がん患者団体連合会の轟浩美理事は、治療をやめて、子供のランドセルや成人式の着物を用意して旅立つ方々がいると訴えられました。また、このような切実な声が3日間で3,600人以上から届いたとも言われておりました。こうした命を見放すような引上げがあってはならないと考えております。かなり影響があると感じたわけですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御答弁させていただいたとおりではありますが、参議院で審議がありまして、首相からは、一度立ち止まるという御発言もあったところです。市としましては、こういった影響があるということを国にもお伝えし、また、この件につきましては国会で議論され、そして、長期的な展望に基づいて、持続可能な制度となるような制度設計がなされるものと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 持続可能と言われましたけれども、確かに医療費が上がってきていることは私も知っております。しかし、こうした命を見放すような引上げはあってはならないということを、再度、私の思いとして発言させていただきたいと思います。

それでは、4点目の質問に移ります。JA物部給油所について、お伺いいたします。

JA物部支所は、令和6年3月末に金融窓口や購買事業を廃止しました。そして、JA物部給油所、正式にはJA-S S大柝給油所ですが、来年3月末に廃止予定と聞きました。このことに関して、昨年12月28日にJA物部支所で説明があり、多くの住民の方から心配の声を聞きました。物部町内には、ほかに2か所のガソリンスタンドがあり、そこで給油することはできますが、灯油を買いに行けない高齢者は配達に頼っている方が多く、その方々が困る状況になると聞きました。2か所のガソリンスタンド業者に配達をお願いしたとしても、全ての方への対応は困難だということです。このような状況を市は把握された上で対策を検討しているのでしょうか。業者が対応できない方々に対して、何らかの対策が必要になると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

令和8年3月末にJA大栃給油所が営業を廃止する計画につきましては、JA高知県購買事業本部から直接説明をお聞きしました。また、灯油を配達してもらっている利用者からは、この件につきまして、市に対応を求める声を聞いております。

現在、物部町内にはJA以外に2社の給油所が営業しております。JAの営業廃止後、灯油の配達等が対応可能か、今後、協議する必要があると考えております。また、その場合に、市としてこういった支援策が可能であるか、市内の給油事業者間の公平性の確保を考慮した上で、現在、模索しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） どういった方々が困るのか、状況等も調査して、模索をしていっているということです。どこの方々も困ることのないような対策をお願いしたいと思います。地域によって、ガソリンスタンドが1か所もないところでは、集落活動センターが対応していたりしますけれども、ちょっと調べたところ、企業委託型の地域おこし協力隊といったものもあるようですので、様々な検討をしていただければと思うわけですが、その辺りの研究等はしていただけますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

議員がおっしゃるような、集落活動センターが運営しているところがあることは承知しております。また、そういった事例やいろんな補助事業などの情報収集をして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 1年となるとすぐ来ますので、ぜひ、十分いろいろな情報収集をして、困らないような対応策をお願いしたいと思います。

それでは、5点目の質問に移ります。共生社会の実現を目指して、お伺いいたします。
①です。

今年2月1日付の地元紙によると、高知労働局は、2024年10月時点の県内外国人労働者が、過去最多の5,293人だったと発表しました。前年から783人増加し、初めて5,000人を超えたそうです。技能実習生も5割を超え、人手不足を背景に、農業などでの受入れが一層進んでいるとのこと。令和5年9月時点、私がお聞きしたときですけれども、現在の在留外国人は422人との答弁がありました。その後、本市の状況に変化があったのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えします。

令和 7 年 2 月 1 日時点で、在留外国人数は 4 7 7 人でございます。

○議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○1 1 番（山崎晃子君） 4 7 7 人、増えていっていると、県内全体でも増えていっていますので、本市でも増えていっている状況が分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

令和 5 年 9 月定例会議での私の質問において、本市における地域日本語教室の取組についての質問に対し、県下の在留外国人が 8 0 人以上の 1 5 市町村の中で、香美市を含んだ 3 団体が日本語教室を開設していない、まずは在留外国人の皆様へのニーズ調査から始めたいとお聞きいたしました。本年度にニーズ調査を実施したと思いますが、その調査内容と結果をお聞かせください。併せて、この結果を受けて、今後どのように取り組んでいくのかという点もお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えいたします。

ニーズ調査は、9 月 1 日時点で外国人登録をされておられる 4 5 6 人の方に発送し、3 9 人の方から回答をいただきました。回答をいただいた方の年代は 3 0 代の方が多く、次いで 4 0 代、5 0 代の方から回答をいただきました。

回答の結果から見ますと、ゆっくりした会話は聞き取ることができ、簡単な日常会話ができるとの回答が 4 5 % 以上となっておりますが、読みについては、ほとんど読めないとした方が 3 3 . 3 % となっております。聞く、話すことより、読むことに困難を感じている傾向が見受けられました。また、日本語学習の希望について、学びたいとの回答が 7 4 . 4 % と高く、聞く、読む、書く、話すを段階的に学習しつつ、季節の行事やイベントなどで交流を図りたいとの希望が見られました。

来年度 5 月以降、かみしにほんごサロンとして、地域日本語教室を開設し、ボランティアの方とともに、参加者のステージに合わせた日本語の教材学習や、日本の季節行事や各国の文化などを相互に学び合えるイベントなどを通じた交流を実施していく予定としております。

○議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○1 1 番（山崎晃子君） 4 5 6 人に対してアンケートをして、3 9 人っていうのは、ちょっと少なかったかなと私は思ったんですけれども、これは母国語でアンケートを取られたということですね、そのことを確認したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） すみません。その点は自分が確認できておりません。

○議長（小松紀夫君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○1 1 番（山崎晃子君） 読むことが困難だということ、そして、7 4 . 4 % の方が学びたいということです、これはぜひ、香美市としても取り組んでいかなければな

らないと感じました。５月から教室を開くということですが、月に１回とか開催回数、
どういう形で開くのか、お分かりでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 現在の計画では、月に１回程度で、日曜日の午前中、もしくは平日の夜の時間帯で開催したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） この開催について、回答を寄せられた中でのあれですけれども、そうじゃない方にも広く周知を、せっかく開きますので、周知をしていただいて、多くの方に来て交流をしていただくことをお願いしたいと思いますが、その周知の面では、どう考えておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 周知の方法につきましては、広報、ホームページ等、もしくは、今、こちらで把握している事業者等の方々に対して、周知をお願いし御案内していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） よろしくお聞きしたいと思います。

では、③の質問に移ります。

先ほどもありましたが、香美市でも増加傾向にありますので、今後も増加すると思われますが、その方々に対して、災害対応も重要となってきます。地域の中で孤立してしまえば、命に関わることにもなりかねません。まずは、言葉の壁を取り除き、地域住民と交流しながら、災害情報や避難行動を理解してもらうことが必要であると思います。このような点について、今後の取り組み方をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 現在、防災対策課では、香美市ホームページに外国人向け防災情報のリンク集を作成し、多言語に対応した高知県防災アプリや、内閣府、官公庁、NHKが外国人向けに作成した、防災に関連したホームページへ誘導しています。高知県防災アプリでは、避難所開設場所や避難情報など、アプリで表示される文字は全て多言語で表示されるため、外国人への情報発信には有効な手段であると考えます。

また、自主防災組織の学習会では、避難所には外国人をはじめ様々な方が来られることをお伝えしています。今後、外国人が地域の避難訓練に参加できるよう、自主防災会とも協議をしていきたいと思っています。

○議長（小松紀夫君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 自主防災会にも参加を呼びかけて、これは大事なことです
ので、お聞きしたいと思います。

２月１日の地元紙に、災害時外国人支援ということで、情報提供セミナーが開かれたと載っておりました。その中で、実際に対応してみたら、なかなか大変な状況で、この

会には自治体の職員も参加されたということですが、その自治体の職員の方からは、翻訳アプリを使えば対応できると思っていたけれども、うまくいかない場面もあったと感想が述べられておりますので、翻訳アプリだけを頼ってもいかんところもあります。その辺りは研究をしていただきたいと思いますし、また、こういう研修会とかがあったら、ぜひ、職員にも参加をして学んでいただければと考えますが、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 翻訳アプリは無料で有効かなと思っていましたけれども、実際には専門用語もあると思うので、なかなか変換とか、通じるのが難しいことも実際あるんだなと思っています。ホームページの情報でも、そういったことが入手できますので、その辺りは研究していきたいなと思います。

それとまた、ふだんからいろんな研修の情報を収集しているんですけども、外国人対応の研修情報があつたら、できる限り参加していきたいなと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） では、よろしく願いしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

派遣事業者や受入れ事業者等を含めた情報交換会などはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 仕事を持つ在留外国人の方が地域日本語教室に参加するに当たっては、監理団体や受入先の事業者の理解が重要と捉えております。今年2月に、高知県中小企業団体中央会の御協力を得て、事業者向けのセミナーを開催いたしました。今後は、監理団体や受入先事業者等とも情報交換ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 2月に行ったということで、今後もぜひお願いしたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

日本は、労働力不足を補うために外国人労働者を増やしてきていますが、現状では、逆に外国人労働者の日本離れも問題になっていると聞きます。それは、近年の円安や時給の低さなどから、日本に魅力を感じなくなっているとのこと。また、高知県は他県より時給が低いので、外国人が他県に流れるといった懸念があるとも聞きます。人手不足が深刻化する中で、外国人材は、県内事業者に欠かせない存在になっています。賃金や待遇の悪さから敬遠されるとなると、事業の継続が困難になる事業所も出てくるのではないかと危惧します。県内に、また、本市に残ってもらう取組が重要になると思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりであると思います。給与面では太刀打ちできないことから、生活面でのサポート、働きやすい職場環境の整備、また、口コミで同じ国の方を呼び込んでもらうなど、県とも連携して、香美市を選んでもらうべく取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 何か具体的な取組が市としてあれば、お聞きしたいです。日本語教室も一つだと思いますけれども。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずは、香美市において外国人を雇っている事業者との意見交換が重要であると思います。そういった方々からは、外国人が住む家がないというお話も聞いておりますので、生活面のサポートが重要であると思いますし、香美市としてできることもあるのではないかと考えています。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、6点目の質問。

○議長（小松紀夫君） 暫時、昼食のため休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、午前中に引き続いて、質問させていただきます。

最後の質問となります。ふるさと納税寄附額アップを目指して、お伺いいたします。

総務常任委員会は、先月、中四国1位の寄附額を誇る須崎市のふるさと納税の取組について視察させていただきました。大変お忙しい時期の視察に快く対応していただきました。そして、参考になるお話をお聞きすることができました。少し紹介させていただきますと、須崎市では、ふるさと納税を積極的に推進する方向で、2015年に元気創造課を創設し、営業周りに力を入れ、取組を強化したとのこと。そして、2020年からは、地元で起業した最適な中間事業者に委託して事業を推進しています。信頼関係を構築し、緻密な連携体制の下、返礼品の工夫等をしながら、常に試行錯誤と情報収集に力を入れて取り組んでおり、その経過が、今日の多額の納税につながっています。ふるさと納税については様々な意見があろうかと思います。しかし、香美市を応援していただける方を募って、そして、その寄附金を有効に活用していくという趣旨を考えると、推進していければと思うところです。そのためには、現在の体制や取組を強化する必要があるのではないかと思います。

先週の土曜日には、第3回香美市ものづくり大賞の授賞式があり、雪ヶ峯ロールやプリン、和紅茶など、ふるさと納税の返礼品としての商品が誕生しました。こうした魅力ある返礼品を開発して、今後の寄附額増に期待したいところです。

それでは、質問に移ります。①です。

本市のこれまでの寄附金額と件数の推移と今後の目標について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

先に申し上げておきますが、金額が細かくなりますので、寄附金額については100万円未満を省略させていただきまして、件数につきましては1,000件未満を省略させていただきます。

令和元年度は2億5,900万円、件数3万3,000件、令和2年度は2億300万円、件数1万5,000件、令和3年度は1億6,500万円、件数1万1,000件、令和4年度は1億4,100万円、8,000件、令和5年度は1億2,600万円、件数4,000件、令和6年度の2月末現在でございますけれども、約1億円、件数が3,000件となっております。

目標としまして、令和7年度に向けましては1億5,000万円以上を目標と考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 令和元年度から順に減ってきているわけですね、増えておらずに減ってきているわけですが、これについて、こういった状況で減ってきているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） こちらの力が不足しているところもございます。魅力的な返礼品の開発を今後もしていただきたいところですが、毎年下がっておる状況になっております。理由についてはいろいろあると思いますが、現時点では、まだよく把握できていないところがあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まだ原因は把握できていないということですが、どういう状況かをつかんでいただいて、アップできるような形にしないと、どういうことに取り組んでいっていいのかも分からないと思いますので、ぜひ、その辺りはちゃんと分析していただきたいと思います。

目標額は、今の状況から見て1億5,000万円という形にしたとは思いますが、議会として令和7年度予算への提言をしてるわけですね。前年度比150%から200%の増を目指してということで提言をしたわけですが、なかなか今の状況で

言うとは大変厳しいのではないかと思います。1億5,000万円を目標に定めた根拠について、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ふるさと納税増加に向けて、具体的な政策をいろいろと行っておりますので、根拠はございませんが、返礼品の開発とか、積極的な事業者の訪問等をこれからも継続して、1億5,000万円の目標に向かって進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなか今の体制ではというところもあるかと思います。

それでは、②の質問に移ります。

先ほども言いましたけれども、議会としては予算提言を行っていますが、このふるさと納税についても、令和6年度、令和7年度の予算に向けて提言をいたしました。令和6年度に向けては、所管課の検討や体制の強化を提言させていただきました。今回、須崎市を視察して、現在の本市の状況では、寄附額をアップすることは大変厳しいのではと改めて思いました。ふるさと納税にしっかり取り組むのであれば、提言にもありましたように、所管課の検討や体制の強化等が必要と考えます。このことについて、具体的な方法を検討したのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 担当課としての取組について、先に御説明させていただきます。

ふるさと納税増加に向けての具体的な対策としては、返礼品の開発などがありまして、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送の契機に合わせた新しい返礼品の開発なども、現在行っているところでございます。また、より積極的な事業者訪問、新規返礼品のブランディングなど、地域の魅力発信を行うことを継続していきます。今後も、ふるさと納税の本質を見失うことがないような取組を大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 総務課からお答えいたします。

提言をいただきました体制の見直しと強化につきましては、新年度に向けての人事異動の中で、組織全体を見通して配置を検討しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 令和7年度に向けて検討しているということですね、またいい方法を考えていただきたいと思いますけれども、市内事業者との連携もありますので、私は、商工観光課と連携が取れる配置がいいのではないかと思います。それは言えないかもしれませんが、事業者との連携を考えたときにはそういう方法も取

れるのではないかとと思いますが、それについて御答弁いただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ふるさと納税に関しましては、須崎市の事例、また、視察もされたということですので、議会からの御提言は、しっかりと執行部として内容につきまして精査させていただき、取り組みたいと思っております。

また、人事に関しましては、先ほど総務課長からお話しさせていただいたとおりでございますが、定住推進課で持っておるということで、いろんな移住のことですとか、ものづくり会議ですとか、定住推進課の仕事自体が幅広いことは私自身も感じておりまして、令和7年度に、中堅職員にも将来の香美市の組織づくりについての意見をもらいながら、令和7年度中に組織再編の議論を進めてまいりたい、またその中で、ふるさと納税の体制についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） しっかり対応していただけるということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

今月末から、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送が始まります。放送期間中は観光客の増加が見込まれますが、このドラマを機に、多くの方々に本市を応援していただきたいと思っています。

そこで、調べてみますと、旅先納税や現地決済型納税という方法もあることが分かりました。また、芸西村では自販機納税という取組もされているようですけれども、本市でも何か取り組めるものはないかと思っています。旅先納税や現地決済型納税等について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現地決済型ふるさと納税に関して、宿泊施設や飲食店等で、その場で申し込み、受け取りやサービスを利用できる仕組みと理解しております。寄附者の利便性が向上するなどのメリットがある反面、対象の商品、またはサービスの要件等の条件を、対象店舗等が十分理解の上、導入する必要があるなどの手間があるものと感じております。

現在、香美市では、現地決済型ふるさと納税は導入しておりませんが、一部のポータルサイトでは、香美市内で利用できるペイペイ商品券を返礼品として掲載しております。この商品券は、香美市地場産品の基準を満たした商品・サービスを提供する、香美市内のペイペイ加盟店で利用可能となっております。このような現地決済型の仕組みに近く、コストと手間もかからないものは現在も取り入れております。今後も、現地決済型について、継続して研究を行っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後も研究していくということです。私は、何とか納税を、

応援してくださる方を増やしていきたいという思いで、一つだけではなく、いろんな方法があれば、それを取り入れながらと考えて質問させていただいております。ぜひ、本市で活用できるものがあれば、これに限らず研究していただければと思います。

それでは、④に移ります。

本市にはカミカがあります。このカミカとの連携はできないものかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

恐らく、先ほどの現地決済型ふるさと納税のような寄附方法におけるカミカ利用になるかと思います。これに関しましては費用と準備等も発生しますので、慎重に検討と研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） せっかくカミカに力を入れていますので、これとも連動できたらいいんじゃないかと考えます。また、このことについても研究をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 15番、利根健二です。通告に従いまして、一問一答方式で、順次、質問をまいります。

まず、1点目です。

サテライトオフィスについては過去にも数回質問をさせていただき、前向きな答弁もいただいております。そうした中、その目指す方向性については不安もあるところです。会派等での視察のときには、執行部に対しまして御案内をして、現場も見えていただけたところがございます。今回は、新たに現課長にも御同行いただいたことにより、一定理解もしていただけたと考え、過去の質問と重複するところも多くありますが、以下、質問をまいります。

①です。

企業がサテライトオフィスを地方に開設する理由として、人材確保に有利である、特に、同条件においては、首都圏で募集するよりも地方で募集する方が、よい人材を集めやすいという情報をお伝えしてまいりました。現在もこれは同じ傾向が続いているようでございます。特に、香美市には高知工科大学があり、素晴らしい人材を送り出すことができます。誘致活動の対象者としてはもちろん、協力者として、高知工科大学関係企業、教職員、OB等に、もっと積極的にアプローチをしてはどうでしょうか。

今回視察した三好市の担当の方からも、高知工科大学があるのは羨ましいという声を

直接聞いたことと思います。そして、御案内いただきましたデータプロの澤野さん、高知工科大学の卒業生ですが、彼女からは、誘致活動をお考えのようであれば、複数の東京在住の卒業生に連絡を取ってもよいというお話もいただきました。改めて、高知工科大学との連携の有効性を感じていただいたのではないのでしょうか。研究者的要素の強い教授より、今まであまり交流のなかった、学生支援課、就職支援課、校友会等、OBとのつながりが多いところとの連携を考えてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

高知工科大学とは、幅広く連携していきたいと考えております。当該事業におきましては、人と人とのつながりはとても重要だと考えておりますので、御指摘のあったところとの連携も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 高知工科大学ができてから、連携というのは随分いろんな場所で行われておりましたが、各クラブとの連携であったりとか、先生方、教授に近い方々に、諮問機関とかいろんなところに入っていたいただいての協議の場はありましたが、今後、こういった感じで実務で進めていく中、今言ったような人脈を持ったOBを中心に、すごく必要になってくると思います。今までと違った対象との連携になると思いますが、こういった場所を想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員からおっしゃっていただきました、学生課、就職支援課、OBとのつながりはもちろんでございますが、シェアオフィス事業以外でも、高知工科大学との連携で、他課の事業でもお会いする方々がいらっしゃいますので、その方々を通じまして連携を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 先ほど言いましたように、今まで、クラブ単位とか地域に入っていた活動とか、いろんな場面でつながりを持っておりますので、もしかしたら、その中で、同じ人でもちょっと違った切り口でのつながりができてくるかもしれないので、そういったことにも皆さんで気を配っていただいて、ぜひ、つながりをますます深めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

②の質問に行きます。

人材の活用・情報収集・戦略を立てるとき、事業推進には、ノウハウに加えてネットワークが必要です。市の職員だけでは対応できないことも多くあります。徳島県的な支援を高知県にも求めてはと、過去2回にわたって質問してまいりました。今回御案

内いただいた方も、徳島県から委託を受けている会社の方です。実際に接してみた感想はどうでしたでしょうか。今までの私の質問では伝わらなかったことも、伝わったのではないかと思います。

資料で写真をつけさせていただいております。

1枚目が、東京都のKANDA SQUARE（神田スクエア）で、誘致のセミナーというか、活動したときのフライヤーです。以前、コンシェルジュを配置したことはありましたが、徳島県は誘致活動のイベントそのものも行っております。ちなみに、これはサテライトオフィス社員として、三好市池田町にIターンをした方がつくられて、企画や運営をされております。県に対して、さらなる支援体制の強化をお願いしてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今回の視察に対応していただいた方は、フットワークが軽い上にコミュニケーション能力にも長けておりまして、市役所職員をはじめとした地域の方はもちろん、移住者の方たちとも綿密に連携を取ることで、地域の橋渡しの役割も担われているのだと感じました。県に、ソフト面も含めた必要な支援をいただけるよう働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 支援のお願いを、ぜひ、行っていただきたいと思います。

ちなみに、新しい資料が出てないので、ちょっと古い資料になるかもしれませんが、自治体に関わったサテライトオフィスの実績が総務省のホームページに載っております。令和3年度末の状況でございますが、徳島県で86件、うち美馬市、三好市で17件、一方、高知県は10件、香美市、香南市、南国市はそれぞれゼロでございました。それ以降は、またちょっと日数もたっておりますので、状況は変わっていると思いますが、この数を見ると、先ほどお願いしましたさらなる支援をもう一歩進めて、ともに進めようというメッセージを香美市から発信していかないといけない状況かなと思います。もう一歩進めた、ともに進めようというメッセージも一緒に発信してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 現在、具体的に高知県へどのように働きかけていくかまで考えてございませんが、その辺りも含めまして、県とも話す機会がございますので、ともに進めていきたいという話はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 市長、何か今、手を挙げたいなというような感じでしたが、よろしく願います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、シェアオフィスに関しましては、これまでもいろいろなアドバイスをいただきましてありがとうございます。香美市の特徴、また、メリットを強く打ち出すことによりまして、企業に来ていただきたいという思いです。その点につきましては、先ほどありましたとおり、やはり高知工科大学は大きいと思っておりますし、また、データ&イノベーション学群というデータサイエンスが学べる学部で学んだ生徒の出口も、市内でつくりたいと思っております。高知工科大学の卒業生の進路に関しましては、高知県議会からも高知県への就職というような話も出ているようですので、大学とも学長ともお話をし、しっかりと香美市と大学とで新たな産業をつくっていくように打ち出していきたいと思います。

また、高知県、そして、澤野さんのような地域で頑張っている香美市にゆかりのある方とも一緒になって、頑張っていきたいという決意です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、③の質問に移ってまいります。

市有財産の中でサテライトオフィス誘致に使えると思われる施設としては、旧佐岡小学校、建設可能な土地としては、繁藤若藤団地、土佐山田町の旧図書館、旧山田保育所、旧前山団地などがあります。また、香美市所有ではないですが、旧大栃高校などの施設も候補に挙げることができると思いますと、2020年に質問しておりました。その時点で、まあまあいい感じかなというような答弁もいただいております。

今回の視察におきまして、廃校の有効利用をしているところを2件ほど一緒に見ていただきました。前回に質問したときとは環境も変わっていますが、廃校を含む市有財産の、サテライトオフィス誘致等での有効利用について、検討を進めていただきたいと思います。どうでしょうか。全国的にも廃校となった施設の利用はかなり多いですので、ぜひ、検討をお願いしたいですが、答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 遊休資産の活用につきましては、商工観光課でも検討しています。こういった課題も踏まえた上で、引き続き、当該事業への活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ、よろしくお願いします。いろんな話をする中で、あそこはちょっと古いからとか、雨漏りしゅうからとか、香美市側が事前に、付度という言葉ではないですけども、遠慮して、この施設は使える、使えんの判断をしているようなことも大分聞きました。通常、雨漏り等の家主が整備する必要がある部分は、一定、香美市がしないといけないですが、多くの例を見ますと、内装等は入居者が行うようになっております。使うとか、使わないとか、きれいとか、ぼろいとかいうのは、利用

主体側が判断することで、耐震は必須としても、施設が古いからと遠慮することはない
というか、こういう施設がありますよということは打ち出すべきやと思いますが、その
辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

施設の老朽化等によりまして、サテライトオフィスとして入居を想定した場合には、
利用が可能かどうかの一定の確認は必要だと考えております。契約によって、入居事業
者が任意で改修できる等を盛り込むのは可能だと思いますが、ただし、基本的な設備等
が利用に耐え得るものかどうかは、確認して把握する必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 2020年の質問のときには、割と教育施設とか、当時の
行政財産の話も含まれていたもので、よそを見ますと、行政財産の目的外使用では多分使
えないと思うがですけれども、普通財産への転用を積極的に行ったりして、前向いてや
っているところもあります。ちなみに、この前、三好市の担当との話では、休校になっ
ている学校を廃校にしてやったことは結構あるそうです。地域の人に反対はなかったで
すかと聞いたんです。そしたら、廃校は全く構わないと、そこに誰かが入って光がとも
ることがすごくありがたいんだということで、積極的に地域としても、人口減少とか、
人がおらんから寂しい、それならどうするといったときの手段として、廃校になっても
いいから、この地域で何とかしてもらいたいということもありますし、それも方法とし
ては使えますので、ぜひ、それも含めた検討を、行政財産から普通財産への変更も含め
て、積極的をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これはお願い
でございます。

④へ行きます。

昨年の12月定例会議で、現在の人員配置計画はスタート地点で過大と思う、必要に
応じて外部との連携・委託によって事業を進めるべきではないかと質問しました。三好
市の体制を直接見聞きしたことにより、その必要性・有効性を感じていただいたと思い
ます。職務の範囲も違うと思いますが、三好市商工政策課は4人体制で回しております。
行政がやること、外部に委託すること等を整理した上、積極的に外部に委託することも
必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

可能な範囲での外部委託や連携も含めて、引き続き、最適な運営体制を精査してい
きたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○ 1 5 番（利根健二君） ⑤へ行きます。

集客イベントこそ外部のコンサルと連携を取るべきと思う、現計画では体制図に書かれているメンバーで開催していくのかとも質問しておりました。三好市を見ていただいたとおり、外部の方の情報力、人脈等を、異動のある市の職員だけが担うことは現実的に不可能でございます。さきの質問と同様、ノウハウのある方に委託する必要があると思いますが、いかがでしょうかという質問でございます。

ちょっと資料の写真があります。次の写真を御覧ください。

いかがでしょうかという質問で、一旦終わります。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 集客イベントの開催を含めた施設の運営については、外部委託も検討しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 1 5 番、利根健二君。

○ 1 5 番（利根健二君） すみません。写真がちょっと自分の資料から飛んでいました。

⑥へ行きます。

三好市の関係者からは、雇用の場の確保、人口減少対策、税収アップはもちろん、社員が地域の様々な活動に参加してくれるなど、地域にとっては誘致活動にかかる労力や費用を考えても、より遥かに効果があると聞いています。一方、今回、行政が施設にお金をかけるべきではないというお話もいただきました。私自身は、民間のパトロン、これは後援者とか支援者とか賛助者という意味でございますが、そういったものが複数存在した三好市と同じ感覚で語るべきではないと思います。今回の視察で、行政は施設にお金をかけるべきではないとの言葉が強く頭に残って、三好市におけるパトロンの存在という前提条件があってこそその部分が、十分に見えていない方もおられるようでございます。この方たちに予算に賛成していただくためには、こういった環境の違いや前提条件みたいなものを、十分理解していく必要があるのではないかと、私は思っております。

ここで写真資料を御覧ください。これは徳島県のサイトにあった資料でございます。徳島県内3エリアで、それぞれの特徴を出した拠点のコワーキングスペースを紹介しております。これを見たとき、少なくともスタート時点では、香美市自らが拠点となる施設を用意する必要があると思います。三好市も拠点施設があったからこそスタートが切れたし、これは誘致のポイントとして必須であると思います。見ていただいたら分かります。ちよつとした空き家を使ってという状況じゃなくて、それぞれに特徴がございます。上勝町は、自然の中に一定のこういったスペースをつくっていると、もう一つの南部圏域は、海辺のリゾートを兼ねたサテライトオフィスで進出していくことを想定したつくり込みをしております。そして、これが視察していただいた真鍋屋、旧旅館を使っております。天皇陛下が以前にお泊まりになった宿を改修しております。これも会議

ができるような設定にもしておりますが、多分、普通に民間にあるような、ちょっとした情報だけでやりくりできる範囲じゃないので、パトロンがいなくてであろう香美市では、行政が一定行う役割じゃないかなという状況です。

その次の資料も、こういうことでございます。先ほどの真鍋屋には、コワーキングスペース、会議をするところがございます。こういったように、サテライトオフィスの入居施設にある会場、企業などの会議ができる場所とサテライトオフィス、コワーキングスペースが同居することは、こういったことをすぐサテライトオフィスの横でできるという効果があります。これは、見ていただいた真鍋屋の2階で行ったことでございます。

そうした中ではありますが、現計画には疑問の声も多く聞きます。一番恐いのは、多額の予算を投入して入居者がいないことでございます。今回の計画では、多くの初期投資が計画されております。投資に見合う効果の説明が足らないのではとも思いますが、入居の予定を含めた具体的な戦略は話し合われたのでしょうか。

三好市の事例を見ていただいて、サテライトオフィス誘致を実行していく上で、どういう方が必要なのかが見えてきたのではないかと思います。サテライト誘致においては、ハード整備の段階から、実務経験のある方を中心に行うことが大切だと思っております。これからの取組としては、今言った、実務経験のある方や、高知工科大学のより卒業生に近い方など、新たなメンバーでもって費用対効果も見据えた上で、ハード整備の要・不要、要の場合は規模、既存の建物を使うとか新築とか、また、進出企業への支援策等を協議していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 議員がおっしゃった方々を集めるなどした運営組織につきまして、運営組織にハード面の設計段階から関与してもらうことで、より効果的・効率的な運営につながると考えております。また、進出企業への支援策等を協議する上でも有効であると考えます。

現在、シェアオフィス整備事業基本計画の管理運営体制の運営組織を想定しておりますが、どのような体制としていくかは、今回の御指摘を踏まえまして、具体的に考えてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ①の質問でもありましたが、新たなメンバーというのを強く質問の中でも匂わせておりますので、ぜひ、そういった本当に実務が分かっている方、経験のある方を中心に、あと、人脈も含めて組んでいただきたいと思いますので。ちなみに、現在、旧メンバーという言い方はおかしいのかな、提言をいただいたハード事業ですよね、結構な金額の。その見直しも含めての検討になりますでしょうか、今のものは今のまま置いてしまうのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 現在の基本計画で、メイン施設とサテライトオフィスの整備を明記しておりまして、現在のところは、この整備計画の見直しまでは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 多分の話をここでしたらいかんのか、かなり費用が大きいので、一定の誘致をして、入るめどがあるかないかという答弁は、多分できないと思うのですが、質問したとおり、ぜひ、建物は造ったが入居者はいないということにならないように、その効果も含めて、議会の皆さんにも十分に説明できるような検討をさせていただきたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問の香美市中央公民館へ移ってまいります。

①です。

他の施設に対して、中央公民館のホール、ステージの使用料が割高に感じております。施設照明のLED化によって、ランニングコストの差は少なくなってきております。利用料の検討はできませんかという質問でございます。通告の細部説明をさせていただいたときに、現在の利用料金は結構高いですが、単発で借りたい方の減免申請状況が分かれば、併せてお願いしたいなと伝えておりましたが、それも可能であれば、お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

中央公民館の電力量はLED化によりまして減少しておりますけれども、電気料金は高くなっておりまして、利用料を下げることは現時点で難しいと考えております。

それと、減免申請団体の状況なんですけれども、個々の件数につきましては非常に多いため整理が十分できておりませんが、団体数につきましては、令和6年度、令和7年3月6日時点の数字でございますが、免除団体が21団体で、うち単発利用の団体が6団体、減額団体は12団体ありまして、うち単発利用の団体が8団体となっております。これは、申請による団体数でございますが、減免団体は、先ほどお答えさせていただきました申請による団体のほかに、香美市役所の各課や保育園、小・中学校、文化協会、スポーツ協会所属団体等の、減免申請提出を不要としているものもあります。数字につきましては整理がこの程度でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そうですね、減免団体別の一般団体の数ですね、改めて申請が必要な方のね、分かりました。ちなみに、この前視察に行った三豊市のホールを調べてみました。合併したときに、使用料の算出方法。貸出し面積掛ける管理原価掛ける利用者負担割合、これは催物によって、多分、行政側が50%、利用者側が50%を掛

けて計算しているそうでございます。

今回の質問は、実は、同規模の施設が香美市にないので、なかなか比較ができないため、同じぐらいの電気を使うであろう体育館で比較してみました。宝町体育館アリーナ、佐岡体育館は、時間当たり440円で借りることができます。一方、香美市の中央公民館は、ホールは時間当たり1,460円、ホールだけで。これは多分、公演とかがあってステージも使うとなると、1時間当たり2,800円がプラスになります。合わせて、時間当たりが4,500円。通常、同じであろう電気を使って、体育施設の10倍、公民館を使うのにお金がかかるのはどうなのかなと。金額というよりは、他施設との比較で今回質問しておりますので、その辺はどうでしょうかね。電力量、ランニングコストベースでちゃんと比較して、適正な金額をはじき出すべきではないかという趣旨の質問でございますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 御指摘のとおり、利用する施設の維持にかかる費用というものを勘案して、計算することが重要であると考えております。

お話がありました体育施設につきましても、今年度、内部でいろいろ整理をしておりましてけれども、きちんと調整がつかなかったために、現在、旧料金のままになっておりますけれども、今後は、全体的な施設の維持管理等の費用を検討しまして、利用料の確定を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 基本、体育館の使用料を上げてよという話じゃないですの
で、その辺十分確認いただいて、下げる方向で、利用者がもっと利用しやすいような施設にさせていただくための質問ですので、よろしくお願いいたします。ちなみに、体育施設には結構面積が要るので、管理原価が、たしか三豊市では、文化系というか普通の会議室とかは0.7を掛けよったのが、体育施設は0.26か何かで、それなりの差がつくことは当然ですので、ぜひ、上げないようによろしくお願いいたします。

②へ行きます。

朝ドラ「あんぱん」放送の関係もありますが、香北町のホールには固定プロジェクターが設置されました。それよりずっと利用頻度が高いと思われる、中央公民館大ホールには固定プロジェクターがなく、利用者が不便でございます。設置を検討してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 来年度、中央公民館の大規模改修につきまして、関係者と協議をする予定でございまして、その中で備品の検討もできればと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 来年度に検討して、検討結果が出てから実際やるというのは、ちょっと時間がかかるんじゃないかな。たしか、香北町のホールは補正でやったのかな、当初やったっけ、なぜ、大規模改修のときまで待たないといけないのかなという気がいたします。現状を把握してたら、少しでもできることがあればやればという気がしますが、大規模改修でやらないといけない理由があれば、お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 設備の設置につきましては、今後の仕様等にも影響があると思いますので、今回の設置によって仕様を変えるという、計画に大きな影響があってはいけないということで、今回は大規模改修に合わせて検討したらどうかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ちょっと意味が分かりません。そんなに後々、影響があるとはとても思えないし、香北町もプロジェクターが先行して、その後でそれに合わせての音響の入替えとかもあって、先にプロジェクターが入っていたから音響設備に不備があったとか、そういう話は一切聞かないのですが、どうなのでしょう、プロジェクターを入れるだけの話ですけれども。2度目の同じ質問になりますが、影響があるとはとても思えないので、市長、答弁があれば。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これも教育委員会のお話ではありますが、予算を担当しますので、私から、考え方について御説明させていただきます。後ほど、文化ホールのお話もありますので、私から答弁をさせていただきますが、香美市の財政的な状況も考えまして、まずは中央公民館を使いやすい、そして、利用料も含めて多くの方に使っていただける施設にしたいと思っております。いろいろな設備投資につきましては、これから御質問もあろうかと思いますが、できれば一遍に直したいという思いもありまして、個別に直していくというよりは、もちろん音響、照明の御専門であられますが、それぞれが一体になったものいいだろうという考えもあって、計画を立てたい。その中で、今回、プロジェクターだけを替えるのではなくて、その設備に合った音響、プロジェクターも含めて、総合的に一番いい物をつくっていきたいという考え方でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） いろんな建設とかは、分けてやることによって二度手間の部分が増えたりとかはもちろんあります。自分の感覚では、そういうことは一切ないかなという気がしております。ちなみに、前回、ホールのLED化をしました、ステージじゃないところをね。そのときは、プラン作成時に、自分も利用者として意見を言わせてもらいまして、その結果、設計及び工事は当初よりもかなりスマートに行われました。

プロジェクターの設置につきましても、過不足のない整備のために、利用者の声や庁内職員でも知識のある方の助言を求める体制を取ってもらいたいなど。個人的な意見ですが、香北町はちょっとオーバースペックかなという気もしますので、その広さに合った物をチョイスしないと、足らなくてもいけないし、オーバースペックになると無駄な予算を使うことになるので、その辺は、ちゃんと知識のある方とか、実際によく利用する方の意見を聞く、助言を求めるような体制をつくってもらいたいですが、どうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 技術的助言につきましても、庁内もそうですし、庁外でも可能な限り、参考にさせていただける意見がございましたら、行っていきいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 似たような質問が続きますので、③へ行きます。ステージ後方の壁、袖幕について、提案を含めた質問でございます。

後ろの壁にもスクリーンはありますが、これはもうサイズが小さくて、最近あまり利用されなくなりました。もともとあった Horizont 用のカーテンがなくなっていて、もう既に多分、多くの方があったことすらも知らない状況。舞台をするときには、後ろに普通はよく色が出る Horizont 幕というものが以前はあったんですよ、香美市の公民館にも。それがちょっと下が焦げまして、取り外されたので直るのかなと思ったら、ないままもう何十年もたつ状況でございます。

以前、合唱団等の声楽やアコースティック系の方からは、公民館に対して、響きがもっと欲しいので反響板の設置をという要望があったと聞いたことがあります。反響板の設置は不可能とは思いますが、袖幕をレールに取り付けること、後ろの壁をボード等に貼ることなどで、ステージ全体で反響板の効果が得られます。

現在は、ステージが狭いので、吹奏楽団なんかは袖幕を結んでやっている状況でございます。ステージ後方の壁を反響板を兼ねた Horizont 幕、スクリーンとして使える仕様に改修してはどうでしょうかという質問でございます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） ②の御質問に対する答弁と同様に、来年度の大規模改修協議の中で検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 質問は、以前に自分が利用者から幾つか聞いた声をベースにつくっておりますが、ちなみに、そういった声は次々と、管理者というか館長になるのかな、申し送りとか、こういうことが過去にあったよと、ちゃんと伝わっていますか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 引き継ぎはしているはずであると思われますけれども、すみませんが、きちんとできているかは、現時点、ここでは確認できておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そうですね、分らないですよ。けれども、大規模改修の委員会とか検討する場面で、今まであった声が途中で切れていたら何にもならないので、ぜひ、そこは大事にお願いしたいと思います。

次々、同じ答弁になろうと思いますので、質問を進めてまいります。④です。

どんちょうが使用禁止になっております。もはや舞台芸術を行う施設とは言い難い状況です。どういった考えを持っているのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 現在、落下の危険があるため使用を禁止しております。令和7年度当初予算に撤去するための費用を計上しております。新たなどんちょうの設置につきましては、大規模改修協議の中で検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ⑤へ行きます。

その他、音響・照明もあまりにも旧式でございます。この間、高知工科大学のホールでは、全ての機材ではないですが、2回も音響機材の大幅入替えを行っております。来年度は、何と3度目の機材入替えが予定されていると聞いております。県内他市町村でも、本市の大ホールよりも後年度にできたホールの改修や、それができなくても、入れた機材の更新はもうされております。

平成16年12月議会の公民館大ホールの位置づけ及びその機能についてから、昨年のイベントができる場所の提供まで、公民館・文化ホールについての関連で、何と自分は11回も質問してまいりました。その間、文化ホールの建設はもちろん、照明・音響の改修も行われなばかりか、先ほど言いましたように、舞台後ろの背景に色をつける Horizont幕はなくなる、どんちょうが使用禁止になる、飲食は調理室しかできなくなる、ピンスポットはなくなる、そういった感じで、機能低下を放置したままでございます。

関係者からは、教育の中で、生涯教育、社会教育なのかどっちなのかよく分かりませんが、特に、舞台芸術について、ちょっと認識が低いんじゃないかというような声も聞きます。ホールの音響・照明改修の検討をしてはどうでしょうかという質問でございます。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 一連のお話と重なりますけれども、大規模改修協議の中で検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、⑥へ行きます。

ホール名は、なかなかここではちょっと言いづらいので言いませんが、最近できた県内の幾つかのホールでは、多分3施設のうちの2施設ぐらいになるのかな、過大設備や回線設計、機材選定など、利用者目線では多くの疑問が残るものがございます。そうした中、その3施設のうちの一つですが、別のホールでは、市の職員が計画作成時に音響や照明の業者に徹底的に意見を聞いて、使い勝手のよいホールになったとも聞いております。

これが香美市の現在のホールで、そのうちに出ようかと思いますが、香美市のホールの写真を、皆さんにお示しさせていただいております（タブレットで資料を示しながら説明）。私自身、香美市の中央公民館ホールは、会議用にたくさんのライトがついて、かなり雰囲気が壊れてしまっておりますが、今でも県内の中でかなり美しいホールやなという認識を持っております。割と丁寧に、天井の反響をコントロールする板とか、横の有孔板とか、かなり美しいホールかなという気がします。こういった雰囲気を残したまま、使い勝手のみをアップしていく丁寧な改修・運用をすれば、今言ったように風格のあるホールとして評判になるのではないのでしょうか。これは不要なイメージチェンジをしないでという意味でございます。改修に当たって、ちょっと暗いきグレーにしようかとか白にしようかとかは、ぜひやめていただいて、木でできたホールがちゃんと残るようにという意味での質問でございます。

ホールについて、一度、設備系の業者ではなく、利用する側の業者に現在のホールの評価や意見を聞いて、よいホールを目指してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 大規模改修協議の検討過程の中で、必要となれば、御意見を聞く機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 必要があればという御答弁をいただきましたが、先ほど質問したとおり、必要でないと判断してできた2つのホールは、例えばとは言われんのかな、ホールが分かってしまうから。業者の言うままに機材を入れて、天井につり切れぐらいのライトを入れちゃうところもあります。必要があるかないかの判断を、行政側というか市側がするよという答弁やったので、本当にちゃんとした改修をするのであれば、必要があればじゃなくて、必要ないと行政が判断しても、ちゃんといろんな人に聞く姿勢は持つべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） すみません。表現が、必要となればとお答えしましたけれども、広く御意見をお伺いして、よりよいものをつくるということで、そこについては、姿勢として聞いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ちょっと気になることを聞いたんですが、これを今ここで聞いていいのか、どうなのか。大規模改修にどういった予算を想定しているのか、お答えできるようであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、大規模改修につきましては、令和7年度から検討していくということでありまして、当然、財政の観点からは、いろいろな予算を取れるものは取って有効活用していきたいと考えております。その中で、どういった形になろうかということですが、やはり、このホールは将来にわたって使っていくものですので、メンテナンス費用ですとか、先ほどありましたとおり、設備の更新も含めて、どれくらいの予算がかかってくるかも考えてやっていきたいと思っております。できる限り有利な財源を使ってつくってまいりたいと考えておりますが、現状、これでやるということは決まっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） まだ決まってないという答弁をいただきました。自分が心配したうわさを言っているのかな、一旦、文化ホール設立の基金を使いたいなといううわさを、ちらっと聞いたことがありますので、あえてここで質問させていただきました。香美市文化センター建設基金条例というのがありまして、文化センターの建設を目的としてつくられた基金でございますので、基本的には、今あるホールの補修とかに使うと条例違反になるかなということで、その確認も、その言葉が出ればしたいとは思っていました。あと、第6条に、実は、市長が認めた公共施設の整備を行う場合に限り処分することができるのとただし書をどう捉えるか、すごい重要なところで、まあ言うたら、条例上は補修には使えない、改修とかバージョンアップするためには使えるけど、修理・補修では使えないと条例では書かれておりますので、ぜひ、計画段階ではこれを頭に入れてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そしたら、最後の質問にまいります。香美市に文化ホールをという質問でございます。

本市には一定規模のホールがないため、ちょっとしたコンサートや各番組の公開放送の誘致ができません。また、できないことが当たり前になり過ぎて、それに気づかない市民も多いのではないかと思います。香美市内で唯一500人規模の会場であります高知工科大学の講堂は、授業、学会、クラブ活動での利用が当然優先でありまして、予約

の確定が取りづらかったり、以前、自分が関わったところでは、チャイムやメンテナンス関係の放送が本番中に流れたり、使い勝手がよくないことも多くありました。また、あくまで講堂の機能を中心に考えられておりますので、舞台としては十分な機能を有しておりません。

市町村立ホールというものは、その設立や運営の費用を考えたとき、本来、その市民、町民の利用が優先されるのが筋であり、そのように運営している自治体もあると聞いております。現時点で香美市民が気兼ねなく利用できるホールは、県民文化ホールや県立美術館ホールのみになるのではないのでしょうか。こういったことを考えたとき、本市にもホールの必要性を強く感じるところでございます。

去年の一般質問でもお示ししたとおり、高知県の11市で文化ホールを持っていないのは本市のみでございます。市民の要望の高まりを待ってという段階は過ぎたのではないかと思います、いかがでしょうか。

皆が気軽に、そして、ちょっと頑張って発表する場所を提供することは、よい思い出づくりにもなり、地元愛を育てるのにとっても重要なことでございます。

ちなみに写真資料も用意しました。市長も随分応援をしていただいた「かみるんるん」は、今年、山田高校を卒業する子が企画したイベントでございます。文化ホールもなかったのも、中央公民館でやっております。

次の写真資料が、そのときのステージの模様の1枚でございます。ライトとか音響設備も若干雰囲気を感じられる写真でございます。これも実は設備がないため、照明や音響機材は98%ぐらいが業者の持込みで、費用もかなり多くかかっております。

図書館設立時に立ち上げられた文化施設検討委員会は、図書館建設のための委員会だったような気が、私としてはしております。少なくとも議事録を見た限り、香美市の文化行政というか施設を総合的に十分検討したとは、なかなか見えませんでした。ハード・ソフトを総合的に検討・検証する組織があってもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 専門家からの鋭い御指摘でありまして、高知県内11市で文化ホールを持たないのが香美市だけと言われると、私も非常に残念に思いますし、何としても造りたい思いはございます。また、新たに建設して欲しいという御意見は、多くの方から私自身もたくさんお伺いしておりまして、議員がおっしゃられるように、市民の要望を含めた機運は十分に高まっておるとも考えております。

一方で、香美市の運営に責任を持つ私の立場では、現状、財政面から厳しいと考えております。令和7年度予算を示させていただいたとおり、来年度は財政調整基金を17億3,300万円取り崩して組んでおります。ちなみに、令和6年度は14億7,100万円を取り崩しておりまして、令和7年度末の財政調整基金の残高は、16億3,200万円となっております。つまり、再来年の令和8年度予算が、財政調整基金が十分あ

る最後の年となりそうで、人件費の高騰や物価高を踏まえると、相当厳しい状況でございます。

先ほど御質問にあったとおりではございますが、雇用を生み出す観点からシェアオフィス整備を優先させたいという思いもありますし、また、文化ホールの新築につきましては、中長期的な財政の状況を踏まえて、検討課題とさせていただきたいと思います。

生涯学習振興課長から答弁させていただきましたとおり、議員御提案の設備を含めた大規模改修を行うことで、ある意味、スピード感を持って現在の規模のままで利便性を向上していったらどうかと考えております。文化ホール建設となりますと、まず、土地の選定から進んでまいりますので、相当に時間もかかるだろうと思っております。

また、今ちょうどモニターに出ておりますが、山田高校の卒業生が「かみるんるん」というイベントを開催しました。お母様のお話をお聞きすることがありましたが、うちの息子がこういったイベントができるようになったのは非常に成長であったし、好きなことをやらせてもらえる香美市の環境、利根議員を含めたサポーターがたくさん御寄附をされながら、設備にお金を出して、こういったイベントができたと理解しております。

先ほど、中央公民館は美しいホールであるというお話もありましたので、今の施設をしっかりと、高校生、あるいは小・中学生も含めて、いろんな発表の場になるように、また、利便性も高めるような形で、まずは大規模改修からスタートさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 財政が厳しいのは、予算とか決算を見れば何となく分かるのですが、どこの自治体も実は厳しい中でやっけていまして、ここ数年で、それなりに新築なんかもやっている自治体、香美市とそう変わらない規模でも、結構、新築したりとかもあります。財政が厳しいから、地方自治の財政が破綻したという話も聞かれませんので、厳しければ厳しいなりのやり方はあるんじゃないかなと思います。ちなみに、基金が当初2億円で、実は、本当の意味の改修、ちょっと音響とか照明を直したときの改修として、どれぐらいかな、4,000万円か幾らかを取り崩しました。本来やったら、その時期から積み増しで、本当に建設したいなと思えば、積み増していく方向で動かないといけなかったのかなという気がします。今、依光市長にこれを言うても、市長の責任じゃないところで、随分、ちょっとサボってきたのかなという気がします。ぜひ、ちょっとでも積み増す、一気に市債を打ってできるとかそういう話でもない、補助金の大きいやつがあるわけでもない、ちょっとでも積み上げていって実現に向けたらという気がします。これを始めないといつまでたってもできませんので、その辺は、ぜひ、心に留めておいてほしいと思います。

今日、市長と副市長のところに、山田高校吹奏楽部の発表会のフライヤーをお願いして、今週の土曜日にありますが、吹奏楽部の顧問の方々といろいろ話す中で、昔、香南市野市町でもやりよったんです、香美市の公民館が狭くてステージに上がれんというこ

とで。もう野市ではやめたんですかと聞いたら、やっぱり地元でやりたいんだという声を聞きました。野市のホールの使い勝手とかもあると思いますが、やっぱり高校のある地元でやりたいという声は、大事にしてもらいたいかなという気がします。ちなみに、山田太鼓も入るところがないので、何十年も県民文化ホールとか美術館でやっていますので、そういった団体があることすら、もうなかなか気づかない状況になっておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。これはお願いです。

以上で質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2 時 1 6 分 休憩）

（午後 2 時 2 9 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 7 番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 点目、保育園等の子育て支援についてです。

今回も保育について様々な疑問、不安、お願い等をお聞きいたしました。保護者が安心して預けられる保育園と子供たちが安全安心に生き生きと成長できる香美市にと願い、質問いたします。

①です。

お忙しい中、資料の御提供をいただきまして誠にありがとうございます。各保育園のトイレの設置状況について、大人・子供の洋式・和式数をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各保育園の園児用の洋式・和式トイレの設置数につきましては、なかよし保育園、あけぼの保育園、新改保育園につきましては、全て洋式トイレとなっております。片地保育園は洋式 2 基と和式 4 基、美良布保育園は洋式 6 基と和式 4 基、大栃保育園は洋式 6 基と和式 3 基となっております。

なお、タブレットに資料を掲載しておりますので御覧ください。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 御説明いただきましてありがとうございます。なかよし保育園とあけぼの保育園、新改保育園なんかは和式がないということでございます。

②の質問にまいります。

片地保育園のトイレは、幼児用のところに 1 か所の洋式トイレ、3 歳児からは和式ト

イレと聞きました。家庭が洋式トイレである保護者の中には、子供が和式に慣れていないので、不安がないよう洋式トイレに改修してほしいとの声がございます。見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員がおっしゃるとおり、現在、片地保育園は、1、2歳児用のトイレが洋式2基、幼児用トイレが和式4基設置されている状況です。現在は、洋式トイレが主流となっていることから、予算の制約はありますが、和式トイレがある各園において、順次、和式トイレから洋式トイレへの改修を行っていくことは必要であると考えております。

なお、片地保育園につきましては、令和8年度に下水道への接続工事を予定しておりますので、その際に洋式トイレへの改修も併せて行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 順次、洋式トイレにということでございましたが、私が聞きましたところ、保育園で用を足せないお子さんが、おうちへ帰って、すぐにトイレに走るといことで、体調不良等も懸念されますので、できるだけ早期に対応していただけたらと思います。

また、片地保育園につきましては令和8年度からということですので、それに合わせて、前倒しになることはまずないのかもしれませんが、ぜひ、そちらも順次、整備をよろしく願いいたします。

それでは、③の質問に行きます。

こちら資料の提供ありがとうございます。園庭の道具について、各園の現状をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各保育園の園庭遊具の状況につきましては、タブレットにお送りした資料のとおりでございますが、各園全てに設置されている遊具は、滑り台、ブランコ、うんていとなります。あと、鉄棒、ジャングルジム、クライミングタワーにつきましては、一部設置されていない園もあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 使用不可のところもあるようですので、④の質問をさせていただきます。

使用不可となっている遊具について、今後の取替え等の計画をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お示ししました資料中、特に、滑り台につきましては、滑り台の高さの関係上、使用に当たり職員が介添えできない場合は、使用禁止と

しているものがございます。その中で、現時点で明確に使用不可としているのは、なかよし保育園の滑り台のみとなっており、今後、撤去した上で、同じ園庭にある別の滑り台を移設するよう検討を進めている段階にあります。

なお、遊具は大変高額であり、取替えにつきましては予算の制約がございますが、保育園費の場合、園内で使う備品、給食の調理で使う備品との調整が必要となりますので、そうした部分を注視しつつ、計画的に取替えを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 計画的にということですが、早い時期に、子供たちは本当に滑り台とかブランコが大好きでございまして、できるだけ早い対応をしていただけるようをお願いしておきます。

それでは、⑤です。

赤土山がなくなった園があります。その理由について、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 赤土山につきましては、本年度、なかよし保育園、片地保育園、新改保育園のものを撤去いたしました。撤去した理由は、老朽化により、ひび割れ、一部崩壊が発生し、園児の安心安全を担保できないと判断したためでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 撤去した理由は分かりました。今後、この赤土山につきましては、また再度つくられるのかどうか、そのところはどのようにしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在のところ、そういった計画はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 子供たちにとって、泥んこ遊びは本当に大好きな遊びでございまして、なかなかおうちではできないけど、保育園に行ったらできるということで、本当に成長過程には必要なものとなっております。そういったことも含めまして、保護者の御意見、そして、園とも話し合いながら、赤土山ができることを願っております。また、今後とも検討をよろしくお願いいたします。

次の、⑥の質問でございます。

ぬくもりを感じる木のおもちゃを置いてほしいという声がございます。香美市産材の木のおもちゃを置いている園はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 木のおもちゃにつきましては、設置している園が

4園、なかよし保育園、あけぼの保育園、片地保育園、新改保育園となっております。今回の御質問を受けまして、設置している園でおもちゃに刻印等がないかどうかを調査いたしました。そうしたものはなく、市産材であるかどうかを確認することはできませんでした。

なお、令和7年度に農林課の木育事業で、全保育園に市産材で作られた積み木が贈られると聞いておりますので、来年度には全園で香美市産材のおもちゃが設置できるものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 来年度、全園にということで、すごくよかったと思います。量等につきましては、まだまだ試行の段階だと思いますので、ぜひとも、令和7年度の早めに対応できますよう、お願いいたします。

それでは、⑦の質問をさせていただきます。

防災対策について、以前、質問をいたしました。避難訓練は実施していると聞きますが、ヘルメットを着用しての避難訓練もしているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 市立の保育園におきましては、各園で保育中、散歩中、午睡中、プール活動中など、様々な状況を想定した避難訓練を実施しております。

なお、ヘルメットにつきましては、保育室内に置くスペースが確保できないため、現在のところ導入できておりませんが、今後、香美市にとってどのような形が望ましいのか、現場の意見も聞きながら、ヘルメット導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ヘルメットは導入していないということですが、訓練は本当に様々な面でされているので少し安心いたしました。やはり、頭はすごく大事ですので、先ほど防災頭巾という話も出ましたが、以前、婦人会でタオルを使った防災頭巾を作りまして、それを持って園へ行って啓発をしたことがあります。今後、別の団体とか婦人会も含めてですけれども、そういったこともできるのかなと思います。

他市の状況について、他市にも大規模園があると思いますので、ヘルメットをどのようにされているのかも含めて調査していただき、子供たちの安全、一人でも無傷で、有事のときにはすぐ救出できる方向に、ぜひ、していただきたいと思いますので、大切な命を守るために、検討をよろしく願いいたします。

この件についてはいかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 近隣の香南市、南国市の状況を確認しましたとこ

ろ、香南市では全園で、ゼロから2歳児には防災頭巾を、3歳児以上にはヘルメットを常備していることが分かりました。南国市では園ごとでばらつきがありますが、ヘルメット、もしくは防災頭巾を常備しておるということでございます。こういったことを受けまして、香美市にとってどのような形が望ましいのか、また、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） お聞きいただきましてありがとうございます。香南市では、3歳児からヘルメットを準備しているということでございますので、問合せだけではなく、やはり訪問して、こんな形にしているのかと、見てこられたらいいのではないかなと思います。そちらも、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、⑧の質問にまいります。

前回の質問時には、まだ園児が素足だったのですけれども、昨年、やっと素足から上履きを履くようになったとお聞きいたしました。保育士の先生方はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 保育士の幼児担当は、以前から上履き等を着用しております。ゼロ歳児の部屋につきましては、子供がはいはいなどをするため、衛生面の都合上、保育室内での着用はしておりませんが、廊下等では上履きを着用しておると確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先生方の上履きなんですけれども、聞いた話によりますと、クロックスを履いている方もいらっしゃるとお聞きしました。しっかりと、少し靴底のあるスニーカーのような物がいいのではないかなと思いますので、そういったところも確認をして、御指導していただきたいと思います。足をけがすると、本当に大切な子供たちを守れなくなることがありますので、よろしくお願いいたします。

⑨です。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時44分 休憩）

（午後 2時47分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ⑨の質問です。

様々な感染症予防のために、室内に空気清浄機を設置してくれると安心との声がござ

います。見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 感染症予防のため、保育室に空気清浄機を導入することは大変有益であると考えます。しかしながら、市立保育園全体で保育室が42室あり、全ての部屋に空気清浄機を完備するとなると、相当の経費がかかるものと推察いたします。また、保育室内では相当数の園児が活発に動き回っており、空気清浄機への衝突に伴うけが、空気清浄機自体の故障の可能性が高まるなど、懸念する部分が多々あるものと考えます。導入に当たりましては、現場の声を聞きながら慎重に検討することが必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 確かにそうなんですけれども、その方は、せめて乳幼児室にあればいいのではないかとおっしゃっていました。私立の幼稚園には遠いところに置いていると聞いておりますので、ぜひ、そういった面でも検討していただけたらと思います。赤ちゃんは抵抗力も弱く感染症にもかかりやすいので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、⑩の質問でございます。

第1子が入所している片地保育園に第2子の入所を希望したが、募集があったにもかかわらず、現在、希望者が1人だけで定員に達していないため、保育士の配置ができないという理由で入所がかなわず、ゼロ歳児を別の園にと言われた。親子で楽しみにしていたのにとってもショックで、別々の園に入所となると、送迎も不便になりとても困るとお聞きいたしました。数年前にもこのようなことがあり、その後、改善されて、途中入所もあるため1人でも受入れをしてくれると、また別の方からお聞きいたしました。香美市は手厚い子育て支援を行っていると思っていたのに、本当に悲しいと泣いておられたということです。子育て支援には、こういうことがとても大切なのではないのでしょうか。今からでも受入れができないか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） まず、このたびは、保護者の方に大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

職員の配置につきましては、配置見込みを立てて、園児の募集を計画的に行っておりますが、その後、退職する正職員や来年度の雇用を希望しない会計年度任用職員が出てきたため、計画どおりの園児受入れができない状況となっております。仮に、片地保育園でゼロ歳児を受け入れるとなりますと、さらに保育士が不足することになり、保育の安全安心の観点からも厳しい状況になりますので、御質問にあります、今からの受入れは厳しい状況です。今後も、引き続き職員の確保を行っていきながら、可能な限り園児の受入れを行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 非常に残念なことではございますが、次年度から、先ほど課長からおっしゃっていただいたように、片地地区でその子だけがゼロ歳児ではなく、ほかにもゼロ歳児がいることを考慮していただきまして、募集できるように、ぜひ、来年度は、初めからそういった計画にしていだけたらと思います。新改保育園と片地保育園はそういった扱いになるのよともお聞きしました。本当に一人一人の子供が大切ですので、ぜひ、こちらでもよろしく願いいたします。

⑪でございます。

行事のとき、園児用や保護者向けの座るシートはござでしたが、ダニ等の問題で、保護者は座布団を持参するようになった園があると聞きました。園児はシートを敷いていると思われますが、抗菌効果、また、断熱効果もあり、汚れたときには取替えも可能なジョイント式のマット、そして、クッション性のあるような物を園で用意できないか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） ごさをこれまで使用してきた園で、保護者の方に御不快な思いをさせてしまったことにつきましてはおわび申し上げます。

現在、催物等でごさを使用しているのは4園、なかよし保育園、あけぼの保育園、新改保育園、美良布保育園となっており、いずれの園も、使用前には消毒液で拭く作業など、感染対策を十分行った上で使用しております。予算との兼ね合いはありますが、清潔に使用できるジョイントマット等の導入につきまして、現場の声を聞きながら検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 近隣市では、随分前からもうごさをやめているところもあるようでございます。消毒は先生方の仕事にもなりますので、ぜひ、前向きに、そういった取替え式のマットなんかを、今後、検討していただけるようによろしくお願いいたします。

⑫です。

片地保育園で絵本の貸出しが始まり、大変喜んでいます。絵本は持ち帰りなどで角などを傷める可能性が高いため、ブックカバーなどで補強したらよいという声をお聞きいたしました。絵本の貸出しをしている園でも、絵本を大切にするために、貸出しの際にはブックカバーをつけてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 市立保育園で本の貸出しを行っている園は3園、片地保育園、新改保育園、大栃保育園となっておりますが、いずれの園もブックカバー

での補強は行っておりません。補強に当たりましては、数百冊にのぼる絵本の大きさを1冊ずつ測る作業、大きさに合ったブックカバーの購入、併せて、ブックカバーを1冊ずつつける作業が必要になってまいりますので、現在、貸出しを実施している園の限られた人員では、この作業を行うことは到底難しい状況にあるものと考えております。

なお、仮に実施するとした場合、ブックカバーの購入を予算の範囲で行った上で、保護者の方やボランティアの協力者を募り、補強作業をお願いするのが現実的ではないかと考えております。今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 課長がおっしゃった、ボランティアの方とか保護者に御協力をいただくことは園との交流にもなります。片地保育園と新改保育園と大栃保育園とおっしゃいましたが、多少の傷みも気にしないほど、たくさんの本があるのだとは思いますが、物を大事にすることは大切なことですので、そういったようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、⑬の質問にまいります。

竹馬・マストのぼりなどに取り組むことは、年長になった園児の憧れでございます。私はそう思います。竹馬を得意そうに乗る園児の誇らしい顔はとても輝いて見えて、また、保護者も子供の成長をとてもうれしく感じます。子供のチャレンジする気持ちや、できるようになるまでの友達との協力を通じて、思いやりの心が育まれ、心の成長につながると考えます。運動会の種目なども園により違いがあるみたいです。竹馬などを少人数だからと実施しない理由が分からない、同じ子供なのに小規模園だと経験ができないのは少し残念だと思うとの声がございます。このような声に対して、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在、運動会において竹馬を実施しているのは4園、なかよし保育園、あけぼの保育園、新改保育園、美良布保育園、マストのぼりを実施しているのは5園、なかよし保育園、あけぼの保育園、片地保育園、新改保育園、美良布保育園となっております。各園での保育活動につきましては、各園が作成する年間計画に基づいて、それぞれ特色を持った取組を実施させていただいておりますので、大規模園・小規模園にかかわらず、運動会の種目に違いがあるものと考えます。

なお、今年度、運動会で竹馬を実施しなかった園に理由を確認しましたところ、昨年の運動会練習時期は高温の日が多く、熱中症対策の観点から運動会での実施を取りやめ、比較的涼しい11月に取り組んだ旨のお話があったことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 取り組まなかった園につきまして、暑かったことが理由の一

つようですが、ほかの園も同じような時期に運動会をやっていると思います。その保護者は、やはり運動会で見たい、遠くからおじいちゃん、おばあちゃんも来ているところで、子供たちがこんなに立派になったんだよと見せてあげたかったとも聞きますので、来年度に向けて、また、その方にもそう園にお伝えしたらともお伝えしておきますので、ぜひ、検討していただいて、どこの園もあまり変わらないメニューでやっていただけたらと思います。特徴を出すのは非常に大事なことですけれども、こんなふうに思われる方がいらっしゃることも覚えておいていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

⑭です。

園だより、これはクラス別でございますが、三十数年前と全く変わらない園だよりがあります。写真もカラーではないし、大きな文字ばかりで、読むのではなく見るという感じとお話しされていきました。もう少し、子供たちの様子や子育ての情報が分かるものにしてもらいたい、また、ＩＣＴ電子機器の時代なのに備えていないのか、今の園だよりでは保育園の様子が分からないなど、園だよりの工夫と内容についての声がございします。３月定例会議開会日に市長から、令和７年度からの基盤としてＩＣＴシステム導入を行うとの御提案がございました。先生方の事務作業も軽減されて、効率的に業務をこなせるのでよかったなと思いました。その中の一つに、保護者向けの新たな園だより発行を入れていただけたらと思いますが、園だよりなどについての見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和７年度より保育園にＩＣＴシステムを導入いたします。ＩＣＴシステムの標準機能として、園だよりの作成機能が備わっており、手作業から脱却し、事務の軽減も図れますので、積極的に活用していきたいと思っております。まずは、ＩＣＴシステムの操作に早く慣れて、今回、議員から御質問いただきました件につきましても、園長会等で協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 多分、その方も喜んでくださると思いますので、ぜひ、一日も早く先生方に慣れていただきまして、園だよりの中に子育てとか様々な情報、そして、保育の内容が分かるようになることを心から期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

⑮の質問でございます。

直接、園に対してのアンケートでもあればいいのですが、要望や困ったことがあっても、どこに相談したらいいのかが分からないという声をお聞きいたしました。このような声に対するアンケート調査の実施はできないでしょうか、各園ごとのですけれども。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 保護者の方々に、行政及び保育園に対する要望や困り事を挙げていただくアンケートにつきましては、香美市保育園保護者会連合会が主体となって毎年秋に実施しており、本市はいただいた要望等に対しまして回答を全保護者にお送りさせていただいております。ここ数年、こうした形が定着しているため、行政からのアンケートは実施しておりません。なお、日々生じる要望や困り事につきましては、通っておられる各園、または、教育振興課幼保支援班に御相談いただければと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 私も、保護者会がやっているアンケートのことは存じておりましたので、そのことを申しましたら、そうではなくて、園に直接渡せて園から直接返事がいただける物とおっしゃっておりました。なかなか園に向いて言う、アンケートだったら答えられるけれども、なかなか子供を預けているので言いづらい、幼保支援班にしょっちゅう電話するのも悪いかなということもあるようでございますので、そちらもまたこれから先に検討していただきまして、その方にはそうお伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

⑯です。

参観日等で、保護者向けの人権や子育てについての研修会がないとお聞きいたしました。研修会は行っていないのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 参観日は主に平日に実施しており、多くの保護者が時間休暇を取得した上で参観されており、終了後は大変慌ただしくなっております。このため、現在、参観日等の場を活用した保護者向けの人権や子育てに関する研修は行っておりません。保護者がこうした研修を希望される場合、各園の保護者会などの場を通じて御要望いただければ、こういった形での研修の実施が望ましいかといった点につきまして、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 研修会につきましては、他市にも聞いてみますと、実施しているところもございます。時間休で保護者が参観日に来てくださっているとお聞きしましたが研修会をしますとすると、時間給を半日休にさせていただけるのではないかと思います。なかなか子育てにつきましてはいろんな問題があると思っておりますので、身近で様々な質問ができるような研修会等を開いていただけたら、少しでもお母様方の子育てに役に立つのではないかなと思います。担当課から、研修会を年に1回ぐらいはやりましょうと声かけはできないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） また、園長会などでお話をさせていただきまして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） ぜひ、園長会で前向きに、年に 1 回ぐらいはやってみましょ
うとお話ししていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

⑰の質問です。

香南市立保育所では、保育の質の向上を図るため、保育所保育指針に基づき自己評価を実施し、ホームページ上で令和 5 年度公立保育所評価報告書を公表しております。本市では、園ごとに公立保育園評価報告書の制作を実施しているのでしょうか。ホームページではよう探しませんでした。していないとすると、その理由をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香美市でも、各園自己評価を行い、園として保育園評価も実施しております。評価の公表につきましては努力義務となっており、現在、香美市ホームページ上での公表はしておりませんが、今後は検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 文部科学省から通達もあつてのことだと思いますが、努力義務中でされていないということですので、公表することによって、その質が向上するのではないかなとも思いますので、ぜひ、公表に向けて、今回いろんな声もありましたので、そういったところも見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ちなみに、香南市では園別に年度のテーマを決めまして、経営理念とか 5 項目に分けられて、様々なことにつきましての自己評価、そして、外部評価等を受けて報告を出しておりますので、すごく参考になるのではないかなと思います。香美市の保育の質の向上のためにも、ぜひとも公表をよろしくお願いいたします。

⑱です。

小学校に入学しましたら、連絡帳または通信用紙があるようでございます。保育所では乳幼児のみで、3 歳児になるとないので、付箋での連絡だったと聞きます。お迎えの連絡やお薬などのことも、保育士同士の連絡ミスがよくあると、この「よく」という言葉を復唱されましたが、お聞きいたしました。安全性の面からも、保育園での連絡帳は必要ではないでしょうか。連絡帳の開始をお願いして、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 先ほどの質問でもお答えしましたが、令和 7 年度より保育園に I C T システムを導入いたします。I C T システムの標準機能として、連絡帳や保護者との連絡機能が備わっておりますので、積極的に活用していきたいと思っ

ております。

なお、導入までの期間につきましては、園長会等でどのような形がいいか、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 先ほどの I C T システムの件につきまして、機能が備わっているということでございますが、スマホから操作できるようになるのではないかなと思いますので、しっかり周知していただいて、それまでの間の対応をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問、⑭です。

昨年度の子育て支援センターなかよしと、そして、子育て支援センターびらふの利用者数をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和 5 年度の子育て支援センターなかよしの利用者数は、全体で 2,884 人となっております。また、子育て支援センターびらふの利用者数は、全体で 748 人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 私も、この人数が多いのか少ないのかが分からないんですけども、⑳の質問にまいります。

子育て支援センター利用者の方々から、利用時間について、土曜日実施等の依頼、要望はありませんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 利用時間の延長や土曜日の実施についてを望む声も、一部の方からは聞かれております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） それぞれで工夫された対応をしてくれていると思います。香南市では、独立した施設として、香南市総合子育て支援センターにこなんがございまして、こちらは香美市からもたくさんの方々が利用されていると聞いております。そこで皆さん方から、香美市は土曜日の開設がないから不便とか、香美市にこういった施設が欲しいという声を聞きますと聞きました。

㉑の質問にまいります。

子育て支援センターの土曜日開設はできないか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 子育て支援センターは、主に、未就園児とその保

護者の利用を想定しており、子供と保護者が気軽に集い、親同士が交流する場として広場を開放しています。土曜日の開設により、平日は仕事という保護者が利用しやすくなる一方、一時預かりと両立しながらの運営をしておりますので、現在の職員配置のままでは難しいと考えております。利用時間の延長や、土曜日にも利用したいと思っていただけことは大変うれしく思っておりますが、現状での運営に御理解いただけるよう、お願いいたします。

なお、子育てセンターびらふでは、2か月に一度、パパの日会として、土曜日開所を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） パパの日会はほかのところでもやっているようですが、保護者が香南市の方に、香美市でも土曜日の開設をしてほしいと言われても、香南市の方も困るわけございまして、今日、お話しさせていただきました。本当に必要なものを提供するというのが、本当の子育て支援につながると思っていますので、ぜひ、このことも含めまして、次年度以降、じっくり検討していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、②番の質問にまいります。

資料の1枚目、2枚目を御覧ください。交通事故の多いところの写真でございます。第二土佐山田幼稚園のすぐ近くの交差点は非常に交通量が多く、この場所では先日も自転車と車の出会い頭の追突事故があったとお聞きしました。現在、写真にもありますように、カラー舗装と「とまれ」の停止線がございますが、西から東方向に進むにはごみステーションや看板があります。南から北向きの方向にはブロック塀がありまして、このような場所では徐行することやブレーキ操作が遅れがちになります。また、この場所に幼稚園があるとはあまり思わなかったとも聞きました。東西の方向に、子供を交通事故から守るためのキッズゾーンの表示や点滅信号のようなもの、また、事故防止の啓発につながる何かの工夫はできないか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

当交差点につきまして、東西の市道南新町線には横断歩道がございます。また、交差する南北の市道につきましても、車両一時停止の交通規制がかかっておる状況でございます。車や自転車等は、徐行や一旦停止を行わなければならないことになってございます。これまでも、路側帯へのグリーンベルトの設置や交差点のカラー化が完了しておりますし、現場には「スピードを落とせ」といった看板や横断歩道の青色の標識、また、カーブミラーも設置されてございますことから、道路管理者としましては、追加の対策は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 写真にも写っておりますように、確かに様々な手だてはしてくださっていると思います。ここの場所につきましては、以前から危険箇所チェックの中にも入ってきていると思うんですけれども、なかなか事故が多いらしくて、先生方も子供が巻き込まれたら大変とおっしゃっておりました。手前にキッズゾーンがありましたら、東西の車はすごくスピードが出ておりますので、抑止になるのではないかと思います。ぜひ、このキッズゾーンにつきまして、再度検討していただけるとありがたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） キッズゾーンにつきましては、散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転手に対して注意喚起をすることを目的とするものです。キッズゾーンを設置するためには、道路管理者や警察と協議していくことが必要となってきますので、そのところは、また今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） キッズゾーンにつきましては、原則 5 0 0 メートルの範囲内だと、私が見た資料には書いてございまして、範囲の設定等は市町村の福祉事務所が担当してるところもあるようです。道路管理者や警察との協議はもちろんでございますが、なかなか子供が立っていても止まってくれないのは、ルールを守っていないことになるんですけれども、やはり、子供たちが巻き込まれるのが心配という園の先生方のお声もありましたので、このことは注意していただきまして、今後、もし何か対応ができることがありましたら、ぜひ、していただけたらと思います。現在、スクールゾーンは各学校のところについているんですけれども、やはりスクールゾーンが運転手から見えますと、徐行につながって、随分手前からつながってまいりますので、今後、検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の大きな 2 番目のごみの分別について、御質問させていただきます。

資料は 3 枚目でございます。令和 7 年 4 月 1 日からという資料になります。

令和 7 年 4 月 1 日から、ごみの分別方法が一部変更となります。物部町、香北町では既に取り組んでいただいている空き瓶の分別が、土佐山田町でも実施となり、分別内容は、①透明瓶、②茶色の瓶、③その他の瓶と 3 つに分けての回収となります。このことについて、市民の方々から、チラシではよく分からない等のお声を聞きましたので、お伺いいたします。

①の質問です。

空き瓶の口がプラスチック蓋の場合は取り除きにくいので、そういった物はそのまま出していいのか、また、何か方法があればチラシ等で周知してほしいとの声がありますので、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

ごみステーションから収集された空き瓶は、中間処理工程で、先ほど議員もおっしゃったとおり、透明、茶色、その他の色の3種類に分別し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者引き渡され、色別に粉砕された後、再商品化製品利用事業者となるガラス瓶のメーカー等が溶解し、瓶等に再生しております。リサイクルの過程となる破砕段階で、プラスチックの部分は不純物となることから、家庭からの排出段階で、プラスチックの蓋はぜひ取り除いていただくことをお願いしております。一方、空き瓶の紙ラベルは溶解時に溶けてなくなり除去されるため、はがさなくてよいと中間処理業者からお聞きしております。蓋が手で取りにくい場合は、ニッパー等を使って取り除くよう、分別への御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長から、ラベルのこともお話ししていただきましたのでよかったです。ニッパーで取り除くことができることは、ぜひ、このチラシ、すごく現在のチラシも見やすくいいんですけれども、もうちょっと足してあげたらなおいいかなと思いますので、そういったことも含めて入れていただけたらと思います。

この3色ですけれども、茶色の瓶という目安がどうなるか、薄いものも茶色の瓶になるのかがちょっと分からないと聞きましたが、そういった場合は。

○議長（小松紀夫君） 傍聴の方は少しお静かに願います。

○7番（村田珠美君） その他の瓶の中に入れていいのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

茶色い色のついてる物であれば、茶色の瓶に分類してくださって結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それでは、②の質問にまいります。

以前の質問で、瓶の分別には現在の「小」の袋では大き過ぎるので、資源ごみ・不燃ごみ袋の「小」より小さい、これを勝手に「SS」と申していますが、「SS」の袋を作ってほしいと提案いたしました。今回、色分別となり、家庭では瓶がなかなか集まりません。現在の「小」では長い間置いておくことになるため、場所がないから、袋がいっぱいにならないうちに出すことになり不経済、環境的にもどうなのかよく分からない、また、現在の「小」に入れると高齢者には重いとも聞きます。土佐山田町でも4月から始まるので、袋の需要は大変多くなると思いますが、現在、既に実施している香北町、物部町の方々からも、「SS」サイズの指定袋を作ってほしいという声がございます。ここで少し「SS」につきまして、現在あります「小」がこの大きさでございまして

（資料を示しながら説明）、以前、旧土佐山田町のときには、こういった小さい袋なんですけれども、これを「S」という形で販売していたと思うんです。これぐらいの大きさだと、すごくきれいなうちに瓶を出せるということもございますので、ぜひとも検討をよろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現在、香美市指定ごみ袋は、南国市、香南市、香美市の3市で共同購入を行っており、資源ごみ袋の「小」は、3市とも同じサイズの袋を使用しております。他の2市では、以前から瓶の3種類色別収集を行っており、袋のサイズは現行の「小」が最小で、瓶類は主に「小」の袋で排出されております。本市でも同様に、市民の皆様には、資源「小」の袋で瓶の排出をしていただくことを考えております。また、「極小」を作成する場合には、コスト面の負担が大きくなるとともに、販売価格が現行の「小」と同額程度になることも想定されます。このため、新たなごみ袋の作成につきましては、今後の状況を見て検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 3市合同で購入しているということでございますが、香美市には本当にこの「SS」が欲しいという方がいらっしゃいますので、ほかの2市がやなくても、金額的に「小」と同じ価格であれば150円ぐらいになると思うんですけれども、それを払ってでも小さい袋に入れて、置き場所がないから出したいという声も聞いております。ほかにはないけれども、香美市として独自にこれをやりますという形は取れないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、ごみ袋は3市で共同しているという経過もございますので、3市で構成されている高知県中央東部地区環境行政連絡協議会におきまして、他市からも御意見を頂戴したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひ、そういった協議の中で、香美市ではこういう声があると提案していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

③です。

チラシのスプレー缶は、例を挙げて、殺虫剤ですとか虫よけスプレー、メイク用のスプレー、カセットボンベ等の書き添えがあると非常によかったんですけれども、カセットボンベが入るのかどうか分からないから、記入したものがあればよかったとお聞きいたしましたので、今回の内容につきまして、質問させていただきます。

スプレー缶の廃棄の仕方が分からない、チラシには缶に穴を開けないでと書いてあるが、穴を開けた物はどうしたらいいのかという声をいただいております。今回のチラシにある分別できていないスプレー缶、できていないというのは、多分、キャップのことだと思うんですけども、ほかに特にあるようでしたらどのようなものなのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

まず、このたびチラシにスプレー缶の件を記入させていただきましたのは、これまで、中身を使い切った上で、ガス抜き確認のために穴を開けて排出いただくルールとしておりましたが、平成30年12月に札幌市で発生した、室内での大量のエアゾール製品噴射による爆発事例や、令和5年1月に東京都港区で発生した同様の爆発事例のたびに、環境省より全国の自治体に対し通知が発出されました。その中では、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って中身が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品は、火気のない風通しのよい屋外でガス抜きキャップを使用し、充填物を出し切るといったことが大切であることや、スプレー缶の穴開け時に爆発の危険性があると市民に周知することを求めています。このようなことから、現在は、中身を出し切り、穴を開けずに排出するようお願いしています。スプレー缶の穴開けは推奨しておりませんが、穴を開けたスプレー缶ももちろん回収いたします。その際には、金属類、その他として排出をお願いいたします。

また、今回のチラシにある分別ができていないスプレー缶とは、先ほど議員の御指摘のとおり、チラシの前段に記載している、キャップとノズルは取り外してプラスチック製容器包装へ出すといったルールが守られていないことを指しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） よく分かりました。ありがとうございます。このように、ふだん分からないところをチラシにさせていただいて、ボタン電池にしてもそうなんですけれども、すごくよかったかなと思います。

それでは、次の④の質問でございます。

香美市の広報3月号に出ておりました、このチラシでございますが、中には、広報をじっくり見ていない方や、見たけど気がつかなかった方もいらっしゃいました。そこで、町内会の回覧用、または、全戸配布の中に、先ほど課長がおっしゃったような大事なところを少し分かりやすく入れていただきまして、チラシとして全戸配布してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

瓶の色別収集開始につきましては、広報9月号や3月号でお知らせをしたところです

が、次号４月号の配布時には、チラシの回覧も行う予定です。また、香美市ホームページや公式LINEにおいても掲載しております。しかしながら、先ほど議員からも御指摘のとおり、自治会へ加入されていない方や、市が発信する媒体を御覧いただけない方がいらっしゃることも存じておりますので、瓶やスプレー缶の分別方法にかかわらず、ごみの収集方法全般について、引き続き、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 周知の方法は、先ほどおっしゃったように、回覧とか広報、そして、啓発ということで、全戸配布は今のところ考えていないということでございますね、分かりました。

それでは、次の大きな３番目に行きます。間近となった朝ドラ「あんぱん」についてです。

３月３１日から２６週にわたり、朝ドラ「あんぱん」放送がいよいよ始まります。

以下、伺います。

①の質問でございます。

以前、質問いたしました、杉田から橋川野周辺のさびたガードレール取替え工事も順調に進み、安全面でも整備できていることに感謝を申し上げます。両側にある、道路の上から被さるように出てきている木の伐採は、そのときの質問時に御答弁いただいたのは、難しいということでございました。せめて、枯れた枝や枯れた竹などの撤去と、ダム湖のほうにある構わない木を少し伐採して、ダム湖が見えるようにならないのかというお声がございます。たくさんのお客様に、美しい香美市の自然を少しでも楽しんでいただけたらと思いますが、県への要望をしていただきたく、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

国道１９５号の管理者でございます高知県中央東土木事務所、また、杉田ダムの管理者でございます高知県公営企業局と、眺望の支障となる樹木の伐採等につきまして協議を行いましたけれども、困難であるという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 困難である理由を、よかったらお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

当市も同様でございますが、県におかれましても、限られた予算の範囲内で行ってやるということでございます。先ほど議員から御紹介もいただきましたが、ガードレール

ですとか、できる範囲での対応は現在もしていただいていますので、そういった理由であらうと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 予算面で困難であると言われたらどうしようもないですが、本当にちょっと見苦しいかなというところもあったりするんですけども、こういう言い方は適切じゃないかもしれませんが、そういった声もあったことはお伝えしておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、②の質問でございます。

健康センターセレネ西側の改修中トイレは、完成を待つばかりとなり、感謝いたします。東側トイレの便器改修等について、県との協議はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

セレネ広場東側でございます、道の駅美良布トイレの普通便座交換につきましては、高知県中央東土木事務所との協議は完了しており、4月25日金曜日までに暖房機能つき温水洗浄便器への交換が完了するよう、ただいま事務を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 暖房機能つき便座に替えるだけの工事と解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 暖房機能つき温水洗浄便器ですので、ウォシュレット機能つきの形になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 以前の質問では、オストメイト対応トイレのことなんかもお話しさせていただきましたが、そういったところも改善されるものだと思います。また、そのところも確認をよろしくお願いいたします。

それと、こんな声もお聞きしております。現在のトイレは、何かちょっと広いということがあるのかもしれませんが、子供が入ったときに怖いと言ったと、数人から聞きました。今回の予算ではなかなか厳しいと思いますが、明るくてかわいいトイレになればいいのという声もありましたので、そんなことも含めまして、また、県へもできるときに申入れをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

③の最後の質問にまいります。

美良布駅周辺の観光客が利用されるところだと思いますトイレは、日々の清掃による清潔さ

の維持が一番大切だと思います。お掃除の行き届いたトイレは、本当に気持ちのよいものでございます。トイレの環境と清潔感は、まちの印象に大きく影響すると思います。トイレの入り口や中に少し多めの生花を生けるなどすると、まちの印象が大きく変わるとても大切なことだと思います。お掃除をされている方は本当に大変だと思いますが、期間中、特に繁忙期等は数回の見回りも必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

道の駅美良布のトイレ清掃・点検につきましては、1日1回以上の実施を定めて、委託しておりますが、24時間開放している施設でございまして、夜間等に緊急対応が必要な場合、早急な対応が期待できる方を選定しております。村田議員から提案のございました、日に数回の見守りを行うとなると、現在の委託業務の中で行うことは少し難しく、職員等を含めた対応が必要になりますので、今後、繁忙期の状況を見ながら、回数の増とかを検討していきたいと考えております。

また、トイレの入り口や中に生花を飾ることにつきましては、花の購入や維持管理が必要となるため、こちらも現在の委託業務の中で行うことは少し難しく、まずは、トイレの清掃や環境美化に努め、トイレの周辺には、桜やツツジ、アジサイ、芝生広場等がございますので、自然の草花を見ていただくことでおもてなしをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

西側トイレにつきましては、健康センターセレネに掃除などを委託しております。これまで、混雑状況に応じて対応してくれていましたし、生花も、あるときには自発的に飾っていただくなど、必要な対応をしていただいております。今後は、面積も広くなりましてトイレ数も増えることから、既に考えてくださってございまして、清掃時間は1時間プラスした対応を計画するなどしております。また、生花につきましては、強制的には頼めないかなと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） それぞれ対応してくださっているようで、ありがとうございます。西側のトイレにつきましては、私も時々花を見たことが以前はありました。受けている方がしてくださっているんだなと思います。東側のトイレはなかなか難しいということでございましたが、いろんな声が多分上がってくると思いますので、そのときはそれに応じた対応をよろしくお願いいたします。

生花の件でございますが、これは委託料には多分含まれない形になると思いますので、花代を予算計上していただくと、すごくいいのではないかなと思うんですけれども、そ

ういった計上は厳しいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） トイレへの花の予算計上は今のところ考えておりませんが、地域の方々から、朝ドラ「あんぱん」を盛り上げるという形でいろいろな御要望もいただいておりますので、どういった形でできるのか、私が個人的に飾ればいいのかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） この時期の予算計上は非常に厳しいのかも分かりませんが、地域の方々が、先ほど市長からもおっしゃっていただきましたように、個人的に花を持って置いて置いたりすることは大丈夫なのかがちょっと分かりませんが、市長の先ほどの気持ちはうれしく思いました。ありがとうございます。ぜひ、皆さんで盛り上げていけたらと思います。花の費用は、また後日でもよろしいと思いますので、ぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

3月31日に朝ドラ「あんぱん」のパブリックビューイングが香北町で開催されます。この日は、柿の実コーラスのお歌や、香美市出身の檜尾篤紀さんのトークショーもあり、私自身もとても楽しみにしております。先着200人ということでしたので、私は数人をお誘いして、早速、申込みをいたしました。一緒に当日は盛り上がらせていただきたいと思います。そして、今後、この朝ドラ「あんぱん」が成功いたしますように、私たちもできるところで協力をしていきたいと思います。最後に大成功を願いまして、以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は3月12日午後1時30分から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時48分 延会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 2 日 水曜日

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議会議録（第 3 号）

招集年月日 令和 7 年 2 月 2 8 日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3 月 1 2 日水曜日（審議期間第 1 3 日） 午後 1 時 2 8 分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

1 0 番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商 工 観 光 課 長	門 脇 正 人
企 画 財 政 課 長	黍 原 美貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮 地 憲 一	教 育 次 長	中 山 泰 仁

【消防部局】

な し

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和 田 雅 充

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議 会 事 務 局 書 記	今 井 沙 織
議 会 事 務 局 書 記	横 田 恵 子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議事日程

(審議期間第 1 3 日目 日程第 3 号)

令和 7 年 3 月 1 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1 一般質問

①	1 4 番	山 崎	龍太郎
②	5 番	西 山	潤
③	9 番	舟 谷	千 幸
④	1 2 番	笹 岡	優
⑤	1 7 番	山 崎	眞 幹
⑥	2 番	公 文	直 樹
⑦	4 番	西 村	剛 治
⑧	6 番	森 田	雄 介
⑨	3 番	中 平	麻 衣

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、村田珠美君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午後 1 時 28 分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、1点目、中小企業・小規模事業者支援について伺います。

物価高騰の影響が長期化する中小事業者にとって、原材料、仕入価格の上昇は死活問題となっております。小規模企業振興基本法第2条第2項は、おおむね従業者の数が5人以下の事業所を小企業者と定義し、その持続的発展を旨としております。

私どもが調査研究を依頼している中小商工業研究所の継続的な調査では、2022年下期以降、原材料、商品の仕入れ値が高騰している中、中小商工業者は価格転嫁にて単価、マージンを引き上げる傾向となっております。しかし、売上げは低迷し、利益のD I、業況判断はマイナス45.8と、経営の大変さを物語っております。対策としては、経費節減、得意先・親企業との交渉を強めてはいますが、まだまだ続く物価高騰下、価格転嫁が難しい状況が生まれてきております。

また、政府は最低賃金を2020年代に、全国加重平均1,500円に引き上げるとしました。この間、県下にての最低賃金は、令和3年度820円、令和4年度853円、令和5年度897円、令和6年度952円と上昇しております。県下事業所アンケートでは、78%の企業が5年以内の1,500円は不可能と回答しています。それはひとえに、最低賃金アップとセットで行うべき事業者支援が少なく、中小企業・小規模事業者向けではないと言えると考えます。このままでは、ますます小規模な事業者が減少の方向となるのではないのでしょうか。

さて、本市においては、昨年の商工会総会資料によると、小規模事業者数は828者です。数年前までは1,000者を超す事業者数であったと記憶しております。新規開業もまれにありますが、廃業する事業者が増加しています。

そこでお尋ねします。本市、小規模商工業者の現状をいかに捉えているか、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

物価高騰や最低賃金の引上げが事業者の経営に影響を及ぼしていると認識しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 本市の小規模・中小事業者もかなり経営努力をしておりますが、その傾向は全国にならっていると思います。

②です。

コロナ禍においては、売上げ減少等の事業者には様々な支援制度が行われ、事業継続が図られたことは周知のことです。本市、2024年度物価高騰対応重点支援臨時交付金活用事業で、生活者を支援するメニューは、給付金や定額減税、k a m i c a（カミカ）の事業等が行われました。

しかし、事業者に対しては、旅客運送事業者経営維持支援臨時給付金、移動スーパー事業臨時支援金、飼料価格高騰緊急対策事業費補助金、収入保険制度支援緊急対策事業と限定されたものであります。私は、経営努力のみでは乗り切れないでいる地域に根づく事業者に対して、今後の直接支援を求めたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 現在、本市では直接支援の補助金はありません。中小企業庁の賃上げ促進税制や厚生労働省の業務改善助成金等、国の助成金がございますので、御活用いただけるように周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 直接支援の補助金がないことはもちろん認識して聞いていますし、今後、そういう方向性を見いだすために、もちろん国がやっても承知してありますが、なかなかハードルが高いと。そういう中で、やっぱりコロナ禍では一定いろいろやってくれた。市においても事務等をたくさん行っていただいたわけですけど、今後の展望は何も持ち合わせてないのか、もう国次第ということによろしいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 国の動向を注視いたしまして、この課題におきまして本市がどのような対策ができるのかを見極めてまいります。活用できる補助金があれば検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） コロナ禍以降、物価高騰、特に、コストアップで耐え切れないでいる、そして、倒産している事業者というのはほぼほぼ、やっぱり本市においても従業員らを抱えてないとか個人でやっていると、何とか頑張っているところも

ありますけど、従業員を抱えてると大変という部分を私どもは受け止めております。政府は、地方創生とかそういうことに対して、少なくとも財源も入れていくと考えておりますけれども、機敏に対応することでの実効性のある対策を、今後、求めたいと思いますので、そういうときがあったらすぐに動けるようにしていただきたいと思います。再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、すぐに対応可能な施策が実行できるかどうかを、日頃から注意して考えておくようにいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

中小企業小規模事業者の最低賃金引上げ支援策として、国は業務改善助成金を設けております。しかし、本制度は賃上げと設備投資が必要条件で、賃上げへの直接支援ではなく、なかなか利用されていない現状があります。

方や、岩手県では物価高騰対策賃上げ支援金を実施し、賃上げを行った県内中小企業を支援しております。今後も内容を拡充し継続するようです。徳島県では、過去最大の84円の最低賃金引上げに伴う激変緩和措置として、賃上げ応援サポート事業が実施されております。本県においても研究して実施していただきたいと思いますと考えますが、本市からそういう方向を具申すべきでないでしょうか。お考えを聞きます。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 御提示いただいた内容を研究しまして、高知県に具申すべきかどうか検討いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 市長にもお伺いしたいんですけど、本市の中小、特に零細な業者も踏まえて、事業者数も減ってることは認識されておると思いますし、頑張っているとの認識もされてると思いますが、倒産もありますけど廃業される方が私は多いと考えております。私どもが始めた頃には、もう千二、三百者の香美市にも零細な事業者がおったと思いますけど、今は商工会の資料でも800者そこそこと、今年度はどうなるか分かりませんが。そういう状況を見るときに、御実家も頑張ってる、従業員も抱えて頑張ってる企業というように御承知しております。それに対して、やっぱり支援策は市としても積極的に考える時期じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御質問のありました点に関しましては、先ほど御答弁しま

したとおり、市としてできることはやっていきたいと思っております。

一方で、今、商売の環境はかなり変わってきていると思います。私も代々家業をやっておりましたので、実家は瓦屋という業種ですが、やはり地震とかいろんな環境の中で、ライフスタイルの変化も含めて、マーケット自体が減ってしまったこともあります。今、商工会の企業の中には、例えば、コンビニ、あるいはドラッグストアが進出したことによって、業態自体がなかなか厳しい状況もあると思います。そういう意味では、やはり今後の社会の動静、あるいはこういったところにマーケットがあるのか、そういった新陳代謝といいますか、ITを使った設備投資であるとかも必要であると思います。

先ほど御紹介がありました、岩手県ですとか、徳島県の事例も調べさせていただきましたが、やはり売上げが減った分を行政が補填していくことには、おのずと限界があると思います。コロナ禍におきましては、国から経済を止める中で、人との接触を避けるために、国が行ったことに対する補償のような形で出していたと認識しておりますので、そういった意味では、限られた財源をこういった形で使うのがいいのかも含めて、市として考えてまいりたいと思いますし、何より市民、市で頑張ってくださいっている事業者は、ある意味公共であると思いますので、そういった事業者が残っていけるような手だてをしっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2番目に移ります。高齢者等ごみ出し支援についてお尋ねしてまいります。

ごみの戸別収集事業が開始されて1年が経過いたしました。そこで数点伺ってまいります。

①です。

現在の支援状況についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

支援状況としましては、令和5年度末で28件、令和6年度は現時点で38件となっております。入院に伴う一時利用停止中の方もいらっしゃいますが、増加傾向となっております。また、今年度から香北・物部地域へと支援地域が拡大している状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） このサービスが周知されてきたということになるのかと思います、28件から38件と。今後は香北・物部地域と。

現状、香北・物部地域はあまり数がないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

香北地域3件、物部地域2件となっております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 地理的になかなか大変なところもありますので、ぜひ、そういうサービスを拡充していただきたいと思います。本市はシルバー人材センターに委託しておりますけれども、職員の戸別収集等はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

職員は収集を行っておりませんので、収集運搬業務全般をシルバー人材センターが担っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 方法として、要綱では、自宅の門扉付近等に蓋つきのごみ箱を設置してとなっております。ごみが出ていない場合の安否確認等は行っているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 安否確認は行っておりません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 後の質問にもなるかもしれませんが、やっぱり安否確認も大事な側面だと思うんです。実際、どういうシステムになってるのか。やっぱりごみ箱が設置されてたら、常に曜日を指定しておいて、そこに出してる出してないにかかわらず回りますよね。そうすると、やっぱり1週間、2週間とずっと出ていない場合、そのままでいいかなというがは、ちょっと一定の疑問点です。

そこで②です。

本事業については、ケアマネジャーとの連携が大切と考えております。ケアマネへの周知、また、行政と利用者をつなぐ役割も果たしてもらっていると考えますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

ごみ出し支援につきましては、申請者本人の情報、例えば、世帯状況や現在のごみ出し状況を把握している事業所の介護支援専門員、ケアマネジャーが申請代行を行っているケースもございます。申請時には環境課職員が現地調査を行っており、その際には、利用を必要とされている御本人のみならず、その方に関わっているヘルパーやケアマネが必要に応じて立会いをされている場合もございますので、利用可否決定につきましても情報を共有し、連携を図っています。

また、申請に対する審査の際には、申請者の介護認定、また、障害認定の有無、身体状況について、高齢介護課、福祉事務所の所見が必要となり、身体状況に応じてケアマネからのヒアリングを行っているとお聞きしております。このほか、高齢介護課が行っ

ている地域包括支援センター連絡会、通称ケアマネ連絡会の中でも、本事業について共有が図られております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 各課、また、ケアマネも含めていろいろ努力されていることはありがたいと思います。

③です。

本事業は、特別交付税措置もされています。先ほど言った委託料が、予算では168万1,000円となっております。今後の支援拡充、改善等のお考えがあればお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現時点では、週に3回、火曜日、水曜日、金曜日のいずれかの曜日で収集する方針ですが、今後、収集範囲がより拡大するなど、対象者の増加に伴い滞りなく収集することが困難になるような場合には、収集曜日の改善等を検討してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そこで、先ほど言った安否確認について、ちょっと具体的に聞きたいんですけど、やはりそこら辺の、大体、ケアマネがどういう頻度で尋ねているのかは分かんところもありますが、実際のところ、やっぱりその御家庭の高齢者、障害のある方等が健康で過ごされているか、ごみ出しというところからも分かるんじゃないかなと私は推察しますが、そこら辺はサービスの中に組み入れることはないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

本事業の実施を検討する際にも、安否確認についても検討した経過がございますが、実施には至っておりません。週1回のごみ出しの機会ではありますが、現時点でも毎週ごみ出しをされない方もいらっしゃるようです。また、香美市には、香美市地域見守りネットワークといった取組がございますので、こちらの活用も選択肢の1つとも考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 日常のごみと違って、粗大ごみや家電4品目は対象外となっておりますけど、そういうものについて対象に組み入れることは不可能なのか、また、蓋つきのごみ箱を設置することが要件になっていきますけど、これはサービスを受けている御本人がするものなのか、行政サービスとしてできないものか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 粗大ごみの回収につきましては、現時点では考えてはおりません。また、ごみ箱設置の件なんですけれども、本事業は利用者負担を徴収していないことから、ごみ箱につきましては利用者御自身に設置していただく方向で考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 家電4品目は業者になろうかと思えますけれども、少し視点を変えますが、今、シルバー人材センターに委託しているということですけど、他市等では直営でやってるところもあると聞きます。その中で、身近におられる自治会の方にそういう役割を担ってもらうことは考えられないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 本事業は、ごみの収集に係る最後のとりでと考えております。お住まい近くのごみステーションに持っていくことができなくなった、困難になった場合には、まずは御家族や御親族、また、御近所の方や地域の支援を第一に御検討をお願いしております。それでも支援を受けることができない場合、最後に本事業の利用につながると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ただ、シルバー人材センターに頼んだときには対価が発生していると。ただ、自治会、今まで近所の方にやってもらっていた、ボランティアでやられている方が今もおるかもしれませんけれども、現実問題、これから香北・物部地域にサービスを拡充させていこうというときに、自治会へその予算を入れるという発想は持てないものなのか。シルバー人材センターが動くにも広範囲に動かんといけませんわね、香北・物部地域やったら。そこら辺はどうお考えなのか、再度聞きます。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 先ほども答弁いたしましたとおり、現時点では考えておりませんが、今後の研究課題の1つと捉えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3番目に移ります。防災協力用地、また、防災協力農地についてです。

昨年、総務常任委員会の所管事務調査にて、大規模災害に備えての調査を行いました。その中で、災害廃棄物はL1クラスで5万,5,000トン、L2クラスで50万トンと想定し、廃棄物の一時仮置場として私有地19か所を考えているとのことでした。また、避難所の受入れについては、香美市民を想定しての審査でした。併せて、応急仮設住宅

は前山 8 戸、若藤 2 8 戸を予定し、インフラが整っている場所の確保も必要との認識が示され、県の要請にて動くとの話でございました。ただ、私の認識では、県の広域避難計画において、沿岸地域避難時の香美市受入れ人数等は、明確にはなっていないのではないのでしょうか。そのような状況の中、災害時の廃棄物仮置場や仮設住宅建設土地確保のため、民間の協力が不可欠であると考えているところです。

そこで伺います。①です。

県議会の質問でも明らかになりましたが、事前に登録した農地を発災時に仮設住宅建設用地として利用することを目的とした、都市計画区域内農地を対象とする防災協力農地制度があります。香美市も対象ですが、登録はないようです。まず、防災協力農地の認識をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

本年 2 月 2 6 日、高知県農業基盤課より当日に電話がありまして、急遽、農業委員会へ来庁の上、御相談したいことがあるとのことで、本件の説明を 1 0 分程度受けました。大きな趣旨が 2 点あって、1 つは、市街化農地内にあるビニールハウスを被害避難施設として協力できる農家を募集することと、以前、高知県内の市町村で調査をした、仮設住宅用地 5 9 0 ヘクタールについての再検証をお願いしたいとのことでした。一報と、頂いた A 4、3 枚の資料は、防災対策課に話して渡しましたが、香美市としての対応についてはまだ未定です。

まず、ビニールハウスの利用につきましては、ある程度の人数が避難できるような比較的規模の大きい市街化農地内のビニールハウスはほとんどなく、本市での利用はほぼないのではないかと推測します。また、仮設住宅用地のうち、農地についてですが、以前、私が管財課長の時代に、当時の防災対策課長から相談を受けまして用地を選定いたしました。農地法との関係があるので、農地については農業委員会や農林課の意見が必要ではないかと話をしましたが、一時転用できるため、一旦はその問題への考慮はしなくてよいとのことでしたので、農業への影響は考慮されていなかったと思います。いずれにいたしましても、生活インフラの問題もございますので、再検討の余地はあると思います。防災対策課から要請があれば検討作業に加わって、農業委員会としての意見を述べたいと思います。その他もろもろのことも資料には示されておりましたが、高知県から農業委員会にいただいたお話は以上が主なものになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎君。

○1 4 番（山崎龍太郎君） 1 0 分程度の話、まあ、駆け足ですね、周知をされたという認識になるのか。ビニールハウスと言われましたけど、能登地震のときにもビニールハウスで過ごされている光景をテレビで見たような気がします。仮設住宅の建設用地云々について、先ほど 5 9 0 ヘクタールと言われたんですけど、それは後でも聞き

ますが、実際、市街化区域内にはなかなかないと、今の局長の答弁からはそう受け取りましたけど、そこを再度。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

先ほどの答弁では、ビニールハウスについて言っておりました。実際、市街化農地へ仮設住宅を造りたいとか、避難施設を造りたいという話につきましては、まだそこまでの調査に至っていないのが現状です。ただ、資産価値もあるもので、それぞれの地権者の考え方にはなっていないかと思いますが、人道上の問題もございますので、その辺がいかん農業者に理解されるかは、また考えていかないかんところでもありますし、御協力を願わないかんところでもあると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

今後の協定や登録に向けての取組についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

防災協力農地等に取り組んでいる全国の自治体は、令和4年3月31日現在で8都道府県73自治体で、面積は1,532ヘクタールとなっています。まだ普及していない制度という印象はありますが、今後、制度を研究していきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 課長からは今後研究していくと言われたんですけど、実際に香美市が置かれている状況を見ると、この研究というが早急に必要性があるん違うろうかと私は思うんです。後でも述べますけれども、多くの沿岸部等での被災者らが高知市とか香南市からもし来られたとき、やはりそこから動き始めるということをやめるために、事前にと県も言うてきてると思うんですけど、そのスピードアップについて、再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 実際に発災してからですと、なかなか時間がかかるのは承知しておりますので、できるだけ取り組めるような形で検討していきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 1点、耕作放棄地なんかをよく見かけますけど、そういうのは対象となるのかどうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 高知県住宅課が、農地についての事前確保ではないですけども、候補地として挙げる調査を毎年していきまして、香美市でも調査を防災対

策課でやってます。その条件としては、農地の段差が少ないであったりとか、ある一定の面積が連担してずっとあるようなところを今まで調査してきました。それぞれに、最終的にはある程度大きな仮設住宅になると思いますので、排水の問題が一番難しいと思うのですが、そういうところが今後の問題になってくるのではないかと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

県では、L2クラス想定時、仮設住宅は7万7,000戸必要であり、現在、4万6,000戸が不足しているということです。民有地の建設候補地として、先ほど局長が590ヘクタールと言っていましたけど、私の資料では、460ヘクタールの目標に対して270ヘクタールにとどまっているということでもあります。本市の確保状況についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） L2クラスの南海トラフ地震が発生した場合、応急仮設住宅の必要戸数は1,035戸とされており、1戸当たり100平米としますと、10万3,500平米が応急仮設住宅の建設に必要な面積になります。このうち、確保しているのは必要面積の約54%、5万6,102平米で、これは全て公共用地となっており、民有地はまだありません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 五万六千何がしは公共用地であって、これはオーケーと。ただ、災害廃棄物を置いたりする可能性もありますし、様々な使われ方が公共の部分ではありますわね。実際、民有地については何ら精査ができていないのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 先ほどの答弁にもありましたけれども、県の住宅課が候補地という形で農地の調査をしております。香美市では、その分を調査しながら、登記を見て現在の所有者を調査するところまではやっております。ちょっと面積については、申し訳ないですが、資料がございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

近隣では芸西村で、防災協力用地登録制度要綱が整備されております。応急仮設住宅建設及び災害復旧用資材置場として活用できるよう、用地確保を目指しております。本市においては、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 農地に限らず民有地で、応急仮設住宅の建設用地に御協力いただける企業等もあろうかと思います。事前登録制とするのか、協定書を結ぶ

のかなども含め、先行事例も調査し検討していきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 本市の場合は、やっぱり民有地においても、事前登録制でそこそこの確保をする必要性があるんじゃないだろうかと思うんですわ。本市の住民をどうしても優先していくことになったときに、そして、被災された方が市外からも来られたときに、やはりそこで何らかの区別なりがあることはふさわしくないと思うんです。そのところは、やっぱり事前登録制の方向で、企業と協定らを結ぶような方向性を見いだすべきではないかと思いますが、再度の見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 御協力いただける企業等を探すのに、まずは事前登録制をつくってもいいなと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 市長、この件について香美市の果たすべき役割、やっぱりそこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘のあった点につきましては、香美市にとっても非常に大きな問題と考えております。津波が高知県沿岸を襲った場合、海のない香美市は防災拠点になるのではないかということは、私自身もずっと言っているところです。

災害が起きましたときには、時間の流れによりフェーズが変わってくると認識しております。当初は避難者が殺到して、香美市としましては、いろいろな避難場所、体育館とかに収容しながら、水・食料を援助していくというフェーズがあると思います。それと並行して、道路啓開といいまして、道路を開いていくことに関しましては、災害廃棄物、ごみをどこに集積するか、そして、道をどう造っていくかというフェーズになります。最後の段階としましては、仮設住宅を建設していく話に進んでいくものと思います。仮設住宅に関しましては、建てるよりはムービングハウスのようにできたものを持ってきたらいいのではないかと、当然、土地があればということにはなりますが、そういった考え方もあります。

そういった中で、香美市が今取り組んでおる最重点の課題としましては、耐震化と考えておりまして、家をできるだけ耐震化して仮設住宅を建てなくてもよいような形で、まず、市民の生命と財産を守りたいということです。これから課題としてやっていかなければならないことに間違いありませんので、県とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 4番目に移ります。鍛冶屋創業支援事業についてです。

創生塾事業は、国・県・市の多大な協力において、おおむね順調に推移しています。今回、4期生の入塾も決まり、高知県土佐刃物連合協同組合、また、運営委員会として、今後のスケジュール等を確認したところです。私も業界の一員として、一層の前進が図れるよう協力してまいりたいと考えています。

さて、一方、課題も幾つか見えてきております。1つには、インターンシップの受入先が今後どうかという点です。塾生の目指す方向もありますが、3期生の受入先は、1人は独立した1期生が引き受けてくれましたが、そこに今の業界の力量不足があるとも考えます。併せて、受入先の事業所とのマッチングや事業所の体制等から、1期生、2期生の6人中2人は助手で残り、ほか4人はインターン、その4人中2人は2年のインターン期間を待たずにインターンを修了し、独立や鍛冶屋としての従業員の道を歩む等、様々なパターンが表面化しております。諸事情から、独立までの期間が当初の想定より早くなってきております。そこで、今回提案のあった鍛冶屋創業支援事業です。業界、塾、卒業生にとって大変ありがたい制度と考えます。

①です。

1期生以降の創業等の現状把握について、情報共有はできているのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 鍛冶屋創生塾事務局長からの情報提供等によって、情報を把握しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） おおむね現状把握はできているということですね。

②です。

香美市振興計画第9期実施計画では、令和7年度単年度300万円の予算設定となっておりますが、どのようなお考えなのか、その点をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

補助金につきましては1件100万円を上限といたしまして、3件を想定しております。金額は、高知県内で創業支援を行っている他自治体の補助上限額を参考にいたしました。件数は、1期当たりの塾生数と卒塾生の数を考慮いたしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 単年度の設定ということは、1回限りで終わるということなのでしょうか、将来を考えてはいないということですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 現在、要綱につきまして、その辺りも含めて整理をしているところですので、議員のおっしゃったことについて、ここではお答えがちょっ

と難しい状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 私の考えでは、1回こっきりでは寂しいかと、これからも卒塾生が出てくる中でね。ということは、やってみてとの認識でいいのか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

新規事業といたしまして、令和7年度当初予算に計上いたしました。議員のおっしゃるとおり手探りですので、やってみてというところは正直ございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

私は以前、香美市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱を示し、塾生が独立開業時にも同様の支援を求めた経緯がございます。現在、本事業の要綱整備に取りかかっていると課長も申ししておりましたが、ぜひ、弾力性を持たせたものであってほしいと考えます。取組状況についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在は、来年度の施行に向けまして草案を作成し、内容を精査している段階です。議員のおっしゃったとおり、弾力的な制度としてつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 少し関連して、弾力という部分を具体的にちょっと聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう既に独立開業している方がおりますが、遡及はできるのか。なぜ聞くかというのと、これから海外まで展開するような打刃物の商品を提供していくというときに、まだまだ設備不足なんですね、独立してる方も。実際、そういう設備を充実させることを考えたときには、独立した人でも制度を使えるのか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

既に独立開業されている卒塾生にも支援できればと考えております。また、開業しているかどうかを問わずに一度だけ申請できるなど、弾力的な制度ができないかも含めて検討しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ありがたい見解と考えます。ここでの創業、開業という

部分ですけれども、事業所において開業するという事は、税務署に開業届を出したりしますが、そういう観点でいいのか、プラスアルファで実態に即してということになるのか。様々なパターンがあるんですね、塾生にしても。工場は建てたけど、まだ鍛冶屋関係の外注仕事をしながらとか、本体の独立からはまだ程遠いレベルもあったりするんです。そこら辺のところの柔軟性についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 1つの目安として、開業届の提出を考えております。ただし、開業届の前後、どの程度の範囲を対象とするかなどは、現在考えている最中です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 鍛冶屋の機械といえども、新規ですとすごく高価になっています。これは開塾のときに見てもらって、市長等も分かると思いますが、実際、現状では初めての方は中古機械設備を設置しています。無償なり有償なりで備えております。これって相手方のタイミングもあるんですね、もう取り壊すので要るなら取りに来いとか、安く分けるとか。例えば、これから3期生がインターンに来ますときに、もし声かけがあって買いたい商品ができた場合、まだ独立まで先がありますけど、そういう部分は対象になるのか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 鍛冶屋創生塾を卒業見込みであれば、インターン期間中でも対象とする考えがございます。また、一般的な事業所の創業と違いまして、鍛冶屋の創業におきましては新規で購入できるものは少なく、道具を少しずつ譲ってもらったり購入して集めていく必要がございます。それ自体にもタイミングがあることは認識しております。創業に向けて時間をかけて準備していく事情について、どの辺りまで考慮できるかを含めて、補助要件を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 普通、自分の土地に建てる方なんてもちろんおりませんので、賃貸借契約を結ぶことになろうかと思いますが、もちろんそこら辺はオーケーですね。併せて、塾生って、前も言いましたけど、そんなにいい生活をしちゅうわけじゃないので、独立するに当たって、軽トラとか箱バンとかが欲しいというときには対象になるのか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土地や建物の賃貸借費は対象になると考えております。その他につきましては、今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 1期生以降の現状把握について、事務局サイドとも話をしてくれていることがよく分かりました。ぜひ、卒塾生、開業してる方、それから、これから開業しようとする方、また今後もいろいろ話をしてもらいたいことを要求しておきたいと思います。

市長に最後聞きたいのですが、市長の肝煎りでもある制度が順調にいくことは大変喜ばしいことですが、本制度を、本市に定住し、地域、産業の発展に寄与する若者たちに利用してもらいたいと私どもは思います。その子たちが、なりわいの域から起業家として成長してもらいたいと考えます。市長の今後の御支援に対しての決意というか、お話を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、鍛冶屋創生塾の卒塾生も含めて、いろんな方々の支援を得て頑張ってくれてることを、本当にうれしく思います。また、募集に関しましても、定員を割るんじゃないかという話もありましたが、順調に応募もあつておるということで、私自身、今の認識は成功しておると思っております。本当の成功とは何かと言いましたら、香美市におきまして鍛冶屋を産業としてしっかりと残していくことであると思います。いろいろな卒塾生のお話を聞いてみて、それぞれで違っておることが分かってきました。先ほど来、柔軟性のある補助制度とありましたが、やはり全てにおいて公平な形で制度設計をしないと、ある塾生は使えたけれども、ある塾生が使えないことはよくないと思います。一方で、新たな産業として、鍛冶屋以外にもいろんな分野でチャレンジする若者もいる中で、一定、公平な形でもやっていきたいと思っております。私としましては、いろいろな商売の形、先ほどもお話ししたとおり、商売の形が変わっておって、昔のつくったものを卸会社に売るという形態から、自分で海外も含めた販路をつくって売っていくような形に変わろうとしております。そういった意味で、これからこういった形で香美市の鍛冶屋を残していくのかを議論させていただいて、チャレンジを応援する私のスタンスどおり、しっかりと応援してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 5番、みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、大きな1番、寄附金を活用し、野良猫問題の解決をです。

これまでにあった野良猫の環境問題や多頭飼育が、現在も市内で発生しています。以

前にも議会で取り上げられましたが、なかなか解決していません。

具体例を紹介します。この写真は（モニターを示しながら説明）、私に電話がかかってきまして、近所の方から倉庫の下で野良猫が子供を産んじゅう、どうしたらいいだろうかと。すぐ現地へ行きましたが、何匹か子猫が生まれていたうちの1匹だけは、なぜか非常に好奇心が強いといいますか、倉庫の下から出てきて、人間に触られても平気でした。ほかの子猫と親猫は全然出てこようとしませんで隠れていたわけですが、どうするかと、近所の人も出てきて大騒ぎしたり、意外とこの猫かわいいねとうだいたりしたんですが、中央東福祉保健所は、この子猫のように既に目が開いている子猫はもう引き取らないようです。私は、保護猫活動をしている方がいるという話を聞きましたので、その方にも当たってみました。もう既にたくさんの保護猫を自宅で飼っているのに、これ以上は無理と言われたわけです。さあ相談を受けたものの、どうしたらいいか困りました。西山議員に相談したけど、何ちゃあ役に立たざったと言われることになったらどうしようと思っていたところ、2日ほどして同じ方から電話がかかってきて、猫がいなくなりましたと。どうも我々が子猫をうだいたりして大騒動したので、親猫がここは危険と感じたのか、家族ぐるみでどこかへ引っ越していったようです。内心ほっとしたわけですが、これからだんだん暖かくなると、猫の繁殖期を迎え、同じような問題が出てこないかと心配しているわけです。

問題解決に向けては、まず、市民への広報啓発活動が重要です。こちらが（モニターを示しながら説明）、去年の広報香美9月号です。猫の写真が大変かわいらしく、人目を引きまします。また、多頭飼育崩壊を防ぐためにとか、猫が庭に入らないようにする方法とか、具体的に書いておりまして、とてもいい内容だと思いました。このページは環境課の方がつくられたんですね、ありがとうございます。なかなかいいと思ったわけです。また、昨年4月号にも同様の記事が載っていたわけですが、ただ、これを見て改善してくれる方ばかりではない、また、広報を十分に見てない方もおるということで、②の質問で取り上げる地域の町内会の会に私も参加させていただきましたが、その地域では、30頭ほど家の中にいるおうちが1軒、20頭ほどいる家が1軒、ほかにも複数の野良猫がいるということで、ふん尿や壁・ビニールハウスをひっかくなどの被害を受けられている方々は、猫には憎しみしか感じないと言われていました。これでは、災害時などに協力しないといけない地域が、猫がきっかけで分断と対立が持ち込まれてしまうと。そこで重要なのがTNR活動です。Tは捕獲のトラップ、Nは避妊手術のニューター、そして元の場所に戻すリターン、この頭文字を取ってTNR活動と言ひ、避妊手術をしたときには、耳の先端をV字カットする「さくら耳」と言うそうですが、地域猫として地域でルールを持って飼育管理していく活動です。

こちらを御覧ください（資料・モニターを示しながら説明）。これは、飼い主の皆様へという高知県などがつくったパンフレットの一部分ですが、捨て猫、野良猫等の発生サイクルということで、1匹の野良猫がおったら、それが外出、交配、妊娠、そして子猫

が生まれて野良化、それが近所に迷惑をして、また交配、妊娠、子猫というサイクルです。同じパンフレットにもう一つ図がありまして、雌猫の初めての妊娠は生後7か月頃からということで、すぐ子猫は親猫になるわけです。交尾の刺激で排卵するので、1回の交尾でほぼ100%妊娠しますというのが猫だそうです。そのために、1匹が仮に6匹の子猫を産んだと、そして、その子猫のうち半分の3匹が雌猫だったとしたら、雌猫3匹がそれぞれまた6匹の子猫といますか、孫猫といますか、産むわけで、18匹に孫猫はなるわけです。18匹の孫猫の半分の9匹が雌猫だったら、ひ孫猫は54匹になると。最初の雌から数えますと、合計で79匹になるという図です。大変猫の繁殖能力が強いために、物すごい勢いで増えるということです。ちなみに、物すごいついでに言いますと、この79匹のうち半分の40匹が雌猫だったとして、40匹が各地に広がったと計算すると、私の計算によると大体3,200匹ぐらいに増えて、野良猫が増えるのが本当に早いということになるわけです。

そんな折、今年の広報2月号に寄附のお礼の記事が出ており、土佐山田町の方から、動物愛護の普及啓発活動に役立ててほしいと、3,095万2,985円の御寄附を頂きました。故人の遺志を尊重し、有効に活用させていただきますと書かれていました。びっくりしました。そうしたら、今定例会議に、議案第20号、香美市動物愛護基金条例が提出されました。議案細部説明書によりますと、猫や犬等の動物愛護の考え方を広め、殺処分を減らすための取組に使用すること、人間と猫たちの共存できる社会が私の理想であり、その理想を実現する取組に私の遺産を使ってもらいたいと、故人の希望が示されていました。これにより、故人が望んだ人間と猫たちが共存できる社会の実現に向けて邁進してまいりますと書かれており、すばらしいと思いました。また、大変ありがたく、ぜひ、この方の希望された方向に基金を活用していただきたいと思います。

①です。

具体的にはどのような制度設計で活用する予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすとともに、市民の良好な生活環境を保持するため、不妊・去勢手術の補助対象を飼い猫にも拡大することとし、一律1万5,000円を上限に補助金を交付する予定です。このほか、地域猫活動に対する補助金も創出する予定です。また、今回の制度設計につきましては、寄附者の遺志を最大限尊重するため、遺言執行者である行政書士とも協議を重ね、補助対象に飼い猫を含めるとともに、雄雌の区別なく補助することとしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 飼い猫も含めて、1頭1万5,000円を出してくれるのは、

非常に大きいと思います。ちなみに、これが今までの制度のパネルでして、高知県飼い主のいない猫不妊手術補助金は、飼い主のいない雌猫だけに1万円を1頭当たり出すと、それに香美市が5,000円上乗せして、最大で1万5,000円というのが今までのあれでした。そしてもう一つ、集中的手術枠（原則25頭以上）というのが県にありまして、雌猫1万円、雄猫5,000円を、市町村が不妊手術実施計画を策定した地域で行うものに補助金を出すという今までの制度でしたので、先ほど課長が言われたような補助金にさせていただけるのは、大変大きいと思います。

②へ移ります。

1月に土佐山田地域でTNR活動を行ってくれた団体に同行し、見学させてもらいました。この写真を御覧ください（以降、モニターを示しながら説明）。まず、野良猫の捕獲です。前日に捕獲された猫たちが、その場所に次々と運び込まれてきている様子です。次が、雄の手術をしているところです。雄は簡単です。麻酔さえ効けば、実質、手術時間は5分ぐらいです。あっけなく去勢されます。これが雄猫のうちの1頭ですが、物すごく毛が長くて立派な猫でした。元は多分、ペットショップで高額で売られていた外国種ではないかと思われます。雌猫は、四万十市から手術用バスというもので来てくれた方が手術をしてくれました。このバスを拡大しますと、猫が幸せに人が穏やかにと書かれていて、イラストも猫と人だと思えますが、大変いい言葉だなと思ったわけです。そして、バスの中でお二人の女性医師が雌を手術してくれました。雌は卵巣と子宮をのけないといけないので、20分から30分、1頭当たりにかかります。こういう形で、これは全てバスの中の手術室です。本当にもうありがたい。わざわざ四万十市から来ていただいて、寒い中、ほぼ手弁当の形でやったださっていて、頭の下がる思いがしました。

このTNR活動への援助が今後も絶対に必要と考えます。具体的にはどのような援助をお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

せんだっての土佐山田地域でのTNR活動につきましては、地域の方々の並々な御努力により行われたとお聞きしております。議員から御指摘のとおり、このような地域ぐるみでの活動に対しては支援が必要と考えております。このため、TNR活動に加え、猫の餌やりやふん尿の清掃などを行う地域猫活動に対する支援として、1地区に対し30万円を上限に補助金を交付する予定です。内訳としましては、不妊・去勢手術に対し25万円、地域猫の啓発活動に対し5万円の計30万円が上限となります。また、不妊・去勢手術を行う際、野良猫を捕獲するために利用いただけるよう、捕獲器の貸出しも行う予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） 大変ありがたい制度になると思っております。

③へ移ります。

これが、今年の広報なんこく 2 月号です（モニターを示しながら説明）。香美市のもちろんよかったですけれども、この広報なんこくもなかなかいいなと思って見せてもらったわけです。さらに私が感心しましたのは、これは 2 月号です。時期的には、この寒い時期に広報をしたほうがぴったりではないかと、先ほど言ったように、猫は春と秋に繁殖期を迎えますため、TNR 活動も寒い中頑張ってくださいったわけです。去年の広報香美は 4 月号と 9 月号でしたので、ちょっと猫の繁殖期を考慮して、掲載時期を早めてはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

猫の繁殖期は主に 3 月から 9 月までの間と言われており、その期間内に猫の避妊手術補助金の活用、また、猫の飼い方や地域猫に関することなどについて、広報誌に掲載するよう努めてまいりました。現時点では、先ほど議員からもお話がありましており、広報香美 4 月号、9 月号、また、市民カレンダー 6 月号にも掲載しておりましたが、繁殖期に入る前にも広報に掲載できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） ありがとうございます。ぜひ、啓発活動を早めにやっていただきたいと思います。

大きな 2 番、ごみ分別と減量化に向けた取組をに移ります。

一昨年 9 月定例議会でも私はこの問題を取り上げましたが、本年 1 月 22 日に教育厚生常任委員会で、香南清掃組合まほろばクリーンセンターを見学させていただきました。皆さんの中には、既に見学された方もたくさんおられるかもしれませんが、私は、山田小学校在職中に、当時の 4 年生を引率して見学したのですが、それは 2016 年です。この新施設は 2017 年 4 月から稼働しておりますので、見学したのは旧施設だったわけです。

写真を御覧ください（以降、モニターを示しながら説明）。ごみ収集車が集めてきてくれたごみを、プラットフォームと呼ばれるところからごみピットへ落としているところです。ナンバー 1 の扉が今まさに開こうとしているところです。青いのは、南国市のごみを集めてきた収集車のようです。ピットへ落とされたものが、ごみクレーンと呼ばれるものによって、まず攪拌されます。攪拌した後、ごみ投入ホッパーから焼却炉の中へ入れられます。教育厚生常任委員会のメンバーが身を乗り出すようにして説明を聞いております。ここが中央制御室です。たくさんのカメラを見ながら焼却を管理しているところです。大変、近代的設備であり、また、ろ過式集じん機や毒ガス除去装置もあり、さらに、燃やして出てきた熱で蒸気タービン発電機を燃やし、施設内の電気はもちろん、

余った電気は四国電力にも売っていると、現在は閉まっているのですけれども足湯にも活用されていると。町内会や各種団体、もちろん学校からの見学も受け付けているということです。多くの方に、ぜひ、このすばらしい施設を見てもらいたいと思いました。ところが、最後に見たのがこれです。これが、実は大量の金属、燃えない金属が最後の灰に残るわけです。こんなにたくさん金属が残っているということで、やっぱりごみの分別と減量化の取組が必要だと感じました。

教育厚生常任委員会で見に行ったときに、香南清掃組合ごみ焼却施設概要書を頂きました（資料を示しながら説明）。この概要書は非常に詳しくて、よく分かる内容でしたので、改めて私、概要書を基に、まず3市のごみ搬入量の推移を、2019年、2021年、2023年、南国市、香美市、香南市の別、それから合計量を見たわけです（パネルを示しながら説明）。3市の中で、まず香美市は最も少ない量です。南国市、香南市、香美市ともに毎年ごみの搬入量は減っています。これは大変いいことだと思います。合計量でももちろん減っていて、最初、2万6,121トンあったものが、2年後には2万5,371トン、さらに2023年は2万4,896トンと減っているわけです。人口が違うじゃないかと言われると思いまして、1人1日当たり排出量の推移で、1人が1日当たり何グラムのごみを出しているか計算したものがこの表です（パネルを示しながら説明）。2019年、南国市729グラム、2021年716グラム、2023年711グラム。香南市646グラム、638グラム、634グラム。そして、香美市が596グラム、602グラム、583グラムということで、3市の中で1人当たりのごみ排出量が最も少ないのが香美市であると。大いに評価できることであり、3市の中のトップランナーとしてさらに取組を進めてもらいたいと思い、以下質問します。

①です。

市外からの転居者・学生・外国の方へのごみ分別の周知はできていますか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

転入者の方々への周知につきましては、市民保健課とも連携を図り、窓口での転入手続の際に、ごみ分別の手引き等、ごみ出しの分かる資料の配付をお願いしています。また、学生、外国の方に対しても、転入者の場合は同様の取扱いになるのですが、学生に対しましては、高知工科大学の新入生オリエンテーションにおきまして、ごみ出し方に関する説明をさせていただいております。コロナ禍の折には途絶えておりましたが、本年度から復活している状況です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 学生は本当にいろんな地域から来ているわけで、地域によってはごみの分別方法なども違っていることが多くあると思いますので、ぜひ、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

②の質問へ移ります。

特に外国の方、昨日の同僚議員の質問で、たくさん香美市にも外国の方がおられることが分かりましたので、多数雇用している事業所もあると思うのですが、そこでごみ分別説明会を開き、周知してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

環境課として事業所での説明会の開催は考えておりませんが、本年度、教育委員会に御協力いただきまして、英語版のごみ分別ポスターを作成し、香美市ホームページにおいて公開しております。事業所には、ぜひ、こちらを御活用いただきまして、事業者から説明をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、活用していただきたいと思います。私の家の近くにも、外国から来られて事業所で働いている方がおるのですが、御近所の方のお話によると、ごみ収集日ではない日にごみを持ってきたと、今日は日が違うことを言いましたら、分かりませんと言って自転車で走って逃げたと、本当に分かっているのか分かってないのかは分からないのですが、「分かりません」の日本語は覚えているようですので、ぜひ、英語版ポスターを利用して、しっかり収集日も、それから、分別の方法も周知してもらいたいと思っております。

③へ移ります。

生ごみ処理容器はごみの減量に大いに役立っていると思います。先ほど紹介したこの香南清掃組合の冊子でも（資料を示しながら説明）、水分が非常にごみの中に多いんだと、約半分は水分だということも書かれております。本市では購入補助金を用い、活用を促しています。過去3年間のEMサポート、コンポスター、電気式処理容器の補助金活用状況をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

直近3年間の実績を見ますと、令和4年度に要綱の見直しを行ったことに伴い、補助金額も増加傾向となっております。EMサポート、コンポスター、電気式処理容器の順に実績件数を申し上げますと、令和4年度は6件、7件、8件。令和5年度は3件、6件、9件。令和6年度は2件、3件、10件となっており、生ごみ減量化への取組にも活用されているのではないかと考えております。

しかしながら、可燃ごみ自体を削減する取組につきましては、まだまだ啓発が必要と考えておりますので、引き続きごみの分別と生ごみ処理容器の活用についても、広報等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） 生ごみ処理容器は、非常に役に立つと思います。それで、もう一つ、押しの一手と言いましたか、台所の排水溝を押す道具を各家庭に配っていただいて、非常に役に立っているわけです。ただ、高齢者からは、ちょっと力が弱いのであまり十分切れないとのお話も聞きました。実は、その話をしたときに近所の人から、私はいろんなものを干しゆうというお話聞いたわけでございます。例えば、これ私が実験的にやったわけですが（資料を示しながら説明）、みかんの皮をただ日の当たるところへ干すだけです。最近では皆さんも文旦とかをよく食べると思いますが、文旦の皮とかはすごく厚いですよね、私が自宅で実験してみましたら、文旦の皮を剥いたばかりのときには 120 グラムありました。1 週間、日に当てて干したら 30 グラムになったわけです。これは日に当てて干すだけでも物すごく水分がなくなるんだな、軽くなるんだな、ごみの減量化につながるんだなと思ったわけです。ぜひ、あの手この手でごみの減量化に取り組んでいただきたいと思いますし、またそういう点の広報もよろしくお願いします。

④です。

瓶の色別収集については、昨日、同僚議員からも質問がありました。SS サイズの袋を作ってほしいというのは、私もなかなかいいアイデアだなと思ったわけですが、住民の方から、本庁や支所に色別回収ボックスを置いてくれないかという声がありましたが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

瓶の色別収集につきましては、ごみステーションでの回収を考えております。近隣 2 市につきましても、ごみステーションにおきまして、既に色別収集を実施しており、指定ごみ袋の大きさも、本市と同様のものを利用しておりますので、何とぞ御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） ちょっとこれは 4 月からどういう感じになるかやってみんと分かりませんが、私としては不法投棄とかそういうのにつながらないことを願っているわけです。

⑤へ移ります。

分別の方法が、香美・香南・南国の 3 市で微妙に違うところがあることを、1 月 22 日の視察で知ったわけです。色別瓶については、先ほど課長も言われたように、もう既にほかの市は先駆けてやっていました。

小学生とかが見学したときに、すごく面白いと思うのが、ごみの分別クイズをパソコンでやるコーナーがありまして、私が挑戦したところ、かばんはその他ごみか燃えるごみかという質問がありまして、私はちゅうちょなくその他ごみとやったら「ぶー」と

鳴りまして、これは燃えるごみですとなったので、びっくりしたわけです。南国市は燃えるごみでかばんは構わないそうで、これはいかがなもんかと。よその市についてあれこれ言うのはどうかと思うのですが、そこら辺を統一できないかというのが私の質問です。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

3市共同で使っている香南清掃組合ですので、可燃ごみにつきましては、現在、ほぼ統一されているかと考えております。かばんにつきましても、もしかしたら金属類がない布製品であるとか、革製品であるとか、そういった場合が想定されるかもしれませんが、他市町村と同一、可燃ごみに関しては一定共通事項であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 先ほど見せたように（パネルを示しながら説明）、やっぱり南国市にはもうちょっと頑張ってもらいたいという思いがあるわけですし、これで見たら香美市のほうが分別を頑張っているんじゃないかと、かばんについてもプラスチック部分とかが思わぬところにあたりするわけですので、ぜひ、そこら辺を、同僚議員も香南清掃組合の議員ですし、議長もそうだと思いますので、その他ごみについて細かいところを統一する方向、より分別される方向に行ってもらいたいと私は思っておりますので、よろしくお願いします。

⑥です。

一昨年9月定例会議の質問で、私は不用品リユースの推進をお願いしました。そのときの答弁は、今後、実現に向けて研究するとのことでしたが、昨年10月25日付で、本市ホームページに、リユース促進に向け、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結との記事が出ていました。リサイクル推進が期待されますが、具体的にはどのような仕組みになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

本市と業務連携協定を締結した株式会社マーケットエンタープライズは、全国のリサイクル店と連携したネット型リユースプラットフォーム「おいくら」を運営しております。本事業者は、令和7年3月3日現在、全国243自治体と協定を締結し、リユースを推進しております。利用方法は、売手がインターネット上の「おいくら」内にある香美市特設ページで不用品の商品情報を登録すると、内容を確認した全国のリサイクル店が「おいくら」に査定額と買取方法を登録することで、売手に「おいくら」からメールで査定額連絡があります。売手は買取店を選んで連絡し、売却できる仕組みとなっております。香美市特設ページには、インターネットで「香美市 おいくら」で検索していただくか、また、香美市ホームページ環境課内のリユース促進に向け連携協定や粗大ご

みの処分方法、家電４品目の処分方法のページから入れるようになっております。

この取組は、せんだって、西山議員をはじめ他の議員からも、リユース促進に向けた一般質問を頂戴したことがきっかけで、連携協定に至った経過がございます。今後も広報等で周知を図ってまいりますので、ぜひ、御活用をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、西山潤君。

○５番（西山潤君） 「香美市 おいくら」というのは、なかなか覚えやすくいいなと思ったんですけども、ぜひ、これでリサイクルが進んだらいいなと思っております。

⑦と⑧の質問は、２月５日、６日に教育厚生常任委員会で視察に行く予定であった、三豊市と福山市の取組からの質問です。雪と寒さで道路凍結のおそれがあり、残念ながら中止となって現地へ行っていないのですが、先進的な取組だと思いましたので、質問させていただきます。

まず、⑦です。

香川県三豊市で取り組まれている、ごみのトンネルコンポスト方式を研究して、本市でも導入の方向に向けて取り組んではどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

ごみは全て資源であるという理念の下、三豊市が取り組んでいる生ごみのトンネルコンポスト方式は、画期的な取組であると思われます。しかしながら、香美市の可燃ごみは、南国市、香南市とともに香南清掃組合で焼却処分をしており、ごみ焼却時の排熱を発電に利用し、エネルギーの有効利用にも努めております。このため、香美市としてこの取組を導入する予定はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、西山潤君。

○５番（西山潤君） なかなかすぐにはいかないと思いますが、私も先ほど課長が言われたように、画期的な取組であるなど、それがこの四国の香川県で行われていることに大変感心したわけです。

昨日、同僚議員の質問でエネルギー基本計画のことが出ました。地球温暖化対策もありまして、香美市も２０５０年までに温室効果ガス排出ゼロ社会を目指していると思うわけです。

これは（パネルを示しながら説明）、ごみの焼却量とその割合を国別に表したものでして、平成２７年版環境統計集として環境省が出しているものから引用しました。ちょっと１０年ほど前の統計ですが、割合はそれほど変わってないと思いますので見ていただきますと、日本が焼却量４，０２３万トン、何とごみの７４％を焼いています。ほかの国を見ますと、ほかの国の詳しいことは私も知らないのですが、アメリカ１３％、ド

イツ 24%、フランス 33%、イタリア 12%と非常に低いわけです。三豊市の取組を調べますと、三豊市はイタリアから見本となるトンネルコンポストを輸入してまずやってみたということです、イタリアなどではトンネルコンポストが進んでいるために、焼却量が非常に少ないのではないかと考えております。

やっぱり、今すぐ香南清掃組合を脱退せよとかいう話ではございませんが、将来的にはトンネルコンポスト方式、まだ 2050 年まで日がありますので、ぜひ、ちょっと研究をしていただきたいなと感じております。よろしくお願いします。

⑧へ行きます。

量販店で買物をすると、大量のトレイがプラスチックごみとして残ります。こういう透明なやつもありますけれども（以降、資料を示しながら説明）、白いやつ、それから黒いやつ、それから、なぜか中華料理なんかは金色のトレイまであって、ちょっとこんな色必要なのかなという気もしますが、やはり色のついたトレイのほうが売行きがいいのでしょうか。その上で、このトレイの再利用に取り組んでいる福山市の業者と連携することはできませんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

プラスチック製のトレイは、容器包装プラスチックとしてごみステーションに排出することにより、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者に引き渡され、プラスチック製品にリサイクルされております。このため、香美市でもリサイクルは推進しておりますので、改めて福山市の業者との連携は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） 既に、香美市としてもリサイクルに取り組んでくれているということです。同僚議員に教えていただいたんですけれども、既に市内の量販店では、この福山市の業者と連携をしているそうです。量販店の前にトレイを収集するボックスがあります。そこへ入れると、福山市の業者につながっていることが後から分かりましたので、ぜひ、このリサイクルに取り組んでいただきたいと思いますと同時に、私としては、業者、あるいは販売店の方も、不必要なトレイが多過ぎるんじゃないかと。例えば、この 3 つの穴のトレイは何が入っていたか分かりますか（資料を示しながら説明）。これ、リンゴが入っていたんです。リンゴが 3 つ入って、それをビニールで囲って売っていたんです。これ必要あるのかなと。買ったのはうちの奥さんですけれども、そんなのを買わなくても、ばら売りのリンゴを買うたらこれは要らんじゃないかと思うのですが、何かこういうのに入っているんですよね、文旦とかほかのものでも入っているものがあります。さらに、これは私が頂いたお土産なんです（資料を示しながら説明）、まず手提げ袋に入っていますよね、そして、手提げ袋を開けると包装紙があります。包装紙を破ると箱があります。この箱を開けると、まだ中に個別のビニール袋が入っているという

ことで、中身を食べるまでにこれだけのごみが出るわけです。

○議長（小松紀夫君） 西山議員、そろそろ質問をしてください。

○5番（西山潤君） すみません。ということで、業者の方も包装を減らしてほしい、そして、買う方も何かたくさん包んでいるほうが高級感があるみたいな感じで買ってしまふ、ごみまで買ってしまふことにならないようにしていただきたいと御協力をお願いして、2番の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。午後3時30分まで休憩します。

（午後 3時13分 休憩）

（午後 3時29分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 大きな3番、大学生への支援と交流について伺います。

先ほどの山崎龍太郎議員の質問でもありましたが、物価高騰に歯止めがかからず、この2月だけでも食料品1,600品目以上が値上がりしています。今年1月からの累計では、来月には1万品目を突破するとの新聞記事もありました。値上がりしているものは、チョコレート、米を原料とするもの、小麦を原料とするものが多いということです。チョコレートは我慢できたとしても、米、小麦となると非常に影響が多いわけです。中でも、主食の米の値上がりにはすさまじいものがあります。3月3日付の地元紙によりますと、業者間での米相対取引価格は今年1月、全銘柄平均で昨年1月より69%上昇、5か月連続で最高値を更新しています。

このような中で、香美市在住の大学生を支援しようと、民間団体は2020年以来、ほぼ毎月学生支援を継続しています。米や野菜については農家から頂き、また、食材については寄附金などを基に買って提供する活動です。香美郡教育会館を会場に、多いときは月2回土曜日に開催してきました。私も同僚議員もお手伝いをしておりますが、来る学生は高知工科大学生が中心です。そのほかには高知大学農学部の学生も来ます。山田高校の高校生に支援したこともあります。1回に来る学生は40人前後ですが、昨年最も多かったときは100人を超えました。高校、大学、特別支援学校がある本市の特色を生かし、幼稚園、保育園から社会人までの生涯を通じた学びを支援することが必要と考え、以下質問します。

①です。

学生生活が大変な状況という認識はありますか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 西山議員が中心に、森田議員もやられていたと思いますけれども、こういった大学生あるいは高校生の支援をしていただいていることに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。また、高校、大学、特別支援学校がある本市の特色

を生かし、幼稚園、保育園から社会人までの生涯を通じた学びを支援できるまちに私もしたいと思ひまして、意を強くしたところです。

高校生、大学生の教育環境や学生生活に関することは、本来は教育委員会が担当すべきと思いますが、これまでも私が御答弁させていただいたことから、私からお答えさせていただきます。

私は、香美市在住の大学生には、香美市で生活したことを人生のよい思い出としていただきたいと思いますと考えております。そして、香美市としましても、できる範囲での支援をさせていただきたいと考えております。私は高知県公立大学法人の経営審議会委員を務めさせていただいており、会議の中で示された統計データから、大学生の状況は把握させていただいております。大学生の多くは返済が必要な奨学金で大学に通っており、仕送りも昔より少なくなっているとのデータから、開学当時の大学生に比べるとかなり生活が厳しいと感じております。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） かなり厳しいという認識が一致したと思います。

②です。

こういうときだからこそ、廃止された香美市高等学校等奨学金制度をバージョンアップして、新たな形で復活させることはできませんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今さらの話で恐縮ですが、令和 5 年 4 月 7 日付で当時の教育長に対しまして、6 月補正を目指して、香美市高等学校等奨学金の後継事業についてという依頼文書を出させていただいております。お手元に資料として提出しておりますので、御覧いただければと思います。一部読ませていただきますと、後継事業については、困っている世帯に支援できる仕組み、申請でなく市の世帯収入状況の情報で支給できないか。現金給付に加えた支援を考える、制服や教材の支給、山田高校へのバス定期券。大学進学への奨学金は、定住推進課の U ターン者への奨学金支給との組合せ。山田高校への進学、高知工科大学への進学を促進するという内容です。

残念ながら、このことについては前教育長のリーダーシップが発揮されず、実現には至りませんでした。私としましては、今後、教育委員会からよいアイデアが出ましたら、予算化に関しまして、前向きに取り組ませていただきます。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） よいアイデアが出ましたら前向きに取り組んでいきたいということですので、ぜひ、教育委員会と力を合わせてよいアイデアをつくり上げて、支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

③です。

学生支援をしている民間団体を、先ほど私が関わっているのを紹介しましたが、ほかにもあると思います。そういう民間団体を援助する仕組みはつくれないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御提案の仕組みは、まず教育委員会で御検討いただく内容であると思います。具体的な計画が出てきましたら、市長部局としまして検討させていただきます。併せて、高校生や大学生の支援にもお詳しい方を教育長としてお迎えできればと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） ぜひ、教育長も早く決めていただいて、援助する仕組みも実現していただきたいと強く思っております。

④です。

第2次香美市振興計画第9次実施計画では、香美市高知工科大学地域活動奨励事業が出ており、令和7年度事業費270万円となっております。どのような事業を予定していますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

この事業の目的は、高知工科大学生が取り組む地域に貢献する事業に要する経費に対して、予算の範囲内におきまして補助金を交付するものとなっております。令和7年度の事業は大学からの申請がまだでして、継続事業も多いので、令和6年度に行いました6事業について御紹介させていただきます。

まず、最初に、令和6年度ココイコ！プロジェクト活動への補助でして、月1回程度物部町神池地区に学生が訪れ、お祭りや田植、運動会などの行事の手伝いを通じて地域活動に協力して地域活性化に貢献し、香美市についてSNSなどで情報発信もしていただいております。2つ目が高知工科大学の学祭への補助、3つ目がKUTイルミネーション2024祭への補助になります。大体毎年、高知工科大学で行っておりますクリスマス時期等のイルミネーション祭りへの補助になっております。4つ目が高知工科大学と香美市の連携によるものづくりへの補助といたしまして、ロボットやロケットなどのものづくり活動を行っている大学生が、小学校への出前授業やイベントなどを開催いたしまして、地域に開かれた大学としての活動をしております。5つ目が「にろうのべいす」という取組がありまして、古民家の板の間とその周辺を改修している活動がございます。香北町の古民家を改修しておりまして、地域の交流の場を創出する活動となっております。大学生は、実際に建築に携わりながら知識とか関心を深めておりまして、地域の方とは改修作業を通じて交流を深めております。最後に、地域文化交流施設運営事業といたしまして、文化系団体などを中心に発表や演習の場として使用しています施設への補助となります。

以上となっております。

○議長（小松紀夫君） 5 番、西山潤君。

○5 番（西山潤君） 大変いろいろな取組が令和6年度も行われたということで、う

れしく思います。ぜひ、令和7年度も進めていただきたいと思います。

⑤へ行きます。

同計画の香美市学生地域活動支援事業は、令和7年度事業費150万円となっています。どのような事業を予定していますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

この事業の目的は、高知県立山田高等学校の生徒や高知県内の大学生が企画立案いたします地域活動に係る経費の一部を支援する、公募型の補助制度となっております。こちらの事業も、令和7年度の公募はまだしておりませんので、過去の事業について一部御紹介させていただきます。

令和5年度には、山田高校に「k a m i 愛部」という団体がありまして、ユーチューブを通じて香美市の情報発信を行ったりしていただきました。令和6年度も事業継続、申請していただくように依頼しましたがけれども、うれしいことなのですが、イベントでの収益が上がっているということで、特に補助金も必要なくなり、本年度は補助しておりません。令和6年度に関しましては、高知工科大学の「W A v e r t」というサークルが香北町での地域イベントを行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） こちらも公募型での取組が進んでいることがよく分かりました。

⑥へ移ります。

同計画には、大学生と地域の連携事業も出ていますが、事業費ゼロ円となっています。大学生と市民の交流の場を企画できないかなと思ったところですが、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） こちらの事業につきましては、香美市の企画財政課の担当から、高知工科大学連携協議会等でいろんな新しいことを提案させていただきましたけれども、コロナ禍から大学生の活動がちょっと縮小しておりまして、なかなか新しいことへの協力が得られにくい状況となっております。ただ、前段で説明させていただきました地域活動奨励事業などは、全て市民との交流の場となっておりますので、この事業をもっと充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 分かりました。前段部分の活動を、さらに市民も積極的に参加する方向で盛り上げていったらいいなと思いました。

⑦の最後の質問です。

高知工科大学の卒業生が全国にいることは当然のことですが、昨日の同僚議員の質問

でも、三好市や東京都にも卒業生がおるということですので、その高知工科大学の卒業生の中には、4年間、あるいは、もっと長い年月を過ごし、香美市のことを懐かしく思っている方がたくさんいると思います。そこで、卒業生が本市に残りたい、あるいは、数年後に帰ってきたいというときに、その生活を応援する仕組みがつかれないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市では、香美市奨学金返還支援補助金として、香美市に住む40歳未満の方に月1万円を5年間、最大60万円の補助金を出させていただいております。この予算は今後も増加が予想されますが、申請者全てに支給し続けてまいります。また、来年度から、引っ越し祝カミカマネー交付事業という仕組みで、転入者には2万円分チャージさせていただくよう提案させていただいております。高知工科大学にぜひとも使っていただきたいと思っておりますので、情報提供も御協力いただければと思います。

そして、何より働く場が重要であると思っております。若者が働ける職場をつくり出すべく取り組んでまいります。昨日、議員からも御指摘がありましたとおり、高知工科大学の卒業生との交流も深められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 奨学金返済の部分、あるいは、引っ越し祝いなどで応援することを、ぜひ、広く広報していったって、高知工科大学の卒業生が一人でも多く本市に残ったり、あるいは、帰ってきたりしていただきたいなと思って、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 西山潤君の質問が終わりました。

次に、9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答で3項目について質問させていただきます。

1番目は、鳥獣被害対策についてです。

この質問のきっかけになったのは、イノシシ被害の相談を受けたことからです。まず、資料を御覧ください。少し時間がかかっておりますけれども、これは高知県の野生鳥獣による農林水産被害額の推移です（モニターを示しながら説明）。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 3時47分 休憩）

（午後 3時48分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） これは、高知県の野生鳥獣による農林水産被害の推移でございます（モニターを示しながら説明）。平成24年の3億6,000万円をピークに減少傾向が見られますが、依然として、令和5年は1億3,500万円と高い水準にあり

ます。ここにありますように、把握された被害は氷山の一角で、計上していない被害もあるようです。経済損失だけでなく、耕作意欲を損なう精神的な被害の影響もあると言われております。

①です。

本市において、鹿、イノシシ、猿、ハクビシン、カラス等の有害鳥獣による農林作物の被害はどのようなものが多いのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 本市での有害鳥獣による農作物などへの被害は、これまでの被害対策により、令和５年度までは減少傾向が続いておりましたが、被害対策が進んでいる地域で被害が減少する反面、これまでに農作物などに被害がなく、対策を行っていない地域に被害の範囲が拡大する傾向がございました。令和６年度に入り、イノシシの市街地周辺での目撃情報や農作物被害の相談が増加し、これまで被害が発生していなかった地域への被害範囲拡大が顕著になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 対策をしていなかったところに被害が拡大している状況かと思います。主に私が聞いたのはイノシシの被害ですけれども、香美市において特定の、こういった被害が多いという、農作物の部分で一番多い被害はどういうことがございますか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） イノシシでしたら、農作物の掘り返しとかになると思います。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） イノシシとおっしゃっていただきましたけど、鹿の被害も多いんじゃないかと思いますが、鹿のほうはどう把握されていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 鹿の場合、一番よく聞くのが、植えている木なんかの皮剥ぎとかがよく聞かれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） ②です。

農林水産省の資料に、鳥獣被害対策の鉄則３本柱として、第１に「とる」鳥獣の捕獲、第２に「まもる」鳥獣侵入防止柵の設置等、第３に「よせつけない」刈払いによる餌場とか隠れ場の管理とございました。本市の被害対策は香美市鳥獣被害防止計画に基づいて行われています。具体的な対策をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 本市の被害防止計画における被害対策につきましては、予察捕獲計画による捕獲及び防護柵の設置により被害防止対策を行っています。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○9 番（舟谷千幸君） 捕獲、防護柵対策が行われているということで、先ほどの農林水産省の 3 本柱で言いましたら、1 点目と 2 点目に当たるかと思いますが、この「よせつけない」の 3 点目は行っていない、餌場とか隠れ場の管理はまだ行っていない状況かと思われます。

私も、この質問に関しまして、香美市の鳥獣被害防止計画を探しましたところ、ホームページではなかなか出てこなかったわけなんです。他市なんかはきちんと出ているわけですが、今後、ホームページに公表するとよいと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） おっしゃるとおりだと思いますので、公表するようにさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○9 番（舟谷千幸君） ③です。

鳥獣の捕獲に大きな役割を担っていただいている狩猟者の減少、そして、高齢化が進んでいると言われております。直近 5 年間の狩猟者数の推移をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 直近 5 年間の狩猟者の推移についてですが、県鳥獣対策室に問合せをしましたところ、市町村個々の狩猟者数は公表していないとの回答がありましたので、高知県の狩猟者の延べ人数につきましてお答えさせていただきます。

令和元年度が 5,994 人、令和 2 年度は 5,962 人、令和 3 年度が 6,195 人、令和 4 年度が 5,705 人、令和 5 年度が 5,649 人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○9 番（舟谷千幸君） 香美市ではなくて県のデータということですがけれども、この 5 年間の数字を見ますと、やはり徐々に減ってきていることがうかがえます。香美市もこの状況があるのかなと思われます。昨日の同僚議員の質問で、新規狩猟者については、わなとかが 19 人、一種銃猟が 1 人と、少しは増えて横ばいの状況になっているということもお聞きしました。

④の質問に入りますが、狩猟者の減少に対して、やっぱり取組が必要になってくると考えられます。どのような取組をされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時、時間を延長します。

農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 先日、5年ぶりの開催をいたしました狩猟フェスタによる狩猟の魅力発信や、狩猟免許取得費用に対する補助、新規狩猟者を対象としましたくくりわな作成講習会などを実施し、新規狩猟者の確保及び育成を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 新規の狩猟者に対して、狩猟フェスタが5年ぶりに行われて、私も初めて行かせていただきました。補助金が狩猟免許を取るにも出るということで、大きく公表、皆さんに周知していく機会になったと思います。私も初めてですが、このチラシにもありますように（資料を示しながら説明）、狩猟の魅力とおいしいジビエということで、当日は小雨でしたが開催されて、私は午後に行ったのですが、鹿汁を100杯ぐらい準備していたようですが、もうなくなっていた状況でした。お天気がちょっと小雨でしたが、5年ぶりに行われた香美市狩猟フェスタのおよその来場者はどれくらいだったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 293人の方に御来場いただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 5年ぶりですが、割とおいでいただいたなという感覚だったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） イメージしていたよりは来ていただいたように思います。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 場所が日ノ御子ということもありまして、日ノ御子を知っていただく機会にもなったと思います。今回の質問もありましたし、自分も知りたいという気持ちで参加したわけですが、このときにおいででおられました猟友会の指導者にいろいろとお聞きして、本当に目からうろこというか、いろんな猟友会のこと、鳥獣のことが分かりました。その中のことをお伝えしたいと思います。

模擬の空気銃、もちろん空気銃じゃない猟銃もあるのでしょうけど、そのときに展示してあったのは模擬の空気銃でした。その空気銃やわなのかけ方、本当の弾は入っていないですけど、ぱんと空中に打っていただけましたし、そして、罠のかけ方、鹿の足と思われるようなものにわなをしゅっとかけるタイミングとか、すごく本当にびっくりした状況があったんです。また、狩りをするには、巻き狩りと言って十五、六人で行うそうですが、その巻き狩りを行いに十五、六人で山へ登っていても、鹿が2頭ぐらいしか捕れなかったときには、報奨金も出るわけですが、15人みんなで割ったらもう少ないんだと、お金でやっているのではないといったこともお聞きしました。あと、イノシ

シの肉は美味しいということもございますけれども、タケノコを食べた後の6月頃が一番美味しいと教えていただきました。また、鹿はイノシシと違い猟期以外でも報奨金が出て、数多く捕獲するのは、鹿のほうがイノシシよりも被害がすごく大きいからだということも、詳しくお話をしていただいたわけですね。狩猟フェスタに来られていた有識者にお聞きしますと、香美市の猟友会は組織がまとまっていることもお聞きしまして、すごいなと感じました。私に教えてくださった猟友会の狩猟者の人柄からも、なるほどなと頷けたところでした。

この狩猟フェスタ、そして、狩猟者を増やすことは、鳥獣被害対策にすごい大事なことで、さらに魅力を発信していただきたいところですけど、この狩猟フェスタのもっとも中身を、いろんなものを今回もやっているわけですが、さらに発信していきたいという計画、今後の試みはどんなことを考えているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 特に今後のことはまだ考えていないですけど、来年やるとしたら、今年並みのことにプラスアルファ何かは考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） よろしく願いいたします。

⑤です。

2月26日に、専門家によるイノシシ被害防止対策講習会がありまして、参加させていただきました。イノシシの生息数が毎年増加率30%急上昇することや、被害対策など、驚きとともに勉強にもなりました。今回の講習会は、イノシシ被害が大きい10地域の方が対象でしたけれども、この日の参加数、私も行っていたのでおおよそは分かりますけど、かつちりした人数と、そして、今後、開催の予定についてはどのような計画をされているのか、お伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 2月26日に行いました講習会の参加人数につきましては、17人でした。また、今後の開催予定につきましては、来年度、時期はまだ確定していませんが、7月以降で計画するよう考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 年に1回という予定でということですね、分かりました。

⑥です。

農林水産省の鳥獣対策優良事例に、ICTを活用した取組があります。本市でも、以前、同僚議員のICTを活用した捕獲についての質問で、物部町久保の光石牧場跡に設置の囲いわななどで、捕獲通知システムを活用しているということでした。その後の効果についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） わなが作動した際に、動作後の映像がメールで農林課及び担当職員に届くシステムを導入しております。設置場所が本庁舎から非常に離れているため、現地に行かずに囲いわなの状況が確認できることから、システム導入による省力化の効果は大きいものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 実際に何頭か分かった状況があるということですかね。

⑦です。

こういったICTを活用した捕獲というのは、農林水産省でも推奨を、もちろん財源、予算も要することですが、今後の拡充方向というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 光石牧場跡のように効果的なケースがございますので、必要に応じて費用対効果を勘案した上、導入拡大を検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 効果があることが実証されたということで、ぜひ、取組の拡充をよろしくお願いいたします。

⑧です。

本市は、平成23年度の「高知県の鳥獣被害と地域ぐるみの捕獲推進モデル事業について」の中に紹介されておりまして、鳥獣被害対策には積極的に取り組んでいることがよく分かります。しかし、この間においても、鳥獣被害は拡大してきております。私が今年相談を受けましたのはイノシシ被害でして、今までは山手の畑での被害で、来ないように柵で対応していたところが、昨年秋からは、今まで来ていなかった物部川河川敷の雑木に來ていると思われ、今後、広範囲の稲などに被害が広がることが懸念されています。

前段に述べましたイノシシ被害防止講習会の講師、阿部豪さんが、鳥獣対策を人間が何もせずにいるとイノシシ生息数は年に30%増加する、大変だけれども諦めないことである、行政や猟友会が何とかしてくれるものではなく地域の仕組みづくりが大事と言われたことが、すごく印象に残りました。

私に相談された方は、新たな地域で対策をせないかんと思われているんですけれども、地域ぐるみでの被害対策が必要で、新たに地域でどんなにして対策をしていったらいいのかといった場合、アドバイス等、市が行うことも限られているとは思いますが、どのような支援ができるのか、支援策についてお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） まず、地域が主体的にどのような方法で被害対策を行いた

いのかを、農林課職員や地域の狩猟者などを交え、効果や継続性を踏まえて検討した後、選定した被害対策に応じて県補助事業などを活用し、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○9 番（舟谷千幸君） 地域からしっかりと市に要請したら対応していただけると、相談に乗っていただいて、対策についても講じて一緒に考えていただけるということですね、承知いたしました。地域ぐるみの仕組みづくり、意見交換や講習会とかを、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

この鳥獣被害に関して、最後に、先ほど申しました狩猟フェスタの場で1人の狩猟者からいただいた声なんですけれども、私も勉強してやっと分かったことでもあります、狩猟の報奨金が予算書を見ますと出ております。狩猟には猟期がありまして、11月15日から3月31日までと言われています。イノシシにも鹿にも報奨金はあるけれども、猟期、現在、猟期なんです、鹿には報償金があるんだけどイノシシにはないので、報償金がある鹿は捕るけれども、イノシシがもしおったとしても捕獲はしないと、だからイノシシは増えるんだとおっしゃられまして、鹿のようにイノシシにも猟期に報奨金があれば、イノシシが少なくなるんじゃないかっていうことです。

猟期のイノシシの報奨金に関しても、また予算が要ることです、香美市だけではなく近隣の市町村とも協議が必要になってくると思いますが、この要望に対して、市長のお考えを、ぜひ、伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御指摘がありました、猟期にイノシシの報奨金がない問題は私も聞いておりまして、県とも話をしたことがあります。一般的に、イノシシは売るとお金になることもあって、これまではなかなか制度に乗ってこなかったと聞いております。ただ、この鳥獣被害対策をしっかりとやることで、中山間地域の集落を維持することにもつながりますし、また、いろいろな鳥獣被害によりまして、自宅の畑をやめてしまったりといったことで、中山間地域に住み続けるのを諦めることになってはいけないという思いは、香美市も県もそうであると思っておりますので、しっかりと県とも協議をし、また、県の猟友会とも協議をして、補助制度でもありますので、国にもしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9 番、舟谷千幸さん。

○9 番（舟谷千幸君） 2 番目の質問に移ります。ごみの分別に極小ごみ袋を。

①です。

昨日、同僚議員からも質問がありましたが、令和7年4月1日から土佐山田町も空き瓶を3種類に分別することになり、香美市内全域で瓶の色分けが実現することになりました。資源化にはとてもよいことです。2006年に合併しており、瓶の色分けが香美

市内統一となるまでに、このような時間を要したのはこういった理由からだったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

合併前の旧町村単位で、香北町、物部村では瓶の色別収集が既に行われており、土佐山田町では行われていなかったのは、先ほど議員がおっしゃったとおりです。合併時の協議の中でも統一されておらず、長年の課題でもあったと感じております。そのような中、令和３年度に実施した市内団体へのごみの分別に関する説明会の会場で、土佐山田地区のように、香北・物部地区の瓶も色分けをせずに出したいといった要望がございました。この要望があったことにより、我々も改めて問題意識を持ったところです。その後、瓶の分別方法について、近隣２市の事例や、また、処理業者のリサイクルの観点からの意見も参考に、色別収集を実施することといたしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 市民の声からこのようになったことが分かりました。今までは色別で出してなかったもので、リサイクル業者がこの色別をやられていたということなののでしょうか。その確認をよろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） リサイクル業者の手間がかかっていたことになろうかと思えます。

②の質問です。

今回の変更で、市民からどのような声がどれくらいあるのか、ちょっと声を私も聞いているんですけども、この質問に対してよろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

瓶を色別収集することによりまして、現在の袋の大きさではなかなかいっぱいにならないので、小さな袋を作ってもらいたい、また、市役所本庁舎や支所に直接持ち込める場所を構えてほしいといった御要望が、十数件ございました。このほかにも、やっと香美市全域で統一されるのか、また、リサイクルの観点からも必要といったお声も頂戴しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 十数件、小さい袋が欲しいという声もあったけれども、中にはやはり、さすが香美市、リサイクルに優れている地であるなと思いました。

その「小」のごみ袋の件で、③に移ります。

瓶を入れる資源ごみ袋は、「小」より小さい極小袋「ＳＳ」を望む声が、先ほど言われたようにあるわけです。昨日の答弁によりますと、ごみ袋は南国市、香南市、本市の３市で共同購入しているので、香美市独自で行うとなるととてもコストが高くなるので、極小のごみ袋はなかなか困難だということでした。以前、極小サイズがあったのに取りやめた理由をお聞きしますと、需要がなくなったということですが、これは間違いないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

確かにそのようにお聞きしております。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 需要がなくなった時期といいますと、もう数年前になろうかと思います。

④に移ります。

本当に高齢化でひとり暮らしの方が増えているわけですがけれども、今の「小」の可燃ごみ袋でもいっぱいになるまで置くと、生ごみが入っていて臭いがするので、極小の可燃ごみ袋を望む声もございました。けれども、先ほどの資源ごみ袋と同様の考えで、なかなか作成は難しいということでしょうか。重ねての質問です。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員がおっしゃられますように、可燃ごみ袋の極小につきましても、昨日答弁いたしました資源ごみ袋同様、作成に係るコスト面と、使用量・需要量が釣り合わないことが想定されるため、現時点では作成に関する検討は行っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 需要がないとしてから数年たっておりますので、今のところテーブルに乗ってない、考えてもいないということでしょうが、やはり一応、アンケートなどで市民の声を取る、実施という検討はできないものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 現時点でアンケートは考えておりません。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） それでは、３番目の質問に移らせていただきます。教育長不在についてです。

今定例会議での市長の提案説明に、教育委員の皆様が住民の意見を聞いていただいた後に、改めて協議を再開させていただければ、おのずと早期の合意に至るのでは、解決に向けてもう少し時間をいただければとあり、予定としていつまでに任命をと考えてい

るのかという質問を予定しておりましたが、昨日、同僚議員からの同様の質問に、教育長の人事案件を6月までに提案すると述べられました。私自身も、先が見えてきた感じはいたしますけれども、市長は、教育委員の皆様が、教育の本来の目的である、広く地域住民の意見を反映していただくべく、住民の意見を聞いていただいた後に、改めて協議を再開と言われていますが、どういうタイミングで協議を再開するのか、住民の意見を聞くといったことを、ちょっと私自身がよくここがはっきり分からないこともありまして、市長のお気持ちをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、6月定例議会までに提案させていただきたいと考えております。その上で、私がこういった考えに至りました理由を御説明させていただきましますと、1月19日に市民説明会ということで、私1人ではありましたが、市民の方からいろんな御意見を聞かせていただきました。その中でいろんな方がおっしゃられたのが、市長だけではなくて、教育委員がなぜ反対しているのかを聞いてみたいという声がありました。私も議会の議事録を通じて御説明しましたが、簡単に言いますと、教育長は義務教育の経験者でなければならない、また、教育長は教育委員が決めるものだというお考えを持たれているのではないかなと、私自身は考えました。こういった教育委員の考え方について、住民がどう思っているのかを直接聞いていただければ、私が言います教育委員会の所管といいますか、小・中学校だけではなくて、幼稚園、保育園、小・中・高・大・特別支援学校、また、社会人教育も含めた、幅広い教育をするべきではないかという住民のニーズが、分かっていたのではないかなと思います。住民の声を聞いていただければ、私と同じ考え、結論に至っていただけるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 教育委員が市民の声を広く聞いた後ということですので、そういう声を市長のところへ持ってきていただく、その場での協議と受け取りました。次、②です。

今後、新たに教育長に任命される方につきましては、さきに同意議案を出された方以外からも考えているのかをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） もちろん考えてございます。実際に、私立高校の校長先生を御経験された方や、文部科学省の官僚OBなどを御紹介いただいております。教育長に求める人物像として、私と一緒に教育改革を進めていただける方を望んでおり、市民向け説明会では、時代の変化を先取りして施策を考えられる方、そして、教育委員会事務局をマネジメントできる方と御説明させていただきました。

子供の数が激減する将来を見据え、香美市の高等教育機関がそろっている強みを生かし、探求の教育を推し進めていただける人材、また、国や県などからも予算を獲得でき

るような能力もお持ちであれば、とてもうれしく思っております。香美市との縁が薄い方でも、須崎市が文部科学省から教育長に来ていただいたことも参考に、幅広く人選していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 文部科学省、また、私立学校の方ということで、まだ人選の段階ではなく、名前は出ているという、まだアプローチまではしていない状況なのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずは、教育委員との合意が必要だと思っておりますし、私が先ほど挙げさせていただいた方々は、当然、義務教育の教員免許は持っていない方ですし、ここがネックになるのであれば、やはりなかなか議会に提案しても難しいのかなとは思っております。ありがたいことにといいますか、いろいろな方々からの自薦、他薦で、私のところにたくさんの方々から名前が挙がってきております。香美市の教育にとって一番いい方を順番に順位づけをして、その中で受けてくれる方を提案させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③の質問です。

ある市民の方から、総合教育会議が開かれていないようだ心配する声がありました。総合教育会議は、市長と教育委員が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置されています。首長、市長ですけれども、招集して、会議は原則公開になっています。施行された平成27年から本市でも毎年開催されておりました、物部町の活性化やICT教育など、いろんな議題について開催されています。令和5年12月から現在まで総合教育会議が開催されていないことで、地域の教育の課題、教育行政推進のためにも、やはり開催を望むわけなんです、今後、開催について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 総合教育会議につきましては、5月の教育長人事案件否決以降は、教育長についてのふさわしい人物像について、ずっと話し合いをしておりましたが、1月19日の説明会のときに、ある市民の方から、総合教育会議はどうなっているんだというお話がありまして、改めて私自身も総合教育会議自体を招集できていなかったことに気づきました。そんな中で、宮地教育長職務代理者には、1月19日の市民説明会が終わった後に打診をさせていただきましたが、今のところまだ日程は決まってございません。市民説明会の中で参加者から、教育委員の皆様のお話もぜひ聞いてみたいとのお声が多くありましたので、総合教育会議を開催し、市民にも傍聴いただく形で開催できればと考えております。総合教育会議の場を、市民から質問を受け付け、私や教

育委員の皆様がお答えするような会議にしてもよいのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 市長は早速招集について打診したということですが、この会議の議題といいますか、これのためにやりたいという議題について、市長は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまでの議題については、後ほど御説明させていただきますが、私のまず一番の課題というのは、やはり教育長の人物像についての合意であると思っておりますので、どういった香美市の課題があって、それをどういう教育長によって対応していくのか、教育長のやる仕事としましてビジョンをつくっていくことも大きいと思いますので、今日、ちょうど卒業式でしたが、やはり生徒数が減ってる学校も私自身は存続させたいと思っておりますので、将来を見据えた課題に向けて、どういった方がふさわしいのかということが、議題として私が望むところです。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 宮地教育長職務代理者からも、総合教育会議についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

舟谷議員も御承知のとおり、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4で、地方公共団体の長が設けることになっております。この総合教育会議ですが、会議の性質上、教育長人事についての協議は法の趣旨に合わないと思いますし、それから、この会議の内容は、教職員の人事とか、あるいは、教科書採択といった、政治的中立性が疑われるものについても協議できないと思います。

香美市の教育の課題や教育のあるべき姿について、市長と教育委員会とが、うそ偽りなく、友好的、建設的な協議をし、それを共有した上で、教育委員会としてよりよい教育行政の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 教育の課題については、市長も教育長職務代理者も一緒ですが、市長がおっしゃられた教育長の人物像というお話、教育長のことに関しては、教育長職務代理者はそこはという、少しずれがあるように自分は感じたわけですが、ぜひ、一致するところの香美市の教育、やはり同じ目線で香美市の教育課題について進めていただきたいと思いますので、今後の開催を期待するところですが、ホームページでは一番最後に行ったのが令和5年12月とありますので、どういう内容なのか。市長も出ている会議ですので、内容をちょっと見ましたところ、ホームページには載っていなかったわけなんですけど、このときの議題をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和５年１２月開催は、３つの議題について意見交換を行いました。１つ目は教育振興基本計画について、２つ目が香美市立図書館基本的運営方針及び運営計画について、３つ目が香美市不登校児童・生徒への支援状況と現状についてでございます。

○議長（小松紀夫君） ９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 分かりました。やはり不登校の児童・生徒のことなんかは、本当に早く進めていかなければならない課題で、協議されてないことはすごく残念やなということもありますので、市長と教育委員の皆様、両者が、教育政策の方向性を共有して進んでいていただきたいと思います。総合教育会議が早期に開催されることを求めまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は３月１３日午前９時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 ４時 ３４分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 3 日 木曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月13日木曜日（審議期間第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

1 0 番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	農 林 課 長	川 島 進
副 市 長	村 上 真 祥	商工観光課長	門 脇 正 人
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	環 境 課 長	依 光 伸 枝
企 画 財 政 課 長	黍 原 美貴子	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防 災 対 策 課 長	中 川 英 斉	《物部支所》	
建 設 課 長	野 村 文 紀	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮 地 憲 一	教 育 次 長	中 山 泰 仁

【消防部局】

な し

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上下水道局長	西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	一 圓 幹 生	議会事務局書記	今 井 沙 織
議会事務局書記	横 田 恵 子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 4 日目 日程第 4 号)

令和 7 年 3 月 1 3 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

①	1 2 番	笹岡	優
②	1 7 番	山崎	眞幹
③	2 番	公文	直樹
④	4 番	西村	剛治
⑤	6 番	森田	雄介
⑥	3 番	中平	麻衣

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、村田珠美君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） おはようございます。12番、日本共産党の笹岡優です。元気に質問しますので、よろしくお願いします。

最初に、物部川の治水対策について質問します。

資料①は国土交通省が出した内容ですが（以降、モニターを示しながら説明）、ここが河口9キロメートルのところですが、このバツテンのところが、2018年に543メートル川から堤防の下を抜けて集落のほうを向いて漏水していました。線状降水帯があと少し居座っていたら決壊していたと。線状降水帯が安芸市のほうに行って、安芸市で堤防が決壊しました。ここが決壊しますとどういう被害が起こるかということで、この黒いほうが最初に洪水が来る、それが空港や十市のほうを向いて第一波が来ます。第二波等がこのグリーンのほうです。後免のまちも含めて、香長平野、高知平野はほとんどやられるという形になります。

次の資料②が、そのときの水害リスクカーブといって、物部川河口右岸側9.2キロメートルが破堤した場合、堤防が決壊した場合、ここへ書いていますように、河川整備基本計画の中でやっても1,440人、そして、想定する最大規模の洪水が来た場合は、6,740人の命に危険があるというのを示しています。それを何とか減らしたいということで、今、国土交通省は、逃げるく問題等を含めてやっていますが、まだこれが整備されていません。

そして、資料③の内容で黒いところが、ここに書いていますように、立ち退き避難といえますか、2階以上でも浸水するという地域です。そして、このピンクのところが、垂直避難で2階に行けば何とか助かるけど、立ち退き避難が必要という地域になっています。

そこでお聞きします。2018年の豪雨で、物部川河口から9キロメートル地点の堤防右岸側、右側ですね、決壊寸前でした。この間、国土交通省において、河道確保や堤防の補強、洗掘等の対策が実施されてきました。しかし、河口から9キロメートル地点の対策工事はこれからで、気候変動を踏まえ、予想される豪雨への対応はまだできておりません。現行の計画目標の1.1倍の河川整備基本方針、整備計画も見直しができて

いません。

この点を踏まえて、①です。

市長は、県議会議員当時、この問題にどう関わり、どのような役割を果たしてきたのでしょうか、まずお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘の平成30年は、県議会議員2期目の最後の年でありまして、県議会では監査委員の役職をいただいております、前年の平成29年には産業振興土木委員会の委員長を務めさせていただいております。

御指摘の平成30年7月豪雨の際には、香美市災害対策本部での本部会議に陪席させていただき、情報把握に努めたほか、物部町の避難所などを回り、簡易ベッドが足りないなどの話を聞いたため、県議会議長を通じて高知県危機管理部に情報提供をし、届けてもらったことなどを覚えております。また、前年に高知県土木部を所管する委員会の委員長でしたので、中央東土木事務所などとの人的なネットワークもありました。そこで、災害状況などの資料を頂き、香美市議会にも届けさせていただきました。

令和元年5月に、正式に物部川下ノ村地区引堤事業完成式が執り行われましたが、平成28年3月に新堤防が完成しておったことは、非常に幸運であったと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） そのときに、今回のこの堤防破堤という問題も含めて、どう受け止めてきたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 当然、堤防が切れましたら、先ほどありましたように、かなり広大な面積、そして、人口集中のところに洪水被害が及ぶということでした、堤防の強化については、私が市長になりましたからも国へ要望してございます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ぜひ、お願いしたいと思います。

②に移ります。

先ほど言った、国土交通省が示した水害リスクカーブの関係では、命の危険がある人数が想定最大規模で6,740人と、これは大変なことです。この事態を受け止め、認識をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 想定最大規模洪水の認識についての御質問ですが、市としても重く受け止めております。令和4年5月に物部川水系流域治水協議会にて取りまとめられた、物部川水系における流域治水の推進方針第2版では、物部川で想定最大規模の洪水が発生した場合に、命の危険がある人数は6,740人と試算されていると認識しています。ただし、氾濫を減らす対策と備えて住む対策を実施することにより、命の危険がある人数を半減させることを目指すこととしています。さらに、安全に逃げ

る対策も組み合わせることで、犠牲者ゼロを目指すこととしております。氾濫を減らす対策については、市としても国に推進についての要望を行っており、備えて住む対策及び安全に逃げる対策については、市としても取組をしっかりと進めていきます。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 南国市や香南市、また、高知市も含めて影響するんですよね、そこの情報共有というのはできているのでしょうか。この認識を一致させていかないと駄目だと思うのですが、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

物部川水系流域治水協議会というものがありますけれども、その構成員には、高知市と南国市と香南市、当然、香美市、この4市が含まれております。それと、高知県危機管理部長であったり、農業振興部長、林業振興環境部長、土木部長、あと、国のほうでは、農林水産省や林野庁などの関係するところや、当然、気象庁、国土交通省の高知河川国道事務所もありますけれども、そういったところが構成員になっておりますので、問題共有はできていると思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これから河川整備基本方針と整備計画の見直しをしていかなといかんわけですので、ぜひ、これを考慮していただいて、やっぱり充実させるものをお願いしたいと思います。

③です。

南海トラフ巨大地震による災害等のリスク想定への対応は、当然、必要だと思いますが、現時点での本市の抱える災害リスク等への対応が急がれる筆頭は、物部川流域による治水対策ではないでしょうか。この辺についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

南海トラフ巨大地震に備えまして、道路や橋梁の点検、長寿命化対策等も実施しておりますけれども、それと併せまして、物部川の治水対策につきましても急務であると認識しております。昨年9月に策定されました、物部川水系流域治水プロジェクト2.0を踏まえまして、流域のあらゆる関係機関が連携して流域治水に取り組んでおる状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 庁舎内でこの情報は共有できているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 毎年ですけれども、物部川の危険箇所を、関係市とか、香美市でも消防とともに防災対策課も出ていますので、庁内でも共有はできている

と思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ここに他の担当課長等がほとんど席に座っていませんので、議会のやり取りというのはなかなか伝わりにくい面もあります。本市は、先人から暴れ川の物部川をどう治めるのか、どう生かすのか、歴史的に見ても切っても切れないような関係にあるわけですね。特に職員の場合においても、市民も含めて、雨のとき等にはこういうことが起こることを認識しておかなければ、判断に間違いが起こる可能性があるわけですので、今回の問題は、やっぱり歴史的な情報も含めて、職員全体の認識をどうするかということが要ると思うんですね。ぜひ、そこを工夫していただきたいと思うわけです。そうしないと、決壊するんです。今、多分、物部川の右岸側はかなりの手だてを打っています。しかし、もともと弱いんですね。土羽というのは決壊する危険性を持っていますので、その辺でちょっとどうですか、どこが一番いいかは分かりませんが、もうちょっと情報共有できる手だてを打ってもらいたいと思います。

④です。

町田堰上流の河道掘削整備と山田堰から下ノ村間の高水敷工事が急がれますが、この見通しはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この河道掘削と高水敷の整備につきましては、同じ区間内で河道掘削をしました土を活用しながら、高水敷を一体的に整備していく工事となっております。現在、令和6年度の補正予算により工事発注手続中でございまして、工事の着手は令和7年度からを予定しておるとお聞きしております。完成時期につきましては、今後の予算状況等によって変わってまいりますので、現時点で確定的な完成時期は申し上げられないという回答を、高知河川国道事務所よりいただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 加茂と町田のほうは左岸側が岩盤なんですね、ですから、一気に水が来たときには岩盤にぶつかって、逆に右岸側に負荷がかかるという水系とか、地質特性を持っていますが、そこは認識していますよね。それも含めて、この河川整備を急いでいただきたいと思います。

⑤です。

今後、気候変動に伴う災害リスク増大への対応が求められています。平成19年7月降雨量の1.1倍、流出流量、流れてくる流量が1.2倍への河川整備基本方針変更、同時に、整備計画の見直しが必要ですが、この見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

昨年9月に策定されました、物部川水系流域治水プロジェクト2.0の内容を踏まえまして、今後、河川整備の基本方針及び河川整備計画の見直しを進めていくこととなります。ただ、具体的な見直し時期につきましては、現段階では決まっておらないというところでございますが、早期の変更を目指して、現在、検討中であるとお伺いしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 物部川水系流域治水プロジェクト2.0、町田堰の整備、河道流域、河道堰で流れやすくするという工事を香南市でもやっていますので、それも含めてになると思いますが、ただ、現在の河川整備計画は令和13年度で終了しますので、それまでに次の計画を立てなければなりません。ぜひ、河川整備計画のためにも、事前の協議というか、早く進めていくことが必要です。今年から来年に向けて、令和7年から令和8年にやっていかないと、多分、令和13年度の基本方針変更と整備計画、それから、整備計画に基づく予算要望という流れを見たとき、5年とか6年かかるんじゃないかと思うんですね。その辺はどうでしょうか、認識は。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたように、河川整備計画に定められております整備メニューの事業期間が、令和13年度までに完成するという内容で計画が立てられておりますので、気候変動に対応するように、それに間に合うよう、少しでも早期に基本方針、また、整備計画を早期に変更していただくようお願いしたいところでございまして、また、3市で構成しています、物部川改修期成同盟会におきましても、国土交通省、また、県選出の国会議員へ、毎年、そのことについても要望をさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ぜひ、市長を先頭に、これをやっていただきたいと思います。急いでいかないと間に合わないと思いますので、よろしくお願いします。

大きな2番目の質問に移りたいと思います。

まず一つは、この問題、大規模な風力発電への対応についてですが、再生可能エネルギー普及については、熟慮する必要があると思います。

まず、資料ですけど、これがそうです（以降、資料を示しながら説明）。ここにありますが、四国の電力は3割、3分の1は四国外に販売しています。そして、これはちょっと分かりにくいかもしれませんが、これが送電です。だから、伊方原発を中心にスーパー送電でやって、魚の骨のようにやっていくというやり方なんです。世界ではメッシュ方式、碁盤の目に送電線があるんです。日本は、原発依存をやってきたために、こういうスーパー送電で分けていくけれども、スーパー送電というのは、結局、ロスが多

いです。途中で全部電圧降下が起こりますので。世界のようにメッシュ型の送電線があればいいわけです。そういう内容でお聞きします。

四国の電力は足りており、逆に3分の1は関西電力や中国電力に売っています。瀬戸大橋ルート、淡路ルート、そして、阿南市から地下のケーブル直流で和歌山県に回しています。この事情を考慮しないと、必要以上の過剰な投資、施設の投資、これは総括原価方式になりますので、どんどん過剰投資されれば、それが四国の方々の電気料にかかってきます。電気料の高騰につながります。今、ガソリンが高くて、電気が高くて、皆困ってるんですね。四国は四国の電力供給と考えたときに、この過剰投資を含めて、施設の在り方等を電力会社に求めていかなければ、先ほどは3割でしたが、これが5割になったら5割分を、四国外の方々の電気を支えるために、四国の方々が高い電気料を払わなければならない仕組みになるわけです。

それと、もう一つ考えていただきたいのは、今、再生可能エネルギーの発電施設は、全部それを持っている方々の負担なんです。電気料金に入っているのは、1キロ当たり30円とか20円とかの買取り価格しか電気料に反映されていません。一方、大手電力会社は、自分たちが先ほどかかった全部の経費を電気料に入れても構んという総括原価方式、ここに根本的な判断をするときの違いがあるわけです。そのことを踏まえて、水で考えたら分かりますが、水の配管は大きいところから小さいところへどんどん分けていきます。ところが、再生可能エネルギーは、小さい管から大きいところへ送らんといかんことになるわけですので、先ほど言った送電線がメッシュ方式じゃないと駄目なわけですね。そこが日本のすごく問題です。

それともう一つ、ぜひ見ていただきたい。これがそうです。出力抑制、ベース電源と言われる原子力や水力、そして火力発電等は、絶対、電力会社が守るわけですね。ところが、夜と昼の電力供給をしていますが、夜の要らない分は、まず再生可能エネルギーが真っ先に出力制限を受けます。今、こういう紙が電力会社から来ます。その中で、何かといえば、一つは出力制限をしました。大体これが買取り価格のうちの24.8%、4分の1ぐらいが出力制限でカットされているというのが今の仕組みなんです。その中には、太陽光やったら太陽光のための積立金の引き落としもされていますけど、こういうことを踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

また、昨年12月20日に県知事宛ての、本市の環境配慮についての意見書を出していただきました。大変すばらしい意見書を出していただきました。大規模な風力発電に対して、この点も含めて質問したいと思います。

お手元のタブレットにも入れてますが、資料④⑤が香美市の持っている地質構造で、中央構造線と仏像構造線に挟まれたのが香美市の状況です。

①です。

秩父帯は、中生代のジュラ紀、約2億年前と1億4,000万年前の地層です。古い地層の付加体です。この計画の予定地の地質特性と、開発の影響についての認識はどう

でしょうか。まずお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現在、計画が検討されている風力発電事業につきましては、議員が御指摘の地域特性や、その影響など、現時点で考え得る事象、配慮すべき点につきまして、高知県に意見を提出しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ここに物部川濁水対策検討会のとりまとめ報告書があるのですが、その報告書に、発生源対策、山からの急激な土砂流出の抑制ということが一番最初にうたわれています。それも踏まえて、この意見書の内容ですごくあれですが、水環境について、簡易水道の問題、水源地の問題も書いていただいていますし、事業区間を含む山林は、地形が急峻で地盤が軟弱であるということを書いただいています。そのとおりと思うんですね。古生層地域というのは、堆積した、フィリピンプレートに沈み込んで引っ張られていた四国がどんどん跳ね上がり、古い地層が上に来たというのが香美市の地層になるわけですね。そのことを含めて、岩盤が破碎され、また、角が立った岩のかけらが一つあるということと、粘土質を多く含む土壌が形成された粘土質ということは、こう書いています。粘土を多く含むということは、水は深層、地層の深い層まで達することが少なく、そして、風化深度も浅いと書いています。だから、水が浸透しないということは、上をはって物部川に流れていく可能性が高い地層じゃないでしょうか。この地層の特性も含めて、計画地の山頂や尾根の開発は極めて危険ではないでしょうか。ぜひ、その点を考慮してほしいと思います。

自然の摂理として、落ちている地層構造に人工的な開発、構造物を造ることについて、これは大変危険と思います。この点はどうですかね、もしあったらお願いします。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、県への意見書につきましては、大きく、水環境、土砂災害の危険性、また、物部川流域の生態系など、複数の視点から意見を述べさせていただきました。万が一これらの意見が反映されず、また、十分な配慮がなされないまま計画、遂行された場合には、地形や地盤、自然環境、生態系へ多大な影響を及ぼすことになるかと認識しております。また、香美市の山間部の地質特性の観点からも、影響はあると考えております。高知県環境影響評価技術審査会の先生方からも、事業者が作成した配慮書に対し、地盤の弱さ、非常に崩れやすいところや急傾斜地などが多く含まれている、また、地形や河川への影響を考慮したときに、その対策が本当に可能なのかといった懸念も示されておりますので、我々としても影響が全くないとは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この地域を含めて、昭和31年に奥物部県立自然公園に位置づけられています。この地域の地質的、地形的特性を知り、ポテンシャル、潜在的に持っている能力や将来の可能性、発展を明らかにしていく、発展につなげていく。自然を知り、自然と共生する視点が、今、本当に大事だと思っています。ぜひ、その点も含めてお願いしたいと思います。

②です。

物部川の概要では、仏像構造線によって四万十帯と秩父帯に区別されるとあります。資料⑤にあるんですが、一番上の赤い線が中央構造線で、上から3つ目が仏像構造線です。それぞれの地質特性が示されています。北に中央構造線、南に仏像構造線に挟まれている本市の地形的、地質的な構造的特性を踏まえて、開発による影響についての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、本市の山間部は秩父古生層から成り、その主要部は約2億4,000万年前のものとなっております。古生代に堆積した地層は非常に複雑でもろく、急傾斜地に多く分布していることもあり、開発の場合には浸食防止策や土砂災害対策が必要な地域であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 構造線というのは横にねじれ現象を起こしていくという、これは熊本大地震のときがそうでしたね。分離しますので、そういう破壊がありますので、ぜひ、考えていただきたいです。

③に移ります。

ロータリーの翼の長さが65メートルになります。搬入する場合、国道195号と県道217号線、朴ノ木へ入っていく橋ですね、これは可能でしょうか。現時点の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

国道195号につきましては、神母ノ木の香我美橋通過が困難であるとお聞きしております。県道につきましては、通行困難箇所があるというのはお聞きしてないんですけれども、そのため、現在、高知県が進めております山田バイパスの整備工事が、令和10年代中頃の完成とお聞きしておりますが、そちらを通行して、ブレード、翼であるとか部品を山へ上げていきたいと、そういうルートを想定しておるとお聞きしております。この山田バイパス整備の完成時期によっては、運搬が困難になる可能性があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 県道217号線へ入ってから、朴ノ木の橋は行けるんじゃないかね、分かりませんけど。

④です。

これは意見書ですが、風車を搬入、設置するために、既存の市道、林道を拡幅するとともに、新たな稜線まで道路を新設し、稜線部へ新たに土砂を造成する必要があると。また、これらの道路や施設等の土地は、工事期間から始まり20年とされていると。収益期間を経て、収益期間後に施設等を撤去して事業が終了するまでの間、長期間にわたって維持管理が必要であると書いています。どうなんですかね、永野からの搬入計画ですが、道路幅、地質、災害面等を考慮すると、危険で不可能ではないでしょうか。この点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

部品等の搬入経路につきましては、国道195号、また、県道を経由しまして、市道永野横谷線、林道白尾線、そして、林道谷相線の利用を検討しておるとお聞きしております。現在の道路状況を考えますと、運搬は困難ではないかと考えております。狭い部分につきましては道路改良を予定しておるとお聞きしておりますけれども、具体的にどの部分の改良をするのか、道幅がどれくらいあないといけないのかという具体的な提示が現在ございませんので、はっきりした回答は困難と考えております。

また、災害発生につきましては、降雨のたびに被害が発生しておる路線ではございませんけれども、山間部ということもありますので、特殊車両が通過したりとか、道路改良をすることによって、災害発生の危険性が高まる可能性につきましては否定はできません。そのため、事業者から詳細な計画提示などがありましたら、しっかりと内容精査をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 搬入路は林道と同じ扱いで、残土処理に義務がないですよ。そして、白尾林道から谷相林道で崩れやすいです。また、下には住民の営みがありますし、そして、旧NTT中継局を通過して鉢ヶ森のほうに上がっていく。以前は大豊町へ抜けていたそうですが、今はもう駄目になっているそうです。地質的にももろくて勾配の激しいところに、長さ65メートルの翼を運ぶような道を、運ぶときの道路幅からも含めて、今でも林業の関係で作業道が広がったら大変山が荒れているんです。作業道にクラックが入ったり、その道を運んで土石流が来ます。ぜひ、そこはよく考える必要があると思います。

⑤です。

意見書等に、風の影響も大きく受けることとなり、地震時の倒壊等も懸念される。計画段階から地形や地盤に十分配慮した事業計画が要するというを書いています。

全国でも例がない、千数百メートルの山の頂上に造る１８０メートルもある風力発電というのは、全国でもないと思うんですね。海上とかは分かりますけど、山の上に。また、香北町史を見ますと、昭和２９年台風１２号では、時間最大風速３５メートルという記録が残っています。そして、降雨量も６００ミリという記録が残っています。このような激しい風と雨量を考慮しても、全体計画の高さ１８０メートルの構造物を建てる場合、基礎構造物の大きさから、また、山の水脈を傷める点から、災害リスクは甚大じゃないかと思いますが、この点についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 風力発電施設の基礎構造物についてお尋ねがございました。今回計画されているような高く大きな構造物を建てる場合には、当然、その基礎も大きくなります。昨日、建設会社のホームページでどんな事例があるのかを見てみたのですが、フーチングといいまして、コンクリートの塊の重みで本体を支えるようなもの、扇風機の台の部分をイメージしていただければと思うのですが、それが一つ。そして、その下にくいですね。くいを何本か施工した上に、フーチング基礎を載せるというやり方が一般的なようです。

規模について、今回のような大きさの事例は見ることはできなかったのですが、もっと小さいもので、直径が十数メートル、深さが数メートルぐらいのフーチング基礎と、その下のくい基礎によって、基礎構造物が構成されているものが多いようです。

それに伴って、周辺の土砂災害等のリスクも、当然、大きくなることが想定されます。また、稜線に近い山間部での施工、維持管理、そこに至るまでの、先ほど御質問がありました道路の整備や維持管理につきましても、これも土砂災害のリスクを伴うものであると考えております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） F I T（固定買取制度）は２０年で終わります。ですから、これはその後に撤去されるということになるのでしょうか。風力発電部分が撤去されても、基礎部分が残されたのであれば、基礎部分の撤去は大工事になると思うんですね。のけた後には、また埋め戻しをすることになるのか、そうやってきたら、また心配が絶えないことになるんじゃないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 一般的に大規模な構造物を撤去した場合、例えば、マンションとか大きなビルでもそうなんですが、基礎を残す場合と撤去する場合とがございす。御指摘のとおり、基礎を撤去いたしますと周辺の地盤が乱れる、掘り返されることになりますので、地盤の弱体化が起こることがございます。ただ、平地においては、その後の土地利用を考えると、基礎を残さず撤去することが多く検討されてございます。

実際にその後、土地利用の予定がないところでありましたら、基礎を存置することもあるのですが、風力発電についても、この存置についての指針が学会等で出されているようでございます。後の土地利用に邪魔にならないように残すことを検討することが求められているようでございます。

今回の風力発電施設については、例えば、甫喜ヶ峰で県企業局が風力発電を２基実施しておりまして、割と最近、撤去されてございます。現地をたまたま見に行ったのですが、基礎は存置されているようでありました。基礎が残っているようでした。比較的平らな場所で設備が置かれていたようですので、その後の土地利用に支障がないということであれば、基礎が存置されることが考えられるかと思います。それぞれの土地の状況、それから、その後の土地利用によって、存置するのか、撤去するのかが決められていくことになるかと思います。

当然、御指摘いただいたように、撤去する場合には大工事になります。掘り出して、また埋め戻す、土で埋めることになってまいりますので、大きな工事が必要になると考えております。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） これはちょっと九州なんです（資料を示しながら説明）、羽根を運んだりする工事用の山の道なんです。こういう感じの道が造られます。造らなければ工事できませんし、羽も運べません。幅が４０メートルあるので、これは大変なことが起こるんじゃないでしょうか。

それを踏まえてお聞きします。⑥です。

河野の市有地に行政財産がありますが、目的外使用に対しては厳しく規制をしています。しかし、本市は昨年８月８日に、目的外使用で、この風力発電をやろうという業者に使用を認めています。その根拠は何でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

行政財産の目的外使用につきましては、地方自治法第２３８条の４第７項及び香美市財務規則第８８条におきまして、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができると規定されております。

今回の市有林に対する目的外使用許可申請につきましては、風況観測塔及び運搬路ということで申請が出ておりまして、使用面積は、申請のありました筆全体の約１％程度であり、用途も含めまして、当該市有林の機能を損なう内容ではないと判断し、許可をしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） どうなんですかね。自らの利益追求、商売のためで、公共性もないものに対して市長が許可を出したことになります。市民としては推進に手を

貸していると映るのではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、先ほど答弁もさせていただきましたが、今回の許可につきましては、風力発電施設そのものの建設と異なる事案でありまして、本許可をもって事業自体の推進に手を貸したことにはならないと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 市民感情的にはそうなるでしょうかね。五千数百人の方々が反対署名も出してきてます。そういう方々、住んでいる方々の、本当に災害も含めた、それから、飲料水、水道水源も含めて、大変懸念している方々に対し、市の土地を貸して風の観測すると言っても工事が要るんです、運ぶために。それに協力するということは、ぜひ、考えていただきたいし、4月、もう一回、どういう形で判断していくか、ぜひ、慎重に考えていただきたいと思います。

⑦です。

長野県飯田市で「おひさま進歩エネルギー」等の全国でも先進的な取組がされています。調査研究をして、地域脱炭素化促進事業制度に基づいた、市民の生活圏を応援するような再生可能エネルギーの普及を推進するのはどうでしょうか。そのための条例をつくる必要性は、どう考えているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時43分 休憩）

（午前 9時44分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員がおっしゃられている飯田市の事例や、再生可能エネルギーの普及を促進する条例というものが、先ほど御提案にありましたが、何を指し、そして具体的に市民に対して何を求めるものなのか、市に対して何を求めるのかを教えてください。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 環境省の地域脱炭素化促進事業制度というのは、地球温暖化対策推進法に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を推進するために創設されまして。国や都道府県が定める環境配慮基準に基づいて、市町村が再エネ推進区域や再エネ事業に求める環境保全、地域の貢献の取組を自ら地方公共団体の実行計画に位置づけて、適合する事業計画を認定する仕組みとなっています。

ですから、後でちょっと触れますけど、水利権、市長、構いませんか、水利権。物部川総合開発事業計画で四国電力になりました。奥物部電源開発は住友共同電力になり

ました。建設省によって永瀬ダムが建設され、集落が立ち退きになりました。戦後の林野政策も含めて、物部町は本当に国策によってずっと翻弄されてきたんじゃないですか。もし、あの水利権が物部町の住民のために使うとなっておけば、先ほど言ったように、物部地域の方々の電力を賄い、その水利権が大きな地域の財産になったんじゃないでしょうか。そういう方向にこそ、今、再生可能エネルギーを持っていかなければならない。だから、香美市全体のさっき言ったポテンシャルをやって、香美市の中でどういうポテンシャルを持っているのか、この地域ではこういう再生可能エネルギーが向いている、この地域はこれがいけると、例えば、猪野々の轟の滝がありますよね、滝のずっと上からたくさんの水が入ります。その水を使い小水力発電をやって、猪野々地域の方々、吉井勇記念館を含めて賄うような方向、そのためには、香美市がゾーニングで色分けをして、ここは向いている地域、ここも向いてると、そういう計画を立てていくことが必要と、今、環境省は考えていると思うんです。

ですから、梶原町は既にそれをやっていますよね。梶原町は小水力、梶原川の段差を利用して、その電力で梶原町の町なかの電力と中学校の電力を賄っています。それから、四国カルストの風力発電の売電益で、市民の間伐の補助金を出しています。そして、バイオマスチップを含めて、それを暖房と冷房に熱交換してやっています。そういう方向に香美市も進むべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 反問に対する回答がなされましたが、市長、よろしいですか。もう一回ですか。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 条例をつくることによって、梶原町がやってるようなまちづくりを目指したいから、そういう梶原モデルのようなことをやるための条例をつくるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 梶原町は一つの参考ですので、香美市は香美市のオリジナルで、先ほどの環境省が言っている法律に基づいた、地域合意型、地域を幸せにするような再生可能エネルギーを進めたらどうですかという話なわけです。

○議長（小松紀夫君） 回答がなされましたけれども、市長、よろしいですか。

○市長（依光晃一郎君） はい。

○議長（小松紀夫君） これで反問を終了します。時計の停止を解除してください。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、梶原町の環境モデル都市でありますとか、脱炭素先行地域というような取組は、私も知っておりますし、香美市におきましても、脱炭素先行地域というカーボンニュートラルを目指した新たな取組について、私が市長になりましたから検討した経緯もあります。

実際に、脱炭素先行地域ということでは、梶原町が一番最初に取りまして、その後に須崎市、日高村、北川村、黒潮町が取られてます。この脱炭素先行地域、当然、交付金

があるわけでした、私もできたらとは思いましたが、ただ、四国の中でこれだけ先行地域、高知県がいっぱい出ましたので、なかなかハードルが高いのではないかとということを含めて、断念をした経緯がございます。提案説明でもお話しさせていただきましたが、香美市において環境に配慮した市政運営は重要であると考えておりまして、今後もうこういった事業にもチャレンジしたいと思ひますし、グリーン化についての施策はどんどん進めてまいりたいと思ひております。

一方で、再生可能エネルギーを推進する事業につきましては、今回、多くの質問をいただいている、（仮称）嶺北香美ウィンドファームなどのように、大規模施設の建設は非常にハードルが高くなってきていると考えております。再生可能エネルギーに関する企業を呼び込む目的なのかもしれないですが、今のところ条例制定は市長部局としてはございません。

一方で、議員提案の形で条例をつくっていただいて、香美市を自然エネルギーのまちにしていくような条例ができるのであれば、市としましても協力させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 市長、この前にも答弁でありましたけど、一つは、これが1つ目（資料を示しながら説明）、省エネ、確かにそうです。今言うのは、太陽光パネル、太陽光を使って電気にして、またそれを熱に変えていく。家庭で言ったら、結局、お風呂とか給湯、お湯なんですね。だから、太陽熱を利用していくのが一番効率がいいわけです。世界では、お湯を沸かして配管しているんですね、そういうことも含めて必要だと思います。それから、先ほどの木質ペレットの問題もそうですが、この飯田市の関係等言えば、日本初の電気利用組合をつくった発祥の地なんです。そして、ここの方々の内容がすごいですね、地域環境権条例についてですが、事業収益を公益で自治的な地域づくりに活用できないか、これが発想なんです。ですから、再生可能エネルギーを生み出す日光や森林、河川等は、本来的には地域や市民生活に密接な関わりを持つものであるとの観点ですので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

そしたら、大きな3番目の質問に移りたいと思います。農家、農村を守る本格的な取組について質問します。

日本の食料自給率は、種や肥料の自給率の低さも考慮すると、最悪10%を切ります。海外から物流が停止されたら世界で最も餓死者が出るのが日本。国際情勢は、お金を出せばいつでも食料が輸入できる時代は終わりを告げているとの指摘があります。

また、米穀店の全国組織である一般財団法人日本米穀商連合会（日米連）の山崎理事長は、令和の米騒動について、政府が減反政策を続け、米の消費拡大に背を向けてきたことが今の混乱を招いている。米の増産が必要であり、消費者も適正な価格で買えるようにすることが大事。生産者が安定的に生産できるように、補助金などを拡充させるべきだ。農家の所得をしっかりと保障した上で食料自給率を向上させる運動が求められてい

ると述べています。

そこでお聞きします。①です。

本市としても、この認識を今持つことはできるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

農業を産業としてどれだけ重視してきたのか、また、農業の担い手から見て将来も魅力のある産業と言えるのかが、今、問われていると思います。米や野菜の価格高騰が毎日のように報道されていますが、ほとんど消費者側の意見しか報道されず、備蓄米の放出も消費者側の視点のみに偏り、農業者を支援していくことに関して国民的な関心事になっていないと思います。農業従事者の減少に加え、高温障害や南海トラフ巨大地震による農業施設への被害が想定される中、農業への支援は大きな課題と言えます。ただし、国の交付金等があるとはいえ、生産地の自治体が農業支援の財政的負担を負い、消費するだけの大都市圏自治体は農業支援の財政的負担を負わないという仕組みには、大きな欠陥があると思います。ほかの地方に依存しないと住民の食料を供給できない地域については、応分の負担をすべきであり、また、そこまでの議論を行わないといけない水準まで、現在の農業は追い込まれていると思います。過去の議会でもお答えさせていただいておりますが、国全体の課題として取り組むべき問題であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） まさにそのとおりだと思います。

②です。

日本の農家の平均年齢は68.7歳です。本市全体の平均年齢は幾つでしょうか。また、米と主要品目の従事者人数と平均年齢、年代別、10代何人とか20代は何人とかいう形の数をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 品目ごとのデータは把握しておらず、全体としての数値にはなりますが、2020年農林業センサスにおきましては、基幹的農業従事者の平均年齢は67.3歳、人数は1,293人、年代別では10代がゼロ、20代が13人、30代は63人、40代が91人、50代が128人、60代が326人、70代が437人、80代以上が235人となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 大変ですね、このような実態。先ほども農業委員会事務局長からもあったんですけど、この実態をどうやって多くの方々に知ってもらうかがすごく大事だと思います。こういう実態を知っているのは、農林サイドの担当課ですので。以前も触れましたが、国の補助事業中心では衰退する一方ではないでしょうか。北海道か

ら沖縄県まで、これぐらい緯度の違う日本で、国の農政の細かい補助金等を活用し、申請や報告等の実務に追われてしまって、自らの足元の現状を打開していく施策がどんどん遅れてきているんじゃないかと思うんですよね。ですから、国が一つで、これぐらい緯度や自然、風土も違うところで、これでやりなさいという細かな補助金等でやるのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思います。特に、今、稲作農家等が本当に減ってきていると思うんです。

そこでちょっと聞きます。③です。

あと10年で、日本の農業・農村の多くが崩壊しかねない深刻な事態に直面しているという指摘があります。この点についてはどういう認識を持っているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

地域計画の地区懇談会で、このまま農業をやっても収支がマイナスのままなら、最終的には自分の一族が食べる分だけ作ったら、もうあとはようせんという意見が多かったと思います。自分の子供に農業を継いでもらってというような農家も減ってきたと思います。生計が成り立たないのであれば、農産物の価格を上げるしかないと思いますが、消費者側の理解はなかなか得られないというのが実情です。国は、農産物の適正価格効率化に向けて、現在、作業を進めているようですが、漏れ聞こえてくる内容を見ると、事態を好転させるには中身に乏しいと言わざるを得ません。香美市内にも住民のいなくなった地域が点在しており、いずれもその地域の主力産業であった一次産業の衰退が大きな原因と言えます。一次産業の衰退が国民生活に直結していることを、多くの国民はあまり意識していないと思いますが、このことを正しく理解していないと、災害や国際紛争、貿易摩擦という起こり得る要因に、国全体として対処ができないと思います。国は、地域の産業について、その地域の実情に沿った在り方を模索すべきというスタンスなのかもしれませんが、今はもうその状況を超えていると思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） そのとおりだと思います。令和7年度の予算で、新規就農者の支援は49歳以下ということになっていますが、これちょっと調べたら、香美市の人口ビジョンがありますが、人口の推計値で、実際の全体の人口は500人ぐらい、499人ぐらい多いんですけど、45歳人口等を考えたとき、先ほど言ったように、農業に若い方々が本当に来てくれるかどうか。全体的な49歳以下の人数は少ないわけです。ほかの産業も人が足らんわけです。その中で農業を維持するためには、そこにちゃんとした手だてを打たない限り無理と思うんですね。

そこでちょっとお聞きしますが、④です。

水稻農家の数と面積は一体どれくらいなのか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 2020年農林業センサスにおきましては、445経営体で3万1,706アールとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 170ヘクタールということですか、1,706アール、ヘクタール。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 3万1,706アールですので、317ヘクタールです。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これは大変じゃないですかね。市民1人が年間に大体60キログラム食べるわけですよ、最低でも。これで香美市民の米も賄えるのかな。香北町史を調べてびっくりしましたが、昭和41年に作付面積629ヘクタール、4万1,980俵取れていました。ところが、平成14年、作付面積242ヘクタール、収量が1万8,000俵、36年で62%も生産量が香北町だけでも減っています。平成14年時点で。そして、収量では57%も減っているんです。それから今まで二十数年たつてますよね、24年たちましたか、まだ減っていると思います。香北町の規模でもよう維持できなくなっているというのが、今の実態なわけです。ぜひ、これは考えないといけません。

そこで、⑤の質問です。

本市としても、欧州のような固定支払いと、アメリカのような変動支払い、不足払いです。これを組み合わせた直接支払制度の確立で、持続可能な農業にしませんか。その方向はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 近年では、日本の農業保護施策も徐々に直接支払い政策にシフトしてきた経緯もあり、今後もその傾向は強まっていくものではないかと思います。国などの動向も見ながら、本市としても必要な対策を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） これは、ぜひ、市長にも聞きたいわけですけど、まず、農業を守っている従事者の方々の多面的な役割、地域の環境や食料保障の問題も含めて、社会的位置づけとして、反当たり幾らぐらいの固定の支給をすると、そして、異常気象とかいろんなことがあったときの、今、投機の対象にもされていますので、グローバルな流通の中で変動する不足払い分、この両方を組み合わせた制度というのを検討しませんか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、水稻、お米は日本にとって大事な作物でありまして、

過去には固定買取りという形で、米には買取り制度があったと理解しております。それは、地方の隅々まで、ある意味中山間地域を守ることにもなっておったと思います。そういった形に戻せるかという、国の財政的な負担面からも厳しいのではないかと思います。食料安全保障の観点からも、水稻、米作りが中山間地域を生かしていくことにもつながりますので、何らかのことができないかということに関しましては、私としましても国へいろんなお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 大きな4番目の質問に移りたいと思います。香美市国民保護計画の問題点について、思っていることを質問します。

先日、全国地方議員交流研修会での講演で注目すべき講演がありました。トランプ政権の誕生で、アメリカは国際的な地位が衰退し、あと10年で中国に、あと30年でインドにも抜かれる。アジア経済は世界の過半数を占めており、アメリカと欧州等のグローバルノースではなく、北半球ではなしに、中国やインド、BRICS、グローバルサウスの台頭が顕著になってくると。また、今の状況は130年前から100年前ととても似ているということで注目されている、ちょっとこういう資料です（資料を示しながら説明）。戦前と同じ。結局、欧州や日本も入って、中国をどうやって分配するかという戦前、そして日露戦争、ロシアに対してへっぴり腰の日本を後ろから押すという状況、これがその当時に描かれた漫画なんですけど、これと同じような、今、構図があるんじゃないでしょうか。台湾の方々が台湾有事を望んでいるんじゃないでしょうか。そういう中で、台湾問題は、中国を含めて、家族や親戚、地縁、血縁関係との戦争となります。高知工科大学には中国やアジア地域からたくさんの学生、教育人がいます。その点も考慮して、日本は絶対戦争したらいけない国です。その一つは、食料がない、全国に52基の原発がある、戦前の戦争行為をやってきたのと同時に、この前の岩手県の山火事じゃないですが、山には杉、ヒノキをたくさん植えています。こうなったときに本当に甚大なことになります。

その点を踏まえて、①の質問を行います。

南海トラフ巨大地震へ対応する災害対策基本法は、市長の権限で対処することができますが、武力攻撃事態等に認定されたら災害対策基本法は適用から外れ、緊急対処事態で国の指揮下に入るんじゃないでしょうか、この認識はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、南海トラフ巨大地震のお話がありましたが、それと

武力攻撃事態のつながりがよく分かりませんでしたので、もう一度、関連についてお話しください。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 御存じのとおり、災害対策基本法では、災害が起こっているのは現場ですので、全部市長権限でやるんです。市長が最高責任者なんです、全ての問題の。それはオーケーですよ。ところが、先ほど言ったように、香美市で災害が南海トラフも含めて起こっているときに、一方で、どこか違うところが武力攻撃をされたら、そこが逆転するんです。逆転して国の指揮下になる。そしたら、現場で困っていることが、国の指揮を待たなければできなくなるんじゃないですかと、上位法が向こうになるんじゃないですかと。上位の法律が。そのことの認識はあるんですかということを知っているわけです。その認識は。それでいいですかね、そういう方向なんです。

○議長（小松紀夫君） 回答がなされましたが、市長、どうですか、よろしいですか。

○市長（依光晃一郎君） はい。

○議長（小松紀夫君） これで反問を終了します。時計の停止を解除してください。
市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、南海トラフ巨大地震と武力攻撃事態は別物と、私自身は考えております。武力攻撃事態というような状況になった際、私の責務は住民の生命を守ることです。また、武力攻撃事態において、今後、どのようなことが想定されるかについての情報を持つのは国であり、その国の対応方針に従い、香美市民の安全を確保することが合理的な対応であると思います。

議員がおっしゃられる国の指揮下ということがどのようなことを指しているのか、私は十分分かっているわけではございませんが、市の役割がなくなるわけではなく、むしろ市として住民の生命を守るために、情報の伝達や避難住民の誘導など、役割は大きくなると考えております。

また、南海トラフ地震に乗じて日本に外国勢力が侵攻することもあり得ると思っております。東日本大震災時にそうであったように、自衛隊が機動的に運用され、防衛に関する空白を埋めることになっております。具体的には、平成25年に閣議決定された25大綱により統合機動防衛力が打ち出され、即応機動連隊が編成されております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ちょっと認識のために聞きたいのですが、先ほど言ったように、災害が起こったときには、市長権限に基づいて、地元の意思に基づいて行動しますが、この緊急処理事態が起こったときには、それによって事前に訓練もします。その訓練等は軍事的な行動、訓練は軍事的訓練という形の位置づけになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 軍事訓練というよりは、当然、身を守ることであり、ますので、昨日もお答えさせていただいたとおり、南海トラフ地震対策と似たような感

じで、避難の訓練になると思います。

実際に、台湾のお話もありましたので、台湾の事例をお話ししますと、花蓮で大きな地震がありました。その際に、日本側から見たら驚くような避難誘導であるとか、避難所の機能も日本に比べて充実しておったと。これは裏返すと、日頃から台湾の皆様方は、中国からの侵攻を想定された、武力攻撃を想定した訓練をしておることも、地震の際の対応に生かされたということでもあります。武力攻撃事態というようなことはないほうがいいわけではありますが、国の指針に従って、香美市として訓練をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ②に移ります。

緊急対処事態で国の指揮下に入った場合、憲法における国民主権、地方自治権を尊重して、国家統制的なやり方に対しては熟慮して対応することが必要だと思います。この点についての見解をお聞かせ願います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど言われました、国家統制的なやり方ということにつきまして、我々が作りました香美市国民保護計画を見てお話があったと思いますけれども、国家統制的なやり方とはどういったことを指すのでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほど話したとおり、香美市が災害で困って、災害の現場でやりゆうわけですね、そのときに、さっき言った事態が宣言されたら、国の指揮下になって、県を通じて国に伺いをしなければ行動できない形になるんじゃないですかと。この法律、上位法が向こうやから。そうやってきた場合、国の統制下になるんじゃないですかと、統制的に。そこら辺がちゃんと担保できるかどうかは、先ほど私が言ったとおり、憲法、国民主権、主権者ですね、同時に、地方分権、地方自治権、これをちゃんと担保した行動が必要じゃないですかと聞いているわけです。そこを優先しなければ、国の指示待ちとか、国の命令待ち、そこの辺の国家統制、特に、戦前の大きな苦い経験があります。戦前の防空法というのがあります。航空機の来襲によって生じる危害防止、被害軽減に関する法律として、もし火災があつたら火災を消すことが義務づけられます。逃げることは許されない。隣組等がつくられて、協力することが当たり前、しないことは問題と、こういう形がつくられていきます。訓練に参加するかしないかも含めて、

個々人の自由、判断の自由が担保されるのかどうか。そうでしょう、先ほど言ったように、この法律では、例えば、高知県香美市には全然関係ない地域でもし武力攻撃があった場合、この法律が優先されることになるでしょう。なった場合、全部この法律に基づいた行動が義務づけられていくんじゃないですかと。そういうのを国家統制と言わないのでしょうか。そうと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 回答がなされましたが、どうでしょうか。もう一度しますか。

○市長（依光晃一郎君） もう一度お聞きします。

○議長（小松紀夫君） 反問を認めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） やはりちょっと認識が違うと思いますけれども、その戦前の国家統制と同じようなことが、この法律、国民保護計画は今回改定ですけれども、国会の議論を私はちょっと覚えていないんですけれども、当然、国におかれましては、戦前のような形で市町村の権限が制限されるようにはなっていないと、私は認識しておったのですが、議員はそうではないとおっしゃられているんですけど、それはどういうところに書かれているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ちょっと待ってくださいね、ページ数があれですが、この内容を見たときに、災害対策本部が緊急事態連絡に体制が変わるんです。そして、災害対策救助法は、武力攻撃に対応することをもととは想定していないと書いているんです、この中にね。ちょっとページ数が今出てきませんが、書いているわけです。ですから、上位法は、先ほど言ったように、武力攻撃事態等が優先的に、最優先されるんじゃないですかという、そこはどうなんですかね。その認識はないのでしょうか。災害対策本部がそのまま残るんじゃないんです。切替えられるんです。災害対策本部は廃止すると書いています、ここの中に。担当課長、そうでしょう、そう書いていますよね。だから、災害対策基本法はそういう事態を想定していないから廃止すると書いています。ということは、先ほど言ったように、武力攻撃事態等が最優先されることになります。そのことを香美市の計画でつくってしまったわけですし、そういうことになるんじゃないですかと言ってるわけですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 笹岡議員、答弁をしてもらって、今は質問じゃないですからね、逆質問ですから。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） もうこれで反問は。

○議長（小松紀夫君） よろしいですか。

反問に対する回答はなされました。これで反問を終了します。時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、ちょっと議員と認識が違うようですが、私の

役割というのは、市民の安心・安全を守ることですので、先ほど国家統制的にと
言われましたが、国の情報伝達、いろいろなことを考慮して、避難誘導であるとか、命
を守るための市としての責任はあると思いますので、先ほど言われたように、住民が命
をかけて火事を消さないといけないようなたてりの計画にはなっていないと思ってお
ります。

また、答弁とは重なりますけれども、国の情報伝達も含めて、国とは一切関係なしに、
武力攻撃事態になりましたときに、香美市だけ単独で行動することは考えてございませ
ん。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今、大事なことは、戦後、憲法の前文に、我らと我らの子孫
のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を
確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意
し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定すると書いています。

そして、第99条には憲法尊重擁護義務があり、天皇または摂政及び国務大臣、国会
議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うと、こう書い
ています。憲法第99条に。そうですね。だから、これに基づいた判断が必要じゃな
いでしょうかということで、この質問をしていますので、ぜひ、そのところをちゃん
と踏まえて、手だてを打っていただきたいと思います。

特に、今のこういう事態になってきたことは、戦後80年です。戦後80年の隣国と
の関係で、アプローチの仕方が間違ってきたんじゃないでしょうか。今、民間の空港等
が港湾まで軍事利用せんといかんような話になってきています。軍事利用をするとい
うことは、民間空港が攻撃対象になります。沖縄の対馬丸じゃないですけど、軍事利用し
ちよった輸送船等が攻撃対象になった、ジュネーブ協定にそうなっています。だから、
民間空港が攻撃されたら、そこでまた相手国に対する憎しみができます。民間人が殺さ
れてしまったら。だから、どんどんおかしい方向に行くんじゃないでしょうか。そのこ
とも含めて、今は本当に、今回の事態がこういう国民保護計画を見て、昨日、同僚議員
も質問で言ってましたけど、どこに逃げるんですか。確保すると言っていますが、大
変ですよ。防空ごうを造るんですか、ミサイルが飛んでくる状況の中で。ぜひ、そこを
考えていただいて、そうならないような方向を、先ほど市長も言いましたね、こうい
う方法が使われないような方向に行くのが必要と考えています。

それも踏まえて、③の質問に移りたいと思います。

「アンパンマン」、「やなせたかしおとうものごたり」や「アンパンマンマーチ」
などには、やなせ氏の戦争体験で弟を亡くされた、海軍に志願して行って撃沈されるの
ですが、平和への祈り、壮大な人生哲学が入っていると思うんですね。人々に希望を
与える愛と勇気が詰まっています。NHK連続テレビ小説「あんぱん」を、平和、正義と
は何か、戦争などについて考えるきっかけにすることが大事だと思います。契機とする

ことが。

また、それと一体で、国民保護計画等も見直しをする必要があると思います。やっぱりその辺では、つくったものを金科玉条のようにやなしに、いろんな問題点を自分たちが探究していかんといかんわけですよ。探究して精査していくということを含めて、行う必要性についてお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 24 分 休憩）

（午前 10 時 25 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど発言の中で、香美市国民保護計画の見直しをというお話でありました。その際に、この計画自体が憲法違反であるというようなお話がありましたが、市執行部としましては、憲法違反の計画をつくった認識はございません。どういったところが憲法違反に当たるのか、教えていただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 12 番、笹岡優君。

○12 番（笹岡優君） 憲法違反と言ったことはいいです。先ほど言ったように、この内容等の見直しをしていく必要があるんじゃないですかと。金科玉条のように、これをつくったから。この前の議案質疑の中でちょっとこの内容について、議案というか、国のマニュアルに沿ってつくったと言っていましたけど、国のマニュアルって、先ほど言ったように、地方によっていろいろ違いがあるじゃないですか、都市部の状況と、この田舎のような高知県も含めて。だから、この内容が全てずっとこの計画でえいやなしに、見直しが必要じゃないですか。

憲法違反というよりは、私が言うのは、先ほど言ったやなせたかしさんを含めた、香美市としての、今、やなせさんの戦争に対する思いや、そして、こういう平和や戦争に対する、正義に対する思いも含めて、この内容自身が本当に市民に、計画ですので市民に一定の義務を負わせるわけでしょう、見直しが必要じゃないでしょうか。そう言っているだけです。

○議長（小松紀夫君） よろしいですか。

○市長（依光晃一郎君） もう一度。

○議長（小松紀夫君） もう一度ですか。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、このたてり自体が、戦争というか武力攻撃事態を想定してつくっています。これが使われないことが当然いいわけではありますが、笹岡議員のおっしゃられていることは、戦争自体をやっては駄目だ、だから、これも戦争が起こらない前提のものに変えるべきだということであれば、そもそもたてりがおかしいんじゃないかなと思いますが、先ほどの地域性も踏まえて、当然、これが完璧なものである

とは思っていませんが、どこを見直すほうがいいのか、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 市長がさっき言ったとおり、こういう事態にならないことが一番いいんです。ならないためにはどうしたらいいか。隣近所とどうしてこんなもめているのか。どうしてもめてるのか、隣近所と。戦後80年もたって、隣近所とぎっちりもめて、大変危険な方向に行っている。その原因は何なのかをはっきりさせていかなければいけないわけでしょう。そうしないと、方向性が出てくるんじゃないですか。そういう探究等を含めてやっていかないといけないのが1つあります。

2つ目は、見直しの関係で、先ほど②の質問で聞いたとおりです。災害時にこういう指令系統になった場合、まずいんじゃないですかと。指令系統が。それを含めてありますよね。災害本部を解散すると、廃止すると書いています。廃止して本当にそれでいいのか。ここで多くの方々が災害等、先ほど私が物部川の決壊問題を言いましたが、物部川の決壊等で多くの方々が大変なってる。そのときに、一々全部、国・県へ聞かなければならないんです、行動は。その指令系統等で大きな問題が起こるんじゃないですかと、そこら辺は研究する必要あるんじゃないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、反問はもうよろしいですか。

○市長（依光晃一郎君） はい。

○議長（小松紀夫君） これで反問を終了します。時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、この計画につきましては、議員のおっしゃられるように、改正すべきところ、内容を修正するところがあると思いますが、これ自体に大きな、例えば、憲法違反であるとか、そういったことがあるとは考えておりません。また、指揮命令系統についても、私の認識では、市がこの武力攻撃事態になった瞬間に、市長の役割がなくなって、別の人が市長として派遣されるとか、そういったことは全く想定していなくて、当然、あらゆる事態が起こっても、私自身の責任において、市民の生命と財産を守りたいと考えておりますし、その下で、私自身が責任を持ってこの計画を立てさせていただいたと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 先ほど議員から、この計画に基づいて国民が従う義務があるというような発言があったと思うんですけども、武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律第4条に、国民の協力等という見出しでこう書いてあります。国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとなっておりまして、第2項には、前項の協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないという書き方になっていきますので、必ず市長の命令に従わな

いけないものではないという法律のたてりになっています。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ぜひ、そういう方向に拡大していただきたいと思います。

今、日本の方向性が変わりました。もともと防衛という問題は専守防衛でした。ところが、国は、アジア太平洋地域まで軍事的なエリアになりました。次は、インド太平洋まで、インド地域も入れました。そして、今の石破さん自身は、アジア版のNATOということまで言い出しました。相手国に対して、今、沖縄県も含めて、日本列島にはミサイルを配備しています。そういう事態は、こういう日本の安全の関係で本当にいい方向に行っているんでしょうか。

御存じのように、北朝鮮がロケットを打っていますが、ミサイル等も撃っていますけど、北朝鮮がなぜ撃っているかということを含めて考える必要が、私はあると考えています。それは、アフガニスタンやイラクに、アメリカがビンラディンとフセインの虐殺に軍隊を派遣して行いました。それから、北朝鮮は次はうちに来るんじゃないかということを含めて大変危惧を感じて、アメリカと対等にやるためには、自分たちが核兵器を持たなければやられる、そして、アメリカまで大陸弾道弾で届くことをやらないと、やられるということがあるんじゃないでしょうか。

言ったように、軍事対軍事の方向だけで本当にいいかどうか、やなせさんの考えていることじゃないでしょうか。分断と対立から抜け出して、分断と対立、分断と対立を抜け出して、相手をリスペクトして、やなせさんの言葉じゃないですが、人生は喜ばせごっこ、相手を喜ばせていく。アンパンマンの精神、アンパンマンの歌もそうになっています。そういう方向にこそ、争いがあっても絶対戦争にさせない。政治に携わる者はこの決意が絶対要と思うんです。それが政治の役割です。戦争は政治の敗北です。今はもう世界で戦争が止められなくなっています。バイキンマンをつくった。バイキンマンはばい菌ですけど、パンを作るためにはばい菌が、菌が要るんですね、菌が要る。そういうやなせさんの作品の中に込められている内容を含めて、今、私たちが学ぶ必要があるんじゃないでしょうか。

香美市の高知工科大学には、たくさんの中国の方々、教授陣もいますし、学生もいらっやいます。国際的な大学になっています。ですから、やっぱりそういう意味では、やなせさんが中国にも軍隊で行ってます、上海からも含めて。だから、そういうことを含めて、やっぱり政治じゃなしに国民的交流の中で、何があっても戦争にはさせない努力が必要だと思います。その点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 平和が重要であるということは私自身も認識しておりますし、今回、「あんばん」という朝ドラがありますので、戦後80年、戦争を絶対起こしてはならないということについても意識が高まると思いますし、やなせ先生の生誕の地としまして、戦争反対については私も強く訴えさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 昨日、鏡野中学校の卒業式に行っていました、鏡野中学校の校歌に「建学の道をきわめてひとすじに真理貫く」という歌詞があります。そして、「鳴りわたる平和の鐘にああわれ理想に燃えてにいたつあすの世界を」、だから、平和の宣言をしている歌詞なんですね。真理を追求していくということは探究、私たち人間自身の認識というのは自然界から比べたら本当にまだまだしれているわけですね。自然の災害はなかなか止めることができませんけど、戦争というのは人災なわけですので、なぜ戦争が起こってきたのか、なぜ平和を築かなければならないのか、そのために、先ほど言ったように、やっぱり平和を希求していく方向が大事だと思います。

国民保護とは、外からの危険等に対し気をつけてかばい守ることとされていますが、平和を希求することが国民保護になるんじゃないでしょうか。その思想を、本当にその考え方を広めていくことが、今、一番大事だと思います。なぜかといえば、昨日、卒業した子供たち、これからその子供たちが戦争やいろんな問題がもしあったときに、結局、女性や子供たちを含めて、多くの犠牲になるわけですので、ぜひ、そこを考えていただきたいと思います。国民主権、主権者は市町村に住んでいます。市町村に国民主権者が。だから、市町村の地方自治権、地方自治体の在り方が決定的に大事になっているわけです。ぜひ、市長を先頭に、また朝ドラ「あんぱん」も契機に、やなせさんを含めた、平和の先ほど言った願いを含めて、取り組むことが必要だと思います。そういう方向にこそ未来が開けてくるし、香美市の魅力発信にもつながると思いますので、ぜひ、そのことをお願いしたいと思います。この2つの権利を生かし、戦前になかった国民主権と地方自治権、これが戦後憲法の大きな力になりますので、そのことを訴えて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 笹岡優君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 17番、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次お尋ねしたいと思います。

今回は途中で脱線いたしまして、ちょっとお話モードに入ってしまうようなトピックが私自身にとっては多いので、それぞれに結論といいますかね、提案というか、この質問をなぜやってるのかということを先に述べて、その脱線に備えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初、幾つかの行政計画についてです。

まず、（１）第３次香美市振興基本計画について、この計画策定に当たっては、市民の代表であります議員を巻き込んだ形で進めたいかがでしようかという提案というか、提言です。

それでは、質問に移りたいと思います。①です。

策定に向けて、策定委託料として令和７年度は９２４万円、令和８年度は債務負担行為で８６９万円を計上されております。委託業者の選定方法と時期をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

委託業者につきましては、プロポーザルを予定しております。選定についてはですね。時期につきましては、令和７年度のできるだけ早い時期に選定をしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） それでは、②です。

策定に向けてのスケジュール感をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和７年度に業者選定をし、本部会、審議会を開催いたします。その後、市民アンケートや庁舎内でのワークショップなどを経て、令和８年度にパブリックコメントを実施し、令和９年３月までに策定、公表するよう想定しております。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） 分かりました。

それでは、次、③に行きます。

この報酬を見ますと、振興計画・総合戦略審議会委員報酬として２０人で５回分の予算が計上されております。２年間ということ考えると、答申までに１０回の審議会を予定しているのではないかと単純に思うわけですが、一方で、現在も委員会がありますので、総合戦略の委員は１６人でありまして、これに新たに４人の委員を加える形かということ、一旦、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

審議内容などを鑑みますと、委嘱しておりますメンバーについて、大きく変わるものではないと考えております。ですから、今のところ確実に増やすというわけではございません。ただ、協議内容によっては、新たな委員に助言、意見等をいただく必要があるかもしれませんので、少し余裕を持って予算を計上させてもらっております。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） この間、１期目からずっと人数とかを拾っていきますと、なかなかある意味面白い経過があるんですけれども、まず、１期目は委員が２５人でし

た。会長が農業委員会の会長で、前期がそうです。後期が23人で、高知工科大学の先生、関係者が、1期目から1人入っていらっしゃいました。1期の後期計画では、高知工科大学の先生が1人、そして、会長は農業委員会の会長で、副会長は教育委員長でした。2期目に入りまして、前期は延べ29人、その中高知工科大学の関係者が3人、会長が農業委員会の会長、ここで副会長が教育委員の代表ということになりました。そして、この2期目はちょうどまちづくり委員会ができたときでして、まちづくり委員会はそのとき30人でした。公募の委員が15人おりまして、すごい数だったんですけれども、すごくそれがよかったんです。その方々も、提言、参加して、素案策定シート確認作業とかで、この策定計画に参画しておりました。

後期計画になりますと18人になりました。ここで初めて公募の方が1人参加しています。この中で、高知工科大学の関係者が3人、県立大学の関係者が1人、ここで会長が高知工科大学の関係者になったんですね。副会長が農業委員会の会長になりました。ある意味、時代の流れを反映していると思いますけれども、そんなこともありますので、先ほど言われたように、内容によって、これからまた選定していただければと思います。公募するしないも含めてね。

④です。

計画策定に向けては、これは答弁をいただいたような感じなんですけれども、経過を踏襲して、本部会、分科会を組織し、成案に近いものを審議会に諮問するという流れを予定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 計画策定の流れといたしましては、おおむねそのように考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ⑤です。

計画の構成については、第1次、第2次と同様に、総論、基本構想、基本計画、資料編という流れを考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） そのように考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ⑥です。

第1次も第2次も、基本理念は、香美市まちづくり計画、これはこうほく3町村合併協議会でつくられたものなんですけれども、計画の理念を踏襲しまして、その基本理念としては「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」とし、将来都市像については、第1次が「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」でした。

第2次計画は私も参加させていただきましたけれども、そこで、山・川・まち・ひと

が躍動したらいかんやないかと、地震みたいやないかということもありまして、ちょっとそこをいろいろと提言させていただきまして、変わりました。「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」となりました。

第3次における基本理念と将来都市像についてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今のところ全て白紙の状態です。市民アンケートなどを行ったり、幅広く市民の皆様からの提案もいただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 白紙とおっしゃいましたけれども、私は全く白紙はちょっと問題かなと思っています。白紙じゃなくて、これまでの経過を踏まえた中で協議をしていただきたいと思います。

これちょっとお話になるかもしれませんが、第1次計画、合併してその計画をつくるとき、実は私、議会議員に立候補したんですけど落選したんですね。落選しまして、どうしてもこの計画策定に携わりたかったというか、ずっとその経過を見てきた関係がありまして、その当時の担当課、そのときは政策企画課やったかな、担当課長と市長に、やりたいので、ぜひ関わりたいのでお願いしますって言っていたんですね。分かりましたって言ったんですけど、なかったんですよ。公募委員もなかったし、学識として選ばれなかったんでね、非常に残念でした。

そして、全く白紙やなくてという意味合いの中で、旧土佐山田町の時代、実は第3次、第4次と振興計画ができていまして、そのときの将来都市像というか、第3次ときは緑の田園都市構想、これはもう皆さん御存じの方も多いと思いますけれどね、第4次の場合は、多自然定住文化都市構想だったんです。私が持っている一番古いこの振興計画、第4次の振興計画なんですけれども、このときは審議会のメンバーが25人でした。そのうち議会関係者6人が携わって計画ができていました。

⑦に移ります。

基本計画の基本方針は第1次、第2次ともに「まちのかたちを創る」「みどりを保つ」「やすらぎを守る」「賑わいを興す」「未来を拓く」「みんなで築く」の6つですけれども、やなせたかし記念館のあるまちづくりや、高知工科大学を核とした学園都市構想を盛り込むとすれば、基本方針の再検討も必要になるのではないかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 全て再検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それは絶対必要だと思いますし、この間の市長からいただいた答弁によりまして、この2つは多分盛り込まれると楽しみにしておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

⑧です。

朝ドラ「あんぱん」に向けたキービジュアルのスローガンである「愛と勇気の物語のまち」は、第3次計画に反映させるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） とてもすてきなキービジュアルとスローガンですので、担当課としては盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） やはり私も盛り込んで、その中で、この「愛と勇気の物語のまち」という中身を充実させることに向けて、今、何か自分もずっとこれに関係して、非常に申し訳ないとは思ひますけれども、中身がなかなか愛とか勇気とかに満ちた政策が推進されているのかなと思うと、そうでもないことが多々見受けられるような気もするので、これはすごいいキーワードで、やなせ先生が残されたメッセージだと思うので、ぜひ、それは反映させていただきたいと思ひます。

それでは、⑨です。

これが一番今回のキーなんですけれども、現在、議員は附属機関の委員には参画しておりません。一方で、振興基本計画は本市のまちづくりの根本となる計画であることから、その内容や進捗等について、議会との密な連携が必要であると考えますが、見解をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 業者選定を含め、その都度、議会には報告させていただきますし、御助言等をいただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 附属機関に参画しないということは議会が決めています。

ただ、ただし書もありますので、またその辺を。議長が許可すればという一言がたしかあったような気がしますので。やっぱり、そういう選定とか、何か相談したいことというものをもっと超えたところで、これは公募するかしないかは分かりませんが、それぞれの充て職というか、肩書を持った方ですよ、そこに参画しても、これまでの経過とか現在やられてる政策について、必ずしも、失礼な言い方になるかもしれませんが、しっかりと精通しているというか、分かっている方ばかりではないと思ひます。その点、議会議員、同僚議員も含めて、それぞれ関心の分野があったり、専門的な分野を持っている者もおりますので、例えば、向こう10年に向けた計画であるとするならば、これはやっぱり参画したほうが私はいいいと思ひますし、議会としては、附属機関に参画しないということで、重大な案件については並行するように特別委員会のようなものを立ち上げることもありますけれども、そこで機関が2つになってしまうと、そのやり取りでまた時間がかかるということもありますので、ぜひ、この件については

よろしく願いして、執行部の考え方をしっかりとまとめて、私としても、ぜひ、議長にという望みでございます。ちなみに、第4次土佐山田町計画は、先ほども言いましたけれども、議員が6人参画してました。第1次計画で4人、第2次計画は前期計画までですけど、4人の議員の参画がございました。よろしくお願いします。

そしたら、次に、(2)です。事前復興まちづくり計画について、順次質問をしたいと思います。

このテーマは、南海トラフ地震に備えてできる準備を計画的に行いましょうという、実にベタな話なんですけれども、当たり前の話でございます。

去る2月21日付の高知新聞紙上では、黒潮町が南海トラフ地震に備え事前復興まちづくり計画を策定という新聞記事ですね、こういう記事がありました(資料を示しながら説明)。そしてまた、3月1日付の同紙上では、高知に政府災害備蓄拠点という記事が掲載されました(資料を示しながら説明)。

「バカの壁」で有名になった養老孟司先生は、「日本が心配」という南海トラフ地震をテーマにした最新の著書で、地震学の尾池和夫さん、都市防災・都市計画の廣井悠さん、そして、小西美術工藝社代表取締役社長、元ゴールドマン・サックスアナリストのデービッド・アトキンソンさん、自然写真家・著述家の永幡嘉之さんで行った対談を紹介されております。地震学者の尾池和夫先生との対談では、2022年11月12日に高知工科大学香美キャンパスで行われた「地震のことは怖がらないで勉強しよう!」というイベントについて(資料を示しながら説明)、また、事前復興まちづくり計画を策定した黒潮町についても言及されております。この本なんです(資料を示しながら説明)。見たときに、これは香美市が載ってて、ある意味でちょっと宣伝になったかなと喜んでしまいました。その部分を少し紹介させていただきたいんですけれども、この「日本が心配」という中で、まず、高知県との縁について養老先生は、尾池先生はかねて2038年頃、南海トラフの巨大地震が起こると明言されています。大変な衝撃でした。御著書を拝読し、その後の日本にかなりの危機感を覚えています。はしょりますけれども、そういったお話をさせていただきたいこともあって、2年ほど前でしたが、高知工科大学のシンポジウムで基調講演をしていただいて、香美キャンパスに場所を借りて開催されたイベントですね。私が委員長を務める「ケンモリ」と、これは養老先生ですね。イベントでしたと。テーマは「地震のことは怖がらないで勉強しよう!」で、尾池先生の育った高知は南海トラフが起きたら甚大な被害が想定されている地域ですし、地震のことをもっといろいろ勉強しなくてはという思いがあつてのことです。高知の防災対策は進んでいるのでしょうか。尾池先生、必死に取り組んでいますがお金の問題もありますし、なかなか進みません。遅れているから必死になってるとも言えますね。そして、前知事の尾崎さんは非常に勉強熱心な方で、私のシンポジウムにも朝から晩まで参加してくれました。その話をしたら、現知事の濱田省司さんも、私も行きますと勢い込んでその後のシンポジウムに参加されました。防災に熱意を持って取り組むのは知事

として最も重要なことだと認識されていると思いますということです。数年前には、政府から日本最大級34メートルの津波が来ると想定された黒潮町で、6基の津波避難タワーが建設されています。高さ25メートルの鉄塔です。避難場所ができましたと言うけど、その前の海岸沿いに大昔から機能している防潮堤、防潮林があるんですよ、笑い話の一つにさせていただきますが。これも尾池先生が言ってるんですけど、そこで養老先生が、津波が5分とかで来ちゃうと指定の避難場所には行けないから、急場しのぎに建てたんでしょうけど、尾池先生は、とても老人には登れないようなはしごがついていますよ。養老先生は「ケンモリ」のイベントでもそうでしたが、尾池先生のお話はいつも面白い。今日も私は主に聞き手に回らせていただいて、南海トラフを含む地震のことを教えてもらおうと思いますという、こういう本でございます。

そこで、①です。

高知県は東日本大震災の教訓を基に、高知県事前復興まちづくり計画策定指針を、これですけど（資料を示しながら説明）、策定し、沿岸19市町村の基本データを示して策定を促しています。2月21日付の新聞紙上では16市町村がということでしたが、3月3日の新聞紙上では、2027年度までに19市町村で策定完了を目指すとの記事が掲載されていました。指針で示されているものは、この中身を見ますと、自治体のそれぞれの現状を踏まえつつ、より安全・安心なまちづくりに向けた都市計画、いわゆる土地利用ですね、土地利用の策定と推進であり、近隣自治体の策定過程で、被災後に必要となる仮設住宅用地の確保や、行政機能の維持等々で、一つの自治体では対処できない事態等も出現するではないかと考えます。

先ほど御紹介させていただきました「日本が心配」の中で、減災まちづくりの取組には、広域的な視点や事前復興計画の重要性とともに、計画のビジョン作成には若い人に積極的に関わってもらうことの大事さについても言及されています。

これらのことから、大きな被害が予想される地域の後背地としての役割等を主な内容とする、例えば、物部川流域3市連携事前復興計画のような計画が必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 事前復興計画についてお尋ねがございました。

まず、一昨年、令和5年7月になりますけども、国土交通省から事前復興まちづくり計画策定のためのガイドラインというものが出ております。これは、平成30年に出されました復興まちづくりのための事前準備ガイドライン、似た名前ですが、その改訂版とも言えるものでございまして、改めて地方公共団体における取組の状況を見ながら、今後の進め方についてガイドをしているものが一昨年に出ております。

その中で、事前復興まちづくり計画策定の意義と効果という項目がございまして、2点上がっております。1点目が、計画を取りまとめることで、復興まちづくりの目標、それから、市街地整備等における実施方針が定まって、発災後に早期かつ的確に復興を

行うことができるということがございます。この点に基づいて、高知県におきましては、津波の浸水被害が想定される沿岸19市町において復興まちづくり計画を立てているというものでございます。この復興まちづくり計画が過去言われ始めたのは、阪神・淡路大震災が初めだったと思います。その後の復興計画策定にあまりにも時間を要したことで、本来戻ってくるはずの方が戻ってこれなくなったと、ほかで生活再建をしてしまったので戻ってこれなくなったということがあって、その反省に立っているものかと理解をしております。この事前復興計画と申しますものが、各市において、まず、被災後に人口流出が起こらないようなことを想定して、意図して計画を策定し、事前に合意形成を進めておくというものでありまして、単に津波被害を受けない後背地ということで、本市が大きな被害が想定される地域と連携して事前計画を策定するのは、なかなか難しいのではないかと。市単位で、市の中であらかじめ復興の想定をするというものでございます。それともう1点、先ほどのガイドラインに意義として上げられておりますのが、計画の検討プロセスを経ることで、市町村職員の能力向上、あるいは住民の意識向上等が図られるというものがございます。御指摘いただいた養老先生の本も読んでみたのですが、この辺りが一つポイントになっているのではないかと考えております。

この観点からしますと、昨日の質疑の中でもございましたけれども、議員が御指摘になった仮設住宅用地の確保ですとか、あるいは津波被災地からの長期的な避難、復興の手前の避難ですね、長期的な避難などについて、発災後の広域的な対応として、自治体の間で連携しておくべきものと考えております。例えば、物部川流域3市が連携して、あるいは、3市の住民も含めて連携して、図上訓練等によって、こうした発災後の広域的な災害対応を検討するといった取組が考えられるのではないかと思います。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） このガイドラインが策定された経緯、経過、そして現状というものについて御説明いただきました。

現状はそうですけれども、例えば、私自身が思うのは、それぞれの自治体ごとに、復興ということがメインだとは思いますが、自治体の要請によっては、なかなかエリア内、その線の中でいろんなことが完結しない。どうしても土地計画いろいろ割り振っていったら、ここの部分はどうも足らんということが発生するんじゃないかなとも思うわけですね。その点について、ちょっと事前にそういう機会があれば、お話をするようにしてはどうかという意味合いでの提案でございます。

私は2038年説を取っているわけですが、時間がありますので、このことは知事も一生懸命取り組んでいるということが、本の中でも紹介されておりました。今後、もちろん本だけではなくて、実際やられているわけですが、その中で少しずつ地固めができていって、それから次にバージョンアップしていくと思うんですね。そうすると、地固めをしているうちに次の課題がそこに出てきたら、これについて検討しましょうねという話に私は絶対なると思っているのです、そういう場合の柔軟な対応というか、

逆にそれに向けて少し考えを進めておくとか、そういうことについてどうかなということがありますので、再度、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 地域防災計画におきまして、発災後の対応は一定位置づけをしているわけなんですけど、今の計画を見ますと、長期的な視点と、それから、発災直後の視点とが混在しているように思います。議員が御指摘の、ある程度地固めができた次の段階へ、例えば、仮設住宅用地の確保にある程度めどが立ったら、じゃあどうやって整備をしていくのか、あるいは、仮設住宅を使わなくて済むようなまちづくりといったものはどうあるべきなのかというところに、ステップアップをしていく必要があると思います。一度計画を立てたら、もう未来永劫これに沿って進めるということではなしに、先ほど振興計画の話もありましたが、ローリングをしていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 昨日でしたか、市街化農地でしたっけね、市街化区域にある農地の話も出てました。調整区域の中にも、何も線が入っていない、いわゆる農地もあるんですね。この間、地区計画の話を神戸ノ木地区で少しさせていただきましたけど、そういうところもあるんですね。だから、そういうところも含めて、ちょっとリストアップを始めたらどうかなとも思います。

この間、もう過ぎましたけど、3.11が近づいていたこともあり、先ほど紹介した記事のほかに、例えば、高知に事前復興局をとかな、それから、今日の新聞では、12日だから昨日か、復興事業でまちの魅力が消えたという新聞とか、そういう情報も続々と掲載されています。

私が尾池先生の南海トラフ地震2038年説というのを知ったのは、実は2011年6月でした。高知工科大学の教室をお借りして開催されました、龍河洞開洞80周年記念シンポジウム、こういうものがあつたんです（資料を示しながら説明）。当時の観光協会と雇用創造協議会が、観光インストラクター養成講座の一環として行ったシンポジウムなんですね。龍河洞から日本列島を見るという基調講演を尾池先生はされました。その中で、これまでに日本列島で起こった大地震の記録や、地質学の知見等を用いて綿密に分析した結果から推測し、確信に満ちたお話でしたので、それ以来、南海トラフ地震2038年説を私自身は採用しているということになります。この講演の最後で尾池先生はこのように言いました。地震は必ず起こりますけれども、皆さんは幸せです。高知の皆さんは幸せですよ。なぜか。2038年までに地震に向けた準備ができるからですと、このようにおっしゃいました。そして、私もできればその地震を見てみたいし、私の説が正しかったのかどうか確かめてみたいと、このようにもおっしゃっておいりました。

引き続き、ますます近づいてくれば、地震が近づいてくれば、またいろんな動きも出

てくると思いますので、それに沿って、ぜひ、先ほど副市長が言われたように、計画の充実に向けていくことで、市民の幸せとか命とかまちの安全を守るということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、②です。

令和6年11月9日に加茂公民館で開催しました議会報告会で、行政の主導する防災訓練は、一斉に行うものだけではなく、地域の実情に沿った防災計画の下で行うことのできるような指導を求める声と、災害時防災井戸を含め、地域にある使用可能な井戸のマッピングと水質検査についての要望や提案がありました。これらは本市の減災復興事前計画のようなものを策定する場合に役立つのではないかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 香美市には、物部川の氾濫による浸水想定区域や土砂災害による孤立が考えられる山間部、地震火災対策重点推進地区などがあり、これらの想定される災害の特性に加えて、高齢化などの社会的要因なども考慮した、地域の実情に沿った防災訓練は重要であると考えます。また、令和6年能登半島地震では、井戸の重要性が再認識されたところであります。防災井戸は香美市内に50か所整備されていますが、公表を前提とした整備をしていませんでしたので、今後、公表することに同意が得られる井戸については、ハザードマップなどでマッピングするなど、災害時の備えとしていきたいと思っております。水質検査については、検査項目などを研究してまいります。これらのことを進めていくことは、減災に役立つものと考えており、必要に応じて、今後、香美市地域防災計画一般対策編の災害予防計画に追記していきたいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） そのお話を聞いたときに、やっぱり地域の方が言うお話だなと思って感心しました。そういう視点が、皆さんそれぞれの地域に暮らしてますけれども、なかなか持ちにくいところもあると思うので、ぜひ、生かさせていただければと思います。

能登地震をきっかけに代替水源として注目されているということで、政府は設置促進に向けて、災害井戸のある自治体を調べたという記事もありました（資料を示しながら説明）。自治体の31%にはそういうものがあることが報告されています。これは2月6日の記事ですけどね。ぜひ、そういう方向性でよろしくお願ひしたいと思います。

あと、これは追加というか、あれなんですけれども、その際に、多分、復興事前計画のようなものかもしれませんけれども、発災後の事業計画について、費用とか項目とかも、しっかりと計画の中に位置づけていただけたらうれしいという指摘もありましたので、またそのこともぜひ念頭に置いていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、（３）香美市シェアオフィス整備事業基本計画です。

この提言というか、テーマといいますか、それは、計画の目的を再確認して事業推進を図りましょうということでございます。

２月１９日に三好市で行った産業建設常任委員会の視察研修には、副市長をはじめ担当課にも同行いただきまして、三好市の担当者や視察先の管理者とも意見交換等を行いましたので、このことも含めてお尋ねしたいと思います。この件につきましては、昨年の６月定例会議で一般質問を行い、昨日も同僚議員が質問を行い、重複するところはあるとは思いますが、なお、よろしくお願いしたいと思います。

まず、①です。

６月定例会議で提供いただいた、今後のスケジュールの進捗をお尋ねします。探究拠点施設メインと探究拠点施設サテライトということで、今後のスケジュールを頂きましたので（資料を示しながら説明）、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

メイン施設の整備につきましては、現在、候補地の用地測量を行っておりますので、終了次第、設計業務の発注に移りたいと考えております。サテライト施設の整備につきましては、候補物件の視察等を行っておりますが、現在、見合う物件が見つからず、整備に至っておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） ということは、メインについてはちょっと遅れておると、そういうことですね。４月から実施設計となっておりますから、どう考えてもこれは遅れていきますよね。拠点施設については、４月から施工、リノベーションとなっておりますが、実施計画、プレ事業実施等もしていないわけよね、ということは、令和６年６月から進んでないという認識でいいですか。分かりました。

②です。

都市圏のシェアオフィスとの連携についての答弁で、これは私が６月定例会議でお尋ねしたわけですが、本市拠点施設の運営組織、関係者が、都市圏のシェアオフィスに一定期間入居、または、定期的な訪問を通じ、都市圏の企業との連携を図りたいと考えておりますとのことでございましたが、その後の進捗をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

都市圏の企業との連携につきましては、別件で来訪された機会での面談や、オンラインなどで意見交換を行うなど、まずは、費用のかからない形での接触を試みております。こういった形で情報を得て、人脈が一定構成された上で、今後、実際に都市圏へ赴き、効率よく都市圏の企業との連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それはいつ頃になりますかね。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 実際に都市圏へ赴く時期につきましては、今のところ未定でございますが、令和7年度には何らかの形で接触を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それについては時期未定ということで、別件で来訪されたとか、オンラインというお話がありましたけれども、取りあえずはその関係者という認識でいいですか、行くところは。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） そのように考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） そうしたら、それは取りあえず置いておきましょう。

③です。

三好市での視察研修で、本市の計画進捗に生かせるのではないかと思われたような取組とか気づきとかがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

三好市の方から、行政はあくまで支援する立場として、企業に活躍してもらうルールをつくるのが役割というような御助言をいただきました。当該事業におきましても、計画の段階から、ハード・ソフト両面におきまして、民間事業者に活躍してもらえる場を提供するという視点を持って、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 分かりました。行ってよかったですね。

④です。

6月定例会議で示された物件カルテについて、シェアオフィスを整備する際のメリット・デメリットを整理いたしまして、整備の可否を含め、優先順位を明確にするためにとのカルテでしたけれども、三好市の場合、まずは、これは一昨日の同僚議員の質問にもありましたが、使用可能な遊休資産をリストアップして、その後、希望者を現地に案内し、利用の可否を判断いただくというスタイルで、行政のあらかじめの判断や整備がありきではなくて、利用に当たっても行政は施設整備等への支援をほとんど行っていない

いとお聞きしたと思います。それによって気づきがあったということになると思いますけれども、本市でも、特に、遊休資産の有効活用については見習うべき方法ではないかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

メイン施設と複数のサテライト施設を市が整備する方向で動いておりましたが、サテライト施設の整備に関しましては、三好市の遊休資産を活用するスタイルも参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 参考にしていただけたらいいと思います。

それでは、⑤です。

この事業補助金に関連しまして、事業補助金というのはちょっと分かりづらいか。これはサテライトオフィスの関連なんですけど、香美市サテライトオフィス等設置促進事業費補助金というタイトルですね。これについて、令和4年3月定例会議で一般質問をした際に頂いた資料では、OUTERに対する令和7年度の事業補助については、445万円ということで予定をされておりました。今回、予算計上されている部分は745万円ですので、この当時の補助予定額よりも300万円の増となっております。これは5年間で条件として40人の雇用、うち市内雇用が20人と積算されておまして、5年間を見ると、毎年度ごとに金額の多少があります。今回、増額に至った補助対象経費等の内訳をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今回、当該補助金の予算では、対象事業者1件を想定しております。内訳につきましては、市内新規雇用奨励金としまして590万円、事務所賃貸補助金といたしまして90万円、通信回線使用料等補助金60万円、人材公募広告費等補助金5万円、合計745万円となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ということは、OUTERですね。5年間の計画で590万円ということは、それなりに雇用が見込める前提で予算を組んでいるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和6年度の雇用実績見込みが4人でした。今回の当初予算の見込みは、市内新規雇用奨励金9人を考えております。ただし、この雇用が確実なものということで

はございません。あくまで募集を考えているという段階でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） いいような、ちょっと残念なような、というのは、やっぱり三好市なんかの例を考えても、一つのサテライトオフィスができたなら、その関係者というか、それをちょっと引っ張ってくるような事例が結構あるんですよね。そこがちょっと、OUTERについてはあんまり聞き取りをしていないですけども、何か一つお任せするものではなくて、そういうところもちょっと手をすけて、お知り合いのところで何かないですかみたいなことを、ぜひ、言うていただければなと思いますが、市長が僕のほう見て答弁したそうだったので、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 視察につきましては、私は参加していませんが、OUTERにつきましては最近の状況を、私自身が関わっているものですから、直接見たものとして御報告をさせていただきます。今年で終わりというふうになっておりましたが、第11回全国漫画家大会議がかかるぽーとでありまして、その運営をしておりました。ここでは、漫画家の方々、「ウイングマン」を描かれた桂先生でありますとか、「カイジ」を描かれました福本先生でありますとか、また、「SPY×FAMILY」とかの売れっ子編集者であります林さん、週刊少年ジャンプの前編集長でありますとか、非常に業界としては注目されたイベントでございました。OUTER自体が東京のコンテンツ会社との連携もありまして、費用対効果、県からの評価では過去最大の入りでありましたし、また、今でも見れると思いますけれども、ニコニコ動画とか、いろいろな配信もしています。今月末まではニコニコ動画でも見られるはずです。そういう意味で言えば、そういった企業と私も会が終わった後の懇親会でお話もさせていただきましたので、担当課が持っている情報と私の持っている情報としましては、可能性はないわけではないですし、漫画コンテンツに関しましては、香美市は漫画家の多い場所でもありますので、可能性はあると思っております。何より、集英社でありますとか小学館、講談社、いろんな出版社の方々ともコミュニケーションを取れていますので、香美市から新たな漫画家が生み出せるような、そういった漫画コンテンツの事業展開についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 香美市に事務所を置いていただいて、香美市がこうやって補助金を出して応援しているということでもありますので、市民にとっても少し分かりやすいようなフィードバックがあったり、今こうやって来ているところがこういう活躍をしていますよというフィードバックも、ぜひ、やっていただけるといいのかなと思います。その点については、また検討できるようでしたらよろしくお願いします。OUTERの活用についてはうれしく思っております。

⑥です。

今回の視察でも案内いただいた有限会社データプロの澤野氏は、高知工科大学の出身で、自らが携わる三好市には大学がなく、これも一昨日の同僚議員の話でありましたけれども、香美市が羨ましいと述べるとともに、機会をつくって、今回お世話になった株式会社F o b sの西村氏と視察に伺いたいとも述べておりました。このことも含め、今後、三好市の関係者と交流を深めてはどうかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 三好市には何度か視察にお伺いいたしまして、関係者の橋渡しの役割を担うコーディネーターの重要性や、事業を進める中での行政の役割など、多くを学ばせていただきました。今後も、三好市からの視察受入れなどを含め、引き続き交流を深めさせていただき、友好な関係を築いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） そうですね。意見交換会の中で、三好市の商工政策課は4人体制ということで、何か4人にしては随分たくさんの成果を上げられているなと思いました。その一つの方法として、これは課長も聞いたと思いますけれども、いろんなところで様々ないただいた声を一つ政策にまとめるというね、政策にまとめておいて、声の元に委託事業として戻すことに注力をしているというお話でした。

先ほど、課長にも前向きな姿勢を、答弁というか、見せていただきました。同僚議員への答弁でもそうでしたけれども、言葉が前向きでも実際に行動に移さないと、なかなかそれが目に見えてこないの、言葉に出して、これで終わったみたいなことになる可能性もなきにしもあらずです。

三好市の視察というお話がありましたので、一つ、高知工科大学の卒業生というか、高知工科大学との関連において、三好市のお二人の声を政策に落とし込んで、こっちから依頼する、ぜひ来てくださいと。お金がかかる問題があるので、そういう政策をつくって、まずは実りのある交流に向けてスタートするというやり方もあるんじゃないかと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃることを念頭に置きまして、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ぜひ、よろしくお願いします。高知工科大学については、市長も語る述べておられます。その有用性というか、大切さをね。それを卒業生というか、その辺も生かして、企業ともつなげていくということにもなると思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。鋭意取り組んでいただけるようお願いしま

す。

⑦です。

この計画を取りまとめたコンサルタントと、計画策定後も一定の関係を保つようなこととお聞きしていたと思いますけれども、現在、本市との事業推進上の関係をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

基本計画策定に係る支援業務といたしまして、令和6年5月末をもって終了いたしておりますが、当該コンサルタントには、業務に差し支えない程度で相談に乗っていただいております。また、本市の事業に興味を持っていただいております企業を御紹介していただいたりもしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） その興味を持っている企業というのは、さっきあった、別件で来高したりとか、オンラインで協議しているというところとは一緒ですか、別ですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

関連がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 関連があるということで、よかったと思います。いわゆるサテライトオフィスに関しては、専門家による現地調査で格付というか、やっていますよね。この中にも様々、5人ですけれども、肩書を持った方がいますので、この方々にも再度、お金がかかるとちょっと問題があるかもしれませんが、ここでできた縁をそれで切らずに、何とかつないでいながらやられるということも一つあるのかなと思いますので、もしそういうことができるようでしたら、やられたらどうかと思います。

⑧です。

視察研修後に改めて計画を見直しました。これを見直しました（資料を示しながら説明）。そしたら、もう本当に、前回の質問のときにも指摘をさせていただきまして、こうやって改めて見直すと、どのページも指摘だらけなんです、私の中では。ここは分からん、おかしいとかいうことも含めて。しらっぺのページがないんですよ。それはいいですが、読みづらさと分かりにくさは変わりませんでした。

昨日の同僚議員の高知工科大学に関連した質問、答弁でも言及されていました。これは、市長、香美市に若者と女性の雇用をつくり出すという話です。私の理解ですが、この計画の所期目的なんですね。これは私の理解ですが、絶対そうだと思うんです。

よ。しかし、残念ながら、この計画の中には、所期目的の香美市に若者と女性の雇用をつくり出すということが、この１ページ目、計画の策定の背景と目的があって、次の計画に行くんですけど、どこにもないんですよ。これはどこにもないし、残念ながら明示されていません。これはちょっと前回のときに、僕もちょっと見抜かったなと思って、あまりにも引っかかるところがたくさんあり過ぎて、そこに気を取られて、割と自分って、流れ、いわゆる帰納とか演繹とかも含めて、流れをすごく気にするタイプの人間なんですけど、そこにちょっと気がつかずにいったんです。それ明示せずに、検討委員会の中で出された様々な意見がある種総花的に盛り込んだために、本当に読みづらくて分かりづらい計画になったんだと私には思われます。

そこで、香美市に若者と女性の雇用をつくり出す、このミッションの速やかな進捗に向けては、三好市の例でも分かるように、目的とそれの達成に向けた目標には多くのものを詰め込まずに、一点突破型のアクションプランの下に進捗を図るべきだと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

三好市の先行事例を参考に、今後、本事業の方向性を決めていく中で、取り入れられる部分を精査しつつ、うまく本市の形に落とし込んでいきたいと考えております。また、議員のおっしゃったアクションプランにつきましては、必要に応じて策定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） シェアオフィスのほうは、そんなに方向が変わっていないようなお話だったと思いますけれども、サテライトについては、物件についてもちょっと方向性が変わったと捉えましたので、本当にここの部分についても、やっぱり、市長の言われた香美市に若者と女性の雇用をつくり出すということを最大の念頭に置いて、それでいろんな施設を希望するとか、コンサルタントにもよりますけれども、そういう方々にそのところはしっかりとお願いして選んでいただいて、それは、三好市の方々には実績があるので、アイデアや意見をいただくということも可能だと思いますので、そっちの方向に少し方向転換をして、一日でも早い、一歩でも前に進む展開をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。昼食のため、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５３分 休憩）

（午後 １時００分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それでは、午前中に引き続きまして質問をさせていただきますと思います。

午前中のシェアオフィスのところでお伝えし抜かってたことがあるので、ちょっとお伝えしておきますと、産業建設常任委員会は2月18日から三豊市へ行って、それで19日には三好市で宿泊して、そのときに株式会社F o b sの西村さんとか有限会社データプロの澤野さんと、話し合いというか意見交換をしました。そのときに私が、澤野さん、西村さん、皆さんがまちづくりに取り組んでいるモチベーションは何ですかって聞いたんですね。そのときに澤野さんは、自分が縁もゆかりもないこの三好市というところに来て、大変よくしていただいたので、今度来る方にもそれと同じような思いをしてほしいと、よくしたいというお話でした。西村さんは、まさに市長が言っていたことと一緒になんです。私は、このまちに若者があふれるようにしたい。若者のあふれるまちにしたいというお話でしたので、付け加えさせていただきます。

それでは最後に、ポスト「あんぱん」と、やなせたかし記念館のあるまちづくりでございます。これのテーマといいますか、これは聖地づくりに向けて準備を始めましょうということでございます。

朝ドラ「あんぱん」の放送がいよいよ目前となりまして、特にハード部分の整備にしましては、ゴールに向けて様々なものが殺到している状態であると思います。一方で、この今日の新聞（資料を示しながら説明）、万博が完工まだ2割弱という恐ろしいような話が出ていまして、これとは違うと思いますが、かなり殺到して、みんな一生懸命やられていると思います。とにもかくにも、ソフト部分も含めて、予定していた準備が滞りなく整って、その日を迎えられることを今はただ祈るばかりでございます。放送が始まれば、朝ドラ「あんぱん」に向けた裏方の仕事はほぼ終わりまして、後はそれぞれの現場での対応がポスト「あんぱん」に向けてのスタートとなり、やなせたかし記念館のあるまちづくりが、本市のまちづくりの大きなテーマの一つになると考えております。

まず、①の質問です。

これまでもやなせ先生と暢さんに関連する様々なものが、記念館のみならず本市にも寄せられているのではないかと思います。それらの展示や管理等も含め、ポスト「あんぱん」の聖地づくりに向けて、本市、やなせたかし記念館、観光協会、物部川DMO協議会等々で予定していることなどがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

来年度の市の主な事業といたしましては、朝ドラ「あんぱん」関連のパネル展、トークショー、市民大学では、朝ドラ「あんぱん」に携わった方を講師にお迎えするような予定などもしております。また、定住推進課や商工観光課の事業といたしましては、本

年度実施いたしました補助事業で再度募集を行い、市民の盛り上がりを応援していきたいと考えております。やなせたかし記念館を中心といたしまして、今年度、観光協会が育成された観光ガイドによるガイドツアーや、香美市のキービジュアルなどを活用して、やなせたかし先生を知ってもらう取組が今後もっと必要かと思っておりますので、関係機関と協力しながら、来年度もまた頑張っていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） これって、やなせたかし記念館とか観光協会、ガイドツアー、物部川DMO協議会とか言いましたけど、今の答弁で全てですか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） まだ来年度のことなので、私が全て知っていないこともたくさんあると思います。今、私が知り得ている部分では、このようなことを企画しております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） それどころじゃないというところも分かります。分かりますけれども、やっぱりこれからに向けて準備をしなきゃいけないと思いますし、どちらかというと、ポスト「あんぱん」ということじゃなくて、朝ドラ「あんぱん」対応ということがほぼ言われたことではなかったかなと思います。

実は、自分自身は、今、多分寄せられている、やなせ先生と暢さんに関連する様々な資料が絶対寄せられていると思うんですよね。それについてはきっちりと方針を持って、ある意味、整理して、管理していかなきゃいけないと思っています。その中でも、特に自分が2つ、これは絶対しなきゃいけないんじゃないかなということがあります。

まず1つ目は、市長が提案理由の説明の中で、やなせブームを起こしたいと、全国のやなせキャラとの交流について言及をされておりました。多分、その交流に行ったときに、向こうからの資料だとか、このキャラクターはどういう経緯でここに来るようになったんですよとか、そういうお話も含めて、多分、受け取っているんじゃないかなと思うんですよね。だから、ここが聖地なので、やなせ先生が全国的にどういうものを、どういうキャラを作って、それはやなせスタジオがひょっとしたら把握しているかもしれませんが、なかなかやなせスタジオも現在持っていない、やなせたかし記念館とか詩とメルヘン絵本館で展示できないような資料もたくさんあると思います。そういうものも、やっぱり情報としてきちんと蓄積して、ポスト「あんぱん」や、やなせたかし記念館のあるまちづくりに備えなければ、聖地化に備えなければいけないと思うんです。市長は「新宿シンちゃん」とか「浦和うなこちゃん」って言っていましたけど、やなせ先生が一番、前、私の集めている資料を一旦お渡ししていたんですけれども、もうお返ししますって返されて、今、小関さんのところにあるんですけど、私の資料。あの中でやなせ先生が、私は今までいろんなところにキャラクターをお渡ししたけれども、その中で一番うれしいのは、多治見市の「うながっば」であることはしっかりと言及さ

れてました。だから、多治見市は「うながっぱ」を使った本当にまちおこしというか、それを熱心にやってまして、そのことについてやなせ先生はとても喜んでおられました。

まず1つ目はそういうことなんですけれども、それについて、ちょっと通告はしてないですけども、もし意見があれば。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員からは、これまでもやなせ先生のキャラクターについていろいろと情報提供いただきまして、ありがとうございます。やなせキャラを作られたときにやなせ先生がどんな思いであったのかというのは、今しっかりと記録しておかないと分からなくなってしまうと思います。一例を挙げますと、高知県の「早ね早おき朝ごはん」のキャラクターで「よふかしおに」というのがあります。実は、県からお話をしたときには「ゲームおに」ということで、子供たちがゲームをし過ぎて夜ふかしをしてしまうことについて、キャラクターを作ろうということだったそうですが、越尾社長にお聞きすると、ゲームが悪いのではない、夜ふかしをするのが悪いのだから「よふかしおに」にするんだという意向で、県からの注文をお断りして「よふかしおに」にしたと。こういったエピソードは、越尾さんが御存じであるとか、あとは、いろいろな組織でやり取りされた方、例えば「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」とかは、高知県でできたキャラクターが全国に広がったとか、そういった記録はぜひとも残していないといけないと思います。

また、多治見市の「うながっぱ」につきましては、自分もお伺いさせていただいて、まちの中にキャラクターがたくさんあるというのはすごく羨ましいなと思いましたので、美良布商店街にもこれから新たに、道路にもつけることになりましたが、そういった形で、他市の事例も研究してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） よろしく申し上げます。

もう1点、これはすごい大事な視点だと自分も気づかされました。今、地域おこし協力隊で来られている小関さんとお話をしたときに、実はこのイベント（資料を示しながら説明）、美良布商店街街灯ありがとうございましたイベントに小関さんも行かれていました。行かれて気づいたことがあるわけですね、そこにね。僕もうかつにやなせたかし記念館のあるまちづくり、聖地づくりということを言いながら、小関さんに指摘していただくまで、そこまでは気がついてなかったなという反省を込めて質問します。

今回、予算の中に、キャラクター像処理委託料というのが出ているんですよ。それで、お別れの会も開かれて、アンパンマンの街灯もそうですね、それから香麗橋のステンドグラスもそうなんですけど、これらについては、特別な事情でそこに置かれてるわけですね。だから、これらの特別なものが、いわゆる説明に書かれていた撤去に至る理由ですよ、経年劣化であるとかについては一定理解します。もちろん理解しますけれども、この処理という言葉が廃棄ということを意味しているのであれば、これは絶対

してはいけないんじゃないかというお話でした。

自分は、いやいや、あんなに十何年も言い続けてきながら、この点には本当に気づいていなかったなということがあって、素直に反省したわけですがけれども、本当にこれらのものは、やなせ先生のこのまちへの思い、いわゆる特別な思いが詰まったアイコンなんですよね。だから、これはここにしかない、このまちにしかないし、このまちにしかない理由もはっきりしてるわけで、こういうものこそ、やっぱりやなせたかし記念館のあるまちづくり、つまり聖地には、香美市の秘宝ですよ、お宝として、作られた経緯と一緒に、絶対残さなきゃいけない。何らかの形で現物を廃棄しちゃ駄目ということです。僕も大いに同意しました、確かにそうですねということで。これをやってしまえば、本当に聖地としてのアイコンを壊してしまったと、後年にわたって反省も含めて大に残るんじゃないか、そういう気持ちですね。やっぱり壊されてしまうと、やなせ先生も悲しまれるんじゃないかと思うんですね。

だから、ぜひ、その件については廃棄しないで、どこかに置いておいて、時が来ればそれを展示するような方向性を維持していただきたいと思いますけど、これもすみません、これイベントが3月8日です。3月9日に小関さんとお会いするときにあって、指摘されました。ああそうだなと思いました。通告していませんけども、見解があればよろしくをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 昨年3月に、やなせスタジオとフレーベル館の連名によりまして、アンパンマン街灯、それから、美良布商店街の人形について、撤去の申入れがありました。その後、議会でも何度か御質問がございまして、御答弁もさせていただいておりますが、アンパンマン街灯についてはカミーティア街灯への変更を考えております。また、商店街の人形については、先日、御覧いただいた3月8日の美良布商店街街灯ありがとうイベントにおいて一堂に集めまして、美良布商店街の皆さんほか、お越しになった方々からありがとうという気持ちを表現するイベントをしました。その後、商店街の人形につきましては、香北支所に一旦保管させていただいています。また、美良布商店街の街灯につきましても、これから順次撤去いたしまして、カミーティアに変更していくわけなんですけど、その後の扱いについて、著作権法上の取扱いを考えると、廃棄ということで申入れがあっているわけなんですけど、何らかの形で保存ができないかと、今後、フレーベル館等に申入れをしていくという段階にございます。

また、御指摘ありました県が管理をしております県道に架かる橋、香麗橋につきましても、親柱にありましたやなせ先生のアンパンマンのキャラクターのレリーフは、今、外して、県で保管されているそうです。また、ステンドグラスについても外しておられまして、その代わりに、香美市のために描いていただいたキャラクターに、現在、幾つか差し替わっていて、まだ作業途上にあるということでございます。この外したものに付きましても、一旦、県のほうで保管されていて、本来ですと廃棄ということになって

いくわけなんです、これについても、何らかの形で保存ができないか、申入れをしていこうと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ちょっと本当に僕、小関さんに叱られたように思いまして、ぜひ、よろしくお願いします。これなくなっちゃったら、聖地なんて言えないです。本当に。

②です。

ちょっと時間がないので、通告はしていますので、答弁だけよろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 関連施設につきまして、前回御質問がありましたときの答弁の繰り返しになりますが、私としましては、魅力的な話であると考えておりますが、これまで関係者との協議は行っておらず、具体的な進展はございません。

現在、アンパンマンに関する各施設とも改修工事を行っておりますが、香美市の財産ということで、受けている交付金や起債などの取扱いがあり、すぐに実現することは難しいと考えております。今後も、香美市がやなせたかし先生の御意思に報いることができるように、まずは振興財団と共通認識を深めつつ、運営体制も含めた将来像について合意を図っていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ③です。

これは過日、ある方からというのは議長からなんですけれども、キービジュアルの「愛と勇気の物語のまち」の鐘を造って、つくことにしてはどうかということでございます。私はカリヨン時計という話もしていますが、これに御意見等がありましたらお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ポスト「あんぱん」に向けた取組は、とても重要であると考えております。また、「愛と勇気の物語のまち」というキャッチフレーズは、今後も使い続けられればと思っており、御提案の鐘も含めて、連続テレビ小説の舞台であったことを今後も紹介できるような取組につきまして、検討させていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） ④です。

前回も締めこれを使ったんですけれども、やっぱりそうやって集めたお宝、聖地ならではのお宝というのは、一時、最初の頃は、市長からそういうものを顕彰するような施設というお話がありました。それと一緒に、この間も何人かの方から要望というかがあります、文化ホールと一緒にやったらどうかと。先日は、用地から考えなくてはいけなくて時間がかかるとか、そういう説明がありましたが、計画の中に盛り込んでいけば、

少しぐらい時間がかかっても、自分は別にいいんじゃないかなと思っています。やっぱりそういうお宝、秘宝というものを展示できるのは香美市しかないと思うんです。これなかなか記念館では難しいんじゃないかなという気がしますので、そのことも含めて、ぜひ、検討いただけたらと思います。基金の話もありましたよね、一昨日ですか。上限 2 億円になっていますけれども、必要があるときは追加してもいいということになっていますので、少しずつでも積み立てて、備えていただきたいと思います。答弁はかまんという話だったので、ぜひ、もうすぐ終わりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） やなせたかし記念文化ホールという御提案がありましたが、現状、財政的に難しいと考えております。一方で、やなせ先生のことを御紹介する施設整備、先ほどもお話がありましたが、私自身も表明させていただいていることもありまして、朝ドラ「あんぱん」放送を機に具体化できればと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17 番、山崎眞幹君。

○17 番（山崎眞幹君） それを一緒に、そのエントランスなりなんなりもやっていったらいいと思いますので、ぜひ、よろしく御検討ください。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。
暫時休憩します。

（午後 1 時 22 分 休憩）

（午後 1 時 30 分 再開）

○副議長（山崎眞幹君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、2 番、公文直樹君。

議長を交代します。失礼しました。

○2 番（公文直樹君） 2 番、自由民主クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い 2 点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項 1 点目は、中山間地域のライフラインについて伺います。

（1）株式会社 J A エナジーこうち大栃給油所を、以降、J A 給油所と言い換えますが、J A 給油所の閉所についてです。

このことにつきましては、一昨日に山崎晃子議員から一般質問がありましたが、現場の状況をさらに詳しくお伝えしたいので、改めて質問をさせていただきます。

以前より、農協職員から組合員等には施設再編マスタープランとして説明されてきましたが、このたび来年 3 月末での閉所が具体的に示されました。物部町内にはほかに 2 か所の給油所があり、J A 給油所が閉所しても、ガソリン等の給油には問題ないとの説明がされておりますが、ダンプトラックや木材搬出用トレーラー等の大型車両は、ほか

の給油所に至る市道が狭いことから、給油が困難となることが予想されます。

さらに、地域住民が心配しているのは灯油の配送についてです。株式会社 J A エナジーこちらの関係者に確認したところ、現在、J A 給油所は約 160 軒に配送を行っており、このうち 60 軒程度は大桝や山崎地区で、近隣はほかの給油所が配送を引き続き行ってくれることが期待できるが、残り約 100 軒は遠方であり、少量配送は採算が合わないことから、灯油が配送されないのではないかと心配がある。遠方の配送先は電話注文と定期配送があるので、時期によって配送件数の増減はあるが、岡ノ内や別府方面では 43 軒へ配送を行っており、このうち 18 軒の住人は車を運転しない。五王堂や久保方面には 35 軒配送、うち 20 軒が車を運転しない。浦山や庄谷相方面には 23 軒、うち 7 軒が運転しない。加えて、灯油入りポリタンクを身体的、あるいは体力的に持ち運ぶことができない住民もいることから、御近所が助けてくれるかもしれないが、大なり小なり生活に支障が出るのではないかと心配があると教えていただきました。また、御家庭によっては、給湯器が灯油ボイラーなので入浴に灯油が欠かせない、エアコンがないので冬はストーブが欠かせない、さらに申し上げれば、別府や久保、笹地区などは標高が高く、冬は大変厳しい寒さに見舞われ、まきや灯油を燃やして冬を越す御家庭もあることから、命の危険に関わることも考えられます。

そこで、山崎晃子議員からもお願いがありましたが、灯油の配送がなくなった場合の生活への影響調査を私からもお願いします。幸い、物部支所には地域担当職員が配置されておりますので、要支援者を正確に把握された上で、効果的な対策を御検討いただきたいのですが、この点はいかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

J A 大桝給油所が令和 8 年 3 月末に営業廃止となることへの対応といたしましては、今後、物部町内にある J A 以外の 2 社の給油事業者とも協議しつつ、議員から御提案いただきました影響調査も行った上で、灯油の配送等について、市としてどういった支援策が可能であるか、検討してまいります。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 2 番、公文直樹君。

○2 番（公文直樹君） ぜひ、影響調査をよろしく願いいたします。調査の結果次第ではあると思いますが、集落支援員による配送支援や、場合によっては、冬の厳しい寒さの時期に限り、こづみ支援ハウス活用なども考えられると思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

御参考までに、J A エナジーこちら香北給油所に灯油の配送状況を伺ったところ、香北町地区では約 300 軒に配送を行っているが、猪野々方面や谷相方面を中心に、90 軒程度は採算が合わないと教えていただきました。J A 高知県は、今後も採算性を重視した事業の効率化及び施設再編の検討は続けていくとの説明を以前に聞いておりますの

で、香北支所長にもこのことをお伝えいただいて、J A香北の事業所と連携を密にして、香北町の皆さんが安心して暮らしていけるよう御配慮をお願いいたします。

次に、（２）風力発電事業による水道施設への影響についてです。

株式会社G Fが進めている（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業については、議会へも風力発電事業に対する調査を求める請願書が提出されたことから、総務常任委員会において調査を進めており、去る１月２４日に株式会社G Fより事業説明を受け、２月１８日には愛媛県愛南町へ赴き、行政視察として調査を行ってきました。調査内容につきましては委員会より報告がありますが、これとは別に、このたびの風力発電計画により悪影響が懸念される水道施設から給水を受けている住民を代表して質問いたします。

御存じのとおり、今回の事業計画では、大豊町から物部町まで尾根伝いに約１５キロメートルの範囲にわたり、最大３６基の風車設置が計画されており、広範囲の下流域には複数の水道施設取水口があります。株式会社G Fは、水道施設の水源地上流の尾根一帯における開発行為は、土壌浸食や水質汚濁、水量や流量に影響を及ぼすおそれがあると説明しています。加えて、香美市長より、高知県知事に対して１２月２０日付で意見書が提出されておりますが、文書の初めに水環境についての記述が多くあり、計画段階から水環境に十分配慮した事業計画を立案するべきとの意見が書かれています。

私としましては、再生可能エネルギーの活用を否定するものではありませんが、今回の（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業はあまりにも事業規模が大き過ぎることから、森林環境や生態系への悪影響を大変危惧しており、一度バランスを崩した自然環境を復元するのは容易ではないことから、当事業は大変に困難を伴うと考えておりますが、それでもなお計画が進められるのであれば、懸念される悪影響等への事前対策を求めているかなければならないと思い、質問をいたします。

①です。

同事業により悪影響が懸念される複数の水道施設から配水されている地域と、給水人口を伺います。

○副議長（山崎眞幹君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

上水道施設への悪影響が懸念される地域は、３０地域、４,１７１人となります。詳細を申しますと、大栃水源の給水区域は７３５人、猪野々水源の区域は１０４人、清爪水源の区域は１１３人、美良布・足谷水源の区域は３,１４０人、大久保水源の区域は２８人、梅久保水源の区域は５１人となります。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 詳細に教えていただきありがとうございます。大変広い地域で、４,０００人以上の方に影響が出るということですが、やはり水が濁ってから対応するというのでは遅いと考えております。

②です。

水道施設への悪影響はどのような事態が想定されるか。そもそも、水源地上流の集水区域内における開発事業に対してのお考えをお伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

事業により懸念される悪影響としましては、取水口への土砂流入、濁水の発生、尾根一帯の開発によって地形や地下水の流れが変化し、水量の減少や流路の変更が生じる可能性が十分にあります。水源上流の集水区域内での開発事業については、水質や水量への影響が最小限になるよう、十分な環境アセスメントと対策が必要であると考えております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） たくさんの悪影響が予想されるということですが、やはり事象が起こってから対応するというのでは、当然、毎日飲む水ですので、大変な状況になろうかと思えます。やはりこうした悪影響が懸念される以上は、これを前提として、設備を事前に改修するといったようなことの対応が必要かと考えます。

③です。

同事業による悪影響があることを前提として、事前に取り水口や浄水場施設を最新設備に改修するための費用負担を、株式会社G Fに求めるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

上水道施設に悪影響が生じるおそれがある場合は、事業者である株式会社G Fは適切な予防措置を取る必要があると考えています。また、悪影響があることが確実な場合は、事業内容を見直していただく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 要望措置であったり、事業内容を見直していただくということですが、やはり水源地地域がかなり広範囲にわたっておりますので、水源域を避けるというのはなかなか難しいのではないかと考えもあります。いずれにしても、株式会社G Fは、地元住民からの質問や懸案事項に対して、今後検討することや事後対策の説明だけではなく、事前対策を速やかに実施する姿勢、あるいは約束がない限り、住民の不安を払拭することは難しいと考えます。計画段階から市としても事前対策をしっかり検討して、株式会社G Fに費用面をはじめあらゆる協力を求めていくことは重要であると考えます。事業推進を見守るのではなく、進化する自然文化共生都市として、飲料水の水源域をはじめとする環境保護を最優先に、地元住民の声をしっかり

りと株式会社GFに伝えるよう、毅然とした対応をお願いいたします。

関連情報としまして、少し余談にはなりますけれども、四国電力株式会社は、香川県坂出市の火力発電所に、新たな発電施設5号機を建設する計画を進めており、計画段階環境配慮書を公表しております。この5号機の最大出力は60万キロワットと、四国電力の火力発電所として最大規模で、燃料は二酸化炭素の排出量が少ない液化天然ガスを使用して、効率性が高い発電方式を採用し、今後、事業化に向けて検討などを進め、2031年頃の運転開始を目指すということです。こちらの発電システムは最新鋭ということで、将来的には、液化ガスと水素を混合して燃焼させることで、さらにCO₂削減を図り、2050年のカーボンニュートラルを目指すというようなことも発表しております。また、四国電力が見込む今後の電力需要について、四国では電力需要は減少する一方、全国的にはデータセンターの新設などによって需要増加が見込まれるとしているようです。一方の（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業による発電は最大で15万4,800キロワットであり、5号機の4分の1程度で、稼働開始は2036年頃となっております。果たしてこれ以上の発電が必要なのか、疑問を感じております。

それでは、質問事項2点目の教育長不在問題についてお伺いします。

まず、市長が1月19日に2回行われた教育長不在問題についての説明会には、私も参加させていただきました。会場には、親子連れや保護者、高齢者や市外からの参加者もあり、午前の部、午後の部それぞれに80人ぐらいの方々が集まっておられました。市長からの説明の後には意見交換も行われ、市長を応援する意見や厳しい意見もありましたが、とりわけ心に残ったことは、大人たちがかんかんがくがく意見を交わすさなか、中学生が真っすぐ手を挙げて、自分の考えをはっきりと市長に伝えている姿に感動し、頼もしく思ったことです。ただ、新たな教育長を議会に提案する時期について、その説明会の場での説明がなかったことは残念に思いました。しかしながら、今定例会議一般質問への市長答弁により、教育長人事に関わる同意議案が6月定例会議までに提出予定であるとの見通しが示され、今朝の高知新聞にも記事が掲載されておりました。私は、その記事を見て、安堵と、いよいよこれからだなと思ったことです。

私が新たな教育長に求めることは、安定や継続ではなく、現状に合わせたスピード感のある教育行政の改革です。現状の教育現場は、近年、特に大きく変化していると感じています。タブレットや電子黒板を活用したICT教育の推進や、部活動の外部委託、教職員の不足や働き方改革により、これまでは学校内部で学習や部活動が完結していた状況から、コミュニティ・スクールをはじめ、地元地域との連携が必要となっています。さらに、本市においては、美良布保育園の新築計画が遅々として進んでいないことや、以前から申し上げている、なかよし保育園とあけぼの保育園の公設民営化の検討など、加えて、急速な少子化による学校再編の議論も、今後、避けて通れないと思います。このようなことから、教育行政は、今、大きな転換期を迎えていると考えますので、過去の慣例や経歴にとらわれず、新たな視点や柔軟な発想力を持ったマネジメントなど、

経営力にたけた経験豊かな教育長が望ましいと考えております。

また、これまで地域住民や保護者の皆様をはじめ、議会からも一日も早く教育長を選任し、議会に同意を求めるよう要望がありましたが、進展が見えないまま今日までに至り、来年度予算案も提案され、教職員の異動もそろそろ発表される段階まで来ております。こうした現状ですので、新学期が順調に始められるよう、宮地教育長職務代理者には、いましばらく教育現場をしっかりと見守っていただきたいと思います。一方で、依光市長には、まちづくりと併せて、教育行政の５年、１０年後のビジョンをしっかりと見据え、目標とされる生涯学習支援都市の実現に向けて、教育長の選任を着実に進めていただきたいと思います。

①です。

宮地教育長職務代理者は、市長が提案説明の冒頭に述べられた教育長不在問題についての内容に、教育委員会改革という言葉もありましたが、これをどのように受け止められているか、お伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

２月２８日の３月定例会議冒頭で、市長が述べられた内容につきまして、お答え申し上げます。この冒頭での市長のお話は、御自身のお考えを述べられたということで承知しております。しかし、その内容につきましては、公職である市長のお言葉とは思えないようなお話で、大変驚きました。教育委員としてとても受け入れられるような内容ではありません。市長におかれましては、公職である市長の言葉の重さ、公職である市長のお話の内容の重さにつきまして、いま一度お考えいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） ２番、公文直樹君。

○２番（公文直樹君） 市長は、教育委員会改革といったことも申されておりましたが、こういったことは一切受け入れられないということですが、昨年５月以前から始まったこの教育長人事問題の一連の流れの中で、今日まで時間を費やし、いまだ新しい教育長が決まってない。昨年からの一連の動きの中で、宮地教育長職務代理者をはじめ教育委員さんの方々は、自分たちには非がない、いまだ教育長が決まってないことについて責任はないとお考えなのか、その点をお伺いいたします。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 先ほどお答え申し上げましたのは、そういうことではなくて、市長が話された内容でございます。具体的に申し上げます。教育委員が問題と考えている市長の御発言は、まず、教育委員会改革、教育委員は法改正以前の古い体質を引きずっているということでございます。次に、教育長は教育委員が決めるという閉鎖的な考えを持っている、これが２つ目でございます。３つ目、市長が替われば教育長も替わるのが一般的。４つ目、要望書の提出は法の趣旨に反する行為。最後に、

行政に住民の意見を反映するという本来の役割を教育委員は認識すべきというこの5つでございます。そのことを問題だと私は申し上げました。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） その受け入れられないことについて、ここで議論を重ねても、なかなか解決にはならないと思うんですけれども、これまでの経過も重要ではありますが、やはり市長が6月までには新しい教育長の同意議案を提案していただけるということです、前を向いて歩いていくことも重要だと思います。

そこで、②です。

市長は、教育委員の皆様には住民の御意見を聞いていただいた後に、改めて協議を再開したいとの旨を述べられておりますが、宮地教育長職務代理者をはじめ教育委員の皆様は、住民との意見交換の場を設けるなどの対応は検討されるのでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

1月10日に、香美市の教育を考える会の皆様から御要請がありまして、この日、教育長不在問題につきまして説明を行わせていただきました。また、2月25日ですが、この日は香美市小中学校PTA連絡協議会、市P連と申しますが、この主催で教育委員との懇談会が行われました。そして、その中で教育長不在問題の説明をさせていただきました。なお、この会には、大栃小・中学校のPTA以外の全ての小・中学校PTA会長、副会長、そして、本部役員、20人を超す役員さんが来られておりましたが、たくさん御質問いただきまして、お答えさせていただきました。

そして、教育長の不在期間が、先ほど公文議員も言っておられましたけれども、もう10か月にも及んでおります。教育委員会としては大変困っております。ですから、昨日、市長は6月定例会議前に提案したいとのございます、私どもは、もう合意は必要ございません、市長の責任の下で、6月と言わず、一日も早く教育長議案を議会に提案していただきたいと思っています。これは12月定例会議でも申し上げたとおりでございます。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 合意は必要ないということで、1月10日と2月25日に、一定、PTAであったり市民の方には説明会の場を持ったということですが、相手を特定せずにオープンな形で、誰が来てもいいですよというような感じで、改めての説明会は検討されないということでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 市長と私ども教育委員の話合いは、もう御承知のとおり、これまで9回にも及んでおります。そして、10月から11月にかけて、6回の話合いを行いました。ただ、その会の内容は、議事録にもありますけれど、非公

開で行っておりますが、同じことの繰り返しです。ですから、これ以上話し合いをしても、もうこれは話し合いにならないということで、12月定例会議にそういった御答弁をさせていただいたわけでございます。

そして、もう一つ付け加えまして、今定例会議で山崎晃子議員にもお答えしましたように、やはり前に提案された方にずっと固執されておったわけですが、実際には前の方は既に断っているといった状況の中で、また同じことを出して、ずっと続けておるという事実がございますので、これは一体どういうふうに我々は話し合いをすればいいのか、その話し合いとはどういうことなのか、非常に疑念があります。

ですから、やはりこの問題につきまして、市民の方に説明をすることはやぶさかではありませんけれども、実際にこういう事実があることを一体我々はどう考えればいいのか、本当にそこで困惑しておるところでございます。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） これ以上お話をされても進展は考えられないということだと思うんですけども、先ほど、宮地教育長職務代理者もおっしゃられたように、教育委員会としても教育長の不在は大変困っておられるということですが、仮に、近々、市長から教育長人事同意議案が提案されて、これが同意を経て、新しい教育長が決まったとなった場合には、この方が何人であっても、教育委員としての職務を全うして、新しい教育長とともに教育行政の推進に当たっていただけるということによろしいでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答えいたします。

きちんとそういう法にのっとって決まったものを、我々が拒否するということは全くできませんので、新しい教育長と協力して教育行政を進めていくことは間違いございません。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） それでは、③です。

市長は、先ほどの宮地教育長職務代理者の御答弁に加え、昨日、一昨日の一般質問に対する教育長職務代理者の御答弁も含めて、どのように受け止められておられるか、お伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど、宮地教育長職務代理者からお話がありましたが、聞いておりまして、非常に残念に思いました。提案説明につきまして、私が言ったことは全て否定されましたが、私としましては、市長としての責任を持った発言でありますし、また、私の発言に対して非があるのであれば、そこは白黒はっきりさせたいというのが正直なところであります。このような、ちょっとけんか腰の答弁であること自体が、

やはりおかしいのだろうと思っていて、そもそも教育行政というのは、市民のため、子供たちのためにあるわけでありまして、一緒になってやっていきたいということで、いろいろな話をさせていただきました。その中で、やはり自分がずっと引っかかっておるのが、教育長は義務教育の経験者でなければならないというようなお話であります。非公開ではありましたが、先ほどお話しされたことをちょっとだけ補足させていただきますと、私がずっと前に提案させていただいた方に固執しておるというお話がありましたが、そうではなくて、そもそもどういった人材がいいのかというところが折り合わなかった。これは市民説明会でもお話しさせていただきましたが、私は、幅広い経験、マネジメント能力がある方という形で御提案をさせていただきましたけれども、教育委員の皆様方は、やはり小・中学校の教員免許を持った方という形で、全然折り合わない。じゃあ誰を出すのだというような話の中で、やはり、今一番いい方は前回の方ですとお話しさせていただきましたが、私の気持ちとしましては、そもそも論、どういう方がふさわしいかというところをもうちょっとしっかり合意しなければ出せないということがあります。固執しておるということではなくて、次に提案させていただく方は、前回提案させていただいた方にも御相談しながら決めていきたいと思いますので、別の方が挙がってくる可能性もございます。

また、提案説明のところで、お話はあえてしませんでした。例えば、前教育長に対する私のパワハラについて、教育委員がお話しされました。このことにつきまして、私としましては、やはり香美市にとってもマイナスでありますし、やはり言い出した教育委員の手によって解決していただきたいという思いもありました。いろいろな方から、やっぱり依光はそうだったかみたいなことも言われますし、本当に不本意なことであります。そういったことに関しましては、議会でも取り上げられましたし、やっぱり市長と教育委員が、先ほどの御答弁の中でも、やはりいがみ合っていることがこの場で示されたわけであります。

私としましては、住民の皆様方に御説明をする機会をつくっていただくこともやぶさかではないと御発言されましたので、そこを信じて、対象者を絞らずに会を開いていただければ、私も参加させていただいて、一緒になってやっていただければ、関係修復のきっかけになるのではないかなと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ちょっと歩み寄りには厳しいのかなと感じてはおりますが、市長はやっぱり一緒になってやっていきたいというお考えもあるということで、市長が求められている教育委員の方々の今後の説明会は、ちょっと印象からすると期待できないかなということですが、この説明会が開かれなくても、教育長の選任は進められるのか。また、今後、これ以上の話し合いは難しいという宮地教育長職務代理者の御発言もありましたが、再度、改めて協議を再開したいという部分は、必ず市長が今後教育長を選任していく上で必須条件になるのかという点について、お伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私としましては、合意をしてから6月定例会議までにと思っておりますが、無理であれば、それはそれで出させていただきたいと思います。出させていただく方につきましては、こんな状況なので、人選というところも、教育委員とうまくいってない状況の中で、やったださる方が本当にいるのかという不安はありますが、やはり長引かせるわけにはいかない思いもありまして、6月定例会議までに必ず出させていただきたいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ、6月定例会議までに同意議案の提案をいただけるよう、よろしくお願いいたします。

次の④につきましては、昨日の舟谷議員への御答弁で理解できました。自薦、他薦を問わず、市長とともに教育行政について協力したい方が複数いらっしゃるということで、これから候補者を絞られていくのだらうと思います。

次に、⑤です。

市長からも開会初日の提案説明で述べられたとおり、少子化が加速している現状、いずれ保育園や小・中学校の統廃合を議論する時期もあるとは思いますが、まずは存続のための議論が尽くされるべきと考えます。

加えて、一昨日でしたか、一般質問の中でも広域避難について議論が交わされておりましたが、南海トラフ地震による被災後の復興拠点として、近隣自治体からの広域避難を受け入れるために、現状を維持していくことは大きな役割を担うことと考えます。

市長が新たな教育長とともに目指す、5年、10年後の教育環境の在り方について伺います。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私が考える5年後、10年後の教育環境につきましては、現在、香美市が運営しております保育園と小・中学校を全て維持することであります。そして、議員がおっしゃられるように、統廃合の議論はできることを全てやった上でのことだと私は考えております。このことは、香美市の中山間地域を守ることを公約として市長に選んでいただいた私の責務であると思っております。

一方で、令和6年に香美市で生まれた子供の数は83人となっており、この世代が入園・入学するときの保育園、学校の規模は、今の規模から言いますと、かなり小さくなることが予想されます。特に、大栃保育園や大栃小学校はかなり規模が小さくなると考えておりまして、例えば、大栃保育園では、将来的に保育士の数がお預かりする子供の数よりも多いということも想定に入れております。予算の面では、休園して美良布保育園に通ってもらうという選択肢もありますが、私としましては、土佐山田町や香北町の保護者にお子さんを大栃保育園に通わせたいというニーズがあるのであれば、通園バスを運行して大栃保育園に通っていただくことなども検討したいと思っております。大栃

保育園の設備はまだまだ新しく、小学生や中学生とともに学び、地域住民の支援もある保育環境は、他の保育園にはない魅力であり、園児の成長を促すすばらしい園だと考えております。

この課題に関しましては、時間との闘いだと思っております。私と一致した問題意識を持ち、新たな取組を考え、実行できる教育長を選んで、早期に着手したいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 2 番、公文直樹君。

○2 番（公文直樹君） 大変心強いお考えをお伺いして、僕も一緒になって頑張っていこうと思いました。おっしゃられるとおり、もう時間との勝負という状況になってきておりますので、ぜひ、スピード感を持って、新しい教育長とともに教育行政の推進に当たっていただきたいと思います。

それでは、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（山崎眞幹君） 公文直樹君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2 時 0 7 分 休憩）

（午後 2 時 2 2 分 再開）

○副議長（山崎眞幹君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） 4 番、子どもと町を楽しくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つ町、若い世代が暮らしたくなる町にしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切にし、真摯に取り組んでいく所存でおりますので、本日もどうか前向きな御答弁をよろしく願いいたします。市民の関心が高い4つのテーマについて質問をいたします。

1 番目です。香美市の大規模風力発電計画についてです。

私たちの香美市では、現在、2 か所の大規模風力発電計画が進んでおります。それぞれの計画について、市の対応と見解を問います。

（1）高知県国見山周辺における風力発電事業についてです。

高知県国見山周辺における風力発電事業、以下、国見山風力と略させていただきます。この事業は、国によって定められている発電所に係る環境影響評価の最終段階、評価書の縦覧が終了した段階に来ております。これはいわゆる環境アセスメントが終了した状態であり、これから2028年の営業運転開始に向けて、工事を着工するための許可申請が進んでいく段階に来ております。

資料①を御覧ください。国見山風力の事業概要をまとめたものになります。実施事業者は電源開発株式会社、J-POWERと呼ばれるところです。地図を見ていただくと

分かるのですけれども、本山町、香美市、大豊町、この3市町にまたがって計画されており、本山町から搬入をする計画になっております。2019年に最初の環境配慮書の手続が始まり、2028年運転開始の予定で計画が進んでおります。この計画では、12基の大型風力発電機を、ほぼ尾根伝いに設置することになっております。

この地図ではちょっと分かりにくいと思いますので、②の資料を御覧ください。これは航空写真になります。黄色い線で囲んでいるところが今回の事業計画範囲とされているものでありまして、見ていただくと分かるように、かなり香美市の敷地、香美市のほうに計画範囲が及んでいることが分かります。ちなみに、右下に繁藤駅がありまして、地図のちょうど一番下が穴内川ダム、ダム湖があります。

この計画、実は、大規模な発電計画でありながらも、市民に対して十分に周知されておられません。かく言う私自身も、この後に触れるもう一つの風力発電計画に対する県の環境影響技術審査会を傍聴に行った際、たまたま審議議題に上がっていたことで、国見山風力の計画の存在を知った状況であります。2019年からこれだけ大規模な開発計画が進んでいたのにもかかわらず、大きな話題にもならず、気がついたら手続が最終段階まで進んでいることに、私は驚きを通り越して、恐怖に近いものを感じました。その辺りの疑問も含めて質問していきます。

①です。

国見山風力における環境アセスメントの手続において、香美市は、県からの意見照会に対して、これまでに少なくとも3回の意見書を提出しているはずです。その内容はどのようなものだったのか、教えてください。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

高知県国見山周辺における風力発電事業につきましては、環境影響評価法に基づく手続がなされており、平成31年1月計画段階環境配慮書、令和元年10月環境影響評価方法書、令和4年9月環境影響評価準備書と、それぞれ高知県より意見照会がございました。このうち、環境影響評価方法書の段階におきまして、令和元年10月15日付意見書にて、地域住民の要望には十分な対応と対策を行い、地域住民合意の上で事業計画を進めることという意見を提出しております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 3回出ていますけど、全部にコメント、意見を述べているわけではなかったということだと思います。

②に移ります。

市には、市内の自然環境はもとより、森林の適切な管理・保全をする義務があります。この国見山風力の計画範囲内には、公共財産である市有地や市有林は含まれているのか、いかがですか。

○副議長（山崎眞幹君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

計画地内には市有地及び市有林は存在しておりませんが、里道、水路といった法定外公共物が含まれております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちなみに、保安林と呼ばれるものは、この計画範囲内にあるのでしょうか。分かればお願いします。

○副議長（山崎眞幹君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 保安林は特に含まれてないと認識しております。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

市としてこれまで、J－POWER事業体、J－POWERと、どのような協議を行ってきたのかをお聞きします。また、これから実際に工事が始まる段階で、協定書や覚書を交わす予定はあるのか、お伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

事業体とはこれまで、事業計画、計画段階における環境配慮、環境現況調査の内容、予測評価の結果等について、環境影響評価手続の各段階において説明を受け、適宜協議を行ってまいりました。御指摘の協定書や覚書等の締結につきましては、研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 開発区域周辺で起きた斜面崩壊や土砂の流出に対する責任を明確にするため、一般的には協定書や覚書といったものを交わすのが多いと聞いております。ちなみに、宇和島市、愛南町の計画では、地域貢献という意味で、年間500万円ずつ各自治体に拠出されているような情報も聞いております。香美市の場合、香美市だけがということではなく、3市町での足並みをそろえた取組が必要かと思っておりますけれども、情報交換をぜひしていただきたいと思います。

④に移ります。

この計画では、作業道が本山町側から来るという状況であることが影響しているのかもしれないんですけども、それにしても、ちょっとあまりにも市及び市民の関心が低いのではないかと感じております。これまでの住民への説明会の実施状況、また、市民への周知と説明会の実施は適切に行われてきたと、そのように考えるか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

住民説明会につきましては、繁藤地区コミュニティーセンターにおきまして、令和元年7月13日に環境影響評価方法書に係る法定説明会を、令和4年6月23日には環境影響評価準備書に係る法定説明会、また、令和6年12月17日には事業体が任意に開催した風車機種変更に係る説明会を開催しております。環境影響評価法に基づく説明会の開催日時や開催場所につきましては、事業体が高知新聞に公告を掲載したほか、準備書縦覧の際の住民説明会につきましては、市のホームページにて掲載しておりました。また、説明会の開催に当たり、自治会長さんや地域の方々に御協力をいただき、地域の回覧に併せて説明会案内文書を配布したとお聞きしております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちなみに、この3回行われた住民説明会には行政の職員は立会いしていますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 記憶が不確かで申し訳ございませんが、令和元年の際には参加していたと記憶しております。

○副議長（山崎眞幹君） 西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤です。

これだけの大規模な開発であります。ただ、開発が始まった2019年当時から議員をされている同僚議員に、このことについて議会で取り扱ったことはあるのか、また、報告を受けたことがあるのか聞きましたところ、特にないのではないかという話でありました。ちょっと驚きまして、いろいろ調べてみましたら、2019年9月定例会で、大岸元議員が一般質問で国見山風力について取り上げております。そのきっかけになったのは、議会報告会において繁藤地区の住民から、風力発電計画があり心配であるといった相談があったことを受けて、取り上げたということでした。ただ、それ以降、議会として、議場において特にこの風力発電計画について、報告なり議論なりをされたことがないという状況であります。これまでも振り返ってみていただいて、議会への報告は適切に行われていなかったんだと思いますけれども、行わなかったことが適切だったのか、それも併せてお伺いできますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 議員の御指摘のとおり、確かに、執行部側としてこれまで議会への報告は行ってございませんでした。今後につきましては、必要に応じて議会との調整を図りながら、御報告させていただくことを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 恐らく、当時としては香美市で過去最大の開発行為だったはずなんですよね。それが、市民ももちろんですけど、議会で周知されていないことが、非常に違和感を感じた次第であります。

⑥の質問です。

もう一度、資料②を御覧ください。この航空写真を見れば一目瞭然で、尾根筋の開発が国見山から南側斜面に沿って穴内川ダムへ流れ込む、複数の川に影響することは想像しやすい状況だと思います。この計画についていろいろと確認したいことはありますけれども、まず一つ、分かりやすい状況で、ダム湖への影響を市が検討していたのかということをお答えいただけたらと思います。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

市としての調査・検討は行っておりません。令和元年7月13日、市民の方13人が参加した地元説明会では、先ほど議員からも御指摘がありましたように、当事業に伴い整備される作業道の活用に対する期待がある一方、穴内川への濁水流入への不安等の御意見があったとお聞きしております。事業体は、それらの意見には真摯に対応し、問題が生じないよう事業を進めていくと回答しております。事業体に確認をしたところ、穴内川ダムへの影響としましては、造成等の施工による一時的な水質への影響が想定されているため、事業体が環境影響評価にて穴内川ダム上流部での調査及び予測評価を行っております。また、環境影響評価書において、環境保全措置として、切土・盛土のり面の植生の回復を図ること、土砂流出防止柵やふとんかごを設けるとともに、沈砂池から排水される濁水を分散させることで、土壌浸透を促し、濁水発生の低減に努めることで、工事の実施に伴う水の濁りに係る環境影響は低減が図られるものと評価されております。しかしながら、香美市としましても、これらの環境保全措置の十分な実施を、今後も事業体に対して求めてまいります。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 環境アセスメントというものがあるわけですが、あくまで市とか市民目線のものではないので、どうしても本来は担当課が地域住民と話をし合う、情報交換をするという取組も必要なはずで、それが次の新たに始まった計画でどのように生かされるのかもまた期待して、話を聞きたいと思います。

（2）です。もう一つの大規模風力発電計画である、（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業についてです。

昨年10月、香美市と大豊町の町境の尾根伝いに、約15キロメートル以上にわたる範囲で巨大な風車が36基設置されるという、（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業、以下、ウィンドファーム事業と呼びます。この計画が公表され、市民は突然降って湧いた大規模開発計画に大きな衝撃を受けることとなりました。

資料の③を御覧ください。こちらは、ウィンドファーム事業の概要をまとめたものがあります。事業体は株式会社GF、香美市と大豊町の境の尾根に全部で36基、高さ180メートルという巨大な風車を建てる計画であります。この180メートルという風力発電は、あまりにも大き過ぎて、何ていうか、もうぴんときないスケールだと思いますが、陸上設置では恐らく国内最大級のものであると聞いております。今はちょっと営業を終えて撤去されてしまいましたけれども、最近まで香南市の三宝山の上に風力発電があったのを覚えている方もいらっしゃると思います。あの風力発電の大きさって大体どれくらいか想像できますか。実は、あの風力発電、回るプロペラの一番高いところで60メートルだそうです。支柱の高さが30メートルということでしたので、今回計画されている180メートルというのは、プロペラの高さで言えばあのサイズの3倍、また、支柱の高さで言えば3.8倍。特徴なんだと思うんですけど、プロペラが物すごく長いんです。香南市の風車のプロペラは13メートルだったんですけれども、今回のやつは65メートルですので、約5倍ということになります。

市民が感じている不安の原因は、県の技術審査会でも多くの委員が指摘したことでありますが、事業者の説明が不十分である点と、情報の不明確さにあるように感じています。しかし、今後の計画が進んでいくにつれて、行政の許認可や検討過程の透明化の重要性が増していきます。市には、事業者はもちろん市民に対する適切な情報提供を行う姿勢が求められております。その点で言いますと、先日、市がこの計画に対して出した1回目の意見書は、市民からの声を非常によく組み込んでいただいております、内容も素晴らしいものであったと思います。市民の方々も、この内容についてはすごく安心して喜んでいただいていたという状況でした。ありがとうございました。

再生可能エネルギーの開発については賛否両論あるわけですが、私たちは行政に関わる人間でありますので、賛成、反対ではなく、行政として正しい対応ができるか、その点を念頭に置いて質問を続けたいと思います。

①です。

事業者から最初に市へ相談があったのはいつだったのか、また、その際にはどのような説明があったのか、簡単に構いませんので教えてください。

○副議長（山崎眞幹君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 令和5年3月10日に事業者が農林課林政班窓口へ来庁されており、この日が最初に市に相談があった日ではないかと思われまます。本市と大豊町との境にある森林に風力発電施設を30基ほど設置する予定であること、設置に当たり、林業での活用も可能な道の新設を行う予定であること、計画予定区域に県立自然公園及び国有保安林があることや、香美市が所有している土地があることを伺いました。また、計画図面作成のため、地図を取得したい旨の御相談がございました。

農林課林政班からは、図面作成用の地図の入手方法について回答したほか、林地開発に係る面積が不明であったため、1ヘクタールを超える林地開発行為がある場合は、森

林法に基づく林地開発許可制度の手続が必要であること、0.1ヘクタール以上1ヘクタール未満の林地開発の場合は、香美市森林環境保全条例に基づく届出が必要であることをお伝えいたしました。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） すごい早い段階で来ていたんだと思います。

②については、今日、同僚議員の質問において全く同じ内容でありまして、取下げをさせていただきます。

③に移ります。

風況ポールの設置場所は保安林でもあります。保安林内での立木の伐採や地形の変更には、事業者が県に対して保安林内立木伐採許可申請書を提出する必要があり、その際、自治体の同意書が必要となります。今回は市からの同意書が出されております。この場所は、恐らく水源涵養保安林と土砂流出防備保安林なのではないかと思うんですけれども、保安林の伐採に対して市が同意書を出した理由、また、その許可をするに当たっての協議はどのように行われたのか、教えてください。

○副議長（山崎眞幹君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

今回、保安林内立木伐採に関する同意書の交付につきましては、高知県中央東林業事務所の担当者から、当該保安林の伐採に伴う影響等につきまして、電話により聞き取りを行っております。その際、本伐採につきましては、伐採本数、立木材積が微少につき問題はないとの回答を得ており、そのことから支障はないものと判断し、同意書を交付しております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 分かりました。風況ポール設置に当たっての保安林伐採許可ですね。今後、本格的な工事が始まりますと、保安林の解除というものが必要になってくるわけです。その際には全く違う判断基準が必要になってくるわけですので、より慎重に協議を行っていただきたいと思います。

④です。

それぞれ②と③の質問、許可と同意について、現在、公表されているウィンドファーム事業との関連性を十分理解した上で許可を行っていたのか。もしくは、関連性がないという判断で許可をしていたのか。ちなみに、②については、市長が関係性はないという認識であると述べられていたもので、③についてお答えいただけたらと思います。

○副議長（山崎眞幹君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 今回の行政財産保安林内立木伐採に関する同意に当たりまして、ウィンドファーム事業については、申請時には具体的な情報はなく、十分な理

解ではありませんでしたが、当該申請につきましては、あくまで風況観測のための観測塔設置に係るものであり、当該市有林の用途、目的を損なうものかどうか判断基準になるものであって、ウィンドファーム事業との関連性が問われるものではありません。したがって、今後の申請等に対しましても、内容が当該市有林の用途や目的を妨げないものであるかどうか、申請地に及ぼす影響等を考慮しつつ、判断をすることになります。以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ⑤に移ります。

事業者側が公表している資料を見ますと、ウィンドファーム事業の計画地には、相当数の市有地や市有林が含まれるのではないかと予想しております。まだはっきりした図面等が出ていないので、明確にはお答えできないのかもしれませんが、現時点で、市としてどれくらいの面積がウィンドファーム事業に関係すると予想されているのか。また、こういう市有財産の利用について、現段階で、先ほどの風況ポール以外に、事業者と協議や相談を行っているものがあるのか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） ウィンドファーム事業の計画地及び搬入経路における市有地及び市有林の面積についてとのことですが、現在、事業者が事業実施の可能性について調査を行っている段階と認識しており、市有地等の使用に関する詳細な情報については把握できておりません。よって、現時点におきまして、市有地等に関する使用面積の予想はできかねます。

なお、現時点におきましては、事業に関する市有財産の利用について、事業者との相談、協議といったものは特に行われておりません。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） （3）に移ります。今後の大規模開発に対する取組姿勢についてです。

事業者の計画では、2025年度、環境アセスメントにおける方法書と風況ポールによる風の観測、さらに搬入経路の検討を行うとされています。風力発電の巨大なプロペラや支柱を山の上まで運ぶには、大変な労力がかかります。山林の伐採や山肌を広範囲に削り、また埋め戻すといった、大がかりな道路拡幅工事が必要になると予想されます。

資料④を御覧ください。これは、特殊車両によるプロペラ、ブレードと呼ぶそうですが、けれども、その運搬の様子を描いたものです。特に、今回非常に大きなプロペラ、ブレードになりますので、恐らく上のような専用のジョイント部をつけた車両による運搬が行われると予想されております。この車両、スケール感が狂ってくるので分からないと思うんですけど、とんでもなく大きいものでして、そもそもこのプロペラが65メートルあります。これをトレーラーに載せて、高知港から道を通って香美市の1,000メ

ートルの尾根の上まで運ぶという、ある意味途方もないプロジェクトであります。65メートルと言われても、またこれも想像がしにくいかと思うんですけど、実は、私たちがいるこの香美市の庁舎の東西が、恐らく60メートルから70メートルの間だと思いますので、これくらいの長いものをここから、ここからでもないですけど、道を通ってゆっくり運んでいくことを想像していただけると、いかにこれが大変な事業であるかがイメージできるかと思います。事業者の計画では、搬入経路の入り口が香北町の永野集落に予定されております。

資料の⑤を御覧ください。この業者が出している資料から、恐らくこの道、これしか道がないわけなので、もうここしかないわけなんですけれども、この道を通って65メートルのプロペラを運ぶということになっております。ちょっとなかなか想像しにくいと思いますが、さらにちょっとこの黄色丸の辺りをアップにしてみますと、宅地はもちろんありますし、農地やお墓、用水路、山林、急傾斜地、そして、普通車でも厳しいようなヘアピンカーブがあつたりする状況を、事業者は通って尾根まで運ぶと言っております。もちろん、何かしらの根拠というか、技術的なものがあつて、可能という計算をしていると思いますので、これがいい、悪いというわけではありませんけれども、ただ、単純に資料⑤の集落の空撮を見ると、入り口の黄色丸の部分から、一段高台になっている左上の部分まで行くだけでも、恐らく道を新たに造り直さなければいけない、もしくは橋を架けるぐらいのスケール感になってくるのではないかと思います。自分が知らない技術があるのかもしれませんが、何度もここを見に行つて、メジャーとかで測ってみましたけれども、道幅3メートルとか4メートルしかないところでありますので、非常に難しいのではないかと感じています。

このように、計画の一部分を切り取ってみても、改良、または様々な許可をしていく中で、長期間にわたって、香美市役所が通常業務に非常に多くの業務が上乘せされる形になることが予想されます。そういった点を踏まえまして、市の体制と現在の懸念点について確認いたします。

①です。

予定経路には、多額の税金を投入して行われた圃場整備地があります。確認をしたところによりますと、この永野地区の圃場整備はまだ終わっていないため、仮に工事が完了している場所であっても、まだ工事中の扱いであるという話です。そのような圃場整備地を、事業者から仮に道の拡幅、町道の拡幅をしたいという話があつたときに、圃場を壊して、もしくは譲渡して、そういったことができるのかどうか、その辺についての見解をお伺いします。

○副議長（山崎眞幹君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

事業実施地域の詳細な農地の地図や測量図、筆ごとの登記内容の提示もない上に、事業の詳細な実施工程、事業に関する実施主体の詳細を十分に把握できない中で、明確な

回答をするのは難しいですが、一般的な事例を、許可権者である高知県農業基盤課に聞き合わせた内容を基に回答させていただきます。

まず、高知県では、風力発電施設の資材搬入のための道路設置や、行政が所有する道の拡幅については、一時転用による許可実績となっております。転用については、近年での許可実績がなく、設置後も事業者が恒常的に使わないもの、または、風力発電施設総面積の3分の1を超える私道目的での転用については、許可対象とならないと聞いております。

香美市道や農道の拡幅については建設課、法定外公共物の拡幅については管財課との協議になりますが、道路整備事業の実施主体として、仮に、香美市が事業主体となった場合にも、民間企業に対して市が道路を整備することが適正かどうかという問題が残ってきます。また、この事業に対する農業者の厳しい意見も農業委員会には寄せられており、圃場整備地域内の農業者の意見も農業委員会としては重要な判断事項となります。

いずれにいたしましても、市町村をまたがる事業規模で、詳細な資料も持ち合わせていない中で、最初に申し上げましたとおり、この程度の答弁しかできませんので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②にもちょっと関連する部分でありますけど、このように、民間企業から資材搬入のためという仮に理由があったとして、市道を拡幅したいと申出があった場合、それがそもそもできるのかも気になりますが、そういった工事に香美市のお金が使われる、また、補助金が使われるというようなことはあるのか、それとも事業者が100%責任を持ってやるべきものなのか、教えてください。

○副議長（山崎眞幹君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現在、市道のどの場所の拡幅が必要なのかという具体的な情報がございませんけれども、資材搬入のために事業者が実施する拡幅工事に対しまして、その工事費の一部を負担したり助成するということは考えておりません。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） なかなか市のお金が使われると聞いたら、納得いかない方がいるのではないかと思います。

③に移ります。

今回の計画が出てから、市のどこに相談したらえいろうかとよく聞かれます。それもまた、農地のことだったり、山林のことだったり、いろんなものがありまして、それぞれに電話してたら回しになっても嫌だなみたいなことをよく言われていました。やっぱり、これだけの事業になりますと、様々な担当課が横断的に取り組む体制をつくるべ

きであると考えております。対応窓口の一本化をまず検討すべきであると思ひますし、今回の計画も含めてですけれども、今後、大規模開発が計画された場合などには、庁内に対策チーム、対策班をつくるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現在、事業の進捗状況等につきましては、環境課が窓口となり、各課との情報共有に努めております。また、各担当課が対応している情報につきましても、都度、情報共有が図られていると認識しております。対応窓口一元化の検討をという御質問ですが、各担当課の持つ専門的な知識を集約させ、総合的に対応するよりは、それぞれの分野で協議している情報を関係各課と共有することにより、様々な視点から御意見をいただくことができると考えておりますので、現時点で対策班の設置は考えておりません。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ④に移ります。

近年、自治体の自然環境に対する基本姿勢や判断指針、また、検討手段などを明確にした、環境基本条例や再エネ開発規制条例を制定する自治体が増えてきております。香美市にも豊かな森林環境を守り、保全していく決意を明記した、香美市環境基本条例や再エネ開発に関する条例といったものをつくるべきではないかと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

ちなみに、先ほど笹岡議員が同じような質問をしておりますが、笹岡議員がされたのは、再エネを促進することを目的とした条例で、自分が見解を伺いたいのは、そういう無秩序な開発をある程度コントロール、制御することを目的とした条例がつくれないかということになります。よろしくお願いします。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現状では、環境影響評価法により、各段階で、事業計画や個別に評価し、判断していく手続が確立されており、議員の御指摘の判断指針や検討手段につきまして、これらが事業の内容によっても大きく異なり、また、日々新しい事業手法や技術が生まれてくることから、国が策定し、最新の状況を踏まえて更新されていくガイドライン等を参照するほうがより現実的であり、市による個別の条例制定にはなじまないのではないかと考えております。一方で、こうした大規模事業の計画に対して、自然環境の保全や災害リスクの回避など、市としての基本的なスタンスをあらかじめ示しておくという意味におきましては、条例制定の意義があると考えており、他自治体の事例等も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） どちらかというと、メガソーラーとか、山林を伐採し、山をはげ山にしてソーラーパネルを並べるという開発に対する抑制という意味合いでの、調和に関する条例のようなものをつくっている自治体が多いような印象です。香美市のように山が多いところで、こういったものをつくっておくのは、自己防衛的なものでもありますし、市民が訴えをできる糸口、きっかけになるかなと思いますので、ぜひ、これは持つておくべきだと思っております。

⑤に移ります。

一定規模以上の大規模開発計画については、自然負荷に対しての正しい知識と多角的な視点を持った意見を得ることが重要であります。現在進行中の香美市の大規模風力発電計画に対し、専門的な知見を得るため、香美市環境審議会条例に定められている香美市環境審議会を招集し、オープンな意見交換を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

環境審議会は、環境の保全に関する重要事項を審査・審議する場として設けており、市の取組や計画等の審議の際に招集する会議であると認識しておりました。しかしながら、せんだって県に提出した、計画段階環境配慮書に対する当市意見が、次の段階の環境影響評価方法書に確実に反映されているのか、我々では判断できかねるのではないかと考えております。このことから、議員の御指摘のとおり、事業の特性、地域の特性に関し専門的な知見を有する方々から御意見をいただくことができる機会を設けるよう、当該審議会の活用について検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 非常に大きな計画が起きているわけでありまして、今までの常識が通用しないといいたしましょうか、あまりにも常識外れの規模ですので、専門家に頼るのは正しい判断であると私は思います。

大きな 2 番に移ります。教育長の長期不在における問題です。

教育長が不在となって 10 か月がたとうとしています。これは教育行政における異常事態であるだけでなく、香美市の市政全般に対する信頼を大きく損なっているという現実を、正しく認識しなければなりません。教育現場と子供たちが過ごす時間は決して止まることはありません。子供たちの晴れの日を新しい教育長の下で迎えさせてあげたいと願う多くの保護者の思いに反し、今 3 月定例会議においても、新たな教育長人事案は提出されませんでした。一方で、市長は今定例会議において、6 月定例会議までに提出するという決意を述べられております。これまでなかなかそういうスケジュールを口にしなかった市長が、スケジュールを述べられた点は、歓迎すべきことであると思えます。ただ、新年度を迎えてもまだしばらく教育長不在の状況が続くということが、残念

(1) です。協議の進捗状況についてです。

② です。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

④ です。

– 72 –

長を決める責任があったことには間違いありません。市長説明会の中で市民の方がいみじくもおっしゃっておいりましたけれども、権利と責任のてんびんがおかしくなってますんかと述べられておいりました。私もそのとおりだと思います。

少し話がそれましたけれども、12月定例会議における質疑において、人事案件提出のハードルを下げ、ここまで私たちも一般質問において、教育委員に聞いたり、市長に聞いたりする中で、状況の整理に努めたいと思って努力しているつもりであります。しかしながら、なかなかそれが思いどおりに改善しないことには、非常に歯がゆい思いを持っております。市長が人事案を提出できないというのは、一体どこに問題があるのでしょうか。そして、最終的には、言うまでもなく、人事案は議会の同意が必要なものであります。議会に対して、6月定例会議までに出すと言われていたものの同意を得るために、どのような手順を踏むお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私の認識としましては、教育委員との合意が得られなければ、誰を出しても否決されるということです。ハードルを下げるというお話がありました。が、そもそも教育委員会の正常化とは何かというところですけども、市長が教育委員を任命し、そして、教育長も任命する形になっておりますので、本来は、市長と教育委員の皆様方の意見が合わないことは多分ないのだろうと思います。一方で、私の一番の反省に関しましては、教育委員に教育委員会から推薦いただいた方を承認したことでありまして、私が選んだ方から、私の前教育長に対するパワハラを御指摘されましたし、どちらかといえば、教育委員のこれまでの考え方に近い方を選んだことも、私の至らぬ点であったかなと思います。真っすぐに私が考える生涯学習を支援していけるような、大学、高校、そして、特別支援学校、高等教育機関のあるまちづくりを目指せるような方を教育委員として選ぶことも、一つの選択肢であったかなと思います。

また、繰り返しになりますけれども、ハードルを下げて教育長が決まれば、香美市の教育行政がうまくいくとは考えていません。香美市の教育行政というのは、教育現場だけではなくて、人口減少に向けたいろいろな対策もありますし、公文議員からもお話がありましたとおり、いろいろな行政課題、美良布保育園もあります、また、図書館、美術館、アンパンマンミュージアムも教育委員会の所管でございます。そういったまちづくり全般が、本来の教育委員会の役割であると思っておりますので、教育長を決めたら全てが解決するというのは、私自身が思っていなかったことでありまして、できる限り合意に向かって、しっかりと私の意見を御理解いただくべく、努力は続けてまいりました。結果として、先ほど宮地教育長職務代理者から御答弁がありましたとおり、なかなか難しいことも分かりましたので、これ以上待たせるわけにもいかないと思っておりますので、6月定例会議までに提出させていただきます。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤です。

早期解決を望む市民の声、市長説明会でもありましたけれども、市長は市民に対して、解決までのロードマップを示すべきではないかという意見もありました。この点について、市長、いかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、理想のロードマップとしましては、やはり教育委員の皆様方が、市民説明会のときには、本当に不特定多数の方々に来ていただきましたので、いろいろな意見がありました。その中でやはり大きかったのは、香美市の教育委員の皆様方と市長がもめていること自体が異常であるという話がありました。そういった声も含めて、幅広く、誰が来てもいいような会を開いていただいて、その後に、その結果を受けて、一緒に話し合っ合意に至れば、それが最善であると思っております。ただ、もう理想的なロードマップは描かずに、そこは諦めて、6月定例会議前に提出させていただきたい決意でございます。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） （2）です。教育委員会の運営について、懸念事項を確認いたします。

①です。

新たな教育長が、今後、任命された場合、新教育長の任期は3年ですが、これの起算日はいつになるのか、いつから計算されるのか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答えします。

教育長が任期中に失職し、罷免され、または辞職した場合に、補欠として任命される者の任期は、前任者の任期の残任期間とされております。しかし、香美市のように教育長が不在で、新たな教育長が任命された場合には、その任期は教育長に任命された日、すなわち議会の同意を得た日から3年間ではないかと思えます。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

現在の教育長職務代理者の教育委員任期は5月25日までであります。今のように教育長が不在の中で、新たな教育長職務代理者の任命はどのように行われるのか、分かりますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答えします。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課に対しまして、教育長職務代理者が新たに次の教育長職務代理者を指名することができるかと照会いたしましたところ、回答がございました。回答は、教育長職務代理者は教育長と同じ権限を有するので可能であるという回答でございました。したがって、私の在任中に新たに教育長職務代理者を指名するということになります。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ③です。

教育委員 1 人の任期が迫っております。教育委員の提案も市長が行うことになっておりますが、議会提案はいつ行う予定か。また、教育長問題が解決していない中での選任になりますので、場合によっては丁寧な対応をされるのがよいのではないかと考えております。委員の人選について、議会へ事前に説明を行う考えはお持ちでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 6 月定例会議までに、教育長と同じようなタイミングで提案させていただきたいと思います。議会への事前説明につきましては、昨年、一昨年と同様の形で行おうと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ちょっと話が変わりますが、④です。

2 年の任期で採用、配置されている教育委員会の推進官は、次年度も継続されるのか。任期が切れる年だと思えますけれども、どうなるのか。また、長らく 1 人の欠員が出ております。2 人体制に戻すのか、併せてお聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 正木推進官から、今年度末で退職とのお話があったということで、予算化はしておりません。そのため、今年度末までとなっております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） そうなんですね、分かりました。

（3）に移ります。1 月 19 日、市長が個人で主催した住民説明会についてです。

当日は、午前、午後両方とも参加させていただきました。

①です。

教育長不在は香美市行政としての重要事案であると考えております。そういう状況でありながら、市長個人の主催という形になったことには、どういった経緯があったのか。市としてやるべきであったのかなと、私個人は思っておりますけれども、その辺についてお聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 当初は、教育委員の皆様との開催を模索しており、合同でできるのであれば、香美市主催でも開催できたのではと思います。教育委員の皆様から参加されないとお返事をいただいた後は、私 1 人での開催とさせていただきました。理由としましては、市の主催となりますと、市役所への問合せなどが想定され、市の職員に負担をかけることになると考えました。もちろん会場使用料、チラシの印刷代などを含む経費につきましては、私の自費で支払っております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ②です。

教育長職務代理者に伺います。説明会の開催について、市長は教育委員会に共催を打診したけれども断られたと述べられておりますが、教育委員会に対してどのような呼びかけがあって、教育委員会としてどのような回答をしたのか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答えします。

市長の説明会につきましては、昨年１２月１３日、よってたかって生涯学習フォーラム実行委員会の席上で、隣に座っておられました市長から住民説明会の開催を耳打ちをされ、その後、庁内メールで教育次長と議会事務局長にも依頼がございました。このことを４人の教育委員で話し合った結果、説明会への出席はお断りしました。その理由につきましては、教育委員は１０月から１１月にかけて６回も市長と話し合った、これは先ほども御答弁させていただきましたが、もはや話し合いではなくて、早急に議会へ提案をお願いしたいと考え、１２月定例会議においてもそのようにお願いしたところでございます。また、この問題は教育長人事でございまして、これ以上多くの方を巻き込んで迷惑をかけることではない。市長が香美市の教育長としてふさわしい方を提案すれば、これは済む話ではないかと考えたからでございます。ですから、非常に問題が複雑化しておりますので、もう少しやはり原点に立ち返って考える話であると我々は考えました。さらに、これは結果として市長が単独で開催したことになるんですけれども、このときにもどうするかというのは二転三転しておったように思いますので、もし仮に市長が単独で開催した場合には、市長の政治活動そのものになりますので、そのような会に出席することは政治的中立である教育委員会としてふさわしくないと考えたからでございます。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） ４番、西村剛治君。

○４番（西村剛治君） ③です。

実際、午前、午後と参加して、皆さんの活発な意見交換を聞いていて思ったことが一つありまして、この場での市長の発言は、公式な発言なのか、個人での開催なので公式な市長としての発言ではないのか、その辺がちょっとよく分からなくなっておりました。確認ですが、会での発言は全て香美市長、公人としての公式発言であるという認識でよいのでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 公式な発言と取っていただいて結構でございます。

○副議長（山崎眞幹君） ４番、西村剛治君。

○４番（西村剛治君） その場合に一つ気になるのが、市長の発言、また、その会場において市民の方が発したことを、行政内でしっかり共有されているかということですが、この辺はしっかりされたのでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） どの程度を共有するかということではありますが、一定程度のお話はさせていただいていると思っております。そこはちょっと難しいところではありますが、私としましては、あくまでも香美市の主催ではないこともあって、例えば、議事録を起こして、それを庁内で共有するというところまではやってはございません。ただ、報道もありました。テレビも入ってましたし、新聞も入っておりますので、一般的な形では情報共有ができたものと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ④は、先ほど公文議員が全く同じ内容を確認しておりますので、取下げさせていただきます。

⑤に移ります。

市民に対して、私的、個人ではなく公的な市長の立場で、この会合において正確な情報提供、判断材料の提供ができたと御自身で思われておりますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私の発言は公的なものとして、先ほども答弁させていただきましたが、一般市民の方に対して、私は今、一般市民の立場ですよとかいうのもおかしい話なので、私の心構えとしましては、3 6 5 日 2 4 時間市民と向き合うときには市長であるという形で向き合っております。また、当日でございますけれども、文部科学省や国会での法改正審議の資料、議員の皆様や宮地教育長職務代理者の議会での発言につきましては、出典をお示しした上で、正確な情報提供に努めました。ただし、判断材料としましては、私個人としての開催となり、私の見解を一方的にお示しすることになってしまったため、当然、不十分であるとも思っております。また、告知につきましても、高知新聞社の判断で、高知新聞への折り込みチラシでの情報提供ができなかったこともあり、住民説明会としながらも、広く御案内できたとも考えてはおりません。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） 感想はいろいろありますけれども、参加していた方々を見ると、これまでの経緯をよく知っていて来られている方は少数で、どちらかというと、信頼する市長の口からこれまでの経緯等を聞いて、自らの判断材料にしたいという思いで参加した方が、非常に多かったように思います。それだけに、市長が提供する情報が、公平かつ正確なものでなければならぬと感じたシーンもありました。一々指摘はしませんけれども、一部、残念ながら、市長が正しい情報を出してないという指摘があったりもしましたし、結果的に会場内の市民間で分断のようなことが生じた瞬間があったので、非常にそのことは心を痛める思いがいたしました。市長も不本意だったと思いますけれども、ちょっとやり方をもう少し工夫されて、第三者的な立ち位置の人を入れるなりして、今後、やられたらいいのではないかと思いますので、また御注意いただけたらと思います。

⑥に移ります。

今後も市長は、ごめんなさい、これ主語がないですけど、今後も市長は住民との意見交換会を開催していく、それはもう教育、ごめんなさい、説明が悪いですけど、教育ももちろんですけども、市民、タウンミーティング的なものですね、ああいう形で続けていくお考えはあるのか、お聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回の説明会は、やはりこの長引いた教育長問題に対しまして、一度はしっかりと御説明する機会がなければならないということで、私の判断でやりました。また、先ほど言われた市長が市民に対して説明会というのであれば、行政の、ある意味行事としてやることも考えられると思いますし、今でも自治会長さんに関しましては、春に会議を開催させていただいて、しっかりと答弁をさせていただいています。どちらにしましても、次はいつやるのか、ちょっと今のところ計画はないですけども、教育長問題に関しましては、御要望がありましたら、夕方の時間は空いてございますので、できる限りお伺いして、お話をさせていただきたいと思います。先日も、五、六人の会でありましたが、一定の御説明をしたということもありますので、今日のことがありましたので、議員の皆様方から御要望があれば、スケジュール調整をさせていただきたいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 以上で教育長に関する質問は終わりますが、私は議会の人間でありますので、市長が出された人事案をただ待ち、そして自らの意思と判断基準において賛否を示すだけであります。ただ、やはり毎回、僕は教育長問題について市長に質問させていただいておりますので、相当煙たがられているのかなとは思いますが、僕が時々感じるのは、市長は一体何と戦っているんだろうという思いであります。正直、市長が自らの正義の下に一生懸命やられていることは否定いたしませんけれども、一方で、市民や子供たちが、現実の問題として置き去りにになっているのは気にならないのかなということが、どうしても気になってしまいます。一日も早くこの教育長不在に関しまして解決すること、そして、教育委員会とよりよい香美市の教育をつくっていただく、そのような時が来ることを願っておりますし、私自身もできることをさせていただきたいと思いますので、ぜひ、お互いに感情的にならず、また、批判をするのではなく、自分たちのその先にいる人たち、市民の姿を思い浮かべて対話していただきたいと思います。よろしくお願いします。

3番目、ポスト「あんぱん」の取組です。

間もなく朝ドラ「あんぱん」の放送が開始されます。それに合わせて、本年度、朝ドラ「あんぱん」関連事業を数多く突貫工事で行われております。しかし、朝ドラ「あんぱん」放送開始がゴールではありません。香美市をやなせ先生が生まれたまち、アンパンマンのふるさと、やなせたかし記念館のあるまちとして、全国的知名度、認知度を勝ち取っていくための本当のスタートが、朝ドラ「あんぱん」放送開始であると私は思っ

ております。ポスト「あんぱん」に向けて、市の命運をかけてまちづくりを進めていく強い覚悟と、それにふさわしい実行計画が必要であると考えます。

①です。

現在審議中の令和7年度予算においては、10月の放送終了後に取り組む短期的、また、長期的な、具体的な計画、取組が見当たりません。市としてポスト「あんぱん」にどのように取り組んでいくのか、明確なビジョンをお示しいただきたいと思います。

○副議長（山崎眞幹君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほどの山崎議員への答弁と重なりますけれども、ポスト「あんぱん」ではないんですけれども、来年度の大きな事業といたしまして、パネル展とかトークショーなどを予定しております。また、市民の方の提案等による事業を後押ししていきたいとも考えております。

朝ドラ「あんぱん」の放送が終了いたしましたら、ちょっと熱が冷めてしまうのではないかなと思いますけれども、熱が冷め切らないうちに、NHKなどと協力して、朝ドラ「あんぱん」を何かの形として残せるよう検討していきたいと考えております。朝ドラ「あんぱん」はあくまでもきっかけでありますので、やなせたかし先生を知ってもらうよう、市役所のみならず、関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちなみに、鉄は熱いうちに打つものでありますので、こんだけあつあつの朝ドラ「あんぱん」をたたかない手はないと思いますので、ほっと一息つくのもちよっともったいないかなと思います。

②です。

まず、今年1年大変な激務をこなされたであろうあんぱん室の方々に感謝を述べたいと思います。本当に大変だったと思いますが、ありがとうございます。ただ、これからが本番であるとは私思っておりますので、引き続き気を引き締めて取り組んでいただきたいと思います。その上で、ポスト「あんぱん」の取組を強力に推し進めていくためには、あんぱん室の役割と位置づけを見直し、朝ドラ「あんぱん」とやなせたかしを生かした市の取組から、やなせたかし振興財団と綿密に連携して、やなせキャラやアンパンマンに関連する相談も一元的に対応できるような、横断的な体制に刷新していくことを提案したいと思います。そして、新しいあんぱん室には、実行力、企画力、情報発信力を強化するために、積極的に人員増強すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 朝ドラ「あんぱん」、やなせたかし先生、香美市のキャラクターを含むやなせたかし先生顕彰事業につきましては、これからも積極的に企画実行、発信することは重要と考えておりますが、すぐに人員強化というのは難しいのではないかと思いますので、関係部署と連携を強固にして、積極的に取り組んでい

きたいと思っております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ③です。

3 月 8 日、先ほども御紹介がありましたけど、美良布商店街においてアンパンマン街灯のありがとうイベントが開催されました。告知の範囲は香北町の住民とされたようなんですけれども、非常に多くの方が集まりまして、歩行者天国になった通りに、若い子供たちから、もう本当に年配の方、ふだん見かけないような年配の方たちまで集まって、楽しく思い出話、また、自慢話を繰り広げておりました。ふだんと違うまちの様子に、改めてやなせ先生が香北町に残してくれた数々の記憶こそが、かけがえのない宝物なのではないかと私は感じた次第であります。以前も、やなせ遺産について質問をしたことがありますけれども、私は、やなせ遺産の調査を計画的に実施し、音や映像とともに市民の記憶そのものをアーカイブ化する取組を進めるべきではないかと考えております。併せて、こういった取組は市単独では無理ですので、官民連携で進めていくべきであるとも考えております。今後、こういったアーカイブ化事業を実施していくお考えは、香美市にありますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 本年度、やなせたかし先生顕彰事業に携わりまして、市民の皆様からやなせ先生ゆかりの声などを聞くことができました。その成果といたしまして、広報誌に、ゆかりのある方の声ということで情報発信することもできております。朝ドラ「あんぱん」の放送が始まりますと、より多くの方から私たちのもとにその声が届くのではないかと思いますので、少しでも多くの声を残していくよう取り組みたいと考えております。やなせ先生が残してくださったものには著作権の関係もあることから、著作権者などと相談しながら、できるだけ残していけるように努力したいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○4 番（西村剛治君） ④です。

放送が始まる朝ドラ「あんぱん」、また、リニューアルする奥物部ふるさと物産館、これらの資源を生かすためには、地域盛り上げの先駆けとなる香北・物部支所の機能強化、人員増強が必要であると私は考えております。来年度、香北支所、物部支所の体制に変化はありますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香北支所、物部支所の新年度体制につきましては、令和 7 年度の人事異動の中で、組織全体を見通して配置を検討しています。

以上です。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 大きな 4 番に移ります。市合併 20 周年に向けた取組です。

香美市は 2026 年 3 月 1 日、令和 7 年度中ですね、3 町村合併から 20 周年の大きな節目を迎えます。これまでの 20 年を振り返るとともに、香美市の新たな 20 年にかける思い、ビジョンを産官学民で共有する機会とするべきであると考えております。市の取組を問います。

まず、①です。

令和 7 年度予算案において、20 周年記念式典の費用 75 万円が計上されておりますが、現時点で大まかに、簡単に結構ですので、どのような内容かをお聞かせください。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まだこれからの議論となりますが、私としましては、式典は取りやめて、音楽イベントなど、多くの市民が楽しめるものにできないかと、担当する企画財政課に検討するよう指示をしております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） ②です。

この記念式典以外で、予算でちょっと見落としているのかもしれないですけども、令和 7 年度に記念事業として取り組むものは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御説明させていただいたように、記念式典ではなく、20 周年記念事業として、多くのイベントを住民と協力して生み出し、市民と祝い合うイメージを持っております。また、功労者表彰につきましては別途開催し、広報などで御紹介させていただきたいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） ぜひ、その 20 周年イベントをつくることを市民公募でやられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 特に市民公募は考えておりませんが、20 周年記念事業につきましては、大小様々なイベントを市民とともに開催したいと思っておりますので、提案型市民主役事業と同様のやり方で公募させていただきたいと検討しているところです。その際には、議会の皆様にもしっかりと御意見をお聞きした上で、事業費を補正予算にて計上させていただきたいと思っております。

○副議長（山崎眞幹君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） ④です。

20 周年を節目に、私は、ぜひ、全市民を対象にした住民アンケートをしていただきたいと思いますと思っておりますが、このようなお考えはありますでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンケートにつきましては、今後、第 3 次香美市振興計画

の作成時に実施する予定でございますので、20周年事業としましては特に考えてございません。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤です。

20周年を記念して、香美市ゆかりの様々な歌、音楽を市民の歌声で録音し、市民に配布してはどうかと思いますが、このような取組はいかがでしょうか。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 面白いアイデアだと思いますので、提案型市民主役事業のような形で御提案いただければ、市としまして支援できるのではと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 最後の質問です。

20周年記念イベントとして、先ほどもちょっと似たようなことに触れましたけれども、全国やなせキャラサミットを香美市でやっていただきたいと思いますと思いますが、ぜひ、お願いします。

○副議長（山崎眞幹君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私も似たような御提案を、アンパンマンミュージアム振興財団やフレーベル館に御相談したことがあります。実現には至っておりません。連続テレビ小説「あんぱん」を通じて、いろいろな自治体とも交流がスタートしておりますので、その中で少しずつ広げさせていただきたいと考えております。

○副議長（山崎眞幹君） 西村剛治君の質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎眞幹君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

次の会議は3月14日午前9時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会いたします。

（午後 3時43分 延会）

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 5 号）

令和 7 年 3 月 1 4 日 金曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月14日金曜日（審議期間第15日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

1 0 番 比与森 光 俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	商工観光課長	門 脇 正 人
副 市 長	村 上 真 祥	《香北支所》	
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	支 所 長	石 元 幸 司
企画財政課長	黍 原 美貴子	《物部支所》	
防災対策課長	中 川 英 斉	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教 育 次 長 中 山 泰 仁

【消防部局】

な し

【その他の部局】

上下水道局長 西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一 圓 幹 生	議会事務局書記	今 井 沙 織
議会事務局書記	横 田 恵 子		

市長提出議案の題目

議案第	6 号	令和7年度香美市一般会計予算
議案第	7 号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第	8 号	令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第	9号	令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第	10号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	11号	令和7年度香美市水道事業会計予算
議案第	12号	令和7年度香美市簡易水道事業会計予算
議案第	13号	令和7年度香美市下水道事業会計予算
議案第	15号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第12号）
議案第	16号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）
議案第	17号	令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
議案第	18号	令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第	19号	香美市手話言語条例の制定について
議案第	20号	香美市動物愛護基金条例の制定について
議案第	21号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	22号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	23号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 33号 香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 34号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 35号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和7年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第15日目 日程第5号)

令和7年3月14日(金) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 6番 森田雄介

② 3番 中平麻衣

日程第2 議案第 6号 令和7年度香美市一般会計予算

日程第3 議案第 7号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第4 議案第 8号 令和7年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第5 議案第 9号 令和7年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

日程第6 議案第 10号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第 11号 令和7年度香美市水道事業会計予算

日程第8 議案第 12号 令和7年度香美市簡易水道事業会計予算

日程第9 議案第 13号 令和7年度香美市下水道事業会計予算

日程第10 議案第 15号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第12号)

日程第11 議案第 16号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正
予算(第6号)

日程第12 議案第 17号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正
予算(第4号)

日程第13 議案第 18号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
号)

日程第14	議案第	19号	香美市手話言語条例の制定について
日程第15	議案第	20号	香美市動物愛護基金条例の制定について
日程第16	議案第	21号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	22号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	23号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第29	議案第	34号	市有財産の無償貸付けについて
日程第30	議案第	35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第31	議案第	36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第32	議案第	37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第33	議案第	38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第34	議案第	39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について
日程第35	議案第	40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第36	議案第	41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について

日程第37 議案第 42号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、村田珠美君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

(午前 9 時 0 0 分 開議)

議事日程に入る前に報告します。１０番、比与森光俊君は、欠席という連絡がありました。

初めに、市長、依光晃一郎君から発言を求められておりますので、許可いたします。
市長、依光晃一郎君。

[illegible]

お諮りいたします。これを許可することに御異議はありませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、市長、依光晃一郎君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、執行部から提出議案の一部訂正の申出がありますので、訂正理由の説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 大変申し訳ございません。議案第２３号の訂正をお願いいたします。条文中の附則、施行期日の第１条「この条例は令和７年４月１日から施行する」の後に「ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。」を追加願います。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りいたします。ただいま申出のありました、議案第２３号の訂正を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の進行に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきたいと思います。今回質問するのは、大きく4点です。

まず、1点目、下水道の点検についてお伺いいたします。

下水道管の破損リスクは、経年だけではなくて、素材や形状、地質や交通量などの条件に左右されます。ふだんは目に見えないからこそ、専門的で予防的見地に立った評価と修繕をお願いしなければなりません。

何より念頭にあるのは、今年1月28日に発生した埼玉県八潮市道路陥没事故です。いまだに救助にも復旧にも困難を来している状況にあります。下水道法では、腐食のおそれが高い下水道を対象に、5年に1回以上の点検が義務づけられており、埼玉県の場合、直近では2021年に点検をしていたといいます。その際の判定ではB判定で、5年以内に再調査という見立てでありました。それが、妥当であったかといえ、結果的に妥当ではなかったと言えるのではないのでしょうか。見直しが必要になっております。

本市にも下水道や上水道がありますけれども、修繕を調べたりする場合には、道路表面に小さな陥没が発生し、それによる破損を発見することで、事後的に修繕をしてるんじゃないかと自分はお見ておるんですけれども、そうであったとしても、地下二、三メートルの配管で、陥没する穴の大きさもそこまでにならないケースが多いのではないかと思います。しかし、テレビでも放送されました埼玉県のケースで言えば、地下10メートルに4.75メートルの下水管が通っていたために、被害は格段に大きくなっております。地下深くにあって、腐食などが原因の軽微な損傷から継続的に土砂が流入すると、それまで以上に下水道管の上部に空洞が拡大していくというメカニズムを持っております。さらに、今回の埼玉県の例ですけれども、下水管は、シールドマシンで掘り進めた後に、地下で下水管のパーツを円筒になるように組み合わせて作っていく、まあ、円筒とは限りませんが、その形を作っていく工法であったため、接合部の腐食によって、その構造物の上部が崩れ落ちた可能性があるという指摘もありました。事故後に穴が広がった状況と符合するようにも見てとれます。そして、先ほども述べましたが、深ければ深いほど穴が広がる可能性を考えれば、今回の映像を見ましたら、当初、トラックのお尻の部分は見えていた映像があるんですけれども、その程度であったものが、結果的に三、四十メートルの大きな穴になることは、今後、想定される事態だとの認識を持つ必要があるのかもしれない。

さて、本市も利用している高知県浦戸湾東部流域下水道なんですけれども、最大寸法

をお聞きしましたら1.65メートル、香美市から南国市を通り、高知高須までつながっております。高須浄化センターは1990年に供用開始され、1992年には南国市と旧土佐山田町の供用も開始されておりました。当初から言えば、35年が経過しております。また、地質について、特に高知市の部分では、下流域が沖積層になっております。管が損傷した場合に、八潮市と同じく地盤沈下を起こしやすい地質とも聞きました。

それらを述べまして、①の質問です。

浦戸湾東部流域下水道の老朽化、破損リスクは、現時点でどう評価しているのでしょうか。香美市で破損が起これなくとも、高知市の沖積層で陥没事故があったりした場合、影響は大きいと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

高知県公園下水道課では、浦戸湾東部流域下水道の幹線について、令和2年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、環境能力、埋設位置、経過年数、劣化状態等を基に、下水道管に異常が発生した場合のリスク評価を実施されております。具体的には、被害が発生した場合の規模を大・中・小の3段階、発生確率を高・中・低の3段階でマトリックス化し、9種類に分類した上で、5段階にてリスク評価をしています。この評価は、劣化の進行度や緊急性を見極め、計画的かつ効率的に更新や補修を進めるために重要です。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） リスク評価の仕方をお聞きしました。実際に自分が聞いたのは、昨年11月に直近の検査を高知県で行っているということでした。その際には、大きなリスクではないというお話、そして、また、冒頭に述べましたけれども、管の太さが最大でも1.65メートルですので、そこまで大きな管でもない、少なくとも埼玉県に比べれば大きくないといったことで、前回の検査のときにも、現にリスクはあまり高まっている状況ではないというお話であったんですけれども、課長の理解もそういったことでよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。ちょっと点検の内容を説明いたしますと、管渠の点検については、マンホール内から管内の目視をし、腐食、破損及びクラックの異常の有無を確認しております。また、管渠リスク評価の結果と腐食管渠かどうかから重要度を設定し、最重要施設は2年から3年に1回、重要施設は5年に1回の頻度で点検を実施しておることです。今回は流域幹線についての質問でしたが、本市においても同様の調査を実施しています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） ②に行きます。

今のお答えも大分関連していると思うんですけども、カメラでの点検というお話もありましたが、この管の大きさからいうと、人が入って目視というわけにはなかなかいかないんでしょうけれども、マンホールからの目視はされているようですが、そのほかに、実際に触ってみてというか、たたいて音を取る検査もあるとお聞きします。そういった検査も行われているのか。また、技術革新によって様々に新しい検査も出てこようかと思います。そういった情報もありましたら、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

調査の内容といたしましては、管渠にテレビカメラを入れるスクリーニング調査を実施しております。管渠の-span間において、腐食、破損、クラックの異常を確認しております。重要度に合わせて5年から15年に1回、実施されているとのことです。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 基本的には、県が検査を行っているということだと思います。

新しい技術を自分も見ましたら、高知県高知市の会社がトンネル、これは自動車のトンネルなんですけれども、カメラで検査して自動的に展開図が生成できると、3Dの展開図に生成できるというもので、総務大臣賞を受賞していた記事も載っておりました。なかなか本当に、技術職員の減少とか、それこそ予算の不足などで、本来、点検で気になるところがあっても、まだ緊急ではないと言って先延ばしにすることで、リスクが広がる。今回の事故なんかでもそうなんですけれども、少しリスクがあると思えば、素早く検査の後に修繕まで行っていただきたいことを申し添えておきたいと思います。

それで、③の質問です。

特に本市の場合、農業集落の下水道などを念頭にお聞きしますが、現在の下水道管を維持・更新することも本当に重要で、修繕もお願いしたいんですけども、一方で、維持が困難になった下水道は、更新する代わりに合併処理浄化槽へと切り替えることで、災害リスクや維持費用を軽減できる可能性はないのでしょうか。まずは検証を行ってはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

下水道の更新が必要となった際には、現在の集合処理型下水道の継続が適切か、合併処理浄化槽などの個別処理への移行が有効かについて、経済性、災害リスク、環境への配慮の点から、総合的に検討する必要があると考えています。経済比較の結果だけではなく、人口動向、まちづくりの方針、既存の生活排水処理施設の状況も考慮して、最適な方式を選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そのように、またよろしく願いいたします。実際の修繕でも、自分が調べましたところでは、SPR工法、管の内側に樹脂材を巻いて成型するものであったりとか、オメガライナー工法といって、折りたたんだチューブを管の中に入れて膨らますといったことで、従来よりかは安価に修繕できる方法もあるとお聞きいたしました。そういった修繕につながるようなことをお願いいたします。

2点目の質問に移りたいと思います。PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）の検査についてです。

PFOS、あるいはPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、環境中で分解されにくく蓄積性が高いために、2022年より製造・輸入が禁止されております。そのほか国内の規制では、2020年より水道水源に含まれるPFOS並びにPFOAの合計が、暫定基準値50ナノグラム・パー・リットル以下であることとしております。昨年、本市においても調査が行われ、結果がホームページに記載されております。その目標値を超えた場合の改善義務化は2026年4月からと、昨年12月に方針も決定されております。

よく耳にするPFASとは、1種類の物質ではなく、少なくとも4,700種類の種類がある有機フッ素化合物の総称です。その中で、初期から多く使われ、問題となってきたのが、PFOA・PFOSと聞きました。これらの有機フッ素化合物は、フォーエバー・ケミカル（永遠の化学物質）とも言われ、水や油をはじき、熱に強く、自然界でほぼ分解がされないということです。欧米、特にアメリカのデュポン社がPFOAの汚染で訴えられた際、地域住民の健康調査では、PFOAばく露とコレステロール値、肝臓がん、精巣がん、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎及び妊娠高血圧症との間に関連性が高いという結論を発表しております。また、日本では、調査の対象にはなっておりませんが、既に製造や使用は禁止されていることを目にしました。これは、乳幼児の発達影響なども懸念されております。残念ながらといいますか、自分が見た中では、それ以外のPFASについて、今のところ影響は不明だそうです。ちなみに、虫歯予防などで使用されるフッ素コーティングは無機フッ素化合物が使われており、人体への影響はないことも確認したところでは。

それらを踏まえて、①の質問です。

ホームページに掲載された検査結果には、基準値以下であるが、2ナノグラム・パー・リットルを検出したとあります。検出されたことに対する見解はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

今年度、水道事業の原水のP F O S、P F O Aの水質検査を行いました。結果は、おっしゃるとおり、2ナノグラム・パー・リットルとなりました。国が示す暫定的な目標値である50ナノグラム・パー・リットルの10分の1である、5ナノグラム・パー・リットルを下回っていたと認識しております。本市が委託している検査機関の機器では、測定値は1ナノグラム・パー・リットルが検出限界値です。他市町村においては、5ナノグラム・パー・リットル未満を検出限界値としているところもあります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 基準値以下ではあったんですけども、日本における基準値で、欧米でも当初の基準値はまだ高かったわけですけども、だんだん今もっと基準を厳しくしなければならない方向にしております。直近で御紹介しましたら、アメリカの目標値は4ナノグラム・パー・リットルですし、特に欧州などでは、とにかく疑いのあるものは全て排除しようというようなことで、P F O Aに限らず、全体のP F A S、4,700種全てに規制をとる方向になっておると聞いております。現在は影響がないだろうということですけども、決して安心をしていい数字ではないのではないかなと思っています。

それで、②の質問です。

来年度以降は簡易水道事業でも検査を行い、定期的に結果をホームページに掲載するとしております。検出なしが、年々減少が望めますけれども、増加傾向が見られた場合の対応、汚染源の特定への取組はあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

仮にですが、P F O S、P F O Aの測定値が増加傾向を示した場合には、まず、年間の検査回数を増やしてモニタリングを強化します。目標値を超えるような場合は、汚染源の特定について、必要に応じて調査区域を設定し、追加検査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今、お答えいただきましたが、回数を増やしてということですけども、目標値を上回るときとは、具体的にどういった数字になりますでしょうか。自分としては、増加傾向で回数を増やして、最終的に50ナノグラム・パー・リットルを超えなくても対策を求めたいわけですけども、そういった認識であるか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 目標値は、現在、国が示す暫定的な目標値である50ナノグラム・パー・リットルでございます。目標値以下で増加傾向を示す場合には、

先ほど申したとおり、モニタリングを強化するということでございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 国でも、現在の基準は少し見直しが年々必要になってこようかと思っておりますので、そういったものも含めて対応をお願いしたいと思っておりますし、できれば、モニタリングをする中で住民の声も聞いて、対応できるところは対応していただきたいと思っております。

それで、③の質問に移ります。

欧米諸国では、より多くのPFAS規制に取り組もうとしております。国際的な動向は、関心ある市民も注視をしていくと思われれます。今後の検証や啓発、規制の考え、取組をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

現在、環境省は、内閣府食品衛生安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえて、最新の科学的知見に基づき、目標値から水質基準の設定へ向けて見直しを行っております。省令等の改正も進められております。本市としても、これらの動向を踏まえつつ、必要に応じて水質検査の実施や市民への情報提供と啓発に努めてまいります。今後も、国や県と連携して、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そのようにお願いいたします。

大きな3点目の質問に移ります。k a m i c a（カミカ）の普及状況ということで、お聞きしてまいります。

まず、キャッシュレス決済は、かさばる現金を持ち歩くことなく買物やサービスの決済ができる上に、コロナを経ての衛生面やポイント還元でのメリットがあります。また、そのほかにも消費喚起を組み合わせることで、消費者の行動を一定の方向へ促す要素を持った仕組みになっていると思っております。本市のk a m i c aにおいては、地域を限定することや行政ポイントを付与することで、特色を出しておると思っております。

一方で、キャッシュレスには、あまりスマートではない使い勝手、レジで少し時間がかかることもあるんですけども、かえって、使用の際のコミュニケーションを生み出すきっかけになるという側面も、人によってはあるんじゃないかなと理解をするところでは。

2021年4月からスタートしまして、今年4月で丸4年がたち、5年目に向けて進んでいくところです。暮らしの役に立ち、使うことが楽しくなる、お出かけしたくなる仕組みづくりになっていけばと、現状をお聞きするものです。

①です。

昨年3月定例会議で聞いた電子マネーチャージ額、利用額及び件数のその後の推移、また、硬貨チャージキャンペーンのチャージ人数や総額をお聞きいたします。資料もつ

けていただいておりますけども、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和6年4月から令和7年2月までの利用状況につきまして、タブレットに掲載しております資料を御覧ください。資料では、上の表と下の表に分けて記載しております。

上の表につきましては、取引推移でございます。左の列は、令和3年4月から令和6年3月の累計です。4月から2月の令和6年度小計につきましては、上のチャージ額が4億9,913万1,194円、チャージ件数が3万5,361件、平均チャージ額は13万630円、マイナポイント付与とマイナポイント件数は対象がございません。利用額につきましては4億3,620万4,909円、利用件数15万5,913件、平均利用額は2万9,760円となっております。

下の表につきましては、今年度のkamica期間限定ポイント取引推移でございます。ポイント発行額につきましては4,056万6,967円、ポイント発行件数7万6,860件、ポイント利用額3,945万2,392円、ポイント利用件数は2万3,020件でございます。利用率は97.3%でございます。

なお、今年度開催いたしました硬貨チャージイベントでは、465人、890万4,913円のチャージがございました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 自分も資料を見せてもらい、今、課長からも丁寧に数字を説明していただきましたが、多分、上段のチャージ額、チャージ件数、平均チャージ額は、多分、小計の数字で出ていますけれども、平均額を足したということでしょうかね。見方はあれですけれども、年間5億円近いチャージもありましたし、それから、硬貨チャージキャンペーンは、前回、令和6年1月の2日間で786万円がチャージされたことは、広報にも1回出たんですけど、その後、9月6日、7日で香北町、27日、28日で物部町、11月に土佐山田町と、3回の硬貨チャージを行っている。その全てが465件で890万円、前回の1回、2日間よりも多い件数と金額ということで、これもまだまだ継続して、やれば掘り起こしにもつながるのかなというところですが、実際に、人数や手間というのでしょうか、そういったものもかかる取組です。今後も硬貨チャージキャンペーンの需要はありそうですけども、継続は、今お考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、硬貨チャージイベントにつきましては好評でございますので、TOPPAN株式会社とも協議を進めております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） それでは、②に移ります。

本年度開催の 2 回の期間限定ポイント、利用還元によるチャージと、それから、従来のカード自体にチャージをすることでの付与という形で行われました。比較検証や市民の声はどういったものがあったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

決済による期間限定ポイントの付与につきまして、昨年度までのチャージイベントより低調でございましたが、物価高騰の影響を受けました市民に対して、広く機会を提供することができたのではないかと考えております。今回はチャージではなくて使わないともらえないのかという内容で、市民からの問合せが多くございましたが、苦情のようなものではございませんで、チャージキャンペーンが定着しているという印象を受けました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） 自分が聞いた声なんですけれども、チャージによって付与されるポイントの場合は、確かに市民の慣れもあるのでしょうかけれども、実際にお金を持っていないと、余裕がないと大きな金額をチャージできないということに対して、使った分だけポイントがついて還元されるほうは、自分らにとって使い安いという声も聞きました。表でももらっておるんですけれども、ポイントが、カードにお金を入れたときに比べたら、数字上では効果は大きくなかったかもしれないけれども、多分、メリットがあった層が違うのではないかなということも含めて、使った分の還元は期間も少し長めであったと思うのですけれども、その間にふだんの買物の中で k a m i c a が使えるという声もありましたので、今後の参考にさせていただければと思います。

③の質問に移りたいと思います。

加盟店の増加や盛り上がりがあって、取組がより定着していくものと思われれます。開始から現在までの加盟店の推移を、増減の内訳も含めてお聞きいたします。これも資料を頂いておりますが、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） タブレット掲載資料で、先ほどの次のページに載せております、運用開始当初の加盟店数は 1 0 1 店舗でしたが、現在は 9 8 店舗となっております。開始から直近月までの増減がございますが、増加の主な理由は、新店舗のオープンや既存店舗からの新規申込みでございます。減少の主な理由は、廃業、閉店等によるものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） 新店舗や廃業は仕方がないところではありますけれども、既

存店舗の加入というお話もありましたので、そういったところが参加したときに、お店の声で何か聞いていることはあるでしょうか。まだ市内には加盟していないお店、過去にはお声をかけておられると思うんですけれども、改めて店舗が増えるための取組というのでしょうかね、お声も聞いて、こういったことが実現すれば加盟してもいいとか、そういったことは聞かれていないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今年度以前には、加盟店舗等のお声を細かく聞けていない点がございました。そこで、来年度は、細かくケアできるような形で、店舗の生の声をお聞きするといった取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） よろしくお願ひいたします。

④の質問に移ります。

1月に、類似の地域電子マネーの取組をしている長野県岡谷市で、事業交流研修が行われたと聞いております。各地の取組も発表されたと聞きますが、その概要を、まずお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 長野県岡谷市におきまして、同じシステムを使う4つの地域通貨の運営主体が集まり、サービス内容や運営状況等の情報共有や意見交換を行いました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もう少し聞きたかったんですけど、⑤を準備していますので、そちらでお答えいただけますでしょうか。

4つの市の取組ということでしたけれども、その発表を聞いて、成果を上げている取組や、本市で参考になる事例を挙げるとすれば、どういったものになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ウォーキングの歩数データでポイント付与できるアプリ機能を持たせた、健康推進の取組事例がございました。また、病院や調剤薬局、バス、福祉タクシーで電子決済ができる事例では、チャージ額と決済額の差があまりないことから、日常で市民の利用が浸透していることがうかがえました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そういう取組は本市でもやったらどうかなと思いますし、バ

スやタクシーでの利用については、声をかけたという話を聞いた覚えがありますが、病院での利用でも、本市の場合はお声をかけたりしていますでしょうか。もし、それができれば、本当に日常的にk a m i c aも使うことができることにはなろうかと思うのですが、病院への働きかけはされたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

それぞれの地域特色がございまして、また、その地域の市民の考え方や事業所の考え方もございます。御質問のございました、病院、調剤薬局につきましても取組は進めていきたいところですが、先ほどのような理由でございますので、一足飛びに進めることはできないと思います。徐々に取り組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） カードを使ったときのポイント還元という仕組みもあります。

医療現場におきましては、医療点数によって決まっているものに、ポイントでも構わないのかなというところもありますが、実際に取り組んでいるところもあるのだとしたら、それは可能なのだと思います。そういう意味では、ハードルは全然高くないということだと思いますので、取組をお願いいたします。

最後の⑥の質問です。

現在、捉えているk a m i c a運営の課題、併せて、今後の戦略といいますか狙いは、どういうふうになりますでしょうか。新年度予算でスタンプラリー機能の追加も出ております。そういったことも含めまして、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

k a m i c aの利用を増やすためには、利便性を高めて利用機会を増やすことが必要だと考えております。まずは、店頭に設置されたQRコードを利用者のスマートフォン等で読み取る、MPM方式と呼ばれる方式ですが、この導入を進めることで利便性が高まり、加盟店の増加につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうですね、今、ジモッペイというもう一つの決済方法が広がってきておりまして、こちらはQRコード読み込み方式ですので、それにも対抗したいと思いますし、スタンプラリー機能が当初予算で出ておりましたけれども、これにも当然取り組まれるがやと思います。具体的には、まだ形は見えていないでしょうかね、こういった形のスタンプラリーなのかとかは、ちょっと見えていないでしょうか。今回、参加店舗のお声も聞くというお話もありました。こういったスタンプラリーであったら取り組みやすいのかというようなことも、併せて聞き取りをした上で、そういった機能

をつけていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな4点目の質問に移りたいと思います。国民保護計画の具体性ということで聞かせてもらいます。

3月定例会議で報告された国民保護計画の改定には、計画に記されているとおりには難しいだろうと思われるものや、計画と言うには少し具体性に欠ける、作成手引きのような内容ではないかなと思うところもあり、現状を確認するためにお聞きいたします。

①です。

幾つか具体的に、計画はどこまで達成されているのかを確認させてもらいたいと思います。

計画文中の28ページ、情報収集・提供等の体制整備の1、基本的考え方の(3)情報の共有には、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努めるとあります。また、35ページ、避難及び救援に関する平素からの備えの市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料の中に、地図や各種データ等は、市対策本部におけるモニターの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましいとの記述があります。そしてもう一つ、42ページ、第4章国民保護に関する啓発で学校における教育として書かれている、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育とありますが、それぞれどの程度の取組がされており、今後はどこまでを達成目標としているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） まず、取組状況についてですが、データベース化については、避難施設の情報は、国・県・市が共有しており、毎年更新しています。また、運送事業者の運送力情報については、国が取りまとめたものが、昨年8月に地方公共団体に提供されています。市有車両の保有輸送力は、管財課にデータベース化したものがあります。こうした情報には、取扱注意の内容、例えば、運送業者であれば保有する車両の台数などが含まれておりますので、情報セキュリティを考慮しながら把握管理に努めております。

次に、大型モニターについては、現在、各会議室に設置されております。これにより、必要な情報を大型モニターに表示させたりウェブ会議をすることが可能となっています。

また、教育委員会では、自然災害発生時の身を守る行動や、避難所での生活についての学習など実施しており、これらの学校学習は武力攻撃の際にも役立つものと考えています。

最後に、達成目標についての御質問ですが、達成目標は具体的に定めておりませんけれども、国民保護計画の根拠法である武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第3条にあります、地方公共団体の責務を果たすよう努力しなければならないと考えています。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） 丁寧にあります。ありがとうございます。

それでは、②の質問に行きます。

第 2 編、平素からの備えや予防の第 1 章、組織・体制の整備等で、第 1、市における組織・体制の整備として、21 ページの職員への連絡手段の確保に、常時、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保という文言があります。それと、第 3、通信の確保の 25 ページに、非常通信体制の整備で重要通信の確保に関する対策の推進と書かれておりますが、この兼ね合いについて、準備しておくということなのかもしれませんけれども、具体的に使用するとしたときに想定されるのは、両方を併用するものなのか、常用携帯が使用不能になった場合のバックアップなのか、もう少しお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 御質問にあります、非常通信体制は携帯電話のバックアップなのかについてですが、国民保護計画 21 ページに記載されている携帯電話等については、職員参集時の連絡手段についてです。一方、非常通信体制は、電波法によるところの人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、または、秩序の維持のために行われる無線通信の体制のことで、防災行政無線を指し、職員参集のための携帯電話のバックアップを目的としたものではありません。複数の通信手段があることは、武力攻撃のみならず、大規模災害発生時にも有効であることから、こういった通信が非常時には有効なのか、研究したいと考えています。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） それでは、③です。

68 ページの避難実施要領の策定は、留意事項を羅列しているだけのように見えますが、これは何か別に策定されているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難実施要領は、県から避難指示通知があったときに直ちに作成するもので、これに定める事項を計画に明記しています。避難実施要領を緊急時に直ちに作成することは容易ではありませんので、あらかじめ避難実施要領のパターンを複数作成しておくことが望まれています。本市では、これまでに 5 パターンを作成しており、この中には、本年度の国民保護共同訓練で行われたパターンの作成演習を生かし、作成したパターンも含まれています。5 つのパターンには、具体的に、弾道ミサイル、突発攻撃、武力攻撃の 3 パターンと、化学剤攻撃テロ、爆弾攻撃テロの 2 パターンで、本年度に新たに作成しましたものは、化学剤がサリンである場合のパターンです。

○議長（小松紀夫君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） そうすると、年々増えていくというような理解でよろしいでしょうかね。はい、分かりました。

それでは、④の質問に移ります。

73ページには、弾道ミサイル攻撃の場合として、堅牢な施設や建築物の地階の地下施設に避難とありますが、本市には具体的な場所がないのではないのでしょうか。学校や市役所は堅牢に当たるかもしれませんが、全住民が避難できるとは到底思えません。先ほど、弾道ミサイルや武力攻撃の際の避難計画もあるとお聞きしましたが、どういうふうな計画、どう受け止めておられるのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難施設のうち、弾道ミサイル攻撃に対応する緊急一時避難施設については、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として指定されています。本市には、地下施設の該当はありませんが、コンクリート造り等の堅牢な施設としましては、令和6年4月現在、中央公民館や保健福祉センター香北、奥物部ふれあいセンターなど、15施設が指定されています。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 15施設、今言われた中に学校や市役所は入っていませんけれども、15施設あったとしても、近隣の方がたまたま近くにおいて逃げ込むことは可能ですが、全ての方がちょっと入るのは無理じゃないかなとも思うのですけれども、計画でそういったところを何か考慮はされていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 前段③の質問にもありましたけれども、避難行動をどうさせるかというパターンをつくっております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 後で述べますけれども、そういう事態にならないことが一番ですので、この計画が不十分なのでどうこうというつもりではございませんが、気になったのでちょっとお聞きいたしました。

⑤に移ります。

97ページの特殊標識等の意義では、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されると記してあります。しかし、自分が思いますのは、そもそも規定に従えば、軍事施設以外に攻撃をしてはならないという規定もあります。そういう認識はありますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書、議定書1において、文民の保護について定める第5章に、文民を武力災害の危険から保護するという任務に従事する者を保護するため、国際的な特殊標章や身分証明書によって識別すべきことが定められています。また、追加議定書1の第48条では、紛争当事者の守るべきものとして、軍事行動は軍事目標のみを対象とする基本原則を、第52条では民用物への攻撃の禁止を、第57条

では攻撃の際の予防措置が定められており、これらの条文を含む第4編において、民間施設や文民たる住民に対して、保護することを規定しています。

御質問にあります協定に従えば、軍事施設以外を攻撃してはならないとの認識についてですが、追加議定書1の第1条1において、締約国は、全ての場合において、この議定書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保することを約束すると規定されていますので、民間施設や文民たる住民は保護されるものと認識しています。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうなんですよ、保護されます。

それで、⑥の質問です。

最後にも申しましたジュネーヴ条約、互いが国際条約を尊重するものと書かれておりまして、道義的なものをうたっておるんですけれども、国際条約をお互いが尊重している前提です。それでも、原因は分かりませんが、不測の衝突により武力衝突が起こってしまったと考えます。その場合に、相手国は規定を守った軍事行動しかしないのですが、前項の、いわゆる民間施設を攻撃してはならないとか、標識があろうがなかろうがということですから、そうすると、特定港湾に指定されてるところは、後方からの物資供給などの支援を担うことも期待されておるわけなんですけれども、民間施設であったとしても軍事利用されているということで、攻撃しても規定の違反にはならないのではないのでしょうか。もしかして避けられたかもしれない攻撃の口実を与えることになるのではないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 令和6年3月の特定利用港湾高知県版Q&Aによりますと、特定利用港湾は平時における利用の枠組みであり、武力攻撃のような有事については、いわゆる有事法制によって、内閣総理大臣からの要請、指示などに基づき、あらゆる港湾について、必要に応じて自衛隊艦船の優先利用が行われる仕組みとなっています。また、特定利用港湾の指定に伴う自衛隊艦船の利用実態の変化は、年数回の訓練利用の増加程度と微小なものであり、このことが、攻撃目標とみなされる可能性を有意に高めるものとは考えておらず、むしろ、我が国全体として防衛体制の強化を通じ、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力が高まり、リスクの軽減への寄与を期待するものとされております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） その文書を相手国が見て尊重してくださったら、どうもこれは軍事施設ではなくて民間施設だよと判断してもらえるのかもしれませんが、私は少し危ういなと思いました。どちらかというと、もうそういった武力攻撃時には、優先利用が行われないほうが、明らかに民間施設であると主張できるわけです。民間施設であったとしても、実際の紛争地帯を見れば、例えば、病院施設がテロ組織のアジトになっている可能性がある、潜んでる可能性があるということで攻撃をしている現状もありま

す。それは、もう本当、国際法上、認められるものではないと思うんですけれども、実際にそういうことも起こっておりますので、そこまで考え出すと切りがないわけです。一応尊重されるということであれば、できるだけ軍事施設がないほうがいいし、特定利用港湾に指定されないほうがリスクは下がると自分は考えます。

そういう見解を持っておりますので、そのことを申し述べて、最後、⑦の質問をさせていただきます。

非武装地帯を宣言できるという情報があります。宣言の状況を確保するには、それを担保できる組織によって行われなければなりませんので、一般的には政府であるという解釈です。加えて、政府が意思表示困難な状況にあるときは、現地の軍事司令官という解釈も妥当とされております。いま一度、特殊標識の意義に立ち返って考えてみますと、双方が国際条約を尊重するならば、オレンジ色に青色正三角形の特殊標識を、文民保護組織及び要員避難施設に表示しておれば、避難や応急医療、消火、また、死者の応急処置などの人道的任務を行う際に尊重され、かつ保護されるということです。この状況にあるときに、攻撃を受ける軍事施設や軍事的必要性が妥当とされる標的が存在しておりますと、その傍らに軍事的施設や軍隊がいる状況の中で、標識を掲げているんだらうな思うわけです。こういった標的がなくなったときに、もはや避難や応急医療の段階ではなくなると。武力紛争であっても文民保護が成り立つ、お互いを尊重するという前提があるのなら、特殊標識を表示しての避難、応急治療ではなく、第59条、第60条にのっとった無防備地区や非武装地帯を、国や軍組織により宣言することが、より文民保護につながるのではないかと考え、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 第59条においては、無防備地区への攻撃の禁止について定められています。紛争当事者の適当な当局が4つの条件を満たす場合に、無防備地区として宣言することができ、敵対する紛争当事者は、4つの条件を満たす限り、当該地区を無防備地区として取り扱うことが規定されています。第60条においては、非武装地帯への軍事行動拡大の禁止について定められています。非武装地帯は、紛争当事者がその合意によって非武装地帯の地位を与えることにより成立します。これらの条文は、議定書1の第4編において規定されており、文民保護につながるものと認識しています。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうなんです。お互いがそれを尊重できるのであれば、そういった状況が望ましいということです。先ほど⑥で聞いたことと、それから今回の⑦で聞いたことは、そういう事態にならないことが大前提ですけれども、起こったとしても、できるだけ攻撃対象となるものがないほうが、国際道徳上、社会通念上、攻撃を避けることができるという考え方です。実際に、無防備地区、非武装地帯宣言が行われた事例はないそうなんですけれども、1182年にイギリスとアルゼンチンで発生したフォー

クランド紛争においては、フォークランド諸島の北方に直径約20海里、赤十字ボックスと呼ばれた中立地帯を設置していた事例があるようです。できればこういったことを優先的に、とにかく武力によらない対象法、また、武力衝突が起こらない対処法を、最大限模索していただく方向に活用していただきたいことを申し上げます。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、自由民主クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて質問いたします。

1番、教育長不在に関連する市長の発言についてお伺いします。

市長の日頃のSNSにおける発言等について、また、教育長の不在について、以下、質問をしてみたいと思います。昨日までの3日間で既に答弁があった質問もあろうかと思えます。重複する内容については、適宜端折りながら進めたいと思います。

（1）SNS投稿内の事実に反する表現等について、市長にお聞きします。

①です。

かねてよりフェイスブック等で発信されていますが、これらの投稿は、市長という公人としてのものでしょうか、それとも、依光晃一郎という、あくまでも私的な一個人としてのものでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） フェイスブックなどのSNSは、高知県議会議員のときから利用しております。そして、高知県議会議員のときも、現在の市長としても公人という認識の下で情報発信をしており、その発信には責任が伴うものと自覚しております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 公人としてということですね。

②です。

私が拝見したメディアがフェイスブックですので、ここではフェイスブックの投稿内容について言及いたします。

投稿に見られる文言、SNS投稿だけではなく、インターネット上の情報全てについて言えることですが、インターネット上に情報を上げるということは、その情報が画像やテキストとして保存されたり、あるいはログとして残っていくということです。SNS

Sへの投稿自体を削除することはできても、情報を完全に消し去ることはできず、半永久的に消すことができないデジタルタトゥーとなってしまいます。たとえ個人の私的な考えであっても、SNSへの投稿などは、全世界に向けて消すことのできないものとして発信されるものです。このことを理解した上で、市長はSNS等を使ったインターネット上の発信をされているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） もちろんそのとおりでございます。政治家のSNSは、〇〇発見器だと言った人がいましたが、まさに至言であると思います。この〇〇には、あまりよくない言葉・文字が入ります。私は、私が発信するSNSで、多くの方に私個人の未熟さや至らなさも含めて、人物批評をしていただければと思っております。これまで、私の文章により、いわゆるプチ炎上をしたこともあります。本ネタのSNSは削除せずにそのままの記述で残しております。〇〇発見器の正確性、精度を守っていると御理解いただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ネットリテラシーを十分に持った上で活用されているということでしょうか。

③です。

12月14日のフェイスブック投稿では、教育委員と7回の会議を持ったが、教育長として求められる人物像についての合意が得られなかったとし、その理由として、一つには、教育委員会が関わる仕事内容を論点にした主張の相違を上げていらっしゃいます。市長が教育に関わることは、教育の独立性を脅かす違法行為であるとの教育委員からの指摘についても書かれています。その中で、議会については「また香美市議会は、市長と教育委員が対立している状況を解消しなければ、市長の人事案には賛成しないというスタンスです」と言及していらっしゃいます。市長がお考えになる議会のスタンスとは何を指しているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私が投稿した内容につきましての根拠を御説明いたします。この投稿の根拠は、時事通信社で昨年7月19日に官庁速報としてネット配信された「教育長人事が市長進退に？（高知・香美市）」という記事です。お手元のタブレットに資料をお配りしておりますので御覧ください。ちなみにこの記事は、iJAMPという非常に影響力のある自治体関係者が購読するサイトに掲載されたもので、不名誉な話題で残念なのですが、全国のあまたある記事の中で、月間ランキング13位となりました。今でも購読者は見ることができるため、朝ドラ「あんぱん」で注目された香美市を検索すれば、この記事が目に入り、香美市のイメージダウンが継続中だと申し訳なく思っております。

さて、記事を読ませていただきますと「きっかけは、5月21日に依光氏が提出した、

教育長の人事案だ。義務教育から大学までの教育に加え、全市民が生涯学習や探究学習を行えるという学園都市構想を実現できる人物として、市内の高校校長などを歴任した市教委生涯学習振興課推進官を提案。これに対して、市教委の4人全員が、前任者を再任するよう訴える要望書を依光氏に提出した。これを見た市議の中から「市教委と合意ができていないなら、人事案に（賛成）できない」といった声が噴出。その結果、3対14という「過去にない大差」（市職員）で人事案を否決し、同月25日から教育長が空席となっている」という記事です。

私がSNSに書いた議会のスタンスというのは、この記事にある市教育委員会と合意ができていないなら、人事案に賛成できないといった声という記事内容を根拠として、書かせていただいております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 記事を基にということなのですが、言ってみれば、民間のどこかの誰かが言っていることにすぎないのではないかと思いますのですけれども、その記事にある、声を噴出させた市議に当たる人は誰なのでしょうということなんです。どなたかがそういう声を上げたとしても、それは議会のスタンスということになるのでしょうか、かつ、この記事の内容の裏取りといいますか、確証があるのかどうか。また、こういう記事を根拠としていいのかどうか非常に気になるところです。議員全員に確認して、議会の総意であったならともかく、一マスコミの記事をうのみにして、公式なものとして発信するというのは、いささか乱暴ではないかと思えますし、かつ、確認もしていないとしたら、怠慢ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） マスコミの情報が信頼に足るものかというところではあります。民主主義におきまして、マスコミの役割は非常に重要視されております。いろいろな意味で、マスコミの記者は訓練も受けておる方々であると思えますし、当然、マスコミの皆さん方は、根拠もしっかりとある中で記事にしておられますので、私自身の政治家のスタンスとしましては、新聞記事、時々違うのではないかなと思わないでもないですけれども、やはりマスコミは民主主義の中でも重要な位置づけを占めておる機関です。私は信頼したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） マスコミには重要な役割があることですか、ある程度信頼に足ることについては、私も特に異議があるわけではないのですけれども、市長が公式な発言をされるときに、これが根拠になると言うのと、少し違うのではないかなと思うんです。あくまでも、公式な記録として残るようなもの、議会の議事録であるとか、特に、今回は議会のスタンスと言われているのですけれども、本当に確認が取れるようなところをせずに、根拠としていいことなのかが、どうしても私は納得ができないのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 言われるように、個人個人1人ずつ、この議員はこういうことに反対していますというのが正確であろうとは思いますが、そういったことはしておらないので、怠慢と言われたのであれば、受け止めさせていただきたいと考えます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） そうしましたら、次の④に移ります。

私から、スタンスということについて、まずお断りしておきたいのが、議会としてまとまったスタンスなどを取ったことはないということです。昨年5月21日の臨時会議において、教育長人事案が賛成3票、反対14票で否決された事実があり、票数として表れているものは、議員同士の結託や付度を下敷きにしたものではないこと、それぞれの議員が、それぞれの心情や考えの下に選択した賛否であることを、改めて言葉にしておきたいと思います。3対14という数字での否決が、合議体としての議会のスタンスであると言えるかもしれませんが、ここに市長と教育委員の合意云々は含まれていないはずです。

また、昨年10月には、議会より市長に対して、教育長不在問題の早期解決のために、市長と教育委員とで教育長人事を協議することについての申入れをしております。議会の総意として、協議の上で早く教育長の不在を解消してほしいということをお伝えしているのであって、特定の状況にならなければ賛成しないといったことは何も書かれていなかったはずです。

昨年6月以降の一般質問における議員とのやり取りや、市長が個人的に話をされた中には、市長の言われるような、市長と教育委員が対立している状況を解消しなければ、市長の人事案には賛成しないというスタンスの議員もいるかもしれませんが、しかし、これはあくまでも各議員個人のスタンスであり、間違っても、議会全体として合意をもって示されたスタンスではありません。少なくとも私自身は、そのようなスタンスを取っておりませんし、議会全体でコンセンサスを図ったことさえありません。事実とは異なる発言をすることで、議会及び議員をおとしめることになるという認識は、お持ちにならなかったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、御指摘のように、議会及び議員をおとしめるという意図で書いたものではなく、また、時事通信社が中立な立場で発表した一般論であると私自身は今でも思っております。しかし、中平議員が御不快に思われたことに関しましては、ここでおわびをしたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 正直、おとしめられているとちょっと感じましたが、今回はおわびいただきましたので、ここではもう問いません。ただ、投稿などをする際には、いま一度考えられてからしていただければいいのかなと思います。

⑤です。

さきにも述べましたとおり、市長が議会のスタンスと断じたものは、私の考えとは異なるものです。私個人のスタンスを述べたいと思います。学校での学びの先の生涯を通じた学びに向かうためには、義務教育の基礎的な学習、ひいては、それ以前の就学前幼児教育の段階で培われるものが、学びに向かう姿勢の礎をつくるものであるという考えを持っており、少なくとも市の教育委員会が担う役割に含まれない高校や大学に、義務教育、就学前教育をないがしろにしてまで注力することを重視するような教育行政には、反対であるというものです。高校、大学との連携、共に高め合えるよう協同の姿勢を持つことはやぶさかではありませんし、高等教育を受けられる環境があることそのものの価値の重さも重々理解しています。その上で、本来の市の役割を置いて、高校や大学を優先するのは間違っていると考えます。市民が学びに向かえるようになるには、そもそも学びの目ともいえるべき問いを持つ姿勢がより幼いときに培われていること、課題を自ら見つけ、解決に向かえる力を身につけていることが必要ではないでしょうか。その力を身に着けていなくては、大人になって、さあ生涯学習をしましょうと言われて、何ができるでしょうか。学校を出た後の生涯学習の充実のためには、まずもって、その素養を培うための政策を進めていかななくてはならないと考えます。

かように市長の教育観や教育行政観とは異なるスタンスであり、賛成しかねるという立場から、さきの人事案には反対した次第です。教育委員の考えに従ったこともなければ、教育長の人選には、市長と教育委員間の対立を解消し、合意形成がなされる必要があるというスタンスを取ったこともありません。議会のスタンスとあえて言うならば、各人がその良心と知見とポリシーに従って、それぞれが責任ある選択をすることを貴ぶということになるのではないかと思います。議会という合議体を形成する一員ではない立場の当事者以外の者が、勝手に議会のスタンスを決めつけた発言をすることは、議会軽視、議員軽視にほかなりません。これを認め、誤った内容の投稿を削除・訂正する考えはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、私の見解は、時事通信社の記事から取ったものであり、記者が適切な取材で書かれた記事であって、特に問題がある発言であったとは思っておりません。また、削除や訂正は、御指摘いただいたSNS上での私の至らない点を、世の中から隠蔽することにもつながるのではと思います。このような理由から、現状では削除や訂正の考えはありません。

一方で、中平議員から議会軽視との指摘があった事実につきましては、おわびと、正しい事実をSNSにてお伝えすべきと思います。そこで、中平議員が御自分のSNSに御自身の見解について書いていただければ、フェイスブックであればシェア機能を使って、私のおわびを書き込んだ上で、SNSにてアップし、謝罪とさせていただければと思います。

同時に、教育委員との合意がないから否決されたという時事通信社の記事及び私が書いた議会のスタンスについて、別の理由で反対された方、そして、別のスタンスの方もいらっしゃると思います。中平議員だけではなく、どの議員の皆様からでも同様に対応いたしますので、教育長の提案に対して反対した理由をお知らせいただければと思います。

また、加えまして、私の説明不足であったとは思いますが、義務教育をないがしろにする人事であったとは思っておりませんし、むしろ義務教育、さっき言われました学びの姿勢のところは、やはり子供たちがいろいろな世代の方々と触れ合うこと、例えば、小学生が高校生と触れ合うことによって、将来の希望、あるいは目標にするようなこともあろうかと思えますし、小・中学校だけで学びを完結するよりは、たくさんの刺激があったほうが、探究には近づくと思っておりますし、また、私のこれまでの予算編成でありますとか、いろいろなことを見ていただければ御理解いただけたと思っておりますが、これまでも、小・中学校の教育において後退するようなことはなかったと思っております。

また、特に教育長不在の中で私が一番取り組んでおるのが幼児教育でありまして、いろいろな議員からも御心配いただいているとおりの、保育士が定年前に辞めてしまうという問題は、今年度も残念ながら起こってしまいました。そういった保育環境、当然、先生方が落ち着いて仕事をしなければ、子供にも影響がありますので、幼児教育には私自身、これまでも議会で述べさせていただいたとおり、現場のお声も聞きながら、改善について、令和7年度予算ではITに関することであるとか、いろいろな面で力を尽くしているつもりでございます。

繰り返しになりますが、私が上げさせていただいた人事によって、小・中学校をないがしろにする意図はなかったということだけは、もう一度、御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 全く違った方向でもないのは分かりますので、上手くいきますか、何ていうか、子供たちがよりよく育つことができるように、手を携えていけたらと思います。

このSNSへの投稿について、市長に対して私から個人的に、間違っているんじゃないとか、訂正してもらえないかとお話することはできたと思います。ただ、やはり、先にも述べましたように、こういうSNSへの投稿などは、全世界に向けて行われるものであり、消せないものであることから、こういう定例会議という全て議事録に残る最も公的な場で取り上げることに、一定の意味があると考え、今回取り上げさせていただいた次第です。御自身の影響力を顧みずに発信することの是非を、しっかり考えていただければと思います。

⑥です。

投稿には、PTAの皆様や市民から質疑を受ける形で、生涯を通じた学びを選ぶか、義務教育に特化した学びを選ぶかについて、民意をお聞きできればと思っておりますともあります。生涯を通じた学びと義務教育が、あたかも二者択一のように示されていますが、この2つは相反することであり、どちらか一方を選ぶようなものなのか疑問に思います。先ほど、生涯を通じて学びに向かい続けるには、義務教育などでしっかりとその姿勢を身につけることがまず必要だとの持論を述べたとおり、生涯を通じた学びと義務教育はつながっているものです。義務教育を何のために受けるのか、受けさせるのか、そして、生涯学習は何をベースに成り立つのかを考えたら、二者択一の思考にはならないはずです。

投稿の中で、民意という文言も使われています。言うまでもなく、議会も市長も選挙で選ばれて民意を代表する存在です。高知県議会議員として長く務めてこられた市長に、あえて申し上げることではないとは思いますが、市長などの首長は1人であり、議会は合議体です。議員が複数いる議会の意義として、民意の多様性が反映されるということもあると考えております。市長も市議会も、共に市政をよくするため、市民がより幸福に暮らすことができるようにするために、緊張感を持った対等な立場として市民に選ばれ、市政を委ねられた存在です。その際、選挙で誰に投票したとか敵対したとかいうことは、リセットされていなければならないはずです。政策は、敵対していようが何だろうが、全ての市民に向けたものでなくてはなりません。昨年5月時点で議会で否決されたことは、その多様性を含んだ民意であったはずですが、改めて民意を聞くためには、たとえ広く告知をしたとしても、一部の市民を集めるようなことをするのではなく、議案として提出し、議会に問えばよいのではないのでしょうか。民意、説明と市長は言われますが、二代表制の意義と、香美市が通年議会となっていることをどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 二代表制は、議会が市長の間違った判断を正すことができるすばらしい制度であると思っており、議会が反対の判断を示されたことに対しては、真摯に受け止めたいと思っております。また、議会は市民の多様な意見を議論する場であり、合意を生み出すためのものであると理解しております。

私は、今回の教育長人事案が否決された理由は、教育委員の皆様と私の確執に対する反対だと受け止めており、この状況を解決すべく、これまで教育委員の皆様と話し合いを続けてまいりました。先ほど御紹介した時事通信社の記事では、教育委員の皆様の反対理由として「市教育委員会は義務教育を主眼としているので、県教育委員会の小・中学校課長や小学校長を歴任した前任者が適任、市長の提案者は義務教育に長じていないなど」と主張とあり、私の主張につきましては「義務教育から大学までの教育に加え、全市民が生涯学習や探究学習を行える学園都市構想を実現できる人物」と紹介されております。私は、義務教育だけではなく、人生を通じて学べる町づくりを目指し、新たな教

育長を選ばせていただきたいと思います。と思っています。

通年議会につきましての私の見解は、通年議会では専決処分をする必要がありませんので、議会の御承認を得て予算を執行することができることから、民主主義という意味では非常に望ましいものと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 委員との確執に対する反対と受け止めているということだったんですけれども、実際にそうだろうかと、今日もそのことを私はずっと申し上げています。そうではなくて、いろんな多様性、議員の背景といいますか、いろんな声を聞くこともあるでしょうし、それぞれの考えがある中で反対をしている。確実に、私は教育委員との確執に対しての反対ではないわけで、そこがもう既にちょっと間違っているとか、ずれているのではないかと思うのですけれども、そこをちょっと考えとして改めていただくことはできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまで、私自身は教育委員との確執を何とかしたいという思いで話し合いもやりましたし、政治家として多くの民意を受けたいということで、当然、議会の皆様方の御意見もお聞きすると同時に、私を選んでくださった有権者の皆様方にもしっかりとお聞きしたいと考えております。

そういった意味では、1 月 19 日の市民説明会、先ほどおっしゃられましたけれども、全ての民意を得られたわけではないと思ってはおりますが、私自身、一定市民の声は受けて、やはりそのときにも教育委員のスタンスが分からないから、教育委員の話も聞いてみたいというお話が参加者の中からありましたので、そのことにつきましても、教育委員にお伝えしました。昨日の答弁では、その必要がないということでしたので、やはり残念ではありますが、合意に至らないと今感じております。あくまでも私は、小・中学校をないがしろにするのではなくて、香美市の特色を出して、そのために生涯学習の視点も加えるべきだと思っていますし、政治家同士の、今日は議会の一般質問ですので、私も考え方はそういうことですが、これまでの答弁のとおり 6 月定例会議までに提出することを決めましたので、そのときには適切に御判断いただければと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 選んでくださった皆様のおっしゃられましたけれども、選んでくださったわけではない皆様も市民ですので、その声も聞いていただけたらと思います。

（2）に移ります。教育長不在についてです。

1 月 22 日にも、市長が個人的に開催された教育長不在問題に関する市民説明会後の報告が、フェイスブックに投稿されています。教育委員の本来の目的として、広く地域住民の意向を反映ということに触れていらっしゃる。これは、教育委員だけではなく、議会に求められる機能の一つと考え、その視点から伺います。

①です。

早期に教育長人事案を上程し、議会に諮る形で地域住民の意向を問うことはしないつもりでしょうかと聞く予定だったのですけれども、時期については昨日までに答弁もありましたので、なぜもっと早い時期に議会に諮る形で地域住民の意向を問わなかったのかを伺えたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、議会軽視であったということよりも、私としましては、やはり教育委員と一致しないのは本来の形ではないというところがありました。ですから、当然、先ほどから御説明しているとおり、議会の大多数の皆さんが、やはり合意を求めているのではないかと、議会の一般質問の中でも「合意を得てから提案をするのか」という問いに「そうです」とお答えした経緯もございましたので、教育委員との合意に向けて精いっぱい努力したつもりでございます。ただ、長引かせたことは、私の説明不足なのか、意見の一致を見なかったということでありまして、言い訳になるかもしれないのですけれども、私としましては、一生懸命、説明は尽くしておりました。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

同じく1月22日投稿には「私としましては、市長と教育委員さんが信頼関係を取り戻さない限り、新たな教育長を選ぶことはできない。（合意のないままに新たな教育長を選ぶと、教育委員会事務局が大混乱となる）と考えており、しばらく教育長不在が続くことを改めておわび申し上げます。この責任は、当然私にあります」とあります。教育委員との合意にフォーカスしており、肝腎の教育長が不在であることの問題の大きさが見えていないように思えます。合意がない教育長がいることと教育長が不在であることをてんびんにかけて、後者がいいと判断をしたとも取れます。

私が教育長不在の重大さを思うとき、昨年、高知市で小学生が亡くなるプールの事故がありました。そちらに考えが至ります。あの事故が起きた後、高知市前教育長は辞任しています。なぜ辞任したのかを平たく言うと、教育長こそが、本来、このような事故が起きないようにしなくてはならない一番の責任者だからにほかならないと考えています。起こしてはならない事故を起こしてしまったから、その責を負って辞任したということです。こうした事故を防ぐ要のような存在がいらない本市の今の状況は、ひいては事故が起こりやすくなっている状況であるとも言えるのではないのでしょうか。

市長も校長会に出席されたと話していらっしゃいました。私も校長会において、前教育長が、まず、校長先生方への講話と言えはいいのか訓示と言えはいいのか分かりませんが、児童・生徒の安全についてお話をされるのを聞きました。校長先生を通じて各校で先生方皆に、子供たちの安全を守るための意識がきちんと伝わるのだと感心いたしました。そのときのことと高知市の事故に思いをいたすとき、簡単に、しばらく教育長不在が続くなどと市長が言ってしまうこと自体に疑問を禁じ得ません。市内の子供たち

を危険にさらしているのではないかと思うことはないでしょうか。危うい不安定な状態にある中、それでもこの状況を長引かせてきたことについて、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） おっしゃられるように、何か事故があったときの責任者は、教育長になるものだ思っております。これまでも法改正のお話をさせていただきましたが、学校現場、大津市においていじめの問題があって、自殺という形の悲しいことが起こってしまったと。その原因究明をする中で、やはり教育委員会はなかなか外部から、市長部局からは見えない組織であるということが、ある意味原因となっておって、危険ないじめの問題とか、学校現場で起こっていることを市長部局としてもしっかり把握できるようにということで、法改正がなされたと考えております。今のような教育委員との確執については、教育長が責任を持つわけではありますけれども、当然、その教育長を任命した市長にも責任があって、たてりとしましては、ああいう事故があった場合、市長にも当然責任がある、むしろ責任が大きいのは市長であると認識しておりますので、そういう意味では、いじめでの自殺というような悲しい事件が起こったり、学校のプールのことであったりとかは、やはり市長部局がきちんと教育委員会の状況を把握しておれば、防げるものであると思います。今回のことに関しまして高知市のことを言うのはあれなんですけれども、プールのメンテナンスができてなかったことによって、小学校のプールではなく中学校のプールを使ったということですが、香美市におきまして考えてみますと、例えば、プールの維持管理ですとか、小学生が中学校のプールに入るような状況は、市長の責任において防ぐべきだと思います。そういう意味では、教育長がいらないから危険が増大するというより、市長部局と教育委員会が一体となって情報共有ができなければ、いろいろな事案について危険な状況が起こると思っております。

私が不登校の問題を取り上げたときに、不登校の数と欠席している児童の数で、欠席している児童の数は増えておるけれども、不登校の子供は減っておるという関係が、なかなか分かりにくかったところもありまして、私自身もそういったことを教育委員会といろいろ、前教育長とも議論しておったんですけど、ちょっと状況が分からなかったことがありました。これまでの教育委員会と市長部局の流れもあるのだとは思いますが、ちょっとそれとは違ったガバナンスが必要ではないかと思っておったことも事実でございます。

繰り返しになりますが、教育長がいらないことによって児童・生徒に危険が及ぶことがないようにするための対応は、私自身が、これまでの不在期間中にもできる限りのことはやらせていただいたと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

多くの市民が、いつ教育長が決まるのか心配していると思う。いつ人事案を出すつもりかと通告にはあるんですけれども、同僚議員の質問で6月定例会議までにと回答

弁がありましたので、重ねてはお聞きしません。昨日までの答弁において疑問に思うことが幾つかあり、もちろん通告にはないですけれども、ここで、私の意見を述べつつお聞きしてもよろしいでしょうか。

6月定例会議までと期限を切られたわけですが、これから2か月ぐらいありますけれども、まだそれぐらいかかるのかとも思います。自薦他薦問わず、名前が上がってきているとのことでした。現在、既に煮詰まっている状態ならともかく、そうでないなら、逆に議案上程までのスケジュールとしては短過ぎるのではとも思います。教育委員に、市民向けの何か説明会のようなものを開いてほしいともおっしゃっていたので、そんな段階なのだろうかとちょっと疑問に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 6月定例会議までにということでありまして、当然、議会は通年議会ですので議長に開いていただくのですが、人事案件につきましては、いろいろと私自身も悩んだ部分がございます。ですから、できる限り早くということと同時に、誰でもいいわけでもないとも思ってございます。これまでも議会で答弁をさせていただきましたとおり、香美市の教育の状況として、やはり人口減少が避けられない中で、どうやってまちづくりをしていくのか。高等教育機関がそろそろ香美市の教育を目指して、移住される方も増やしていきたいと思っております。そんな観点から、やはり力のある方、誰でもいいわけではないということもありながら、そこは悩ましいところではあります。ただ、約束をさせていただきましたので、できる限りの努力をして、しっかりと間に合わせたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 先ほどもまちづくりとおっしゃっていましたが、昨日ですね、まちづくり全般が教育委員会の役割というふうなことをおっしゃっていたかと思います。本来、まちづくりというと、市長部局がメインで行っていく仕事ではないかと思います。何かしらの連携をするとか、教育的視点を持ってということなら分かるのですが、まちづくり全般が教育委員会の役割というと、語弊があるというか、カバーし切れていない感じがしますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ちょっと法律のところ、今、手元にはないですけれども、社会教育も入ってきますし、例えば、香美市教育委員会でありまして、生涯学習課が担当しておるところは、今回の議会でもありますが、文化ホールの件ですとか、また、今で言えば、アンパンマンミュージアムも教育委員会の所管です。美術館、図書館といった社会教育の部分、あとは、伝統文化に関するところも、当然、入ってまいります。スポーツも教育委員会ということですので、教育委員会は小・中学校だけではないというのが、そもそものたてりとして認識しております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 連携しつつ、移住者も増えるまちづくりをしていただけたらと思います。

もう一つ、1月の市長の説明会において、テレビも入っていたから一般的な形で共有できているといった発言もあったと思うのですけれども、そこも疑問を覚えます。テレビが入っていたから、行政、市役所内での一般的な形で共有できているという感覚は、ちょっと理解ができないんですけれども、どういった意味だったのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） テレビが入っていたから情報共有ができているという思いではございません。本来は、議事録に起こして、市役所の職員に見ていただければいいと思いますが、私個人の主催ですので、なかなかそこまでは難しいと。ただ、録音・録画は可能にしておりましたので、音声自体はどなたかが持っているのではないかなと思います。内容につきましては、何人かの議員の皆様方にも来ていただいておりますし、香美市の職員も来ていましたので、一定程度は共有できてるのかな、オープンな形でやりましたので、できているのかなと思います。どの辺りまで正確に共有するのか、今できるのかと言われたら、できないというのが正直なところですので、必要な部分、大事な部分は、議会でも共有させていただいておると思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） テレビという部分に関しては、特にそこまでの思いはないということですか。はい、分かりました。

そうしましたら、大きな2番の質問に。

（12番、笹岡優君、自席から「議長、議事進行」と発言する）

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

3番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 2番の質問に移ります。公立学校施設における体育館等への空調整備についてお聞きします。

公立小・中学校の学校体育館や武道場などの屋内運動場を対象施設として、令和6年度の補正予算で経費計上され、空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。学校体育館等は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としても活用されるものです。避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る必要があります。本市でも現在のところ、学校体育館への空調設備整備は進んでおりません。国が、令和17年度までに整備率95%を目指し新設した空調設備整備臨時特例交付金は、補助率2分の

1で、避難所に指定されている学校であることと、断熱性が確保されることを条件に交付されるものです。地方財政措置として、起債充当率は100%、元利償還金への交付税措置率は50%であり、実質負担は25%となります。1平方メートル当たりの補助単価は、従来の3万5,000円前後に比べて1.5倍の5万3,000円前後に設定されています。この空調設備整備臨時特例交付金を活用した、学校体育館への空調設備整備について伺います。

①です。

市内小・中学校の空調設備整備率をお示してください。全ての学校について、また、避難所に指定されている学校について、それぞれお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 体育館に空調を設置している学校は、現在ございません。また、10校全ての学校が避難所に指定されております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

空調設備整備臨時特例交付金を活用して、近々に小・中学校屋内運動場の空調設備整備を行う計画はあるでしょうか。来年度の当初予算には、市内小・中学校の体育館への空調設備の導入に係る基本方針の策定及び基本方針の実施として、基本設計委託料が計上されていますが、こちらがそれに当たるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員がおっしゃったように、令和7年度当初予算に、まずは体育館空調整備に向けた基本設計を実施するための予算を計上しており、設置に向けて準備を行っていく予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

交付金の補助条件として、避難所に指定されている学校であることと、断熱性が確保されることがあります。断熱性の確保については、空調整備と同時に行う必要はなく、後年度に実施することも可能であることについての認識はあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 把握はしております。基本設計の中で、断熱性の有無による導入から、ランニングコスト比較も検討する予定です。もちろん費用面だけではないですが、先に空調を導入するメリットがあれば、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④です。

令和7年度からは、整備の事業だけではなく、体育館の空調設備のための光熱費にも普通交付税措置が講じられることについて、認識はおありでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 把握はしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑤は、今後、段階的に空調設備整備を進めていく考えについてだったんですけれども、進めていかれるとのことですので、こちらは割愛します。

大きな3番です。図書館ボランティアについてです。

香美市立図書館かみーるでは、図書館ボランティアを募集しています。私も先日、登録させていただきました。ボランティア内容としては、幾つかに分類され、その説明が募集チラシに記載されています。読み聞かせや本の装備などのほかに、対面音訳というものがあり、チラシによると、対面音訳については、活字を読むことが困難な方に対面で読み上げるサービスをしていただける方（対面音訳ボランティア講習等を受講された方に限ります）とあります。本市にもいらっしゃる活字を読むことが難しい方が、気軽に対面音訳サービスを利用することができるようになればと思います。

国においては、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）が令和元年に施行され、高知県では、県内のどこに住んでいても気軽に読書ができる環境整備を目指し、高知県読書バリアフリー計画が令和7年1月に策定されています。高知県読書バリアフリー計画は、基本方針1、そろえる、誰もが利用しやすい図書をつくる、基本方針2、つなぐ、情報やサービスを必要とする人につなぐ、基本方針3、広げる・伝える、誰もが利用できる読書環境があることを知ってもらうという3点を、基本方針として定めているものです。

①です。

現在、本市では、積極的に対面音訳についての広報を進めているとは言えない状況にあるかと思っています。誰もが利用しやすいように、市として、対面音訳ボランティアを増やす取組はできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

かみーる館内にボランティアの案内の掲示等を行いまして、微増ではございますが、令和5年2月に2人の方、令和5年5月に1人の方、令和6年8月に1人の方、合計4人の方が、現在、登録をしてくださっております。特段の取組案が現時点であるわけではございませんが、今後、機会があるごとに募集案内を行い、ホームページや広報等に掲載するなど、地道な案内を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） ②です。

高知県委託事業として「オーテピア高知声と点字の図書館」が対面音訳ボランティア講習を主催しています。本市にも、活字を読むことが難しくても読むということへの希望がある方、対面音訳をするために講習を受けたい方がいらっしゃると思います。一定のニーズがあると思われることから、本市において、対面音訳ボランティア講習を開催することはできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

ボランティア登録を希望される方から、香美市での講習受講を要望される等のお声があれば、講習をお願いできそうな先生に連絡を取りまして、開催することは可能であると考えております。状況を見ながら取組を検討していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） ぜひ、開催していただければと思います。

③です。

利用対象となり得る方で、その利用にニーズのありそうな方が、対面音訳サービスがあること自体を知らないのではないかと思います。利用対象者及びボランティア活動をしていただけたらいい方に向けて、より積極的な広報をしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 対面音訳ボランティアには、現在、4 人が登録してくださっておりますが、利用申込みがなく、かみーる開館以降、一度も対面音訳サービスを実施しておりません。①のお答えと重なりますけれども、対面音訳サービスの利用対象者への利用促進や、ボランティア活動が可能な方へのボランティア募集の案内など、引き続き機会があるごとに情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） ぜひ、積極的に広報していただけたらと思います。

次に、大きな4 番に移ります。「こども議会」の目的について、質問いたします。

中学生による「こども議会」の意義は何かについて、伺ってまいります。

①です。

昨年度、大柘中学校の生徒が議場に来られて「こども議会」が開催された際、傍聴させていただきました。執行部の各課長が並び、中学生の質問に答弁を返していました。

「こども議会」と名前がついているからには、子供たちは議員としてあの場にいたのだと思いますが、問題意識からの質問に対して、その解決のための議論ができたかというところ、そうではなさそうだとその思いが残りました。せっかくの質問や提案に対し、できないたくさんの理由をつけて返しただけというような印象を受けました。正直なところ、

子供たちが議場で雰囲気味わえること以上に意義があるのかと感じました。今年度は、2月7日に市役所本庁3階会議室にて、香北中学校の生徒を議員として開催されたそうですが、議場ではなく会議室での開催となると、その雰囲気を味わうことすらなく、果たして得るものはあるのだろうかと思い、今回の質問をいたします。

自治に関する教育は、学校での生徒会活動や地域活動などを通じて行える部分もあるのではないかと思いますし、主権者教育や議会の仕組みなども併せて学ぶためには、もっと本質的な議会の運営や、その仕組みにのっとった結果が得られるものにならなくては、意味がないのではないのでしょうか。この「こども議会」は、何を目的として開催されているものなののでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

「こども議会」の趣旨・目的につきましては、次の2点に整理しております。

まず、1点目は、香美市の未来を担う中学生が、日頃、疑問に思っていることや、市政への提案を發表することなど、市議会の模擬体験を通じて、市民生活と行政との関わり、市が直面する様々な課題について考える機会を提供することです。これは、子どもの権利条約にある、意見を表明する権利を具体化する場の確保にもつながるものでございます。

次に、2点目は、香美市民としての自覚と郷土を愛する心を育成することです。平成28年から18歳選挙権が実施され、若年層の政治に対する理解をより深めていくことが求められております。「こども議会」に臨むに当たり、夢や希望を実現できる社会、よりよい香美市の未来について、共に語り合うことで、将来の有権者としての自覚を育てることとしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） その目的が達成されるために「こども議会」である必要はないように思えるんです。「こども議会」は、1日ここへ来て、何かちょっと模擬的にやる。模擬的にやるのもいいんですけれども、もしかしたら、生徒会活動とかのほうが、よりそちらに近いのではないかと。意見の表明というのも、いろんな機会で行うことができますし「こども議会」でなくてはならない意義というのは、正直やっぱり感じられないんですけれども、どうしても「こども議会」でなくてはならない理由というのか、そこら辺がありましたら、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

議員の御指摘のとおり、主権者教育等へのアプローチにつきましては、多様な手段があつてしかるべきだと考えておりますけれども、まず、こういった「こども議会」という一つの形式を通じましてのアプローチも、否定すべきものではないと考えております。

暫定的にこのような手法を取っておりますけれども、将来的にどのような手法があるのかを検討しつつ、よりよい手法、手段を選択していくということは、まさにあるべき姿ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） ぜひ、より意義のあるものになるよう整えていくというか、より広げていただけたらと思います。

②です。

「こども議会」の発案、それから、主催はどこになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

「こども議会」の実施は、教育委員会と中学校の共催という形式を取っております。企画立案から実施までの経緯につきまして、資料は確認できませんでしたが、平成 25 年香美市議会 3 月定例会会議録によると、一般質問におきまして議論されたことが記録されております。そして、翌、平成 26 年から始まりました第 1 期香美市教育振興基本計画では、市民が協働し、共に支え合い、高め合う地域社会の構築を目指した施策の一つとして取り組んでおります。現行の第 2 期計画におきましても、基本目標 3、夢を育み、新たな価値を創造する教育の展開の中で、施策の方向（3）地域社会をともに創造する場の充実の主な施策②として、子どもが意見表明する場や当事者意識をもって行動できる場の設定に位置づけ、取組を継続しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） ③です。

2 月の「こども議会」は、実際どのような内容のものになったのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

2 月 7 日当日は、議長役 1 人のほか、1 年生 2 人、2 年生 5 人、3 年生 2 人、計 9 人の生徒が質問に立ちました。街灯・横断歩道の増設補修や、自動販売機・グラウンド照明設備の設置を求めるもの、アンパンマンを使った街灯など、観光資源の政策提案、通学のための市営バス増便や代替手段の検討を求めるもの、医療費の無償化対象を高校卒業まで拡大するよう求めるもの、教育長不在の影響を問うもの、香北町に図書館の新設を望む切実な訴えなど、質問内容は多岐にわたり、子供たちそれぞれの意見、要望を地域の課題として考察し、発展させ、執行部の考え方を問いたす場面が随所に見られております。発言することを許され、大人の前で堂々と意見を述べる子供たちと、それに対して一つ一つ丁寧に言葉を選び、真剣に考える大人たち、教育振興基本計画に定める地域社会を共に創造する場の充実が、具体化されていると感じました。

なお、会議録はホームページに掲載することとしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） なかなか内容もすばらしいものだったと思うのですが、実際、執行部の答弁として、考えていきますとか検討します、それはいい考えだというような答弁になったのでしょうか。聞いておしまいというようなことではなく、子供たちが意見を表明することが意味のあるものになっているかどうか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

議員役の生徒らは、総合的な学習の時間や社会科の授業の一環として、事前学習を重ねて当日の質問に臨んでおります。社会科では、民主政治の成り立ちや国の政治の仕組み、地方自治と私たちなどのテーマを通じて、みんなが暮らしやすい社会のつくり方を学ぶ中で「こども議会」について考えるということになります。当日、数分間の質疑応答ではなく、前日までに積み重ねた準備学習の時間こそが「こども議会」の中核をなす過程であると考えます。丁々発止の白熱した議論を議場で展開することは主たる目的ではなく、先述の趣旨・目的を達成するための手段の一つじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 事前学習にこそ意義があるということはもちろんなのですが、実際にどういった答弁があったのか、差し支えなければお聞きしたいです。

○議長（小松紀夫君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） 手元に資料がないもので、記憶をたどりながらにはなりますけれども、まず、これはできないんだよということを説明するに終始するのではなく、代替手段としてはこういうものがありますといった答弁をさせていただいたと考えております。

これは、今回ではなくて、昨年度の実施校であります大柘中学校の生徒から寄せられた御意見・御感想なんですけれども「僕は「こども議会」を経て、議会はこのような雰囲気なんだということが分かった。さらに一人一人が責任を持って発言意識を持つことが大切だということが分かった。これからは、政治や議会、経済などについての知識を深めて、大人になったとき、選挙をするときに生かしていきたいなと思った」3年生の男子でございます。それからもう一つは、「私は、1年生にユズの商品を開発してみようかと言っていたので、考えてみたいと思いました。来年、大阪に行くとき、自分たちが開発したユズの商品と一緒に持って行きたいと思いました。3年生の質問を聞いて、物部や地域の人たちのためにできることがたくさんあるなと思いました」1年生の女子です。こういった感想・意見を見ると、教育的な意義といいますか、効果というのは、十分に感じられるんじゃないかと考えます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 執行部の答弁については、議事録の公開を待ちたいと思います。

5番の質問に入ります。自治体DX推進及び職員の能力向上によるマンパワー不足の解消についてです。

自治体職員の資質が引き出され能力が上がれば、自治体に還元されます。職員各人の、いわゆるマンパワーを上げるために利用できる制度があるのではないかと思います。また、人手が担ってきた部分を実行力の高いDXで補えるとの思いから、伺います。

①です。

具体的に、本市での職員研修はどのように行われているのでしょうか。例えば、DXについての研修など、こういった内容の研修が行われているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市の職員研修は、4月に職員研修委員会を開催し、年度計画を立てて実施しております。

主な研修内容につきまして、3つに分けて説明します。1つ目は、本市が開催する全体研修としまして、年に3回から4回程度、様々な研修を行っています。2つ目、こうち人づくり広域連合開催の研修。3つ目、香美市企業等人権啓発連絡会開催の職員研修となっております。

参考までに、自治体DXに関する研修につきましては、令和5年11月に高知縣市町村DXアドバイザーに講師を依頼し、管理職及びIT推進リーダーを対象に研修を実施しました。また、そのほかにも、高知県職員研修への参加募集などがあり、職員自らが自己啓発に努めております。その際に、初めてのDXということで、令和3年度の研修に参加した実例もございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

総務省事業の地域情報化アドバイザー派遣制度について伺います。情報通信技術、ICTやデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に、地域情報化アドバイザーを委託し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣することで、ICT利活用に関する助言等を行う事業で、旅費、宿泊費、報酬は総務省が負担するというものです。

本市で、制度の活用、または活用の検討はしているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 高知県デジタル政策課が、システム標準化の勉強会を昨年から年3回実施しておりまして、講師は、先ほど言われたとおり、総務省地域

情報化アドバイザー派遣制度を活用しております。その研修には、香美市からも参加しております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 市独自での活用はされていないということですね。

③です。

総務省の地域社会DX推進パッケージ事業の活用についてお聞きします。②の質問の地域情報化アドバイザー派遣制度も、この地域社会DX推進パッケージ事業に含まれてはいるんですけれども、特にここでは、地域社会DX推進計画策定支援、推進体制構築支援等について、制度の活用、または活用の検討をしているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 香美市としては、活用する予定はございません。

令和7年度も県が活用する（後に「県が地域情報化アドバイザー派遣制度を活用する」と訂正あり）ことを確認しております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④です。

地域活性化センターは、まちづくり、地域産業おこし等、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的とする一般財団法人です。地域活性化センターで行っている各種事業は、人材育成及び組織力を向上させるものとして有用なものであると考えます。全国の地方公共団体と民間企業が会員となっています。本市は、地域活性化センターの会員になっているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 本市は、地域活性化センターの会員になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑤です。

今後、各種セミナーの活用や人材派遣等を行う考えはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 本市におきまして、今までの活用実績は把握できておりません。今後につきましては、活用について研究したいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ぜひ、活用していただきたいと思います。

⑥です。

同じく、総務省事業である地域おこし協力隊の積極的な活用を増やしていく考えはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ちょっと制度について説明させていただきます。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域へ定住・定着を図る取組で、現在、3人を雇用しております。また、同様の地域の担い手とした集落支援員制度がございまして、地域の実情に詳しいノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委嘱し、集落の状況把握や集落点検等を実施する取組で、現在、14人を雇用しております。地域おこし協力隊をはじめ、集落支援員などの職員につきましても、財源措置もあることから、あらゆる地域課題に対する業務に積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑦です。

自治体DXの一例として「書かない窓口」があります。高知県内でも既に導入している市町村があり、高知市でも書かないワンストップ窓口の推進ビジョンが策定されています。デジタル庁ホームページには、地方自治体との共創を通じて、地方自治体における「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現することで、地方自治体窓口の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指しますとあります。デジタル庁窓口BPRアドバイザー派遣事業は、旅費、報酬等もかからずに自治体窓口DXを図ることにつながるものだと思います。こちらを活用し、業務効率化と住民サービス向上に向けて「書かない窓口」の導入を図る考えはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 香美市では、まずその前に、本年度、高知県が募集しました市町村業務改善支援に手を挙げまして、全職員から業務時間の洗い出し作業を行っております。その結果を基に、業務改善、業務効率化を図ることができないかなどを検討しております。「書かない窓口」については、徳島県石井町が令和7年度から導入する予定と聞いておりますので、現地視察等を考えております。

すみません、先ほど③で、私がちょっと間違った答弁をしましたので、今ちょっと訂正してもいいですか。

○議長（小松紀夫君） どうぞ。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 県が令和7年度に予定している制度は、②で言った地域情報化アドバイザー派遣制度となっております。それ以外の制度に関して県が使うことは聞いておりませんので、間違ったことでした。どうもすみません。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 石井町のほかにもいろいろ先進的にやっているところもありますし、県内でも幾つか始めているところがありますので、また御参考にさせていただけたらと思います。

6番の質問です。荷物預かりサービスについて、お伺いします。

NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送開始まで、いよいよ1か月を切りました。

行政として様々な事態を想定し、駐車場の整備など、各種の準備をされていることと思います。かねてより要望があったコインロッカーについては、土佐山田駅前に1か所設置されていますが、量的に心もとないと感じます。今後、コインロッカーをさらに設置するということは簡単ではないだろうとも思っております。そこで、提案したいのが、コインロッカーではなく、予約制で店舗等の空きスペースを利用して荷物を預かる仕組みである、エクボクロックというサービスです。

①です。

エクボクロックサービスを御存じだったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 承知しておりました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

観光客等の満足度向上のために、エクボクロックのシステムを参考にできないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） このサービスは、多種多様な業種の店舗と空きスペースを活用し、一時的に手荷物を預けたい観光客のニーズを満たすものと考えられます。空きスペースを提供する店舗の売上げにもつながる可能性や、提携店舗の導入費用も少ないという利点は参考にできると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

臨時案内所などで、地域の敬老会の方に預かり役を担っていただけるような仕組みも考えられます。交流に魅力を感じて来られる方と地域の方とが、僅かでもやり取りをできるようなことがあれば、香北町の、ひいては香美市の魅力を伝えることにもつながるかと思います。

エクボクロックでは、店舗に人が常駐していることが必須条件になっているため、地域の方の力を借りながら、おもてなしにもなるやり方ではないかと思います。コインロッカー不足が解消されるだけでなく、預かりサービスを担うことで市民が参画でき、民間の機運を上げることにもつながります。また、預かりをすることで、僅かでもお金が動くということになり、経済的な意味もあるのではと考えます。藤沢市及び藤沢市観光協会は、e c b o株式会社と連携協定を締結しています。

本市でも、市としてエクボクロックを運営するe c b o株式会社との連携協定は、検討できないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 当課において、香美市観光協会とこのサービスを活用できないか検討しておりましたが、最終的には断念いたしました。現在のところ、連携協定等は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 検討していたが断念したということなのですが、断念された理由をお伺いしてもいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） まず、香美市観光協会の人員体制と、あと、トラブル対応、リスクと利益のバランス等が見合うかどうかを考えまして、協議いたしました。最終的には断念いたしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） 連携ということではないにしても、そのシステム自体を参考にして、何か取組は考えられているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） このシステム自体はよく考えられたものと思いますが、現実的にこのサービスについて考えまして、本市の民間事業者が導入できるかどうかについては、図りかねるところがありましたので、断念といった結論に至っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） e c b o 株式会社のホームページを見せていただく中で、トラブルであるとかリスクに関しては対応されているというか、そこは考えられた上でのシステムではないかと私は感じたんですけども、どの辺にすごくリスクを感じられたのか、お構いなければ。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 私がホームページを拝見して感じたのは、そのメリットとしまして、登録料、維持費、退会料がかからないという記載がございましたが、様々なトラブルの対応につきまして、店舗に荷物を預けた中での利用者と店舗とのトラブルでは、まずは店舗が対応しなければならないというように記載されていた記憶がございます。ささいなことではございますが、事細かに考えますと、いろいろな問題があることも考えられます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、中平麻衣さん。

○3 番（中平麻衣君） Q A なんかを見られて、特に会社に問合せをしたりとか、詳

しい資料を取り寄せたりとかはされていないですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） そこまでには至っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 分かりました。

これで、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時44分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

これから、議案質疑を行います。

日程第2、議案第6号、令和7年度香美市一般会計予算から、日程第13、議案第18号、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）まで、以上12件を一括議題とします。

これらの議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第19号、香美市手話言語条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第20号、香美市動物愛護基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第21号、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第22号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１８、議案第２３号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第１９、議案第２４号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２０、議案第２５号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２１、議案第２６号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） この内容、行政職の給与表は、国の指針、給与アップデートの内容に基づいて作ったという認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２２、議案第２７号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第２８号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第２９号、香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第３０号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２６、議案第３１号、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２７、議案第３２号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２８、議案第３３号、香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２９、議案第３４号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３０、議案第３５号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３１、議案第３６号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３２、議案第３７号、小浜農産物直売所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３３、議案第３８号、高井多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第３４、議案第３９号、中尾モノレールの指定管理者の指定について、本案につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第40号、大栃多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第41号、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第42号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 新たに3年間の指定管理を結ぶということで、もともと指定管理を受けていたところに、3年間の延長を行うものだと思います。ここは宿泊施設ですので、昨今の急激な物価高騰とか人件費高騰の影響が大きな施設であると思います。新たに指定管理を結び直すに当たりまして、指定管理料の見直し、また、様々な施設改修等の要望があったのではないかと思いますけど、その辺の協議はしっかりされたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

本年1月15日に開催しました、ライターズイン奥物部選定評価委員会の中で議論しまして、その結果、今回の指定管理の更新においては、指定管理料の見直しは行わないことになりました。物価高騰による経費増額に対応できるよう、必要に応じて、条例で定める宿泊施設使用料及び附帯設備使用料の額の見直しや、利用者の満足が得られるよう、施設の改修及び修繕について、指定管理者と協議の上、進めていきたいと考えております。なお、指定管理期間中の不測の事態による経営状況の悪化等があったときは、指定管理料の変更について、可能な限り対応したいと考えております。

また、指定管理料の見直しにつきましては、指定管理期間満了による更新の際に指定管理者の公募をしようと考えておりますので、併せて、指定管理料の見直しを行うよう考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちょっと1つ確認ですけど、最後の公募をかけるというのは、この次の指定管理のときですね。私が聞いているのは、この3年間、今後も物価高騰

とか人件費高騰が見込まれる状況の中で、その選定評価委員会でのお話では、行わないということなんですけれども、実際に、現在、指定管理を受けている方にヒアリングを行い、そのことをしっかり考慮した上での評価を行われたのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 指定管理者とも協議はしました。当初は、増額の要望もありましたが、今回の３年間は従来の指定管理料のままで、次のときに見直しをお願いしたいという結論になりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第２、議案第６号から、日程第３７、議案第４２号までの質疑は全て終わりました。

各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、３月２１日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月２１日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は、３月２４日午前９時３０分に開きます。

本日は、これで終了します。

（午前 １１時５８分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 6 号）

令和 7 年 3 月 2 4 日 月曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月24日月曜日（審議期間第25日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1 番	有 光 収 三	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	公 文 直 樹	1 2 番	笹 岡 優
3 番	中 平 麻 衣	1 3 番	濱 田 百合子
4 番	西 村 剛 治	1 4 番	山 崎 龍太郎
5 番	西 山 潤	1 5 番	利 根 健 二
6 番	森 田 雄 介	1 6 番	山 本 芳 男
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	山 崎 眞 幹
8 番	小 松 孝	1 8 番	小 松 紀 夫
9 番	舟 谷 千 幸		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	依 光 晃一郎	建 設 課 長	野 村 文 紀
副 市 長	村 上 真 祥	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	竹 崎 澄 人	商工観光課長	門 脇 正 人
企画財政課長	黍 原 美貴子	環 境 課 長	依 光 伸 枝
定住推進課長	小 松 伯 聖	管 財 課 長	三 谷 恵 司
防災対策課長	中 川 英 斉	ふれあい交流センター所長	原 美和子
税務収納課長	猪 野 高 廣	会計管理者兼会計課長	明 石 清 美
高齢介護課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
福祉事務所長	野 邑 裕 永	支 所 長	石 元 幸 司
市民保険課長	萩 野 貴 子	《物部支所》	
健康推進課長	宗 石 こずゑ	支 所 長	片 岡 亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮 地 憲 一	教育振興課長	一 圓 まどか
教 育 次 長	中 山 泰 仁	生涯学習振興課長	小 松 幸 春

【消防部局】

消 防 長	野 口 正 一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和 田 雅 充	上下水道局長	西 村 安 史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 今 井 沙 織
議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 6 号 令和 7 年度香美市一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 10 号 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 7 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 13 号 令和 7 年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 15 号 令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 12 号）
- 議案第 16 号 令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 6 号）
- 議案第 17 号 令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 18 号 令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 香美市手話言語条例の制定について
- 議案第 20 号 香美市動物愛護基金条例の制定について
- 議案第 21 号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關す

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 34号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 35号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
- 議案第 43号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第 44号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2号 香美市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 決議案第 1号 依光晃一郎市長に対する問責決議について
- 意見書案第 1号 高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 2号 食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書の提出について

意見書案第 5 号 速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について

意見書案第 6 号 ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出について

議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号)

令和 7 年 3 月 24 日 (月) 午前 9 時 30 分開議

日程第 1 諸般の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 5 号 令和 6 年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

日程第 2 議案第 6 号 令和 7 年度香美市一般会計予算

日程第 3 議案第 7 号 令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算

日程第 4 議案第 8 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算

日程第 5 議案第 9 号 令和 7 年度香美市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 予算

日程第 6 議案第 10 号 令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 11 号 令和 7 年度香美市水道事業会計予算

日程第 8 議案第 12 号 令和 7 年度香美市簡易水道事業会計予算

日程第 9 議案第 13 号 令和 7 年度香美市下水道事業会計予算

日程第 10 議案第 15 号 令和 6 年度香美市一般会計補正予算 (第 12 号)

日程第 11 議案第 16 号 令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 6 号)

日程第 12 議案第 17 号 令和 6 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)

日程第 13 議案第 18 号 令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 14 議案第 19 号 香美市手話言語条例の制定について

日程第 15 議案第 20 号 香美市動物愛護基金条例の制定について

日程第 16 議案第 21 号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 22 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 23 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議案第 24 号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20	議案第	25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第29	議案第	34号	市有財産の無償貸付けについて
日程第30	議案第	35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第31	議案第	36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第32	議案第	37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第33	議案第	38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第34	議案第	39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について
日程第35	議案第	40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第36	議案第	41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第37	議案第	42号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第38	議案第	43号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第13号）
日程第39	議案第	44号	香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第	45号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41	発議第	1号	香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42	発議第	2号	香美市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

日程第43 決議案第 1 号 依光晃一郎市長に対する問責決議について

日程第44 意見書案第 1 号 高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の提出について

日程第45 意見書案第 2 号 食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書の提出について

日程第46 意見書案第 3 号 学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の提出について

日程第47 意見書案第 4 号 航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書の提出について

日程第48 意見書案第 5 号 速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について

日程第49 意見書案第 6 号 ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出について

日程第50 議員派遣の件

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、村田珠美君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんより協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第5号の報告がございました。

これから、報告第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今回、1,000万円以上の追加が出た理由、詳細を聞きたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答え申し上げます。

タブレットに工事変更内容の内訳についてお示ししております。御覧ください。

①から⑰までの項目を挙げておりまして、その金額を示しております。厨房設備が8万8,000円、放送設備について16万5,000円、トイレ設備機器について28万500円、冷媒配管設備で33万円、テレビの共聴設備77万円と、ここまでの市と指定管理者で協議した上、指示したものになります。その後の1階床工事330万円、木工事、厨房カウンターなどの取り付けで11万円、鋼製建具工事は調整して132万円減額になっております。木製建具工事、事務室や厨房の入り口について27万5,000円増額、建具鍵工事についてはマスターの変更で16万5,000円、塗装工事に11万1,000円、内装工事は2階のスライディングウォールクロス、可動間仕切りとロールカーテンの変更で82万5,000円、厨房機器仕様について81万4,000円、その他流し台とかの工事関係で5万5,000円の減額になっていまして、外構工事、あずまやとか手すりを変えましたので33万3,000円増額になっております。ほか、解体工事、それから電灯設備7万8,100円、あと、共通仮設費などの諸経費が106万400円で、1,144万円になっております。この中で一番大きいのが、⑥に示しております1階床工事ですけれども、経年劣化によって床下を支える台が大分損傷しておりましたので、そこを補修するのに大分費用がかかっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、笹岡優君。

○ 1 2 番（笹岡優君） 先ほど言った床下の腐食というか、それは当初の計画では分からなかったと、この外構も含めて分からなかったという認識なのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 1 階の床につきましては、当初の予定では床の磨き上げをして今までの床を使うということでした。ところが、実際のところ詳しく見てみますと、1 階の床は合板になっておりまして、磨き上げではできないために床を張り替えることになりました。実際にその床を剥がしてみたところ、この損傷が発覚したということです。

外構につきましては、当初、あずまやに関しては塗り替えをすることで計画しておりましたが、実際のところ大分柱とかも腐食が進んでおりましたのでやり替えるということと、あと、転落防止柵ですけれども、今までののはちょっと低くて小さい子供が転落するおそれもあったので、それを防ぐ目的で替えることにしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 関連でお伺いします。

これは 3 月 5 日に専決処分されたことになっておりますけれども、3 月 5 日は 3 月定例会議が開会中です。専決処分をしなければならなかった理由と、場合によっては本日の採決を受けてから支払いをするでも間に合ったのではないかと思いますのですが、どうして専決処分になったのか、説明を聞かせてください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

今回の工事スケジュールにつきましては、年度末ぎりぎり、かなりタイトなスケジュールを強いられて進めておりました。そもそも工事の変更契約については専決処分で構わないと聞いておりましたので、今回、上げさせていただきました。

○議長（小松紀夫君） 1 4 番、山崎龍太郎君。

○ 1 4 番（山崎龍太郎君） そもそも香美市議会は通年議会をやってしまして、その中で専決処分は少なくしようということもあります。実際、もちろん指定の中で、10 % 以内の額であって 2,000 万円以内であつたらオーケーという一文もありますけれども、開会中ですので、やっぱり初日でも採決できるし、議長に申入れすれば途中でもできるんですわ。そこは、支所長が言われたように、構わないという理屈はいかがなものかと思いますので、できるだけ議会で審査されるように私は望みますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘の点踏まえて、今後は、議会開会中であれば議案として提案させていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第５号についての質疑を終わります。

日程第２、議案第６号、令和７年度香美市一般会計予算から、日程第３７、議案第４２号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてまで、以上３６件を一括議題とします。

初めに、３月１４日、１７日、１８日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設の各常任委員会での審査結果は、お手元にお配りしました委員長報告書のとおりです。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２、議案第６号から、日程第３７、議案第４２号までの３６件を一括して採決します。

以上、３６議案に対する委員長の報告は可決であります。３６議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第６号ほか３５件は、委員長の報告書のとおり可決されました。

お諮りします。日程第３８、議案第４３号、令和６年度香美市一般会計補正予算（第１３号）から、日程第４９、意見書案第６号、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出についてまでの１２件は追加の案件であります。香美市議会会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第３８、議案第４３号から、日程第４９、意見書案第６号までの１２件の案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第３８、議案第４３号、令和６年度香美市一般会計補正予算（第１３号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和６年度香美市一般会計補正予算（第１３号）令和６年度香美市の一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億707万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月24日提出、香美市長 依光晃一郎

詳しい説明は議案細部説明書を御確認ください。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 議案書14ページ、2款、1項、7目、18節、負担金、補助及び交付金387万6,000円、議案細部説明書は4ページになります。

この中身を見ましたら、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金ということで、5年に一度の機器更新。国の補助金が100%になっております。今後も市の負担はないのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当該補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づき交付されております。制度が始まりました当初の新規構築から今回の機器更改時まで継続して実施されていること、また、社会保障基盤をなす環境の維持に係るものでございますので、今後も継続される補助事業であると考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありますか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第44号、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 議案第44号、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月24日提出、香美市長 依光晃一郎

本案は、人事院勧告の趣旨に沿って技能職員の扶養手当、通勤手当などについて所要の改定を行うに当たり、技能職員の給与の種類及び給与の基準について、一般職の職員の規定に準じたものとするよう、規定を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） これが当初予算より遅れた理由を教えてください。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 本案につきましては、今定例会議に提案しました、議案第26号と同様に提案すべきでしたが、技術職員に係る提案が抜かったことから、追加提案をさせていただきました。なお、給料表につきましては、去年12月に行政職として改定済みでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第45号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 議案第45号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月24日提出、香美市長 依光晃一郎

本案は、給与法等改正法に伴う条項ずれの改定及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４５号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

日程第４１、発議第１号、香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。９番、舟谷千幸さん。

○９番（舟谷千幸君） 発議第１号、香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第１１２条及び香美市議会会議規則第１４条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和７年３月２４日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会運営委員会委員長 舟谷千幸

趣旨説明を行います。

本案は、補助団体の長へ新たに就任しないよう、細部を整理し、文言の追加等の改正を行うものです。

御審議よろしくお願いいたします。

【発議第１号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第１号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

日程第４２、発議第２号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 発議第2号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和7年3月24日提出、香美市議会議長 小松紀夫殿、提出者 香美市議会運営委員会委員長 舟谷千幸

趣旨説明を行います。

本案は、関係法令の改正に伴い、細部を整理し、文言の追加等の改正を行うものです。御審議よろしくお願いいたします。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第43、決議案第1号、依光晃一郎市長に対する問責決議についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、笹岡優です。決議案第1号、依光晃一郎市長に対する問責決議について、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提案したいと思います。

原案を朗読し趣旨説明とさせていただきます。

依光晃一郎市長に対する問責決議

本市では、去年の5月から教育長不在の状態が続いています。年度末を目前にしての教職員の人事異動や朝ドラ「あんぱん」放送開始などを考えると速やかな教育長決定がなされるべきと考えます。

この間も議会として、依光市長と教育委員による話合いの頻度を増やし、早期の打開を求めてきました。

しかし、この間の議長も参加しての市長と教育委員による話合いの状況は、さきの議会で「同意」されなかった方に、市長が固執し、一步も前に進んでいないことが明確となりました。

しかも決定的な問題は、教育委員や議会、また市民に対して、さきの議会で「同意」されなかった方を、まだ「意欲あると言っている」と述べてきたことです。

昨年１２月定例会議において、保護者有志より「新しい教育長人事に集中し、前向きな話合いが円滑に進められることを強く求めます」との内容の陳情を全会一致で採択したことを受け、さきの議会で「同意」されなかった方に議長等が確認すると「教育長をやる意思はないので、新しい方を早く決めてもらいたい。この意思は、以前に市長に伝えている」とのことでした。

依光市長には、自らの言動が今日の事態を招いたことに対し反省を求めます。

また、議会からの再三の申入れにも関わらず、３月定例会議に人事案件を提出できていないことに対し、責任を求めるものであります。

以上、決議します。

同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

【決議案第１号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

１７番、山崎眞幹君。

○１７番（山崎眞幹君） 提出者に少しお尋ねしたいと思います。２点ほどあります。

まず、１点目ですが、５月臨時会議で同意されなかった理由をお尋ねしたいと思います。

ちなみに、お尋ねする以上、私が同意した理由も述べなければいけません。私が同意した理由は、職務また職責について評価をする場合は、仕事の内容や結果で下すべきであり、着任前にその評価を下すことは、その人物についての評価につながるというものでございました。提案者の理由をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） １２番、笹岡優君。

○１２番（笹岡優君） 私たち日本共産党の５人とくらしと福祉を守る会の山崎議員を含めた６人で、３月１１日に、市長からこの内容についての提案を直接聞きました。そのときに意見交換も行いました。他の会派も全てその日に行ったと思います。そのときに受けた後ですぐ、私たちは、そのやり取りの中でも大分反対的な話を言ったのですが、議長を通じて市長に、提案してきたら反対するということを伝えました。そのときの反対の一つの理由は、教育は継続性・安定性が必要です。急な変更はやるべきではない。特に、１期３年しか前教育長はやっておりません。そのことも含めて、朝ドラ「あんぱん」を前に混乱を招くから、今交代することはおかしいということを伝えました。

同時に、私たち自身が思っているのは、令和５年４月から市長が提案される方は教育

委員会に勤務されておりました。そのときから教育委員会との関係のコミュニケーションを取っていれば、こんなことはなかったと思うんですね。ですから、それを含めて私たちは考えています。

また、やり取りの中で、私たち自身、私自身も言いましたが、推薦される方は高校の経験はあります。しかし、経歴を見た中で私も指摘しましたが、高校でも現場にほとんど行かれていない。教育委員会と文部科学省にいました。高校と義務教育はかなり違いがあるんじゃないかと。同時に、香美市にお住まいになったことはなかったわけですね。そういう中で、安定性、それから継続性を考えたときに、今変える必然性がどこにあるのか、そこが見い出せませんでしたので、反対しました。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 2つ目のお尋ねをしたいと思います。

今定例会議において、市長は、6月定例会議までというふうに期限を切って、次の提案に向けて今調整している段階だと思いますけれども、それについて提案者はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 6月定例会議までという話がありましたが、市長から、もう一回教育委員も一緒になって、市民の方々、保護者会も含めてお話をしてからという話もありました。一体何が本当の気持ちなのかよく分かりません。もともと教育委員と市長の話合いになぜマスコミを入れてきたのか、この間。それ等が分かりません。教育長を決めていくという内容の中で、なぜマスコミを入れてこの問題をどんどん公開し、オープンな中で話合いを持っていく。今回も、まだそれをやろうという話があります。一体どこにあるのか。子供たちの視点はどこにあるのか、それが本当に分かりません。ですから、6月定例会議までに出すやったら、早い提案をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） どう考えるか、そのことについて評価をしているのか、していないのかをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ちょっと時間を取らせていただきますけど。

（17番、山崎眞幹君、自席から「短く」と発言する）

○12番（笹岡優君） 短く。

もともと市長が勘違いされているのは、提案されている内容等が、提案権があるということをおっしゃっていますが、提案権があることと、教育に介入できることとは別です。ですから、速やかに、評価しますので、6月定例会議までに早く提案してください。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○ 17 番（山崎眞幹君） 短くありがとうございました。評価しているということで
すね、分かりました。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

2 番、公文直樹君。

○ 2 番（公文直樹君） 2 番、公文直樹です。自由民主クラブを代表して、問責決議案に反対の立場で討論を行います。

昨年 5 月の教育長人事に関わる同意議案が否決されたことに端を発した不在問題は、長期化しておりますが、ようやく、6 月定例会議までに新たな教育長人事の同意議案上程の見通しが市長より示されました。

この間、保護者や P T Aをはじめ多くの市民の皆様が不安を感じられ、教育現場への影響を心配されていました。議会としても教育長不在の早期解消を市長に申し入れましたが、結果、約 1 年間もの時間を費やすことに大変申し訳なく思う所存です。

そもそもなぜこんなに時間がかかったのかを考えると、まずもって昨年 5 月臨時会議での提案は、議会に対する市長の説明不足が原因で人事同意議案が否決されたものと考えます。

その後、市長は教育委員の理解を得るべく、新しい教育長の人物像に共通点を見いだそうと教育委員の皆さんと協議を重ねましたが、協議の場では、新教育長の人物像についての議論ではなく、市長のパワハラ発言追及に多くの時間が費やされました。加えて、議会の場においても一般質問で、教育委員の発言を根拠として、同じく市長のパワハラ発言追及に多くの時間が費やされました。こうした事態が積み重なり、複合的な要因で教育委員と市長の合意は困難となり、新教育長の人選は複雑かつ進展を鈍化させたものと考えます。

このことから、人選以外に多くの時間を費やした点において、市長のみならず教育委員や議会にも一定の責任があると私は考えます。もちろん教育長の選任権は市長にありますので、不在問題の責任の多くは市長にあります。教育長不在を決定したのは議会であり、その後も教育長の人選以外に時間を費やしたことは、教育委員の皆様も同様であると考えます。

改めて、議会にも責任があると考え、私自身にも責任があるわけであり、今定例会議に人事案件が提出されなかったことについて、議会の責任の在り方を議論せず、今回の決議案に賛成することは、私自身の責任を市長に転嫁し、責任逃れを行うことと同意義であると考えます。

また、市長におかれては、今定例会議一般質問の答弁において、今回の問題の責任は

私にある、このような事態に対しおわび申し上げるとの趣旨で、謝罪の発言がありました。このことは、議会中継及び３月１３日の高知新聞に掲載されたことにより、広く公に反省の意思は伝わったと考えることから、決議文にある市長の反省を求めることは既に果たされたと考えます。

以上のことから、問責決議案に反対いたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） １１番、山崎晃子です。私は、決議案第１号、依光晃一郎市長に対する問責決議に賛成の立場で討論を行います。

今回の問題を考えるとき、平成２６年７月１７日の文部科学省初等中等教育局長通知、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてで、教育委員会の位置付けについて、ポイントとなる点を明確にしたいと思います。

１点目に、教育の中立性についてです。３つの根本方針、１、中央集権ではなく地方分権、２、民意の反映、３、一般行政からの独立は、平成２６年改定においても変わらないとしており、教育委員会は市長から独立した行政委員会としての位置付けとなっています。

２点目に、教育委員会の位置付けは、改正後においても、委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるとされています。教育長は教育委員会の構成員であるが、委員ではなく、地方公務員法が適用されない特別職の身分であります。同時に、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能が強化されており、委員の果たす役割が大きくなっています。

３点目に、教育委員会は合議制の執行機関であり、委員の役割が引き続き重要とされています。

４点目に、教育長は、教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行はできないものであることが明記されています。

以上のことから、教育委員会の位置付け、果たす役割が大きく、教育長人事においても、委員、事務方も含め、教育委員会とのコミュニケーション、意思疎通が最も重要であると考えます。このことを念頭に教育長を選任する必要があるのではないのでしょうか。

さて、教育長不在期間が１０か月を超え、新年度を迎えようとしています。この間、８回の教育委員との意見交換が行われましたが、合意点を見いだすことはできず、意見交換は終了しました。このことに関し、多くの住民の方から心配の声をお聞きしています。そして、早期の解決を願って、保護者やＰＴＡの方から嘆願書や要望書が提出されました。にもかかわらず、いまだに教育長人事は提案されていません。

さらに、先日の一般質問において、教育長問題が進展しない理由が依光市長の言動に

あることも明らかになりました。解決に向けて取り組むべき立場にありながら、いたずらに引き延ばしてきた結果が、今日の状況につながってきたのではないのでしょうか。私は、この間のやり取りから、残念ながら市長の一日も早く解決をしていくという強い思いを感じることができませんでした。

以上のことから、首長としての姿勢に疑問を抱かざるを得ず、その責任は重いと考えます。このことを申し述べて問責決議への賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 17番、山崎眞幹でございます。問責決議案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回のことの始まりである、教育長の人事案が否決されたことを伝える令和6年5月22日の高知新聞の記事は、香美市教育長新任を否決、市議会「市長提案は一方的」という誠にセンセーショナルな見出しで、掲載された内容の主なものは、人事案の否決は2006年の同市発足以来初めて、依光晃一郎市長は全くの想定外だとし、今後、議会側に理解を求めた上で6月以降に再提出をする考えを示した。取材に対し、反対した議員は、教育委員への配慮、教育の継続性が必要だ、やり方が一方的過ぎる、市教育委員会の本分は義務教育の充実だなどと説明。賛成した議員は、教育長の空白は避けるべき、市長の教育改革を後押ししたいなどとしたというものでありました。また、その解説の見出しは「市長と教育委員溝埋まらず」というもので、依光晃一郎市長は、現教育長続投を求める教育委員側との溝が埋まらないままトップ交代を提案、多くの議員が、依光市長のトップダウン的な手法や説明不足などを理由にノーを示した格好だとされています。

この事態を受けまして、市長は再提案に向かうべく、早速、議会に対して提案に至った経緯と提案理由を説明し、教育委員の皆さんとは計9回の協議を重ね、私的な住民説明会も開会し、今日に至ったということは周知のとおりでございます。

今定例会議一般質問でのやり取りを伝える3月15日の高知新聞の記事は、香美市長と教育委員溝深く、答弁で批判し合う場面もという、これもまた誠にセンセーショナルな見出しで、その内容は、教育長人事案の見通しについて、6月定例会議までにどの明言はあったものの、ともに執行部側に座る依光晃一郎市長と宮地憲一教育長職務代理者が答弁で批判し合うなど、いまだ歩み寄りの兆しは見えない、両者の溝は埋まるどころかますます深まるばかり、互いの落としどころは見えないままだったというものでありました。

市長と教育委員の皆さんは、本市の教育行政全般に関連して、掲げる目的、目標は同じであるとしつつも、それぞれの思い入れや頑迷さが複雑に絡まっており、仮に、議会

が市長と教育委員の皆さんのけんか状態を仲裁する立場であれば、けんかに際してその理非を問わず、双方ともひとしく処罰するというけんか両成敗により、双方に歩み寄りを促すことが可能かもしれません。しかし、言うまでもなく、議会もこの問題の当事者です。この決議には、依光市長には自らの言動が今日の事態を招いたことに対し反省を求めますと、上から目線で述べられておりますけれども、今日の事態を招いたのは、市長の言動だけではなく、教育委員の皆さんの言動、個々の議員の判断理由も、今日の事態を招いた原因だと私は理解しております。

私たちは、それぞれの役割に応じて、個々に、事ここに至った責めを負うべき存在であり、一方で、それぞれに事態の好転に向けてでき得る努力も行ってきたはずですが。それぞれの努力が足りなかったことを反省するのならばともかく、これまでの経過をなかったことのように、市長の言動のみにその責を問うことは、物事を単純な二項対立の形に持ち込み、その意味合いが否定的な場面で使われることが一般的であることから、私が従来から教育振興基本計画の中では使うことを控えてはどうかと提案をし続けてきました「よってたかって」を、教育長人事をめぐる場面で出現させることにほかならず、まさに、香美市よってたかって教育のパラドックスがここに極まれりという状態であると考えます。

今の喫緊の課題は教育長の不在解消です。この決議を、問題の当事者でしかも教育長人事に同意する役割を持つ議会が提出するなどということになれば、市長の6月定例会議までにという再提案や、今後の展望にも悪影響を及ぼしかねず、議会としての認識、見識が問われることは必要であります。皆さんの賢明な判断によりまして、この決議案に対して反対への賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。日本共産党を代表し、決議案第1号、依光晃一郎市長に対する問責決議への賛成討論を行います。

昨年5月21日の臨時会議において、市長が議会に上程した教育長案については、賛成少数で否決されました。その後、教育委員会との合議の下、再度上程するとのことでしたが、9月定例会議においても上程されませんでした。

この間、10月4日、議会は、教育長人事に対し早期解決のため頻繁に協議を重ねることなどを議会の総意として申入れをしています。10月9日から11月25日まで、6回にわたり議長や副議長の進行の下で市長と教育委員との話し合いが持たれましたが、ゼロベースに戻して話し合うことにはならず協議が平行線のため、以後の会は打ち切られました。そして、10月22日に、議会と市長に対し、鏡野中学校と山田小学校のPTAより、教育長不在問題の早急な解決に関する嘆願が出されました。また、11月22日に、香北中学校、大宮小学校、舟入小学校保護者有志から、新教育長を早期に決め

てほしい旨の陳情書が提出され、１２月定例会議において採択いたしました。それにより、議長と副議長が推進官を通じ市長提案の方と連絡を取ったところ、もう既にお断りしていますとの返事をされたと報告がありました。そして、今定例会議３月１１日の一般質問におきまして、教育長職務代理者より、１１月１８日に、昨日電話で確認した結果、その方は意欲があると答えられたと市長が言われたと答弁があり、教育次長からは、２月１日に企画財政課長と私とで、市長からさきに提案された方に会いました。機会があればどうしますかとの問いかけに、市長に対し、昨年８月の段階でお断りしていますとのこと。また、１０月頃にもするつもりはないと市長に言ったとの答弁がありました。

以上、一連の経過から、１０か月間で市内小・中学校のＰＴＡや保護者からの嘆願や陳情があったにもかかわらず、今日まで新教育長の上程がないこと、また、そのことにより子供たちや保護者、学校の先生方に多大な心配や不安感を与えたこと、さらに、決定的には、以前提案された方が断っているにもかかわらず、まだ意欲があると偽ってきたことは、議会に対しても市民に対しても説明のつかないことではないでしょうか。このように、１０か月間教育長の空白をつくった原因は、市長の言動や姿勢にあるのではないのでしょうか。

以上を述べまして、依光晃一郎市長に対する問責決議への賛成討論といたします。御賛同よろしくをお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

４番、西村剛治君。

○４番（西村剛治君） 子どもと町を楽しくする会、西村剛治です。依光市長に対する問責決議案に賛成する立場で述べさせていただきます。

今問責において責を問われるべき問題は大きく３点あると考えています。

１つ目は、教育長不在が長期化していることの責任。言うまでもなく、これまでに市民、保護者、そして教育現場から、一日も早い教育長不在解消を望む意見、要望、陳情が寄せられ、香美市議会からも早期の人事案の提案を申し入れている中で、１０か月もの長期間、そして、これから先の数か月、香美市の教育行政の責任者である教育長不在という状況を解消できない現状は、教育長不在に対する市長の危機認識の欠如がもたらすものであると考えます。

５月臨時会議における教育長人事案否決後、新たな人事案は７月以降にと市長がメディアで述べて以来、教育現場や保護者の間には、夏休みまでには決まるよね、２学期が始まるまでにはきっと、せめて年内には、何とか年度内には、そして、新年度のスタートは新しい教育長の下でという多くの思い、願いが聞こえてきましたが、残念ながらこれがかうことはありませんでした。一方で、市長からは、議会での答弁も含め、これ

らの市民の声に応える具体的な進展の報告や、やむを得ず時間を費やすことに値する解決に向けた道筋、タイムラインを示されることはありませんでした。本来、市長が当然果たすべき責務であった、教育長の任期が切れるまでに新しい教育長人事案を議会に諮り、承認を得ることが、これだけの長期間にわたって解消されないという事実は、市民への約束、責任を果たしていないままであることはもちろん、早期の人事案提出を求め続けている議会の判断、存在意義を軽視するものであります。

市長が教育委員会改革を掲げ、教育長の人選に強いこだわりをお持ちなのはよく分かります。しかし、市長が教育長を選任できるのだとしても、教育委員会はトップダウンが可能な市長とは全く異なり、独立した合議制の機関だということです。そのことを考えたとき、市長の役割は、改革のトップランナー、旗振り役ではなく、改革のきっかけとなる変化の種まきの役割だと私は考えました。それは、たとえどんなに強い思いが市長にあっても、教育長就任後は市長自身の手を離れ、教育委員会という合議制組織と教育現場に委ねられることになるからです。そもそも、市長がまいた変化の種が芽を出し花開くのは、御自身の任期内では実現しないかもしれません。それでも市長が香美市の未来に花開くことを信じて種まき人事をされるのであれば、今市長が大切にすべきなのは、種を植えるための土壌整備であり、育つための環境整備をすることではないでしょうか。私は、これにこそ市長のリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

これは教育委員側にも言えることではありますけれども、意見の相違がどれだけ大きかろうとも、自分よりも組織の長としての責任を優先し、合意点を探ることを諦めないこと、時には自身の考えと異なる声を取り入れて、もし自分の力だけで解決が困難なのであれば、迷わずカウンターパートや第三者の意見を求め、全ての香美市民の利益のために素早く決断する、それがリーダーである市長の姿勢であるのではないかと思います。ぜひ、これからの一日も早い解決の取組をお願いします。

2つ目は、香美市の教育への影響、リスクに対する責任です。まず初めに、教育委員会や教育行政には、時代の変化に合わせた変革が必要であるとする市長の考えに、私自身は賛成いたします。その上で、新しい教育委員会制度の下、教育長、教育委員を市長が選任できるとする現在の仕組みは、組織の新陳代謝、変化の呼び水のため、そして、任命責任を明確にする点から見て、実効性のある仕組みであると私は考えています。教育行政の根幹は、子供たちの日々の学びと成長にあります。子供たちの一年一年の育ち、一日一日の学びに必要なのは、急激な変化ではなく、これまでも何度も述べてきましたが、教育の継続性と安定性であり、教育行政において何よりも優先されなければならないものであります。しかし、それを守らなければならない立場であるはずの行政の混乱が、学びの環境に悪影響を生むことは、本来あってはならないことのはずです。

市長は以前、教育長不在の長期化に対する教育現場への影響について尋ねた際、県教育委員会からは、香美市の教育は教育長がいなくても問題はないと言われたのだと答弁がありました。私はそれを聞き、大きな認識違いをされていると思いました。言うまで

もなく、教育長不在は教育行政における異常事態です。その危機意識をしっかりと共有して、教育現場の先生方、教育委員会の職員、教育委員の方々の不斷の努力があり、そして、保護者の理解があつて、実際に学校運営が維持されているのではないのでしょうか。はたから見てどんなに影響がないように見えても、組織の長である教育長という一番大きな歯車が欠けている状態で、正常であるはずがありません。そして、その状態が長く続くことは、教育現場のリスクを潜在的に膨張させていると考えなければならないはずです。残念ながら、これまでの市長の言葉からは、そのような危機感、危機意識を感じることはありませんでした。大きな事件、事故、災害や不祥事は、どれだけ教育委員会、教育現場が注意を払っていても、いつどのような形で発生するか、完全に予測することは難しいです。教育長の不在が、香美市の宝である子供たちの学びの環境に不必要なリスクを生んでいることに対し、市長は実際に責任を取ることはできないわけです。現場のその危機認識をしっかりと持ち、早期解消に向けた姿勢を求め、市民に示す必要があると考えます。

3つ目は、市長自らの発言、発信に対する責任です。今定例会議の一般質問の中で、市長になったときから24時間、人前で話す発言は全て公人、市長として発言しているつもりだと、市長の強い職務に対する覚悟を聞かせていただきました。しかし、これまでの御自身のSNSやメディア、また、議会や意見交換の場での発言、先日の市長主催の住民説明会の発言、発信において、公人として疑問が浮かぶ正確性や公平性を欠いた発言が散見します。また、最近の市長の発言、発信では、もはや自重することもなく、教育委員会を公の場で公然と批判するような発言をしたり、時には議会も含めて自身との考えの違いを過度に強調し、対立の構図を色濃くしようとする意図を感じる発信が増えていることに強い懸念を覚えます。

1月19日の市長説明において、仮に、それが意図的でなかったとしても、行政の中に分断、対立を生むことをやむなしと受け取れるような発言をし、また、それによって結果的に市民の中に分断の空気を生んだことを、果たして市長はどのように感じているのでしょうか。市民の中から困惑の声が寄せられています。

市長は、全て公人としての発言であるとしながらも、市民、議会に対して正しく公正な情報提供、説明、そして、場合によっては自らの言葉で訂正を行わなかった点、また、そのように受け取られるような発言をすることは、大きな問題であると認識すべきです。自らの発言の重みに対する認識を改めることを強く求めます。

以上、3点を理由として賛成討論といたします。

最後に、議員、議会の責務、姿勢について述べさせていただきます。

我々市議会議員は市民の皆さんによって選ばれました。そして、二元代表制の下、市民によって選ばれた市長に対する抑制と監視の役割を担うものです。ともに香美市をよくしていくために積極的な意見交換をする関係ではありますが、一たび市長に問題があるときには迷わず市民の立場に立ち、市長に対して市民に成り代わりジャッジマンとし

て強い態度を示さなければなりません。我々は毅然とした態度で、市長に軌道修正を求めるイエローカードを出すべきだと考えています。

御清聴ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 決議案第1号につきましては、可とする者8人、否とする者8人であります。

今、御報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

決議案第1号について、議長は可決と裁決します。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第44、意見書案第1号、高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。意見書案第1号、高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の趣旨説明を行います。

高額療養費制度は、高額な治療を受けた際に、年収や年齢に応じて患者の自己負担が重くなりすぎないように、1か月当たりの支払いを一定に抑える仕組みです。医療のセーフティネットの役割があり、命と心の支えです。全国がん患者団体連合会や日本難病疾病団体協議会などの団体から、休職し、今の上限額でもきつい、命を諦める患者が増えるなどの悲痛な声が多く寄せられ、国は、一旦、自己負担上限額の引上げを見送ると表明しましたが、今年秋までに改めて方針を検討し、決定するとしています。物価高騰が続き、生活も厳しくなる中で、命を見放すような限度額の引上げは、病気で苦しんでいる方々にさらに追い打ちをかけることになります。

以上のことから、上限額の引上げは中止すべきとの思いで本意見書案を提案し、趣旨説明といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第1号、高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

高額療養費自己負担限度額の見直しにつきましては、2023年度末に閣議決定した全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）によれば、2028年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策としています。この改革過程を止めるべきではないでしょうか。石破首相は、今回、高額療養費上限額引き上げ方針を中断はしましたが、今年の秋までに改めて方針を検討し、決定すると説明しています。

そもそも高額療養費制度は、重い病気や予期せぬ事故などに命綱の役割を果たしてきました。負担上限額の引き上げは、高齢者、現役世代の両者に命の危機をつくり出します。また、政府は、今回の高額療養費上限額の見直しで、2,270億円もの受診抑制を想定しています。がん患者などに治療中断を迫るかのような制度の見直しには、生きるのは諦めろというのかとの声が上がっています。政府は、制度の持続性を見直しの理由にしていますが、治療を我慢させたその先にあるのは命の持続不可能な未来です。

今、物価高騰が国民の暮らしを直撃しています。こんなときに、来年度の防衛予算は過去最高の8兆7,000億円となりました。国民の命や暮らしを応援する予算にこそ転換すべきです。

本市の国保被保険者におきましては、令和5年度に6,253件の利用があり、そのうち1,196件は多数該当分です。多くの方がこの制度を利用されています。病気に罹患することを自己責任とする政府の冷たいやり方には賛同できません。医療、介護、福祉、年金など、社会保障の改悪が続けば、自己負担額が増え、制度があっても人は生きていけなくなります。病気になったときには安心して医療機関を受診できる体制を構築してこそ、政府が言う本当の意味での全世代型社会保障となると考えます。

よって、誰もが安心して適切な医療を受けることができるように、高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止することを求め、賛成の討論といたします。

御賛同よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第1号につきましては、可とする者8人、否とする者8人であります。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

意見書案第1号について、議長は否決と裁決します。よって、意見書案第1号は、否決されました。

次に、日程第45、意見書案第2号、食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 意見書案第2号、食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

米の高騰が続いています。農協などの集荷団体と卸業者との取引価格は、前年同月比で69%から今現在は80%も上昇し、5か月連続で最高値を更新しています。日本の国民の主食である米の安定供給を保障することは政府の仕事です。しかし、政府はこれまで米不足、米価格高騰に対し需要が逼迫していないとして、備蓄米の活用などの緊急対策を求めても、もうすぐ新米が出回ると手を打ってきませんでした。しかし、高値が続き、2月中旬にようやく備蓄米放出を決めました。

根本的な問題は、政府や農水省の認識の間違いです。2023年6月末までの1年間の主食用米の需要量が705万トンになるのに対し、収穫量は661万トン、約44万トン不足しています。需要に対して生産量が足りない、出発点から狂っており、この点の見直しを進めないと店頭からまた米がなくなる可能性があります。

稲作農家は、この25年間で121万人減り、今現在、53万人になりました。800万トン以上あった米の生産量は、この20年間で200万トンも減少しています。農家が展望を持ち、国民が安心してお米を買うことができるようにするには、政府がしっかり財政措置を行い、生産者を直接支援し、食料自給率を引き上げる以外ないとの思いで本意見書を提案いたします。

同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 5番、西山潤です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会

を代表して、意見書案第2号、食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

昨年夏までの米在庫の中心だった2023年度産米は、各地の大雨や高温被害で新潟県や秋田県といった米どころで不作となりました。在庫水準が下がっているところに、訪日外国人観光客が回復したり、南海トラフ地震臨時情報、大型台風の発生による備蓄需要などが高まり、米の需給バランスが一気に崩れたことが直接的な原因と考えられます。

日本の米供給が脆弱になった最大の原因は、政府の1970年代以降の減反政策で、米の生産量を減らし続けてきたことです。現在でも毎年10万トンずつ生産量を減らしており、年間750万トンにしようとしています。国内での米消費量は年間730万トンですから、在庫に余裕がなく、ちょっとした変化で米不足に陥ってしまいます。

また、昨年秋以降も逼迫感が継続し、新米の買い付け競争が起きました。大手外食チェーンを顧客に持つ卸売業者など、在庫の前倒し確保に動いたほか、消費者やスーパー、卸や飲食業者など、あらゆる流通経路から米農家へのアプローチが強まりました。その結果、新米は生産者の手を離れ、流通段階で在庫が確保され、価格が引き上げられています。政府は米の流通管理をしていませんので、買い占めなどの問題行為があっても把握できず、是正も行えません。市場任せの米政策を改め、政府の責任で流通の透明化、直接支払いでの所得保障などによる安定的な米供給体制を構築することは急務だと思います。

以上の点を述べまして、本意見書に対する賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

次に、日程第46、意見書案第3号、学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 5番、西山潤です。意見書案第3号、学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の趣旨説明いたします。

本市議会において、2023年12月定例会議で、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書が全会一致で可決され、国に提出されました。そのかいあり、来年度、小学校6年生の35人学級が実現、これで小学校は1年生から6年生まで全て35人学級となり、子供たちにとっての教育条件は大きく改善されました。

他方、学習指導要領の過大な内容は、早急な見直しが必要と考えます。私は、2月19日に開かれた、香美市立教育研究所の研究発表会に同僚議員とともに参加しました。ICTの有効活用など、先進的研究が進められ、大変感心いたしましたが、その中で、国語部会の悩みとして挙げられていたのが、漢字の書き取りが十分にできていないということでした。日本語の土台として、漢字は、平仮名、片仮名とともに極めて重要です。ところが、小学1年生で80字、2年生で160字、3年生で200字、4年生202字と増えていき、小学校6年間で1,026文字の漢字を習得することになっています。十分に読み書きが定着しないうちに次々と新しい漢字が出てくるため、先生方は授業中、熱心に教えても消化し切れないため、毎日の宿題に漢字の書き取りを出しています。保護者や子供たちからは、宿題が多過ぎるという声を聞くのは、そのためです。

小・中学校での不登校は、2022年度29万9,000人、2023年度34万6,000人と増加し、11年連続増え続けています。その原因の中の一つに、学業の不振、宿題の未提出というのがありました。私は、現在の学習指導要領の内容の多さが不登校にも大きく関わっていると考えます。

現在の学習指導要領に、現場教職員の声がほとんどと言っていいほど取り入れられてこなかったことが、学校の競争的教育環境をつくり、ひいては、勉強嫌い、学校嫌いを生み出しているのではないかと危惧します。

よって、国におかれては、学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求め、意見書案第3号の趣旨説明とします。

同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第3号、学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書に賛成の立場で討論します。

現場の困難を解決する方法は、きっと現場の先生方自身がよく分かっていると思います。一方で、学習指導要領の改訂は、中央教育審議会の答申を基に文部科学省の官僚が作成してきました。今回、児童・生徒の意見を聞く試みがされており大いに評価します

が、同様に、現場の困難を最も分かっている教職員の声もアンケートなどにより集約して、学習指導要領改訂に積極的に生かしてほしいと強く思います。かつてドラマで、事件は現場で起きているというせりふがありました。会議室で話し合うことももちろん重要ですが、その前に、今の学校現場で何がどのように起きているのか、直面している教職員は何に困っているのか、どこをどう変えてほしいのか、現場教職員の声こそもっと生かしていただきたい。

私は２年前から、同僚議員とともに高知市内で開かれている現場教職員と語る地方議員の会へ参加もしてきました。そこで現場の先生方が一番話されていたことは、学校には時間のゆとりが全くないということでした。特に、小学校学級担任は、基本的に朝から帰りまでずっと子供たちと一緒に過ごしています。具体的には、午前８時１５分の朝の会から午後４時過ぎの下校時刻まで、先生方には休み時間がほとんどありません。授業と授業の間の休み時間は１０分間、その間に前の授業の片付けと次の授業の準備をします。給食時間は配膳準備や後片付けがあり、昼休みに食い込むことも度々です。さらに、掃除も生徒と一緒にします。４年生以上の時間割は水曜日が５時間、それ以外は毎日６時間授業です。中学校の場合、受持ち時数は小学校より少ないですが、放課後に部活動があります。土曜、日曜、夏休み等に練習や試合があり、休みの日という点では小学校以上に少ないのが実情です。部活動の地域移行も言われておりますが、どこの学校、地域でもできる話ではなく、反対意見も多いのが実情です。

以上、概要でありますけれども、実際にはもっとたくさんの問題があると思います。オーバーカリキュラムと言われるような内容も含めまして、困難な状況にある教職員の実情、学校現場の声を紹介し、それが反映されることを願って賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第３号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 意見書案第３号につきましては、可とする者８人、否とする者８人であります。

今、報告しましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第１１６条第１項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

意見書案第３号について、議長は否決と裁決します。よって、意見書案第３号は、否決されました。

次に、日程第４７、意見書案第４号、航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。１３番、濱田百合子さん。

○１３番（濱田百合子君） １３番、濱田百合子です。意見書案第４号、航空法の特

例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書案の趣旨説明を行います。

2018年7月27日に、全国知事会は全国知事会議で、米軍基地負担に関する提言を決議しています。提言は、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件、事故の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障をすること、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を必ず行うこと、航空法騒音規制装置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られることなどを内容としています。

日米地位協定は、1960年に締結されて以来一度も改定されておらず、国内法は原則不適用です。2020年、本市3月定例会議で、米軍機による超低空飛行に対する抗議決議を上げました。しかしながら、依然として米軍機による低空飛行訓練で住民生活が脅かされている状況が続いています。このことから、今回、住民要望として航空法の特例に関する法律を見直し、安全を担保することを国に対しての意見書といたしました。

同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、笹岡優です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第4号、航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

1994年に早明浦ダム湖に米軍機が墜落して、昨年で30年になります。本山町では、米軍機早明浦ダム湖墜落事故30年講演会が開かれ、本山町長も参加し、今なお米軍機の低空飛行で苦しめられている現状を告白していました。この事故は、左に旋回したときにパイロットが気を失い墜落し、2人が亡くなりましたが、もう少し横に墜落していたら保育所と中学校が巻き込まれ大惨事になっていました。

地方部だけでもこの間11回以上墜落し、60人以上が亡くなっています。特に、2018年に高知県沖で岩国所属の戦闘機が空中給油機と接触し墜落した事故について検証した米海兵隊報告書では、優秀な人材が日本勤務を避け、最弱の操縦士が岩国基地に集中する状況を露呈させた。劣等生が集まり、事故が止まらない実情としています。日本の安全は相変わらず軽視されています。このような事態を許す最大の原因が日米地位

協定であり、全国知事会は全会一致でこの見直しを強く求めてきました。特にその中で、1999年の日米合同委員会の在日米軍による低空飛行訓練について（外務省）という合意文書には、戦闘即応態勢を維持するために必要とされる技能の一つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成するとしています。アメリカの低空飛行は地形回避の技能向上を目的としており、約152メートルを下回る高度で飛行することを意図するものとされている点です。これは、最初から日本における制限高度を下回る低空飛行を行うもので、国民を欺いていると言わざるを得ません。

また、米、NATO軍の低空飛行訓練では、実践においては地上約30メートル以下の超低空を、時速1,111キロメートルを超す速度で飛行することが必要であり、低空飛行訓練はこうした飛行技術を習熟するために行われるとなっております。状況が悪化すれば、本格的、実践的な低空飛行訓練をやりかねない危険性をはらんでいます。

以上の点からも、日本の航空法を遵守させ、ドクターヘリや防災ヘリ等、安全飛行や住民の生命と財産を守るためにも、航空法の特例によって航空機の運航の際に除外される義務、特例法で除外がされる、これを見直す必要があると考えます。その立場で本意見書の賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

暫時休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第48、意見書案第5号、速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。意見書案第5号、速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

本意見書は、与野党間の理事間で合意された、本年3月31日までの企業・団体献金の改革法案取りまとめに対し、1994年当時の政治改革関連法の当事者である細川護熙元首相や、河野洋平元自民党総裁も一貫して言っているように、全面禁止が前提であったとの原点に立ち返り、禁止を求めるものであります。公正性に疑義が持たれないた

めには禁止が最も明瞭です。現在の政党助成金との二重取りの状態を是正するためにも禁止しかないと考えます。

以上を述べまして、本意見書案の趣旨説明といたします。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会代表して、意見書案第5号、速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

過去を振り返れば、ロッキード事件やリクルート事件、様々な賄賂性を帯びた献金事件が繰り返されてきました。主権者ではない企業・団体から多額の献金を受け取る行為に、政治をゆがめる意図が全くないと言えるはずがありません。また、近年では、桜を見る会の問題、裏金問題、そして、今回の首相の商品券配布と、政治と金にまつわる話が後を絶ちません。

さて、昨年12月の日本経済新聞の記事によりますと、2023年分政治資金収支報告書の中央分と地方分を集計したところ、企業・団体献金の総額が18億9,513万円になり、そのうち17億8,437万円が自民党支部に対してのものでした。また、これとは別に、自民党本部の政治資金団体、国民政治協会に対して24億円の献金がありました。なぜ自民党だけに企業・団体献金が偏るのでしょうか。主権者であるはずの国民よりも、多額の寄附をする企業・団体向けの政策、予算の実現の裏打ちになっていると言っても過言ではありません。

意見書にもありますように、政治改革関連法は企業・団体献金について全面的に禁止することを前提に、当面それでは政治活動を縮小することになるという諸事情にも鑑みて、本来なら必要ないと思われる政党助成金をつくってまで、企業・団体献金を禁止すると決めたのであります。それなのに、政治家個人には禁止されましたが、30年たってもいまだ政治団体に対する献金は温存され、そのため自民党幹部の政治団体が7,800団体以上も存在している状況になっております。都合のよい政治資金の二重取りであります。

今国会では、3月31日までに結論を得るべく、企業・団体献金の改革法案の取りま

とめが審議されております。そこで、自民党の禁止よりも公開とする意見と、野党の全面禁止の意見に分かれております。

国民は、多額の献金が可能な企業・団体に偏ることなく、主権者である国民に寄り添った政治の実現を望んでおります。このことは、地方の声として地方議会から政府に届けるべき内容だと申し上げまして、本意見書案への賛成討論とします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

次に、日程第49、意見書案第6号、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、中平麻衣です。意見書案第6号、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

公共交通機関の整わない本市のような中山間地域では、特に、ガソリン価格の高騰が住民にとって大きな負担となっています。御存じのとおり、ガソリンの価格には本体価格以外に税金が含まれております。特に、1リットル当たり25.1円が適用されている暫定税率は、暫定的な課税をうたいながら半ば恒久化している現状にあります。昨年、自民党、公明党、国民民主党の3党で、暫定税率を廃止するとした合意文書が交わされましたが、時期について明言されたものではありません。

この地方での生活において、どんなに高くても、いかなる価格変動があろうとも、買い控えも買いだめもできるものではないガソリンの価格を下げ、生活の安定を図るために、ガソリン税の在り方の抜本的な見直し、そして、暫定税率の早期の廃止を強く求めるものであります。

以上、趣旨説明とし、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

9番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） 公明党の舟谷千幸です。私は、ただいま議題となりました、意見書案第 6 号、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書案に対し、公明党といたしまして反対の立場で討論を行います。

ガソリン価格の高騰は、世界的な原油価格の高騰や円安など、様々な要因によって日常生活に深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、ガソリン税の暫定税率の廃止については、令和 6 年 12 月に、自民党、公明党、国民民主党の 3 党幹事長による合意がなされているところです。そして、石破首相は、現在、開会中の国会において、ガソリンの暫定税率を廃止することは決まっている、暫定税率を廃止すれば年間 1.5 兆円の税収減となる、その代替財源を何に求めるのか、地方の減収分をどのようにして手当するのか、それについての結論が出ないままにいつ廃止すると言うことはできないと述べ、ガソリン税の暫定税率の廃止を決める時期については、令和 7 年 12 月をめどとするのは一つの見識との考えを示しています。これを受けて、自民党と公明党と日本維新の会は、令和 8 年 4 月からのガソリン税の暫定税率廃止を念頭に、3 党協議を開始しています。

ガソリン税には地方税も含まれております。暫定税率を撤廃すれば、本市を含む地方自治体の財源にも影響が出てしまうこととなります。多くの地方自治体からは、財源が不足することへの不安の声もあります。そのために、公明党としましては、地方の財源に影響が出ない手だてを打った上で、ガソリン税の暫定税率の話をするべきと考えております。

今回の意見書では、現在のガソリン税、揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率を直ちに撤廃しとしています。直ちに撤廃ということであります。先ほど、香美市の令和 7 年度予算が全会一致で可決されました。可決された予算の中には、今回の意見書で廃止しようとしている、国から交付される地方揮発油譲与税といった地方のための歳入予算も含まれています。よって、地方揮発油税を含む現在のガソリン税の暫定税率を直ちに撤廃するという今回の意見書に賛成することとなれば、それは可決した令和 7 年度予算と矛盾することになります。

以上、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書案に反対するものです。

同僚議員の皆様の御賛同いただきますことをお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（小松紀夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第 6 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で、今期定例会議に付された事件は全て議了しました。

定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。
市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和7年香美市議会定例会3月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

先月28日に開会いたしました3月定例会議も、小松議長の円滑なる会議運営によりまして本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました、その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会議では、第3次香美市振興計画や中央公民館ホールの改修など、長期的な展望に関する御質問、鳥獣被害を軽減するためのデジタル技術導入の提案や、JAエナジーこうちの閉所に伴う影響など中山間地域に対する御質問、また、保育園での子育て支援やごみ収集など環境に関する御質問、そして、今月31日からのNHK連続テレビ小説「あんぱん」に向けた御提案や、マスコミ報道でも大きく取り上げられている教育委員の皆様と私の確執についての御質問など、多岐にわたる論点について数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分に肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

また、先ほどは私に対する問責決議案が可決されましたが、私としましては議会の御判断を重く受け止めております。そして、この御判断を踏まえ、次の教育長人事議案は覚悟を持って提案させていただきます。

桜の季節となり、来月からは新年度です。NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送やいろいろな行事もあり、慌ただしくなろうかと思えます。議員の皆様方にはくれぐれ

も御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ありがとうございました。

それでは、定例会議終了に当たり一言御挨拶を申し上げます。

2月28日に開会されました令和7年3月定例会議は、本日までの25日間、議員各位の御協力によりまして無事終了することができました。

今定例会議に提出されておりました令和7年度一般会計予算をはじめ条例議案、指定管理者の指定につきましても、議員各位の慎重審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。また、一般質問におきましては、14人の議員が、市政全般にわたって市長の政治姿勢や行政課題について見解をただすとともに、施策の提言も行われました。市長並びに執行部の皆様におかれましては、今後の市政運営に生かさせていただきますよう申し上げておきます。

なお、市長におかれましては問責決議が可決されたことを重く受け止め、教育長人事につきまして、これ以上の不在期間は教育行政の停滞、学校現場への影響が懸念されることから、早急に対応されますよう求めるところでございます。

結びに、令和7年度は朝ドラ「あんぱん」の放送開始と同時にスタートいたします。ドラマが進んでいくにつれ、本市を訪れる観光客が増加することが予想されます。これまでに経験しなかった数の観光客の皆様になるかもしれません。香美市が一体となって各方面で観光客の皆様をお出迎えできますように、これまでどおり余念なく準備を整えていただきますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして、3月定例会議を終了し、令和7年香美市議会定例会を散会します。
(午前11時32分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 7 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和7年香美市議会定例会3月定例会議審議期間予定表

3月定例会議

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	2月25日(火)		AM9:30	議会運営委員会
	26日(水)			
	27日(木)			
第1日	28日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	3月1日(土)	休 会		休日、議案精査のため ※山田高卒業式
第3日	2日(日)	休 会		〃
第4日	3日(月)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第5日	4日(火)	休 会		議案精査のため
第6日	5日(水)	休 会		〃
第7日	6日(木)	休 会		〃
第8日	7日(金)	休 会		〃
第9日	8日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第10日	9日(日)	休 会		〃
第11日	10日(月)	休 会		議案精査のため
第12日	11日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第13日	12日(水)	本会議	PM1:30	一般質問② ※鏡野中・香北中・大柁中卒業式
第14日	13日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第15日	14日(金)	本会議	AM9:00	一般質問④ 議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会 総務・教育厚生・産業建設常任委員会
第16日	15日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第17日	16日(日)	休 会		〃
第18日	17日(月)	休 会		予算決算常任委員会
第19日	18日(火)	休 会		〃
第20日	19日(水)	休 会		議案審査整理のため
第21日	20日(木)	休 会		休日、議案審査整理のため
第22日	21日(金)	休 会		議案審査整理のため
第23日	22日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第24日	23日(日)	休 会		〃
第25日	24日(月)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

3月14日(金)	予算決算常任委員会	議案第 15・16・17・18 号
	総務常任委員会	議案第 21・22・23・24・26・27・30・34・36・37・38・39・40・41・42 号
	教育厚生常任委員会	議案第 19・20・25・28・29・35 号
	産業建設常任委員会	議案第 31・32・33 号

当初予算審査

3月17日(月)	予算決算常任委員会	議案第 6 号
3月18日(火)	予算決算常任委員会	議案第 6・7・8・9・10・11・12・13 号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第6号	令和7年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	令和7年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	令和7年度香美市簡易水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	令和7年度香美市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第12号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	香美市手話言語条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	香美市動物愛護基金条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第 1 号

香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 舟 谷 千 幸

香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成２４年香美市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「長に」の次に「新たに」を加え、「よう努めなければならない」を「こととする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

香美市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のと
おり発議を提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 舟 谷 千 幸

香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年香美市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

決議案第 1 号

依光晃一郎市長に対する問責決議について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者	香美市議会議員	笹 岡 優
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	山 崎 晃 子

依光晃一郎市長に対する問責決議

本市では、昨年の５月から教育長不在の状態が続いています。年度末を目前にしての教職員の人事異動や朝ドラ「あんぱん」放送開始などを考えると速やかな教育長決定がなされるべきと考えます。

この間も議会として、依光市長と教育委員による話し合いの頻度を増やし、早期の打開を求めてきました。

しかし、この間の議長も参加しての市長と教育委員による話し合いの状況は、先の議会で「同意」されなかった方に、市長が固執し、一步も前に進んでいないことが明確となりました。

しかも決定的な問題は、教育委員や議会、また市民に対して、先の議会で「同意」されなかった方を、まだ「意欲はあると言っている」と述べてきたことです。

昨年の１２月定例会議において、保護者有志より「新しい教育長人事に集中し、前向きな話し合いが円滑に進められることを強く求めます」との内容の陳情を全会一致で採択したことを受け、先の議会で「同意」されなかった方に議長等が確認すると「教育長をやる意思はないので、新しい方を早く決めてもらいたい。この意思は、以前に市長に伝えている」とのことでした。

依光市長には、自らの言動が今日の事態を招いたことに対し反省を求めます。

また、議会からの再三の申し入れにも関わらず、３月定例会議に人事案件を提出できていないことに対し、責任を求めるものであります。

以上、決議します。

令和７年３月２４日

高 知 県 香 美 市 議 会

意見書案第 1 号

高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 晃 子

賛成者 〃 小 松 孝

賛成者 〃 西 村 剛 治

高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書（案）

高額療養費制度は、入院時などの高額な治療を受けた被保険者にとっては医療費負担が軽減されるという効果、国民健康保険等の保険者である地方自治体にとっては国と都道府県からの負担金によって財政運営の安定化が図られるという効果があり、この両面で重要な制度として機能してきました。

今般、厚生労働省と財務省の両省庁において、この高額療養費制度の見直し議論が進められ、厚生労働省は自己負担の上限月額を 2025 年 8 月から 27 年にかけて段階的に引き上げる方針を打ち出しました。

このことに関して、全国がん患者団体連合会が 1 月に実施したアンケートでは、がんや難病で治療を受けている方々から「休職し今の上限額でもきつい」「命を諦める患者が増える」などの悲痛な声が多く寄せられ、引き上げ凍結を要求してきました。そして、政府は 3 月 7 日、負担引き上げの見送りを表明し、今年秋までに改めて方針を

検討し、決定するとしています。がんに罹る割合は今や国民の2人に1人であり、高額療養費制度を巡る問題は、高齢者から若者まで幅広い国民の生活に関わります。

一方、財務省の財政制度等審議会の財政制度分科会では、2030年までに都道府県での統一保険料が実施されることを前提に、国保や後期高齢者医療制度の高額療養費負担金の廃止も含めて抜本的な見直しを早急に検討すべきだとしています。国などが負担する高額療養費負担金が廃止されれば、国保や後期高齢者医療の保険料引き上げや医療保険運営への深刻な影響は避けられません。

よって、国におかれては、誰もが安心して医療にかかることができる制度として、高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 2 号

食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 〃 山 崎 晃 子

賛成者 〃 小 松 孝

食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書（案）

ウクライナ問題や気候危機が進行する中、世界の食料はひっ迫し、国際相場は高止まりしています。

国連は現在の食料をめぐる事態について「戦後最悪の食料危機」と断定し、各国に食料の増産等の対策を求めています。

国民の食料の 6 割を外国に依存しているわが国にとって、国内での増産が強く求められています。

こうした中、「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」に盛り込むべき最重要課題は、国民に食料を安定的に供給するために国内での食料生産を増産し、カロリーで 38%、穀物で 28% と異常に低い食料自給率を向上させることにあると考えます。

そのために、積極的な食料自給率目標を明記するとともに、目標を達成するための

工程、農家の所得確保、多様な担い手確保などを盛り込み、実効ある計画にすることが求められます。

また昨年、スーパーや米小売店の棚から米が消え、国民に著しい不安と混乱をもたらしました。

価格は高騰し続けており、国民生活が重大な影響を受けています。

現在、需要量は確保されているかにみえますが、昨年の米不足で24年産米は先食いされており、政府が米の備蓄の活用、強化と増産に踏み出さなければ今年も再び米不足が引き起こされかねません。

よって、国におかれては、食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策として、下記内容を求めるものです。

記

1. 「食料・農業・農村基本法」に基づいた「基本計画」に食料自給率を向上させる積極的目標と、達成にむけた施策の拡充を明記すること。
2. 米不足を再び発生させないために、農家が安心して米を生産し、国民が主食として米を食べ続けることができるよう対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務・金融担当大臣	加藤勝信	殿
農林水産大臣	江藤拓	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議員 小松紀夫

意見書案第 3 号

学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 西 山 潤

賛成者 〃 小 松 孝

賛成者 〃 西 村 剛 治

学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書（案）

文部科学省は、昨年 12 月 25 日に開催された中央教育審議会に対して、学習指導要領改訂に向けた検討を諮問しました。今後 2026 年度中に中教審から答申を受け取り、新たな学習指導要領の策定を進め、2030 年度以降、小学校から、順次実施していく計画です。

学習指導要領は、2002 年度から導入された「ゆとり教育」が学力低下を招くと批判されて以来、2011 年度から主要教科の授業時間が増え、さらに 2020 年度からは英語が正式教科になり、「アクティブ・ラーニング」を取り入れる等、子どもと教職員にとって過大な負担が続いています。特に前回の学習指導要領改訂以降、子どもたちの不登校と教職員の休職者が増え続けている事実は、「オーバーカリキュラム」と言われる学習指導要領の過大な内容も原因の一つではないでしょうか。

今回、文部科学省は、2 月から 3 月にかけて、小中学生・高校生に「授業や教科書内

容」「将来つきたい力」等のアンケートを行い、今後の議論に反映させるとしています。
この取り組みは「こども基本法」の精神に則った取り組みとして評価されます。同時に、困難を抱える現場教職員の率直な声も集め、学習指導要領改訂に生かすことは、今後の学校のあり方を考えたときに極めて重要と思います。

よって、国におかれては、学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映されるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
文部科学大臣	あべ俊子	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 4 号

航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 山 崎 晃 子

賛成者 〃 山 崎 龍太郎

航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書（案）

航空法の特例に関する法律とは、航空機の安全運航に関する規定（航空法第 6 章）において、①アルコール又は薬物（70 条）②飛行の禁止区域（80 条）③衝突予防等（83 条）④粗暴な操縦の禁止（85 条）等を米軍機には適用しないことを決めた法律です。

本市においては、予告もなく西の方角や東の方角から米軍機による低空飛行を何度も確認してきました。物部町や香北町の中心地や国道 195 号沿いにお住まいの方々、山間部で農作業をしていたの方々など多くの地域住民から、「すごい爆音で怖かった」「思わず身を伏せた」「身の危険を感じる」等の訴えを聞いています。

令和 6 年 3 月沖縄県が調査（平成 29 年度から令和 4 年度にかけて他国の地位協定や米軍基地の運用状況について）結果を発表しています。それによると、ヨーロッパ 4 カ国（ドイツ・イタリア・ベルギー・イギリス）では、国内法の適用、航空機事故

への対応などすべての項目において、それぞれの国が自国の主権を行使しています。
韓国においては、外国軍隊に対する国内法の適用の例外については、派遣国と受入国の合意に基づくのが慣例とされています。

航空法の特例に関する法律で住民に危険が及ぶ恐れのある危険飛行を「適用されない」とする法律は、極めて異常と言わざるを得ません。

よって、国におかれては、米軍機飛行事故が起こらないように、航空法の特例に関する法律を見直し国民の安全を担保することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
防衛大臣	中谷元	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 5 号

速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 西 村 剛 治

速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）

1994 年に成立した「政治改革関連法」は企業・団体献金について、全面的に禁止することを前提に「5 年後に見直しを行う」としていました。しかし「抜け道」が残され、今も全面禁止は実現していません。

現状について当時の自民党総裁河野洋平氏、総理細川護熙氏はそれぞれ、関連法の中の政党助成金を、企業・団体献金をやらないために導入したとの認識を示し、献金が正当化されるのを、このまま放っておいていい問題ではないと強調しています。

やはり、営利が目的の企業が献金するのは、政治に対する影響力を行使するためであり、資金力のある企業や団体の意向によって政策が歪められるのは避けられません。金権腐敗政治の大本にある企業・団体献金の全面禁止は 30 年間放置されてきた政治改革の本丸です。昨年の衆議院選選挙で示された結果からしても、再び棚上げされることは許されません。

よって、国におかれては、速やかな企業・団体献金の禁止を法制化するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 6 号

ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 中 平 麻 衣

賛成者 〃 笹 岡 優

賛成者 〃 村 田 珠 美

ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書（案）

日本全国においてガソリン価格の高騰が続いており、2022 年以降は全国平均 170 円／リットルを超え、市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

特に、公共交通機関が十分に整備されていない中山間地域では、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰が家計に大きな負担をもたらしています。

また、農林漁業・運輸業・製造業など特に燃料を必要とする産業においても、コスト上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状況となっております。

現在ガソリン価格には、ガソリン税の本則である揮発油税 24.3 円／リットル、地方揮発油税 4.4 円／リットルが含まれ、さらに 1974 年より一時的な財政措置として設定されてのち、実質的に恒久化している 25.1 円／リットルの暫定税率（特例税率）が適用されております。加えて、ガソリン本体価格にガソリン税を含めた全体の金額に消費税 10％がかかる仕組みが、いわゆる二重税率であるとの指摘もあります。

よって、国におかれては、こうした状況を鑑み、廃止も含めたガソリン税そのもののあり方の抜本的な見直しと、現在のガソリン税（揮発油税および地方揮発油税）の暫定税率を直ちに撤廃し、税負担を軽減することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
経済産業大臣	武藤容治	殿
国土交通大臣	中野洋昌	殿
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	赤澤亮正	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

令和 7 年香美市議会定例会 3 月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 6 号	令和 7 年度香美市一般会計予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 7 号	令和 7 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 8 号	令和 7 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 9 号	令和 7 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 10 号	令和 7 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 11 号	令和 7 年度香美市水道事業会計予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 12 号	令和 7 年度香美市簡易水道事業会計予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 13 号	令和 7 年度香美市下水道事業会計予算	原案可決	7. 3. 24
議案 第 14 号	令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号）	原案可決	7. 2. 28
議案 第 15 号	令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 1 2 号）	原案可決	7. 3. 24
議案 第 16 号	令和 6 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算 （第 6 号）	原案可決	7. 3. 24
議案 第 17 号	令和 6 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算 （第 4 号）	原案可決	7. 3. 24
議案 第 18 号	令和 6 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	7. 3. 24
議案 第 19 号	香美市手話言語条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 20 号	香美市動物愛護基金条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 21 号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部 を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 22 号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 23 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 24 号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 25 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 26 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 27 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 28 号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 29 号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 30 号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 31 号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 32 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 33 号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 34 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	7. 3. 24
議案 第 35 号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 36 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 37 号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 38 号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 39 号	中尾モノレールの指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 40 号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 41 号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 42 号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 43 号	令和 6 年度香美市一般会計補正予算（第 1 3 号）	原案可決	7. 3. 24
議案 第 44 号	香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
議案 第 45 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
同意 第 2 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 3 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 4 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 5 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 6 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 7 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 8 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 9 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 10 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 11 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 12 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 13 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 14 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
同意 第 15 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 16 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 17 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 18 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 19 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
同意 第 20 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	7. 2. 28
発議 第 1 号	香美市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
発議 第 2 号	香美市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 3. 24
決議案 第 1 号	依光晃一郎市長に対する問責決議について	原案可決	7. 3. 24
意見書案 第 1 号	高額療養費制度の限度額等の引き上げを中止するよう求める意見書の提出について	原案否決	7. 3. 24
意見書案 第 2 号	食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書の提出について	原案否決	7. 3. 24
意見書案 第 3 号	学習指導要領改訂に現場教職員の声を積極的に反映させることを求める意見書の提出について	原案否決	7. 3. 24
意見書案 第 4 号	航空法の特例に関する法律を見直し安全を担保することを求める意見書の提出について	原案否決	7. 3. 24
意見書案 第 5 号	速やかな企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出について	原案否決	7. 3. 24
意見書案 第 6 号	ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出について	原案可決	7. 3. 24